【別紙】

改正後様式

修正様式

様式ID	NTA1GEZ310010040

★

給与支払事務所等の開設・移転・廃止届出書

F01	

税務署長殿

所得税法第 230 条の規定により次のとおり届け出ます。

事務所開設者			
郵便番号	F05	—	
住所又は本店所在地	F06		
電話番号	F07	—	—
フリガナ	F03		
氏名又は名称	F04		
個人番号又は法人番号	F02		
フリガナ	H06		
代表者氏名	H07		

○届出内容

届出書種別 ※次の区分に基づいて数字を記載してください。（開設：1、移転：2、廃止：3）	G01					
開設・移転・廃止年月日	N01		元号	年	月	日
給与支払を開始する年月日	N02		元号	年	月	日

「元号」欄は、次の区分に基づいて数字を記載してください。
（令和：5、平成：4）

（注）「住所又は本店所在地」欄は、個人の方は申告所得税の納税地、
法人の方は本店所在地（外国法人の場合には国外の本店所在地）を記載してください。

○届出の内容及び理由

開設・移転・廃止の内容	G02	
その他の内容	E01	

「開設・移転・廃止の内容」欄は、次の区分に基づいて数字を記載してください。
（開業又は法人の設立：1、「開業又は法人の設立」以外の開設：2、所在地の移転：3、
既存の給与支払事務所等への引継ぎ：4、廃業又は清算結了：5、休業：6、その他：7）

○既存の給与支払事務所等への引継ぎ理由

※「法人の合併」「法人の分割」「支店等の閉鎖」「その他」欄は、
次の区分に基づいて数字を記載してください。（1：該当、2：非該当）

法人の合併	G03		法人の分割	G04		支店等の閉鎖	G05		その他	G06	
その他の理由	E02										

○給与支払事務所等について

	開設・異動前		異動後	
フリガナ	E03		E08	
氏名又は名称	E04		E09	
郵便番号	P01	—	P02	—
住所又は所在地	E05		E10	
電話番号	T01	— —	T02	— —
フリガナ	E06		E11	
責任者氏名	E07		E12	

従業員数																
役員	G07		人	従業員	G08		人									
その他（区分及び人数）	区分	E13		人数	G09		人	区分	E14		人数	G10		人		
	区分	E15		人数	G11		人			従業員数計（役員・従業員を含む）		G12		人		

その他参考事項	E16		税理士署名	R01	

税務署整理欄	通信日付印の年月日		（西暦）年	月	日	備考					
		F12									
	個人番号カード ・ 運転免許証 ・ その他（ ）					番号確認	K21		身元確認	K22	

お問い合わせ番号	

税務署長

様

事業年度指定通知書

貴法人の事業年度については、法令又は定款、寄附行為、規則若しくは規約にその定めがなく、かつ、事業年度の届出がないので、法人税法（昭和40年法律第34号）第13条第３項の規定により、下記のとおり指定したから通知します。

記

事　業　年　度　自　　至　　（年１回決算）

この通知に係る処分は、　　の職員の調査に基づいて行いました。

不服申立て等について

【不服申立てについて】

○　この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して３月以内に税務署長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

○　再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して１月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

○　審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。

○　取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者　法務大臣）となります。

○　取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過したときは、提起することができません。

○　取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。

(1) 審査請求がされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

(2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。

(3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

不服申立て等について

【不服申立てについて】

○　この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して３月以内に国税局長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

○　再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して１月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

○　審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。

○　取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者　法務大臣）となります。

○　取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過したときは、提起することができません。

○　取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。

(1) 審査請求がされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

(2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。

(3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

事業年度指定通知書

1　使用目的

「事業年度指定通知書」は、法令又は定款、寄附行為、規則若しくは規約に事業年度の定めがなく、かつ、事業年度の届出がない法人について、事業年度を指定し、通知する場合に使用するものである。

2　記載要領

項　　目	内　　容
調査担当者の表示	「この通知に係る処分は、　　の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1)　税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2)　国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記載する。
教　　示	処分の内容に応じて、次のとおり記載する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。）。 (1)　税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「･･･３月以内に　　税務署長に対して･･･」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記載する。 また、「･･･（提出先は　　国税不服審判所首席国税審判官）･･･」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記載する。 (2)　国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「･･･３月以内に　　国税局長に対して･･･」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記載する。 また、「･･･（提出先は　　国税不服審判所首席国税審判官）･･･」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記載する。

3　留意事項

○　法人課税信託の名称の併記

法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合は、通知書等に、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載する。

お問い合わせ番号	

国 税 庁 長 官

様

法人税及び消費税の納税地指定通知書

法人税法第18条及び消費税法第23条の規定により、下記のとおり貴法人の法人税及び消費税の納税地として指定したから通知します。したがって、今後、貴法人の法人税及び消費税に関する事務は、指定納税地を所轄する　　税務署長が行うこととなりますから、法人税及び消費税の申告書、諸届出書等は同税務署長に提出してください。

記

（指定納税地）

（処分の理由）

不服申立て等について

【不服申立てについて】

○　この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して３月以内に国税庁長官に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

○　審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。

○　取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者　法務大臣）となります。

○　取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過したときは、提起することができません。

○　取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。

(1) 審査請求がされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

(2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。

(3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

お問い合わせ番号	

国税局長

様

法人税及び消費税の納税地指定通知書

法人税法第18条及び消費税法第23条の規定により、下記のとおり貴法人の法人税及び消費税の納税地として指定したから通知します。したがって、今後、貴法人の法人税及び消費税に関する事務は、指定納税地を所轄する　　税務署長が行うこととなりますから、法人税及び消費税の申告書、諸届出書等は同税務署長に提出してください。

記

（指定納税地）

（処分の理由）

不服申立て等について

【不服申立てについて】

○　この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して３月以内に国税局長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

○　再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して１月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

○　審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。

○　取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者　法務大臣）となります。

○　取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過したときは、提起することができません。

○　取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。

(1) 審査請求がされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

(2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。

(3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

お問い合わせ番号	

国 税 庁 長 官

様

法人税及び消費税の納税地指定通知書（指定替え）

法人税法第18条及び消費税法第23条の規定により、下記のとおり貴法人の法人税及び消費税の納税地として指定したから通知します。したがって、今後、貴法人の法人税及び消費税に関する事務は、指定納税地を所轄する　　税務署長が行うこととなりますから、法人税及び消費税の申告書、諸届出書等は同税務署長に提出してください。

なお、　　付　　による貴法人に対する法人税及び消費税の納税地指定の処分は、この通知により失効することとなります。

記

（指定納税地）

（処分の理由）

不服申立て等について

【不服申立てについて】

○　この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して３月以内に国税庁長官に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

○　審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。

○　取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者　法務大臣）となります。

○　取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過したときは、提起することができません。

○　取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。

(1) 審査請求がされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

(2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。

(3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

お問い合わせ番号	

国税局長

様

法人税及び消費税の納税地指定通知書（指定替え）

法人税法第18条及び消費税法第23条の規定により、下記のとおり貴法人の法人税及び消費税の納税地として指定したから通知します。したがって、今後、貴法人の法人税及び消費税に関する事務は、指定納税地を所轄する　　税務署長が行うこととなりますから、法人税及び消費税の申告書、諸届出書等は同税務署長に提出してください。

なお、　　付　　による貴法人に対する法人税及び消費税の納税地指定の処分は、この通知により失効することとなります。

記

（指定納税地）

（処分の理由）

不服申立て等について

【不服申立てについて】

○　この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して３月以内に国税局長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

○　再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して１月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

○　審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。

○　取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者　法務大臣）となります。

○　取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過したときは、提起することができません。

○　取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。

(1) 審査請求がされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

(2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。

(3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

お問い合わせ番号	

国 税 庁 長 官

様

法人税及び消費税の納税地指定解除通知書

付　　をもって貴法人の法人税及び消費税の納税地を指定しましたが、この度、以下の理由によりこの指定を解除したから通知します。

なお、今後、貴法人の法人税及び消費税に関する事務は、本店所在地を所轄する税務署長が行うこととなりますから、法人税及び消費税の申告書、諸届出書等は、同税務署長あて提出してください。

（処分の理由）

不服申立て等について

【不服申立てについて】

○　この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して３月以内に国税庁長官に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

○　審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。

○　取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者　法務大臣）となります。

○　取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過したときは、提起することができません。

○　取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。

(1) 審査請求がされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

(2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。

(3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

お問い合わせ番号	

国税局長

様

法人税及び消費税の納税地指定解除通知書

付　　をもって貴法人の法人税及び消費税の納税地を指定しましたが、この度、以下の理由によりこの指定を解除したから通知します。

なお、今後、貴法人の法人税及び消費税に関する事務は、本店所在地を所轄する　　税務署長が行うこととなりますから、法人税及び消費税の申告書、諸届出書等は、同税務署長あて提出してください。

（処分の理由）

不服申立て等について

【不服申立てについて】

○　この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して３月以内に国税局長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

○　再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して１月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

○　審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。

○　取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者　法務大臣）となります。

○　取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過したときは、提起することができません。

○　取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。

(1) 審査請求がされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

(2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。

(3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式ID	NTA1TEZ055010020

更正の請求書
（令和５年４月１日以後終了事業年度分）

提出先	F01		税務署長	法人番号	F02		年　月　日　提出

納税地	郵便番号	F05	―		事業種目	H02	
	納税地	F06			代表者 郵便番号	P01	―
	電話番号	F07	― ―		代表者 住所	H08	
フリガナ（法人名）		F03			フリガナ（代表者氏名）	H06	
法人名		F04			代表者氏名	H07	

次の規定に基づき、該当する事業年度又は課税事業年度の確定申告に係る課税標準等について、下記のとおり更正の請求をします。
１．国税通則法第23条　２．法人税法第81条
３．地方法人税法第24条　４．租税特別措置法第66条の４

	(自) 元号	年	月	日	(至) 元号	年	月	日
N01					N02			

記

区分					この請求前の金額（円）		更正の請求金額（円）
法人税額	所得	所得金額又は欠損金額		1		G03	
		同上の内訳	軽減税率適用所得金額	2		G04	
			その他の金額（1－2）	3		G05	
		法人税額		4		G06	
	法人税額の特別控除額			5		G07	
	差引法人税額（4－5）			6		G08	
	税額控除超過額相当額等の加算額			7		G09	
	土地譲渡利益金	課税土地譲渡利益金額		8		G10	000
		同上に対する税額		9		G11	
	留保金	課税留保金額		10		G12	000
		同上に対する税額		11		G13	
	使途秘匿金	使途秘匿金額		12		G14	000
		同上に対する税額		13		G15	
	法人税額計（6＋7＋9＋11＋13）			14		G16	
	分配時調整外国税相当額及び外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額			15		G17	
	仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額			16		G18	
	控除税額			17		G19	
	差引所得に対する法人税額（14－15－16－17）			18		G20	00
	中間申告分の法人税額			19		G21	00
	差引	納付すべき法人税額		20	G01 00	G22	00
		還付金額		21	G02	G23	
	翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金			22		G40	
地方法人税額	課税標準法人税額の計算	基準法人税額	所得の金額に対する法人税額	23		G26	
			課税留保金額に対する法人税額	24		G27	
		課税標準法人税額（23＋24）		25		G28	000
	(23)に係る地方法人税額			26		G29	
	税額控除超過額相当額等の加算額			27		G30	
	(24)に係る地方法人税額			28		G31	
	所得地方法人税額（26＋27＋28）			29		G32	
	分配時調整外国税相当額及び外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額			30		G33	
	仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除地方法人税額			31		G34	
	外国税額の控除額			32		G35	
	差引地方法人税額（29－30－31－32）			33		G36	00
	中間申告分の地方法人税額			34		G37	00
	差引	納付すべき地方法人税額		35	G24 00	G38	00
		還付金額		36	G25	G39	

（更正の請求をする理由等） E01

修正申告書提出年月日		元号	年	月	日
	N03				
更正決定通知書受理年月日		元号	年	月	日
	N04				

添付書類	E02	

還付を受けようとする金融機関等

ゆうちょ以外	金融機関名	Z01	
	金融機関区分	Z02	1：銀行　2：金庫　3：組合　4：農協　5：漁協
	支店名	Z03	
	本支店区分	Z04	1：銀行　2：支店　3：本店　4：支所　5：出張所
	預金種類	Z05	1：普通　2：当座　3：納税準備　4：通知　5：別段　6：貯蓄　9：その他
	口座番号	Z06	
ゆうちょ	郵便局名（窓口受取）	Z07	郵便局
	記号番号	Z08	―

税理士署名	R01	

税務署整理欄	通信日付印の年月日		（西暦）年	月	日	備考	
		F12					

様式ID	NTA1VTZ010010020

★

各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税及び国際最低課税額に係る特定基準法人税額に対する地方法人税の更正の請求書

提出先		F01		税務署長	法人番号	F02	
納税地	郵便番号	F05	—		事業種目	H02	
	納税地	F06			代表者 郵便番号	F36	—
	電話番号	F07	— —		代表者 住所	H08	
フリガナ（法人名）		F03			フリガナ（代表者氏名）	H06	
法人名		F04			代表者氏名	H07	

該当番号			該当番号	
	次のうち該当する数字を記載してください。 1：国税通則法第23条 2：法人税法第82条の10 3：地方法人税法第24条の８第１項	の規定に基づき、 自令和 年 月 日 至令和 年 月 日		次のうち該当する数字を記載してください。 1：対象会計年度 2：課税対象会計年度

の確定申告に係る課税標準等について、下記のとおり更正の請求をします。

区分			この請求前の金額	更正の請求金額
法人税額	課税標準国際最低課税額	1		000 円
	法人税額	2	00 円	00
地方法人税額	課税標準国際最低課税法人税額又は課税標準特定法人税額	3		000
	地方法人税額	4	00 円	00

（更正の請求をする理由等）	

修正申告書提出年月日	令和 年 月 日	とする金融機関等還付を受けよう	ゆうちょ以外	金融機関名	
				金融機関区分	1:銀行 2:金庫 3:組合 4:農協 5:漁協
更正決定通知書受理年月日	令和 年 月 日			支店名	
				本支店区分	1:本店 2:支店 3:本所 4:支所 5:出張所
				預金種類	1:普通 2:当座 3:納税準備 4:通知 5:別段 6:貯蓄 9:その他
添付書類				口座番号	
			ゆうちょ銀行	郵便局名（受取窓口）	郵便局
				記号番号	—

税理士署名	R01		電話番号（税理士）	R02	— —

税務署整理欄	通信日付印の年月日		（西暦）年	月	日	備考	
		F12					

各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税及び国際最低課税額に係る特定基準法人税額に対する地方法人税の更正の請求書の記載要領等

【令和６年４月１日以後開始対象会計年度等分】

1　この請求書は、次に掲げる事実に該当する場合等に、国税通則法第23条、法人税法第82条の10、地方法人税法第24条の８第１項の規定に基づいて更正の請求をするときに使用するものです。

(1)　税務署に提出した申告書に記載した課税標準等又は税額等の計算が、法人税又は地方法人税に関する法律の規定に従っていなかったため又は当該計算に誤りがあったために、納付すべき税額が過大となっている場合

(2)　修正申告書を提出した場合又は更正、決定を受けた場合に、その修正申告又は更正、決定に伴い、その後の対象会計年度又は課税対象会計年度で決定を受けた対象会計年度の法人税額又は課税対象会計年度の地方法人税額が過大となる場合

2　この請求書は、次の区分に応じてそれぞれの提出期限までに提出する必要があります。

区　　分	提　　出　　期　　限
(1)　国税通則法第 23 条第１項の規定に基づいて提出する場合	請求の基になる申告の法定申告期限（申告期限の延長申請に対する延長の処分があった場合は、その延長後の申告期限）から５年以内
(2)　国税通則法第 23 条第２項の規定に基づいて提出する場合	国税通則法第 23 条第２項の各号に掲げる事実に該当した日の翌日から起算して２月以内
(3)　法人税法第 82 条の 10 又は地方法人税法第24条の８第１項の規定に基づいて提出する場合	請求の基因となる修正申告書を提出した日又は更正決定の通知を受けた日の翌日から起算して２月以内

3　この請求書には、取引の記録等に基づいて請求の理由の基礎となる事実を証明する書類を添付してください。

4　この請求書の各欄は、次により記載します。

(1)　「この請求前の金額」欄には、請求の基になる確定申告書（当該申告書に関し更正又は決定があった場合には、更正決定通知書）に記載された該当項目の金額を移記してください。

(2)　「更正の請求金額」欄には、請求に基づいて更正がなされた場合の金額を、確定申告書の記載方法に準じて計算の上、記載してください。

(3)　「課税標準国際最低課税法人税額又は課税標準特定法人税額　３」の欄は、更正の請求をする課税対象会計年度が令和８年４月１日以後に開始する場合には「又は課税標準特定法人税額」を消し、同日前に開始する場合には「課税標準国際最低課税法人税額又は」を消してください。

(4)　「更正の請求をする理由等」欄には、請求をする理由及び請求をするに至った事情について記載するほか、その他参考となる事項がある場合はこれを付記してください。

(5)　「修正申告書提出年月日」欄又は「更正決定通知書受理年月日」欄は、法人税法第82条の10又は地方法人税法第24条の８第１項の規定に基づいて更正の請求を行う場合に記載してください。

(6)　「還付を受けようとする金融機関等」欄には、還付金の支払を受ける場合に、取引銀行等の預金口座への振込みを希望されるときは、その取引銀行等の名称等、預金の種類及びその口座番号を記載してください。ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望されるときは、その貯金口座の記号番号を記載してください。また、ゆうちょ銀行又は郵便局窓口での受取を希望される場合には、支払を受けるのに便利な郵便局名等を記載してください。

(7)　「税理士署名」欄は、この請求書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。

お問い合わせ番号	

税務署長

様

更正の請求に対してその更正をすべき理由がない旨の通知書

		自	（連結）事業年度
貴法人から	付でされた		課税事業年度
		至	課　税　期　間

に係る更正の請求については、調査した結果、下記理由により更正をすべき理由がないと認められるので通知します。

記

（理由）

この通知に係る処分は、　　の職員の調査に基づいて行いました。

不服申立て等について

【不服申立てについて】

○　この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して３月以内に税務署長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

○　再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して１月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

○　審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。

○　取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者　法務大臣）となります。

○　取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過したときは、提起することができません。

○　取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。

○　取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。

(1) 審査請求がされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

(2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。

(3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

不服申立て等について

【不服申立てについて】

○　この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して３月以内に国税局長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

○　再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して１月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

○　審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。

○　取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者　法務大臣）となります。

○　取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過したときは、提起することができません。

○　取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。

○　取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。

(1) 審査請求がされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

(2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。

(3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

更正の請求に対してその更正をすべき理由がない旨の通知書

1　使用目的

「更正の請求に対してその更正をすべき理由がない旨の通知書」は、更正の請求に対して調査した結果、その更正をすべき理由がないと認めた場合、更正の請求が請求期限経過後に提出されたもの又は請求事項が不適法なものである場合に、請求法人に対してその旨を通知するときに使用する。

2　記載要領

項　　目	内　　容
本　　文	提出された更正の請求書に基づき、提出年月日及び請求対象(連結)事業年度、請求対象課税事業年度又は請求対象課税期間を記入する。 当該請求書が、法人税のみのものである場合は、「課税事業年度」及び「課税期間」の文字を抹消し、請求対象事業年度が連結事業年度に該当しない場合は「(連結)事業年度」の「(連結)」の文字を抹消する。 当該請求書が、地方法人税又は防衛特別法人税のみのものである場合は「(連結)事業年度」及び「課税期間」の文字を抹消する。 当該請求書が、法人税及び地方法人税又は防衛特別法人税のみのものである場合は、「課税期間」の文字を抹消し、請求事業年度が連結事業年度に該当しない場合は「(連結)事業年度」の「(連結)」の文字を抹消する。 当該請求書が、消費税及び地方消費税のみのものである場合は「(連結)事業年度」及び「課税事業年度」の文字を抹消する。
理　　由	更正の請求に対して更正をすべき理由がないとした理由を具体的に記載する。
調査担当者の表示	「この通知に係る処分は、　　の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1)　税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2)　国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。
教　　示	処分の内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。）。 (1)　税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「･･･３月以内に　　税務署長に対して･･･」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「･･･（提出先は　　国税不服審判所首席国税審判官）･･･」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2)　国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「･･･３月以内に　　国税局長に対して･･･」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「･･･（提出先は　　国税不服審判所首席国税審判官）･･･」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3　留意事項

○　法人課税信託の名称の併記

法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合は、通知書等に、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

お問い合わせ番号

令和　　年　　月　　日

納税地	
法人名	
代表者氏名	様

税 務 署 長

更正の請求に対してその更正をすべき理由がない旨の通知書

貴法人から令和　　年　　月　　日付でされた　自令和　　年　　月　　日　対象会計年度　の　至令和　　年　　月　　日　課税対象会計年度

国際最低課税額に対する法人税
国際最低課税残余額に対する法人税
国内最低課税額に対する法人税
国際最低課税額に係る特定基準法人税額に対する地方法人税　に係る更正の請求については、調査した
特定基準法人税額に対する地方法人税
国際最低課税残余額に係る特定基準法人税額に対する地方法人税
国内最低課税額に係る特定基準法人税額に対する地方法人税

結果、下記理由により更正をすべき理由がないと認められるので通知します。

記

（理由）

この通知に係る処分は、　　の職員の調査に基づいて行いました。

不服申立て等について

【不服申立てについて】

○　この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して３月以内に税務署長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

○　再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して１月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

○　審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。

○　取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者　法務大臣）となります。

○　取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過したときは、提起することができません。

○　取消訴訟は､審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。

(1) 審査請求がされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

(2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。

(3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

不服申立て等について

【不服申立てについて】

○　この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して３月以内に国税局長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

○　再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して１月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

○　審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。

○　取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者　法務大臣）となります。

○　取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過したときは、提起することができません。

○　取消訴訟は､審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。

(1) 審査請求がされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

(2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。

(3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

更正の請求に対してその更正をすべき理由がない旨の通知書

1　使用目的

「更正の請求に対してその更正をすべき理由がない旨の通知書」は、更正の請求に対して調査した結果、その更正をすべき理由がないと認めた場合、更正の請求が請求期限経過後に提出されたもの又は請求事項が不適法なものである場合に、請求法人に対してその旨を通知するときに使用する。

2　記載要領

項　　目	内　　容
本　　文	提出された更正の請求書に基づき、提出年月日及び請求対象対象会計年度又は請求対象課税対象会計年度を記入する。 当該請求書が、法人税のみの場合は「課税対象会計年度」の文字を抹消する。 地方法人税のみの場合は、「対象会計年度」の文字を抹消する。 当該請求書の提出により更正の請求がされた法人税又は地方法人税以外を抹消する。 (注)　「特定基準法人税額に対する地方法人税」については、令和８年４月１日前に開始する課税対象会計年度の地方法人税のみが該当する。
理　　由	更正の請求に対して更正をすべき理由がないとした理由を具体的に記載する。
調査担当者の表示	「この通知に係る処分は、　　の職員の調査に基づいて行いました。」の欄は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1)　税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2)　国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。
教　　示	処分の内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。）。 (1)　税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「･･･３月以内に　　税務署長に対して･･･」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「･･･（提出先は　　国税不服審判所首席国税審判官）･･･」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2)　国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「･･･３月以内に　　国税局長に対して･･･」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「･･･（提出先は　　国税不服審判所首席国税審判官）･･･」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3　送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第２条第６項（定義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第９項に規定する特定信書便事業者による同条第２項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

様式ID NTA0H0K020010060

会社事業概況書（１．総括表）

元号　　年　　月　　日

法人名	F04		事業年度（至）	N01				
法人区分（１．外国法人　２．内国法人）	G01		応答者	氏名	E01			
				部・課	E02			
				役職名	E03			
				電話	T01	—	—	

① 事業の内容

E04

② 関与税理士

氏名		電話	
E05		T02	－ －
E06		T03	－ －
E07		T04	－ －
E08		T05	－ －

③ 加入組合等

加入組合等		役職名	
E09		E10	
E11		E12	
E13		E14	

④ 上場している場合の市場名

市場名１	E15		市場名２	E16		未上場の場合、株主又は株式所有異動の有無（１ 有、２ 無）	G02	

⑤ 子会社等及び支店等数

子会社等					支店等											
国内		海外			国内								海外			
					工場		店舗		営業所		その他		工場		その他	
G03		G04			G05		G06		G07		G08		G09		G10	

⑥ 売上構成比

品名、事業部等		売上高（単位：百万円）		構成割合		
E17		G11		C01		%
E18		G12		C02		%
E19		G13		C03		%
E20		G14		C04		%
E21		G15		C05		%
その他		G16		C06		%
合計		G17				

⑦ 前期と比較して当期の業績（売上・利益等）に著しい変化がある場合の主な理由

E22

⑧ 主要役員の状況

氏名		役職名		就任年月 元号 年 月				所有株数（単位：千株）	
E23		代表取締役		M01				G18	
E24		E25		M02				G19	
E26		E27		M03				G20	
E28		E29		M04				G21	
E30		E31		M05				G22	
E32		E33		M06				G23	

⑨ 従業員数

G24　　人

⑩ 申告書確認表等の活用状況　（自社で作成しているチェックシートに盛り込む等、間接的に活用する場合を含みます。）

申告書確認表※の活用の有無（１ 有、２ 一部有、３ 無）	G25		大規模法人における税務上の要注意項目確認表※の活用の有無（１ 有、２ 一部有、３ 無）	G26	

※「申告書確認表」及び「大規模法人における税務上の要注意項目確認表」は、国税庁ホームページ（ホーム／税の情報・手続・用紙／申告手続・用紙／申告・申請・届出等、用紙（手続の案内・様式）／確定申告等情報／法人税／申告手続に係る各種参考情報／「申告書の自主点検と税務上の自主監査」に関する情報（調査課所管法人の皆様へ）に掲載しています。

【URL】　https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/shinkoku/hojin/sanko/tk.htm

詳細は、記載要領をご覧ください。

08.08改訂

様式ID	NTAOHOK030010060

会社事業概況書（２.子会社等の状況）

元号　　年　　月　　日

法人名	F04									事業年度（至）	N01				
子会社等の名称（法人名）	E01									資本金又は出資金の額（※）	G01		通貨単位（※）	E04	
										主たる事業	E05				
所在地	E02			国名	E03					子会社等との当期の取引額（百万円）	売上高	G02			
											仕入高	G03			
株式等の保有割合	直接	C01	%	間接	C02	%					その他 科目名	E06			
											その他 取引額	G04			
子会社等の名称（法人名）	E07									資本金又は出資金の額（※）	G05		通貨単位（※）	E10	
										主たる事業	E11				
所在地	E08			国名	E09					子会社等との当期の取引額（百万円）	売上高	G06			
											仕入高	G07			
株式等の保有割合	直接	C03	%	間接	C04	%					その他 科目名	E12			
											その他 取引額	G08			
子会社等の名称（法人名）	E13									資本金又は出資金の額（※）	G09		通貨単位（※）	E16	
										主たる事業	E17				
所在地	E14			国名	E15					子会社等との当期の取引額（百万円）	売上高	G10			
											仕入高	G11			
株式等の保有割合	直接	C05	%	間接	C06	%					その他 科目名	E18			
											その他 取引額	G12			
子会社等の名称（法人名）	E19									資本金又は出資金の額（※）	G13		通貨単位（※）	E22	
										主たる事業	E23				
所在地	E20			国名	E21					子会社等との当期の取引額（百万円）	売上高	G14			
											仕入高	G15			
株式等の保有割合	直接	C07	%	間接	C08	%					その他 科目名	E24			
											その他 取引額	G16			
子会社等の名称（法人名）	E25									資本金又は出資金の額（※）	G17		通貨単位（※）	E28	
										主たる事業	E29				
所在地	E26			国名	E27					子会社等との当期の取引額（百万円）	売上高	G18			
											仕入高	G19			
株式等の保有割合	直接	C09	%	間接	C10	%					その他 科目名	E30			
											その他 取引額	G20			
子会社等の名称（法人名）	E31									資本金又は出資金の額（※）	G21		通貨単位（※）	E34	
										主たる事業	E35				
所在地	E32			国名	E33					子会社等との当期の取引額（百万円）	売上高	G22			
											仕入高	G23			
株式等の保有割合	直接	C11	%	間接	C12	%					その他 科目名	E36			
											その他 取引額	G24			

※　別表十七(四)「国外関連者に関する明細書」を提出している場合には、当該明細書に記載のある子会社については、省略しても構いません。
※　当該「2.子会社等の状況」の項目を含む既存の資料がある場合には、その資料を当該「2.子会社等の状況」に代えて提出しても構いません。
※　「資本金又は出資金の額」については、当該子会社等が内国子会社等の場合には、百万円単位で記載し、外国子会社等の場合には、当該外国子会社等の千現地通貨単位で記載してください。
※　「通貨単位」については、当該子会社等の現地通貨略号を記載してください。

08.08改訂

様式ID NTA0H0K040010080

会社事業概況書（３．ＩＣＴの概要）

元号　年　月　日

法人名	F04		事業年度（至）	N01				

① システムにおける機器の構成状況

区分	メーカー・機器名		台数		ＯＳ名		導入年月（元号 年 月）				設置場所	
ホスト（ｻｰﾊﾞｰ）	E04		G01		E05		M01				E06	
D/B ｻｰﾊﾞｰ	E07		G02		E08		M02				E09	
パソコン	E10		G03		E11		M03				E12	
専用端末機	E13		G04		E14		M04				E15	

応答者			
	氏名	E01	
	部・課	E02	
	役職名	E03	
	電話	T01	— —

② 申告書作成ソフト名

E16	

③ 適用業務

区分＼項目	自己開発（1 有、2 無）		使用プログラム等	
財務会計	G05		E17	
管理会計	G06		E18	
購買管理	G07		E19	
販売管理	G08		E20	
その他	G09		E21	
ERPシステム			E22	

④ 電子メールの状況

利用プログラム（メールソフト名）	E23	

電子メール取扱規定（1 有、2 無）	G10	
メールサーバーの管理（1 自社、2 委託、3 クラウド）	G11	
監視ツール等	E24	

⑤ システム関連部門（委託会社等）の状況

区分＼項目	委託等の状況（1 自社、2 委託、3 派遣）		担当部門又は委託会社等の名称及び所在地		自社従業員数		
システム開発	G12		E25		G13		人
システム運用	G14		E26		G15		人
システム監査	G16		E27		G17		人

⑥ 電子帳簿保存の状況

適用			電磁的記録で保存している帳簿等の種類								作成に使用するプログラム			
											システム名称		自己開発（1 有、2 無）	
帳簿（1 有・優良帳簿、2 有・その他、3 無）	G18		仕訳帳（1 有、2 無）	G19		その他（1 有、2 無）	G21		その他（帳簿名）	E28				
			総勘定元帳（1 有、2 無）	G20		補助簿（1 有、2 無）	G22		補助簿（帳簿名）	E29				
書類（1 有、2 無）	G24		取引書類（1 有、2 無）	G25		取引書類（書類名）	E31				E30		G23	
			決算書類（1 有、2 無）	G26		決算書類（書類名）	E32				E33		G27	
スキャナ（1 有、2 無）	G28		取引書類（書類名）	E34							E36		G31	

⑦ 年末調整関係書類の電子化の状況

年末調整関係申告書の取扱（1 有、2 無）	G40		年末調整関係申告書の電磁的方法での受付の可否（1 可、2 否）	G41		保険料等の支払を証する書類の電磁的方法での受付の可否（1 可、2 否）	G42	
従業員による保険料等の支払を証する書類のマイナポータル連携での取得（1 有、2 無、3 未把握）				G43		年末調整手続でのシステム利用（1 有、2 無）	G44	
年末調整手続で利用するシステム（1 該当、2 非該当）			国税庁が提供する年末調整控除申告書作成用ソフトウェアの利用	G45		自社製ソフトウェアの利用	G46	
			市販のソフトウェアの利用	G47		市販のソフトウェアの名称	E43	

⑧ 電子商取引の状況

（電子決済の利用業務（1 有、2 無））				ネット販売				
売上	G32		ＥＤＩ取引（1 有、2 無）	G33				
仕入	G48		サイト名	E38				
材料	G49		取扱商品（1 有、2 無）	デジタルコンテンツ	G34			
経費	G50			金融商品	G52			
その他 有無	G51			物品等	G53			
その他 科目名	E37		主要商品名	E39				

⑨ その他

クラウドサービスの運営・利用状況（1 運営、2 利用）	G35	

クラウドサービスの利用有無（1 有、2 無）	データ管理		会計		その他	
	G36		G37		G38	
クラウドサービス名	E40					
クラウド運営事業者名	E41					
ＷＥＢ会議システムの業務への導入有無（1 有、2 無）	G39					
ＷＥＢ会議システムの名称	E42					

08.08改訂

様式ID	NTA0H0K050010070

会社事業概況書（４.海外取引等の概要）

元号　　年　　月　　日

法人名	F04		事業年度（至）	N01				

①　外国子会社数等

			応答者			
外国関係会社数	G01			氏名	E01	
海外工事現場を有している事業所数	G02			部・課	E02	
ローカルファイルを作成又は取得する国外関連者数	G03			役職名	E03	
				電話	T01	— —

②　貿易取引等

取引形態＼項目		取引金額（百万円）		主な取扱品目等		主な取引先		国名	
輸出		G04		E04		E05		E06	
輸入		G05		E07		E08		E09	
海外工事	支払	G06		E10		E11		E12	
	受取	G07		E13		E14		E15	
その他	支払	G08		E16		E17		E18	
	受取	G09		E19		E20		E21	

③　貿易外取引

取引形態＼項目		取引金額（百万円）		主な取引先		国名	
手数料	支払	G10		E22		E23	
	受取	G11		E24		E25	
無形固定資産の使用料	支払	G12		E26		E27	
	受取	G13		E28		E29	
役務提供の対価	支払	G14		E30		E31	
	受取	G15		E32		E33	
借入金の利息又は貸付金の利息	支払	G16		E34		E35	
	受取	G17		E36		E37	
証券の売買	取得	G18		E38		E39	
	譲渡	G19		E40		E41	
不動産の売買	取得	G20		E42		E43	
	譲渡	G21		E44		E45	
その他	E46	G22		E47		E48	
	E49	G23		E50		E51	

④　外国為替取引

為替予約	個別予約対象通貨	E52	
	包括予約対象通貨	E53	

⑤　オフバランス取引

		内容
スワップ	E54	
オプション	E55	
先物	E56	
その他	E57	

08.08改訂

様式ID NTA0H0K060010050

会社事業概況書（５.外国法人）

元号　　年　　月　　日

法人名	F04		事業年度（至）	N01				

応答者				責任者			
氏名	E01			氏名	E05		
部・課	E02			部・課	E06		
役職名	E03			役職名	E07		
所在地	E04			所在地	E08		
電話	T01	—	—	電話	T02	—	—

①　本店の概要

所在地	E09		資本金	J01		通貨単位	

主要株主又は出資者	氏名又は名称		住所又は所在地		保有割合		
	E10		E11		C01		%
	E12		E13		C02		%
	E14		E15		C03		%

国内源泉所得以外の所得（国外所得）の有無　（1 有、2 無）	G01		

②　日本国内に所在する支店等の概要

恒久的施設の種類（1 該当、2 非該当）	支店・事務所等	G02		長期建設工事現場等	G03		代理人	G04		無	G05	

主な取引先						
1	名称	E16		所在地	E17	
	取引内容	E18				
2	名称	E19		所在地	E20	
	取引内容	E21				

事業部の状況	事業部名		主な業務内容		責任部署の状況					
					部・課名		担当者名		所在地	
	E22		E23		E24		E25		E26	
	E27		E28		E29		E30		E31	
	E32		E33		E34		E35		E36	

主要役員の状況	氏名		役職名及び担当業務 / 本店における役職名		国外からの給与有無（1 有、2 無）		支払者の氏名又は名称 / 支払者の住所又は所在地	
	E37		E38		G06		E40	
			E39				E41	
	E42		E43		G07		E45	
			E44				E46	
	E47		E48		G08		E50	
			E49				E51	

従業員数	G09		人	従業員のうち国外からの給与がある者の数	G10		人

本店からの配賦収益	有無（1 有、2 無）	配賦された金額		財務諸表上の勘定科目	配賦計算方法
	G11	G12	円	E52	E53

本店からの配賦費用	有無（1 有、2 無）	配賦された金額		財務諸表上の勘定科目	配賦計算方法
	G13	G14	円	E54	E55

08.08改訂

様式ID	NTA0H0K070010050

会社事業概況書（６.通算子法人）

元号　　年　　月　　日

法人名	F04		事業年度（至）	N01				
通算親法人名	E01							

①　通算グループ内での位置づけ等の概要

E05	

応答者			
	氏名	E02	
	部・課	E03	
	役職名	E04	
	電話	T01	—　　—

②　主要役員の出向受入の状況

氏名		出向元法人	
E06		E07	
E08		E09	
E10		E11	
E12		E13	
E14		E15	

③　他の通算法人からの管理等の状況

管理部署等				被管理部署		主な管理内容	
法人名		管理部署					
E16		E17		E18		E19	
E20		E21		E22		E23	
E24		E25		E26		E27	
E28		E29		E30		E31	
E32		E33		E34		E35	

④　通算親法人との取引状況

売上高（百万円）		仕入高（百万円）		その他							
				科目		金額（百万円）		科目		金額（百万円）	
G01		G02		E36		G03		E37		G04	
				E38		G05		E39		G06	

⑤　他の通算子法人との取引状況

法人名		売上高（百万円）		仕入高（百万円）		その他		
						主な科目		金額（百万円）
E40		G07		G08		E41		G09
E42		G10		G11		E43		G12
E44		G13		G14		E45		G15
E46		G16		G17		E47		G18
E48		G19		G20		E49		G21
その他		G22		G23		E50		G24
合計		G25		G26		E51		G27

⑥　通算グループ法人以外の法人との取引状況

法人名		売上高（百万円）		法人名		仕入高（百万円）	
E52		G28		E53		G29	
E54		G30		E55		G31	
E56		G32		E57		G33	
E58		G34		E59		G35	
E60		G36		E61		G37	
E62		G38		E63		G39	

08.08改訂

会社事業概況書の記載要領

この会社事業概況書は、法人税法施行規則第35条第１項第５号並びに第61条の５第１号ト及び第２号トに規定する「事業等の概況に関する書類」です。法人が調査査察部等の所掌事務の範囲を定める省令（昭和24年６月１日大蔵省令第49号）に規定する調査課所管法人の場合には、この様式を使用してください。（様式は国税庁ホームページに掲載しています。）

【URL】 https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/hojin/shinkoku/01.htm

当該会社事業概況書は、「１.総括表」、「２.子会社等の状況」、「３.ICTの概要」、「４.海外取引等の概要」、「５.外国法人」及び「６.通算子法人」で構成されており、それぞれの様式については、次により記載します。

１【共通的事項】

項番	記載要領
(1)	記載する内容は、記載要領に説明のない限り、当該会社事業概況書を添付する確定申告書の事業年度（以下「当期」といいます。）の年度末時点の現況としてください。
(2)	「１.総括表」～「４.海外取引等の概要」については、全ての法人において記載してください。なお、次の法人に該当する場合は「１.総括表」～「４.海外取引等の概要」の様式に加えて、それぞれ次の様式も記載してください。 法人税法（以下「法」といいます。）第２条第４号に規定する外国法人(以下「外国法人」といいます。)の場合、「５.外国法人」 法第２条第12号の７に規定する通算子法人（以下「通算子法人」といいます。）の場合、「６.通算子法人」
(3)	「２.子会社等の状況」を除く各様式における「応答者」欄については、当該各様式を記載した者の氏名、部・課、役職名、電話番号を記載してください。

２【１.総括表】

項番		項目名	記載欄	記載要領
(1)	－	法人区分 （1 外国法人、2 内国法人）	G01	法人が法第２条第３号に規定する外国法人の場合には「１」を、内国法人（以下「内国法人」といいます。）の場合には「２」を記載してください。
(2)	－	－	－	法人が外国法人の場合、当該「総括表」の各欄は、特に記載要領に説明のない限り、日本国内に所在する支店の状況について記載してください。
(3)	－	①事業の内容	E04	法人が営む事業について記載してください。 なお、法人が外国法人である場合、「外国法人全体の事業」と「国内において行う事業」（日本国内に所在する支店が営む事業）とに区分して、それぞれについて記載してください。
(4)	－	②関与税理士	E05～E08 T02～T05	関与している税理士の氏名及び電話番号を記載してください。
(5)	－	③加入組合等	E09～E14	主な加入組合、団体等及び役職名を記載してください。
(6)	－	④上場している場合の市場名	－	各欄については、次により記載してください。
	イ	市場名１ 市場名２	E15、E16	法人が一の市場に上場している場合には「市場名１」欄にその市場名を記載してください。 なお、法人が複数の市場に上場している場合には主な市場名を２つ「市場名１」欄及び「市場名２」欄に記載してください。
	ロ	未上場の場合、株主又は株式所有異動の有無 （1 有、2 無）	G02	法人が未上場の場合で、当期中に株主の異動又は株主間の持株数の異動があった場合には「１」を、異動がなかった場合には「２」を記載してください。
(7)	－	⑤子会社等及び支店等数	－	各欄については、次により記載してください。
	イ	子会社等	G03、G04	直接、間接を問わず出資割合又は議決権所有割合（以下「出資割合等」といいます。）が50%超の子会社等について、子会社等の所在地により国内及び海外それぞれに分けてその総数を記載してください。
	ロ	支店等	G05～G10	所在地が国内であるものについては「工場」、「店舗」、「営業所」、「その他」の別にそれぞれの総数を記載してください。なお、「営業所」には支店を含め、「その他」には出張所、駐在員事務所、倉庫等を含めます。 所在地が海外であるものについては「工場」、「その他」の別にそれぞれの総数を記載してください。なお、「その他」には、店舗、営業所、支店、出張所、駐在員事務所、倉庫等を含めます。
(8)	－	⑥売上構成比	E17～E21 G11～G17 C01～C06	「品名又は事業部等」の売上高の多い順に記載してください。
(9)	－	前期と比較して当期の業績⑦（売上・利益等）に著しい変化がある場合の主な理由	E22	前事業年度の確定申告書及び添付書類と比較して、当期に著しい変化がある場合、その主な理由について簡記してください。
(10)	－	⑧主要役員の状況	E23～E33 M01～M06 G18～G23	代表取締役以外の役員については、就任期間の長い役員から順に記載してください。 なお、法人が外国法人の場合には、本店（海外）の主要な役員について、就任期間の長い役員から順に記載してください。
(11)	－	⑨従業員数	G24	役員を除く従業員数を記載してください。なお、使用人兼務役員は従業員に含めてください。 なお、法人が外国法人の場合には、役員を除く本店の従業員数を記載してください。この場合も使用人兼務役員は従業員に含めてください。
(12)	－	⑩申告書確認表等の活用状況	－	各欄については、次により記載してください。
	イ	申告書確認表の活用の有無 （1 有、2 一部有、3 無）	G25	法人が「申告書確認表」の項目の全部を活用している場合には「１」を、項目の一部を活用している場合には「２」を、活用していない場合には「３」を記載してください。 ※ 自社作成のチェックシート等に「申告書確認表」の確認項目の全部又は一部を盛り込むなどのように間接的に活用している場合は「２」を記載してください。
	ロ	大規模法人における税務上の要注意項目確認表の活用の有無 （1 有、2 一部有、3 無）	G26	法人が「大規模法人における税務上の要注意項目確認表」の項目の全部を活用している場合には「１」を、項目の一部を活用している場合には「２」を、活用していない場合には「３」を記載してください。 ※ 自社作成のチェックシート等に「大規模法人における税務上の要注意項目確認表」の確認項目の全部又は一部を盛り込むなどのように間接的に活用している場合は「２」を記載してください。

国税庁においては、提出された申告書のチェックや税務調査の結果から、誤りが生じやすいと認められる事項を表形式に取りまとめ、「申告書確認表」及び「大規模法人における税務上の要注意項目確認表」として、国税庁ホームページ（ホーム／税の情報・手続・用紙／申告手続・用紙／申告・申請・届出等、用紙（手続の案内・様式）／確定申告等情報／法人税／申告手続に係る各種参考情報／「申告書の自主点検と税務上の自主監査」に関する情報（調査課所管法人の皆様へ））に掲載しています。

【URL】 https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/shinkoku/hojin/sanko/tk.htm

「申告書確認表」は提出直前の申告書の自主点検に、「大規模法人における税務上の要注意項目確認表」は申告書作成前の決算調整事項や申告調整事項の把握漏れ等の自主監査にご活用いただくためのものです。

これらの確認表の活用は任意であり、活用した場合であっても確定申告書に添付していただく必要はありません。

3【２.子会社等の状況】

項番	項目	記載欄	記載要領
⑴	－	－	直接、間接及び国内、国外を問わず出資割合等が50%超の子会社等について記載してください。ただし、法人が別表十七(四)「国外関連者に関する明細書」を提出している場合には、当該明細書に記載のある子会社等については、省略しても構いません。
⑵	－	－	当該「２.子会社等の状況」の項目を含む既存の資料がある場合には、その資料を当該「２.子会社等の状況」に代えて提出しても構いません。その場合、出資割合等が50%超でない子会社等が含まれていても構いません。
⑶	子会社等の名称（法人名）	E01、E07 E13、E19 E25、E31	日本に所在する子会社等である場合、確定申告書に記載している法人名を記載し、国外に所在する子会社等である場合、英語で法人名を記載してください。
⑷	資本金又は出資金の額	G01、E04 G05、E10 G09、E16 G13、E22 G17、E28 G21、E34	当該子会社等が内国子会社等の場合には、百万円単位で記載し、外国子会社等の場合には、当該外国子会社等の現地通貨略号と資本金額（千現地通貨単位）を記載してください。
⑸	主たる事業	E05、E11 E17、E23 E29、E35	当該子会社等が現実に営んでいる主たる事業を簡記してください。
⑹	株式等の保有割合	C02、C04 C06、C08 C10、C12	「間接」欄は、連鎖方式で算出した割合を記載してください。 （連鎖方式の例） A　社 ↓　80%出資 子会社等　B　社　（B社に対する直接出資割合：80%） ↓　70%出資 子会社等　C　社　（C社に対する間接出資割合：70%）
⑺	子会社等との当期の取引額（百万円）	G02～G04、E06 G06～G08、E12 G10～G12、E18 G14～G16、E24 G18～G20、E30 G22～G24、E36	掲記の各項目について、子会社等との当期の取引金額を記載してください。

4【３.ICTの概要】

項番		項目名	記載欄	記載要領
⑴	－	①システムにおける機器の構成状況	－	各欄については、次により記載してください。
	イ	メーカー・機器名	E04、E07 E10、E13	区分ごとの主たる機器の製造会社名、機器の名称を記載してください。
	ロ	ＯＳ	E05、E08 E11、E14	該当するソフトのバージョン名まで記載してください。
⑵	－	②申告書作成ソフト名	E16	確定申告書の作成に利用しているソフトがある場合に、ソフト名を記載してください。
⑶	－	③適用業務	－	各欄については、次により記載してください。
	イ	自己開発 （1 有、2 無）	G05～G09	各適用業務に係る「使用プログラム等」について、自己開発している場合には「１」を、市販ソフトを利用している場合には「２」を記載し、使用プログラムがない場合には空欄としてください。 適用業務のうち区分欄に記載のない業務（例えば在庫管理、原価管理、人事給与など）がある場合は、「その他」（G09）に該当番号を記載してください。
	ロ	使用プログラム等	E17～E21	「自己開発」欄において、「１」を記載した場合には主なトランザクションファイル名を、「２」を記載した場合には市販ソフト名を記載してください。 適用業務のうち区分欄に記載のない業務（例えば在庫管理、原価管理、人事給与など）がある場合は、「その他」（E21）に記載してください。
	ハ	ＥＲＰシステム	E22	利用がある場合にはシステムの名称を記載してください。
⑷	－	④電子メールの状況	－	各欄については、次により記載してください。
	イ	利用プログラム	E23	利用しているソフトの名称を記載してください。
	ロ	電子メール取扱規定 （1 有、2 無）	G10	該当番号を記載してください。
	ハ	メールサーバーの管理 （1 自社、2 委託、3 クラウド）	G11	該当番号を記載してください。
	ニ	監視ツール等	E24	メール監視ツールの名称を記載してください。
⑸	－	⑤システム関連部門（委託会社等）の状況	－	各欄については、次により記載してください。
	イ	委託等の状況 （1 自社、2 委託、3 派遣）	G12、G14 G16	該当番号を記載してください。
	ロ	担当部門又は委託会社等の名称及び所在地	E25～E27	システム開発、運用及び監査をそれぞれ自社で行っている場合には担当部門名を記載し、委託又は派遣によっている場合には該当区分別に委託会社又は派遣会社の名称及び所在地を記載してください。
⑹	－	⑥電子帳簿保存の状況	－	各欄については、次により記載してください。
	イ	適用 ・帳簿（1 有・優良帳簿、2 有・その他、3 無） ・書類（1 有、2 無） ・スキャナ（1 有、2 無）	G18、G24 G28	該当番号を記載してください。
	ロ	電磁的記録で保存している帳簿等の種類 （G19～G22、G25、G26：1 有、2 無） （E28、E29：：帳簿名） （E31、E32、E34書類名）	G19～G22 G25、G26	該当番号を記載してください。
			E28、E29	帳簿において、「その他」欄（G21）に「１」を記載した場合には、「その他（帳簿名）」欄（E28）に帳簿名を記載し、「補助簿」欄（G22）に「１」を記載した場合には、「補助簿（帳簿名）」欄（E29）に帳簿名を記載してください。
			E31、E32	書類において、「取引書類」欄（G25）に「１」を記載した場合には、「取引書類（書類名）」欄（E31）に書類名を記載し、「決算書類」欄（G26）に「１」を記載した場合には、「決算書類（書類名）」欄（E32）に書類名を記載してください。
			E34	「スキャナ」欄（G28）に「１」を記載した場合には、「取引書類（書類名）」欄（E34）に書類名を記載してください。
	ハ	作成に使用するプログラム	E30、E33 E36、G23 G27、G31	システム名称を記載するとともに、自己開発の有無について該当番号を記載してください。

(7)	―	⑦年末調整関係書類の電子化の状況	―	各欄については、次により記載してください。
	イ	年末調整関係申告書の取扱 （1 有、2 無）	G40	源泉徴収を要する給与等の支払が無いなど、書面又は電子での年末調整関係書類の提出を役員及び従業員から受ける機会が無い場合に、「２」を記載してください。 なお、「年末調整関係申告書」とは、次の書類をいいます。 ・扶養控除等申告書（従たる給与に係るものを含む） ・特定親族特別控除申告書(※) ・配偶者控除等申告書 ・基礎控除申告書 ・保険料控除申告書 ・所得金額調整控除申告書 ・住宅借入金等特別控除申告書 ※　令和７年12月以降に行う年末調整において、特定親族特別控除の適用を受けようとする従業員が提出する申告書をいいます。
	ロ	年末調整関係申告書の電磁的方法での受付の可否 （1 可、2 否）	G41	役員及び従業員から提出を受ける年末調整関係申告書の全て又は一部について電磁的方法による受付が可能な場合に、「１」を記載してください。
	ハ	保険料等の支払を証する書類の電磁的方法での受付の可否 （1 可、2 否）	G42	役員及び従業員から提出を受ける保険料等の支払を証する書類の全て又は一部について電磁的方法による受付が可能な場合に、「１」を記載してください。 なお、「保険料等の支払を証する書類」とは、次の書類をいいます。 ・ 保険料控除証明書（生命保険料、介護医療保険料、個人年金保険料、地震保険料、社会保険料、小規模企業共済等掛金） ・ 住宅借入金等特別控除証明書 ・ 年末残高等証明書
	ニ	従業員による保険料等の支払を証する書類のマイナポータル連携での取得 （1 有、2 無、3 未把握）	G43	役員及び従業員から提出を受けるハの「保険料等の支払を証する書類」（社会保険料については、国民年金保険料及び国民年金基金掛金に限ります。以下同じです。）の全て又は一部について、マイナポータル連携を利用して取得したものがある場合に、「１」を選択してください(※)。 ※　マイナポータル連携を利用して取得されているものの有無を把握していない場合は、「３」を選択してください。
	ホ	年末調整手続でのシステム利用 （1 有、2 無）	G44	従業員による年末調整関係申告書の作成又は年末調整手続における超過額などの計算にシステムを利用している場合に、「１」を記載してください。
	ヘ	年末調整手続で利用するシステム (G45～G47：1 該当、2 非該当) (E43：名称)	G45～G47	各欄について該当番号を記載してください。
			E43	「市販のソフトウェア」（G47）について該当がある場合には、市販のソフトウェアの名称を記載してください。複数のシステムを利用している場合には主要なものの名称を記載してください。
(8)	―	⑧電子商取引の状況	―	各欄については、次により記載してください。
	イ	電子決済の利用業務 （G32、G48～G51：1 有、2 無） （E37：内容）	G32、G48～G51	各欄について該当番号を記載してください。
			E37	「その他」欄（G51）に該当する場合には、その内容を簡記してください。
	ロ	ＥＤＩ取引 （1 有、2 無）	G33	該当番号を記載してください。
	ハ	ネット販売	―	各欄については、次により記載してください。
		サイト名	E38	ネット販売サイトの名称を記載してください。複数利用している場合には、主要なものの名称を記載してください。
		取扱商品 （1 有、2 無）	G34、G52 G53	該当番号を記載してください。
		主要商品名	E39	主要商品名を記載してください。
(9)		⑨その他	―	各欄については、次により記載してください。
	イ	クラウドサービスの運営・利用状況 （1 運営、2 利用）	G35	該当番号を記載してください。
	ロ	クラウドサービスの利用有無 （1 有、2 無）	G36～G38	「データ管理」、「会計」、「その他」の各欄について、該当番号を記載してください。
	ハ	クラウドサービス名	E40	利用しているクラウドサービスの名称を記載してください。
	ニ	クラウド運営事業者名	E41	サービスの運営会社の名称を記載してください。
	ホ	ＷＥＢ会議システムの業務への導入有無 （1 有、2 無）	G39	該当番号を記載してください。
	ヘ	ＷＥＢ会議システムの名称	E42	導入しているシステムの名称を記載してください。複数のシステムを利用している場合には主要なものの名称を記載してください。

※ 用語の意味

項番	用語	記載要領
(1)	「ERP(Enterprise Resource Planning)システム」	企業活動（生産・販売・財務会計など）に必要な経営資源の有効活用の観点から統合的に管理するシステムです。
(2)	「EDI(Electronic Data Interchange)取引」	商取引に関する情報を企業間で電子的に交換する仕組みを利用した取引です。 専用回線を使用する取引のほかインターネットを利用した電子データ交換取引があります。

５【４.海外取引等の概要】

項番		項目名	記載欄	記載要領
⑴	－	①外国子会社数等	－	各欄については、次により記載してください。
	イ	外国関係会社数	G01	租税特別措置法第66条の６第２項に規定する外国関係会社に該当する会社数を記載してください。
	ロ	海外工事現場を有している事業所数	G02	海外に所在する支店等が海外工事現場を保有している場合に、その総数を記載してください。
	ハ	ローカルファイルを作成又は取得する国外関連者数	G03	租税特別措置法第66条の４第６項に規定する独立企業間価格を算定するために必要と認められる書類（ローカルファイル）を作成又は取得する国外関連者数を記載してください。
⑵	－	②貿易取引等	－	各欄については、次により記載してください。
	イ	取引金額（百万円）	G04～G09	当期間に行った取引の総額をそれぞれの取引形態の欄に記載してください。
	ロ	主な取扱品目等	E04、E07 E10、E13 E16、E19	主要な取扱品目等を２、３種類、例えば、「電子計算機、原油」のように具体的に記載してください。
	ハ	主な取引先	E05、E08 E11、E14 E17、E20	取引金額の多いところから取引先２、３社を記載してください。 取引先の名称を英語で把握している場合は、英語で記載してください。
	ニ	国名	E06、E09 E12、E15 E18、E21	取引先の所在する国名を記載してください。
	ホ	取引形態　－　輸出 輸入	G04、G05 E04～E09	直接貿易を行っているものについて記載し、商社等との間で行う間接的な貿易については記載を要しません。
	ヘ	海外工事	G06、G07 E10～E15	具体的なプロジェクトの名称を記載してください。
	ト	その他　－　支払 受取	G08、G09 E16～E21	仲介貿易（三国間貿易）を行っている場合は、「その他」欄に記入してください。
⑶	－	③貿易外取引	－	各欄については、次により記載してください。 なお、法人が別表十七(四)「国外関連者に関する明細書」を提出している場合には、当該明細書に記載のある取引については、省略しても構いません。 おって、所定の項目以外の取引がある場合には、「その他」欄に記載してください。
	イ	取引金額（百万円）	G10～G23	当期間に行った取引の総額をそれぞれの取引形態の欄に記載してください。
	ロ	主な取引先	E22、E24 E26、E28 E30、E32 E34、E36 E38、E40 E42、E44 E47、E50	取引金額の多いところから取引先２、３社を記載してください。 取引先の名称を英語で把握している場合は、英語で記載してください。
	ハ	国名	E23、E25 E27、E29 E31、E33 E35、E37 E39、E41 E43、E45 E48、E51	取引先の所在する国名を記載してください。
⑷	－	④外国為替取引	E52、E53	「為替予約」欄は「個別予約対象通貨」欄（E52）及び「包括予約対象通貨」欄（E53）にそれぞれ該当通貨を記載してください。
⑸	－	⑤オフバランス取引	E54～E57	取引がある場合には、その内容を記載してください。

６【５.外国法人】

項番		項目名	記載欄	記載要領
⑴	－	－	－	外国法人である場合に記載してください。
⑵	－	責任者	E05～E08 T02	国内において行う事業に係る税務内容に関して責任を有する者の氏名、部・課、役職名、所在地及び電話番号を記載してください。
⑶	－	①本店の概要	－	各欄については、次により記載してください。
	イ	所在地	E09	外国法人の本店が所在する国名及び所在地を記載してください。
	ロ	資本金	J01 通貨単位	外国法人の現地通貨略号と資本金額（千現地通貨単位）を記載してください。
	ハ	主要株主又は出資者	E10～E15 C01～C03	保有割合が多い株主又は出資者から順に記載してください。
	ニ	国内源泉所得以外の所得（国外所得）の有無 （1 有、2 無）	G01	該当番号を記載してください。
⑷	－	②日本国内に所在する支店等の概要	－	各欄については、次により記載してください。
	イ	恒久的施設の種類 （1 該当、2 非該当）	－	当期において、以下に該当する場合には各欄に「１」を記載してください。
		支店・事務所等	G02	法第２条第12号の19イに規定する国内にある支店、工場その他事業を行う一定の場所がある場合
		長期建設工事現場等	G03	同号ロに規定する国内にある建設若しくは据付けの工事又はこれらの指揮監督の役務の提供を1年超行う場所がある場合
		代理人	G04	同号ハに規定する国内に置く自己のために契約を締結する権限のある者（又はこれに準ずる者）がある場合
	ロ	主な取引先	E16～E21	取引金額が多い取引先について記載してください。
	ハ	事業部の状況　－　責任部署の状況	E24～E26 E29～E31 E34～E36	支店の事業に責任を有する部署（例えば、事業部が業務内容について事業報告を行う本店の特定の部署、地域統括会社の特定の部署、親会社の特定の部署など）を記載してください。
	ニ	主要役員の状況	E37～E51 G06～G08	就任期間の長い役員から順に記載してください。 なお、国外から支払われる給与がある場合は「国外からの給与有無（1 有、2 無）」欄（G06～G08）に「１」を記載してください。
	ホ	従業員数	G09	支店に所属する役員を除く従業員数を記載してください。 なお、使用人兼務役員は従業員に含めてください。
	ヘ	従業員のうち国外からの給与がある者の数	G10	「従業員数」欄（G09）に記載した人数のうち、国外から支払われる給与がある従業員数を記載してください。
	ト	本店からの配賦収益	G11、G12	当期において、本店から配賦された収益がある場合、「有無（1 有、2 無）」欄（G11）に「１」を記載し、「配賦された金額」欄（G12）にその金額を記載してください。

⑷	チ	本店からの配賦費用	G13、G14	当期において、本店から配賦された費用がある場合、「有無（１ 有、２ 無）」欄（G13）に「１」を記載し、「配賦された金額」欄（G14）にその金額を記載してください。
	リ	財務諸表上の勘定科目	E52、E54	本店から配賦された金額が含まれている財務諸表上の主な勘定科目を記載してください。
	ヌ	配賦計算方法	E53、E55	配賦の基礎となっている計算方法（例えば、本店と支店の従業員数で按分など）を簡記してください。

７【６.通算子法人】

項番		項目名	記載欄	記載要領
⑴	－	－	－	通算子法人である場合に記載してください。
⑵	－	①通算グループ内での位置づけ等の概要	E05	以下の内容を記載してください。 ・ 法人が通算グループに加入するに至った経緯、目的及び加入年月日 ・ 通算グループ内における法人の事業上の位置づけ・役割等
⑶		②主要役員の出向受入の状況	E06～E15	「１.総括表」の「⑧ 主要役員の状況」欄に記載した役員が他の法人からの出向者である場合に、当該役員の氏名及び出向元法人名を記載してください。
⑷	－	③他の通算法人からの管理等の状況	－	親法人（法人に直接・間接に出資している法人）又は通算グループ内の他の法人（例えば、出資関係がない兄弟会社）（以下「親法人等」といいます。）からの管理（指揮・命令等）状況について、次により記載してください。
			E16、E17 E20、E21 E24、E25 E28、E29 E32、E33	「管理部署等」欄は、親法人等の法人名及び管理部署を記載してください。
			E18、E22 E26、E30 E34	「被管理部署」欄は、親法人等の管理部署ごとに法人の管理されている部署を記載してください。
			E19、E23 E27、E31 E35	「主な管理内容」欄は、親法人等へ報告等している内容等を記載してください。
⑸	－	④通算親法人との取引状況	G01、G02 E36～E39 G03～G06	掲記の各項目について、法第２条第12号の６の７に規定する通算親法人（以下「通算親法人」といいます。）との当期の取引金額を記載してください。
⑹	－	⑤他の通算子法人との取引状況	E40～E51 G07～G27	掲記の各項目について、他の通算子法人との当期の取引金額を記載してください。
⑺	－	⑥通算グループ法人以外の法人との取引状況	E52～E63 G28～G39	通算親法人及び他の通算子法人以外の法人に対する売上高及び仕入高それぞれについて、取引金額が多い順に記載してください。

出資関係図の添付について

1　出資関係図の添付

法人が、当該法人との間に完全支配関係(注１)がある他の法人を有する場合には、法人税の確定申告書に当該法人との間に完全支配関係がある法人との関係を系統的に示した図（以下「出資関係図」といいます。）を添付することとされていますので（法人税法施行規則第35条第１項第５号並びに第61条の５第１号ト及び第２号ト)、完全支配関係がある他の法人を有する場合には、出資関係図を作成の上、確定申告書への添付をお願いします(注２)。

出資関係図には、原則として、決算期末において完全支配関係がある全ての法人(内国法人及び外国法人)について記載していただくことになります。

（注）１　完全支配関係とは、①「一の者が法人の発行済株式等の全部を直接若しくは間接に保有する関係として政令で定める関係」（以下「当事者間の完全支配の関係」といいます。）又は②「一の者との間に当事者間の完全支配の関係がある法人相互の関係」をいいます（法人税法第２条第12号の７の６）。

２　仮決算による中間申告書及び清算事業年度予納申告書に関しては、添付不要です。

2　記載に当たっての留意事項

出資関係図の作成に当たっては、次頁の作成例を参照していただくほか、次の事項に留意の上、適宜の様式に記載して提出してください。

⑴　決算期末時点における状況に基づいて記載します。

⑵　出資関係図には、当該法人との間に完全支配関係があるグループ内の最上位の者（法人又は個人）を頂点として、その出資関係を系統的に記載します。

⑶　グループ全体の出資関係図を作成することになりますから、グループ内の全ての法人の決算期が同一の場合には、各法人の確定申告書には同一の出資関係図をそれぞれに添付することになります(決算期が異なる法人がグループ内に存している場合には、その異なる決算期末の時点の出資関係図を作成し、当該法人の確定申告書に添付することになります。)。

⑷　出資関係図には、出資関係を系統的に図に示すほか、グループ内の各法人の所轄税務署、法人名、納税地、代表者氏名、事業種目、資本金の額又は出資金の額、完全支配関係発生日、決算期等の項目を記載していただくことになりますが、グループ内の法人が多数である場合には、これら全ての記載項目を記入することは困難ですから、次頁の作成例のとおり、系統図とは別の様式で作成して差し支えありません。

≪出資関係図の作成例≫

⑴　出資関係を系統的に記載した図

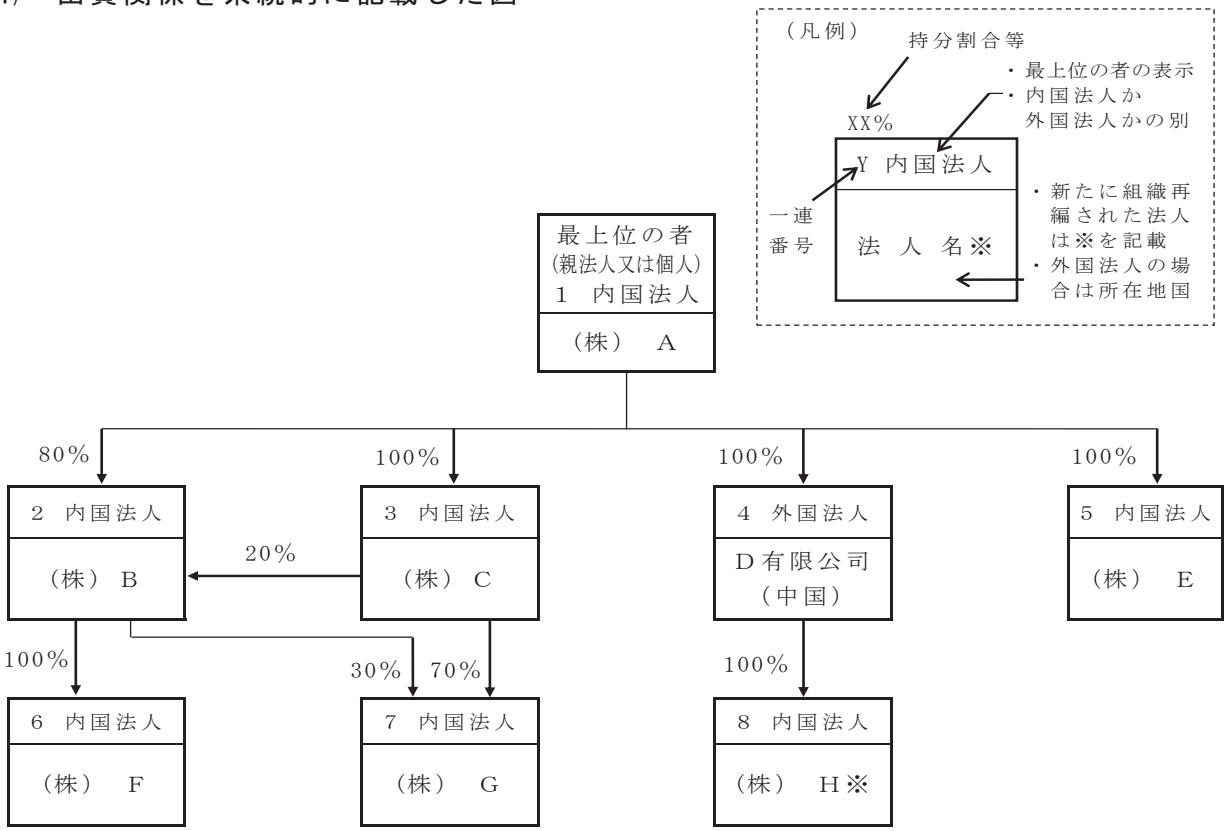

（注）　原則として、グループ内の最上位の者及びその最上位の者との間に完全支配関係がある全ての法人を記載してください。

⑵　グループ一覧

令和XX年X月XX日現在

一連番号	所轄税務署名	法人名	納税地	代表者氏名	事業種目	完全支配関係発生日	資本金等（千円）	決算期	備考
1	麹町	㈱ A	千代田区大手町1-3-3	a	鉄鋼		314,158,750	3.31	
2	仙台北	㈱ B	仙台市青葉区本町3-3-1	b	機械修理	○年×月△日	34,150,000	6.30	会社分割

（注）1　一連番号は、上記⑴の出資関係を系統的に記載した図の一連番号に合わせて付番してください。

2　最上位の者が個人である場合には、その氏名を「法人名」欄に記載してください。

3　「備考」欄に、完全支配関係となった組織再編の手法等を記載してください。

法人事業概況説明書

様式ＩＤ　NTA0HOK010010070

別添「法人事業概況説明書の書き方」を参考に記載し、法人税申告書等に一部添付して提出してください。
なお、記載欄が不足する項目につきましては、お手数ですが、適宜の様式に別途記載の上、添付願います。

注１　(1)の有・売上欄に該当がある場合
注２　運送業においては燃料費、金融業・保険代理業においては、支払利息割引料を記載してください。
注３　金融業・保険代理業においては、売掛金欄には未収利息、買掛金欄には未払利息を記載してください。
注４　「11代表者に対する報酬等の金額」の各欄は貴社（貴法人）が同族会社の場合に記載してください。

法人名

屋号	E01	
法人名	F04	
電話番号	F07	—　—
法人番号	F02	

事業年度

			年	月	日
自	N01	令和			
至	N02	令和			

自社ホームページの有無（有：1　無：2）　G01

自社ホームページアドレス　E02

1 事業内容　E03　業　E04

2 支店・子会社の状況

(1) 支店

国内	支店・店舗数	G02			
海外	支店・店舗数	G03			
	所在地国1	E05		従業員数	G04
	所在地国2	E06		従業員数	G05

(2) 子会社

国内	国内子会社の数	G06					
海外	海外子会社の数	G07		うち出資割合が50%以上の海外子会社の数	G08		
	子会社名称	E07		出資割合%	G09		%
	子会社名称	E08		出資割合%	G10		%

3 海外取引状況

(1)取引種類（該当：1　非該当：2）

無		輸入		輸出	
G11		G12		G13	

	相手国	主な商品	取引金額（百万円）
輸入			G14
輸出			G15

(2) 輸の出海外入取外以引　（有：1　無：2）　G16

（該当：1　非該当：2）

手数料		ロイヤルティー		役務の提供		証券の売買		金銭の貸借		不動産の売買	
G17		G18		G19		G20		G21		G22	

その他　G23　（　E09　）

4 期末従事員等の状況

(1) 期末従事員の状況（単位・人）

常勤役員	G24	
	G25	
	G26	
	G27	
	G28	
計	G29	
計のうち代表者家族	G30	
計のうちアルバイト数	G31	

(2) 賃金の定め方（A固定給：1、B歩合給：2、AB併用：3）　G32

(3) 社宅・寮の有無（有：1、無：2）　G33

5 PC利用状況

(1) PCの利用（有:1、無:2）　G34

(2) PCのOS（該当：1　非該当：2）

Windows		Mac		Linux		その他	
G35		G36		G37		G38	

その他（　　）

(3) PCの利用形態（該当：1　非該当：2）

財務管理		給与管理		在庫・販売管理		生産管理		(4)会計ソフトの利用等（有：1、無：2）	
G39		G40		G41		G42		G43	

(5) 会計ソフト名　E10

(6) メールソフト名　E11

(7) 電帳法適用状況（該当：1　非該当：2）

優良		一般		スキャナ	
G113		G114		G115	

6 販売形態（該当：1　非該当：2）

(1)電子商取引（インターネット取引）						(2)販売チャネル　注1			
有・売上		有・仕入		有・経費		無		自社HP	他社HP
G44		G45		G46		G47		G48	G49

7 株主又は株式所有異動の有無　（うち株式交付　該当：1　非該当：2）　異動有　G50　株式交付　G51

8 経理の状況

(1) 管理者

区分	氏名	代表者との関係
現金		G52
通帳		G53

（親族：1　他人：2）

(2) 試算表の作成状況（該当：1　非該当：2）

毎月		おおむね　月ごと		決算時のみ	
G54		G55		G56	

(3) 源泉徴収対象所得（該当：1　非該当：2）

給与		報酬・料金		利子等	
G57		G58		G59	

（該当：1　非該当：2）

配当		非居住者		退職	
G60		G61		G62	

(4) 消費税　当期課税売上高（単位:千円）　G63

経理方式（税抜経理方式:1　税込経理方式:2）　G64

社内監査　実施の有無（有:1　無:2）　G65　（　　）

9 役員又は役員報酬の異動の有無　（有：1　無：2）　G66

10 主要科目（単位・千円）　※各科目の単位：千円

「10主要科目」・「11代表者に対する報酬等の金額」の各欄は、千円単位で記載してください。

売上（収入）高	G67		特別損失	G85	
上記のうち兼業売上（収入）高	G68		税引前当期損益	G86	
売上（収入）原価	G69		資産の部合計（負債の部合計＋純資産の部合計）	G87	
売上原価のうち 期首棚卸高	G70		資産のうち 現金預金	G88	
売上原価のうち 原材料費（仕入高）注2	G71		資産のうち 受取手形 ※貸倒引当金控除前	G89	
売上原価のうち 労務費 ※福利厚生費等を除いてください	G72		資産のうち 売掛金 ※貸倒引当金控除前、注3	G90	
売上原価のうち 外注費	G73		資産のうち 棚卸資産（未成工事支出金）	G91	
売上原価のうち 期末棚卸高	G74		資産のうち 貸付金	G92	
売上原価のうち 減価償却費	G75		資産のうち 建物 ※減価償却累計額控除後	G93	
売上原価のうち 地代家賃	G76		資産のうち 機械装置 ※減価償却累計額控除後	G94	
売上（収入）総利益	G77		資産のうち 車両・船舶 ※減価償却累計額控除後	G95	
販管費のうち 役員報酬	G78		資産のうち 土地	G96	
販管費のうち 従業員給料	G79		負債の部合計（資産の部合計－純資産の部合計）	G97	
販管費のうち 交際費	G80		負債のうち 支払手形	G98	
販管費のうち 減価償却費	G81		負債のうち 買掛金 注3	G99	
販管費のうち 地代家賃	G82		負債のうち 個人借入金	G100	
営業損益	G83		負債のうち その他借入金	G101	
特別利益	G84		純資産の部合計（資産の部合計－負債の部合計）	G102	

注4 11代表者に対する報酬等の金額　※各科目の単位：千円

報酬	G103		貸付金	G104		仮払金	G105	
賃借料	G106		支払利息	G107		借入金	G108		仮受金	G109	

様式ＩＤ	NTAOHOK010020070

12 事業形態

(1) 兼業の状況

(兼業種目)		(兼業割合)	
E01		C01	%

(2) 事業内容の特異性

(3) 売上区分　現金売上 C02 %　掛売上 C03 %

13 主な設備等の状況

14 決済日等の状況

売上	締切日		決済日	
仕入	締切日		決済日	
外注費	締切日		決済日	
給料	締切日		支給日	

15 帳簿類の備付状況

帳簿書類の名称	

16 税理士の関与状況

(1) 氏名	E02								
(2) 事務所所在地	E03								
(3) 電話番号	T01	—	—						
(4) 関与状況 (該当：1 非該当：2)	申告書の作成	調査立会		税務相談		決算書の作成		伝票の整理	
	G01	G02		G03		G04		G05	
	補助簿の記帳	総勘定元帳の記帳		源泉徴収関係事務					
	G06	G07		G08					

17 加入組合等の状況

(役職名)

(役職名)

営業時間　開店　時　閉店　時

定休日　毎週（毎月）　曜日（　日）

18 月別の売上高等の状況

月別	売上（収入）金額 (千円)		仕入金額 (千円)		外注費 (千円)	人件費 (千円)	源泉徴収税額 (円)	(千円)	従事員数 (人)
G09 月	G21	G35	G49	G63	G77	G91	G105	G119	G133
G10 月	G22	G36	G50	G64	G78	G92	G106	G120	G134
G11 月	G23	G37	G51	G65	G79	G93	G107	G121	G135
G12 月	G24	G38	G52	G66	G80	G94	G108	G122	G136
G13 月	G25	G39	G53	G67	G81	G95	G109	G123	G137
G14 月	G26	G40	G54	G68	G82	G96	G110	G124	G138
G15 月	G27	G41	G55	G69	G83	G97	G111	G125	G139
G16 月	G28	G42	G56	G70	G84	G98	G112	G126	G140
G17 月	G29	G43	G57	G71	G85	G99	G113	G127	G141
G18 月	G30	G44	G58	G72	G86	G100	G114	G128	G142
G19 月	G31	G45	G59	G73	G87	G101	G115	G129	G143
G20 月	G32	G46	G60	G74	G88	G102	G116	G130	G144
計	G33	G47	G61	G75	G89	G103	G117	G131	G145
前期の実績	G34	G48	G62	G76	G90	G104	G118	G132	G146

「18 月別の売上高等の状況」欄の単位にご注意願います。

19 当期の営業成績の概要

20 年末調整関係書類の電子化の状況

(1)	年末調整関係申告書の取扱 (有：1 無：2)	G147	(2)	年末調整関係申告書の電磁的方法での受付の可否 (可：1 否：2)	G148	(3)	保険料等の支払を証する書類の電磁的方法での受付の可否 (可：1 否：2)	G149
(4)	従業員による保険料等の支払を証する書類のマイナポータル連携での取得 (有：1 無：2 未把握：3)	G150	(5)	年末調整手続でのシステム利用 (有：1 無：2)	G151			
(6)	年末調整手続で利用するシステム (該当：1 非該当：2)	国税庁が提供する年末調整控除申告書作成用ソフトウェアの利用	G152	自社製ソフトウェアの利用	G153			
		市販のソフトウェアの利用	G154	市販のソフトウェアの名称	E12			

法人事業概況説明書の記載要領

法人税確定申告書を提出する際には、「法人事業概況説明書」を添付してください。

税務署

1　はじめに

（1）この「法人事業概況説明書の記載要領」は、特に記載要領を明らかにしておく必要があると思われる項目のみを取りまとめたもので、記載事項の全てを説明しているものではありません。
　記載に当たりご不明の点がありましたら、税務署へお問合せください。

（2）記載を了した法人事業概況説明書は、他の書類とホチキス止め等をしないで、申告書に挟み込んでご提出ください。

令和６年３月１日以後終了事業年度分から、法人事業概況説明書の様式を改訂しておりますのでご留意ください（「５　ＰＣ利用状況」の「（７）電帳法適用状況」及び「20　年末調整関係書類の電子化の状況」の欄を改訂しました。）。

2　一般的留意事項

次の事項に留意して、黒のボールペン等で丁寧に記載してください。

（1）金額は、**千円単位（千円未満切捨て）**で記載してください（「取引金額」欄については、百万円単位（百万円未満切捨て）で、「源泉徴収税額」欄については、円単位で記載してください。）。
　なお、千円未満（「取引金額」欄については、百万円未満）を切り捨てたことにより記載すべき金額がなくなった場合又はもともと記載すべき金額がない場合には、空欄のままとしてください。

（2）記載すべき金額がマイナスのときは、「△」又は「－」を付してください。
　なお、「▲」は使用しないでください。

3　記載要領

記載欄				記載要領
1　事業内容				営む事業の内容を記載してください。 （注）　詳細は裏面「事業形態」欄に記載してください。
2　支店・子会社の状況	（1）支店	国内	・支店・店舗数	国内に所在する支店、営業所、出張所、工場、倉庫等（以下「支店等」といいます。）の総数を記載してください。
		海外	・支店・店舗数 ・所在地国 ・従業員数	海外に所在する支店等（以下「海外支店等」といいます。）の総数を記載してください。 また、主な海外支店等の所在地国を記載するとともに、その海外支店等において勤務する従業員数を記載してください（複数の国に海外支店等がある場合には、従業員数が多いものから２つ記載してください。）。
	（2）子会社	国内	・国内子会社の数	国内子会社の数を記載してください。
		海外	・海外子会社の数 ・うち出資割合が50%以上の海外子会社の数	海外子会社の数を記載するとともに、そのうち、出資割合が50%以上の海外子会社の数を記載してください。 また、主な海外子会社及びその海外子会社に対する出資割合を記載してください（海外子会社が複数ある場合は、その出資割合が高いものから２社記載してください。）。 なお、出資割合については、小数点以下は切り捨ててください。

記載欄			記　　載　　要　　領
3 海外取引状況	（1） 取引種類		海外取引の有無（海外取引がある場合は輸入又は輸出の区分）について、該当の場合は「1」、非該当の場合は「2」を各欄に記載するとともに、輸入取引又は輸出取引がある場合には、輸入取引又は輸出取引の区分ごとに主な相手国名及び取引商品名並びに取引金額を**百万円単位**で記載してください。 （注） 輸入取引及び輸出取引がいずれもある場合には、両方に「1」を記載してください。
	（2） 輸出入以外の海外取引		輸出入以外の取引の有無について、有の場合は「1」、無の場合は「2」を記載するとともに、輸出入以外の取引がある場合には、手数料等の取引内容について、該当の場合は「1」、非該当の場合は「2」を各欄に記載してください。 なお、輸出入以外の海外取引で、掲記の取引以外の取引がある場合には、「その他」欄に「1」を記載するとともに、「E09」欄に取引内容を記載してください。
4 期末従事員等の状況	（1）期末従事員の状況	・常勤役員	常勤役員以下の空欄には該当の職種を記載するとともに、それぞれの人数を記載してください。 （職種の記載例） 工員、事務員、技術者、販売員、労務者、料理人、ホステス等
		・計のうち代表者家族数	期末従事員のうち代表者の家族の人数を記載してください。 （注） 同居、別居は問いません。また、代表者本人は含みません。
5 PCの利用状況	（1） PCの利用		PCの利用の有無について、有の場合は「1」、無の場合は「2」を記載してください。 （注） PCには、パーソナルコンピュータ（パソコン）のほか、タブレット端末、オフィスコンピュータ（オフコン）、ワークステーション、メインフレームなどのコンピュータを含みます。
	（2） PCのOS		利用しているPCのOSについて、該当の場合は「1」、非該当の場合は「2」を各欄に記載してください。 なお、掲記のOS以外に利用しているものがある場合には、「その他（　　）」欄内に利用しているOSの名称を記載してください。
	（3） PCの利用形態		PCを利用している業務について、該当の場合は「1」、非該当の場合は「2」を各欄に記載してください。 （注） 自己所有、リースにかかわらず記載してください。
	（4） 会計ソフトの利用等		会計帳簿（仕訳帳、総勘定元帳及び補助簿など）の作成にあたり、会計ソフト（自社開発含む）を利用している場合は「1」、利用していない場合は「2」を記載してください。 （注） 他社に記帳代行を依頼している場合には「1」を記載してください。
	（5） 会計ソフト名		会計ソフトを利用している場合にはその名称を記載してください。
	（6） メールソフト名		メールソフトを利用している場合にはその名称を記載してください。
	（7） 電帳法適用状況		帳簿や国税関係書類を電子データで保存している場合において、過少申告加算税の軽減措置の適用要件を満たして、措置の対象となる優良な電子帳簿の保存等を行っているときは「優良」欄に「1」を、それ以外のときは「一般」欄に「1」を記載してください。また、国税関係書類をスキャナ保存している場合は、「スキャナ」欄に「1」を記載してください。 ※ 非該当の場合には、各欄に「2」を記載してください。

記載欄			記　　載　　要　　領
6 販売形態	（1） 電子商取引(インターネット取引)		電子商取引の有無及びその内容について、該当の場合は「1」、非該当の場合は「2」を各欄に記載してください。
	（2） 販売チャネル		（1)で「有・売上」に「1」を記載した場合、販売に使用しているホームページについて、該当の場合は「1」、非該当の場合は「2」を各欄に記載してください。
7 株主又は株式所有異動の有無（うち株式交付）			自社の株主の異動又は株主間の持株数の異動の有無について、異動が有の場合は「異動有」欄に「1」を記載するとともに、その自社の株主の異動又は株主間の持株数の異動が自社を会社法第774条の３第１項第１号に規定する株式交付子会社又は株式交付親会社とする同法第２条第32号の２に規定する株式交付に伴うものである場合には、「株式交付」欄に「1」を記載してください。 ※　非該当の場合には、各欄に「2」を記載してください。
8 経理の状況	（1） 管理者		現金出納及び預金通帳の管理責任者の氏名を記載するとともに、当該管理責任者と代表者との関係について、該当の番号を記載してください。
	（3） 源泉徴収対象所得		当期に取り扱った源泉徴収の対象所得について、該当の場合は「1」、非該当の場合は「2」を各欄に記載してください。
	（4） 消費税	・当期課税売上高	当期の消費税の課税売上高を**<u>千円単位</u>**で記載してください。
		・経理方式	消費税の経理処理の方法について、税抜経理方式の場合には「1」、「税込経理方式」の場合には「2」を記載してください。 （注） 売上げ等の収益に係る取引につき税抜経理方式を適用している場合において、固定資産等の取得に係る取引又は経費等の支出に係る取引いずれかについて税込経理方式を適用しているときは、「1」を記載してください。
	（5） 社内監査		経理についての社内監査の実施の有無について、実施している場合には「1」、実施していない場合には「2」を記載してください。 また、社内監査にチェックシート等を活用している場合には、(　　) 内にそのチェックシートの名称を記載してください。
9 役員又は役員報酬額の異動の有無			役員の異動又は役員報酬額の異動の有無について、該当の番号を記載してください。

記載欄		記　　載　　要　　領
10　主要科目		基本的には決算額によりますが、申告調整（申告書別表四又は申告書別表五（一）での加減算）がある場合には、「交際費」を除き、その調整後の額を記載するほか、以下に留意してください。 なお、千円単位で記載してください。 ⑴　値引き、割戻し等がある場合の該当科目欄の記載は、それを控除した後の額を記載してください。 ⑵　退職金は、掲記の人件費に関する各科目には含めないでください。 ⑶　「労務費」欄には、福利厚生費等を除いた金額を記載してください。 ⑷　「交際費」欄には、交際費等の支出額の合計額を記載してください。 ⑸　「地代家賃」 欄は、支払地代家賃の額を記載してください。 ⑹　「受取手形」、「売掛金」欄は、貸倒引当金の控除前の額を記載してください。 ⑺　「受取手形」欄には、電子記録債権を含めて記載いただいても差し支えありませんが、融通手形の額を含めないでください。 ⑻　「建物」、「機械装置」、「車両・船舶」欄は、減価償却累計額控除後の額を記載してください。 ⑼　「土地」 欄には、借地権等の額を含めてください。 ⑽　「支払手形」欄には、電子記録債務を含めて記載いただいても差し支えありませんが、固定資産の購入に係るもので区分可能なもの及び融通手形を含めないでください。 ⑾　「買掛金」欄には、原価性を有する未払金等を含めてください。 ⑿　「個人借入金」 欄には、銀行・信用金庫・信用組合からの借入金以外の借入金の合計額を記載してください。 ⒀　「その他借入金」欄には、「個人借入金」欄に記載した以外の借入金の合計額を記載してください。 ⒁　「資産の部合計」欄は、「負債の部合計」欄と「純資産の部合計」欄の計と一致するよう検算願います。 （注）１　不動産賃貸業における原価性を有する支払地代家賃・リース料は、「原材料費（仕入高）」欄に含めてください。 ２　運送業における原価性を有する燃料費は、「原材料費（仕入高）」欄に記載してください。 ３　金融業・保険代理業における原価性を有する支払利息割引料は、「原材料費（仕入高）」欄に記載してください。 ４　金融業・保険代理業における未収利息は「売掛金」欄に記載してください。 ５　金融業・保険代理業における未払利息は「買掛金」欄に記載してください。
11　代表者に対する報酬等の金額		同族会社の場合には、代表者に対する「報酬」、「貸付金」、「仮払金」、「賃借料」、「支払利息」及び代表者からの「借入金」、「仮受金」の額を**千円単位**で記載してください。
12　事業形態	（１）　兼業の状況	２以上の種類の事業を営んでいる場合に、従たる事業内容をできるだけ具体的に記載するとともに、売上（収入）高に占める兼業種目の売上高の割合を記載してください。
	（２）　事業内容の特異性	同業種の法人と比較してその事業内容が相違している事項を記載してください。
	（３）　売上区分	売上（収入）高に占める現金売上及び掛売上の割合を記載してください。

記載欄	記　　載　　要　　領
13　主な設備等の状況	事業の用に供している主な設備等の状況について、名称・用途・型・大きさ・台数・面積・部屋数等について以下を参照し、記載してください。 なお、申告書の内訳明細書等に記載がある事項については省略して差し支えありません。 （例） ○　機械装置の状況には、名称・用途・大きさ・型・台数等について記載してください。 ○　車両等の状況には、名称・用途・台数等について記載してください。 ○　店舗等の状況には、店舗名・住所・延床面積・テーブル数・収容人員等について記載してください。 ○　倉庫等の利用状況には、住所・延床面積・自社所有・賃貸等について記載してください。 ○　客室等の状況には、広さ（畳）・部屋数・収容人員等について記載してください。 （注）　機械装置の用途は、製造（又は作業）の工程と関連させて記載してください。
15　帳簿類の備付状況	作成している帳簿類について記載してください。 なお､国税関係帳簿ごとに優良な電子帳簿の要件を満たして保存等を行っている場合には、帳簿書類の名称の末尾に「○」を記載してください。 （記載例） 総勘定元帳○、仕訳帳○、固定資産台帳○、経費帳○、売掛帳○、買掛帳○、受注簿、発注簿、作業（生産）指示簿、作業（生産）日報、原材料受払簿、商品受払簿、レジシート、売上日計表、工事日報、工事台帳、出面帳、運転日報、注文書、外交員日報、客別売上明細表、出前帳、予約帳、部屋割表、取引台帳、営業日誌等
16　税理士の関与状況	税理士の関与の状況について､､該当の場合は「１」、非該当の場合は「２」を各欄に記載してください。 （注）　複数の税理士が関与している場合は、主な１名について記載してください。
17　加入組合等の状況	主な加入組合、団体等及び役職名等を記載してください。
18　月別の売上高等の状況	売上（収入）金額、仕入金額等の月別の状況を記載してください。 （注）１　複数の売上（収入）がある場合には、その主なもの２つについて、原価とともに記載してください。 ２　「源泉徴収税額」欄の右側の空欄には掲記以外の主要の科目の状況を記載してください。 ３　「人件費」欄には、その月の俸給・給与及び賞与の支給総額（役員に対するものを含みます。）を記載してください。 ４　「源泉徴収税額」欄には、「人件費」欄に記載した支給総額について、源泉徴収して納付すべき税額(年末調整による過不足額の精算をした場合には、精算後の税額)を**円単位**で記載してください。 ５　「従事員数」欄には、その月の俸給・給与及び賞与の支給人員（役員を含みます。）を記載してください。
19　当期の営業成績の概要	経営状況の変化によって特に影響のあった事項、経営方針の変更によって影響のあった事項などについて具体的に記載してください。 （注）　同様の内容を記載した別途の書類を作成している場合には、その書類を添付することにより、この欄の記載を省略して差し支えありません。

記載欄	記　　載　　要　　領
20　年末調整関係書類の電子化の状況	「16 税理士の関与状況」の「関与状況」の欄のうち、「源泉徴収関係事務」欄に「１」を記載した場合には、、年末調整関係書類の電子化の状況について、該当の番号を各欄に記載いただきますよう、ご協力をお願いします。 （注）１　「(1)年末調整関係申告書の取扱」欄には、源泉徴収を要する給与等の支払が無いなど書面又は電子での年末調整関係書類の提出を役員及び従業員から受ける機会が無い場合は、「無」を選択してください。 ２　この欄の「年末調整関係申告書」とは、次の申告書をいいます。 ・　扶養控除等申告書（従たる給与に係るものを含む） ・　特定親族特別控除申告書(※) ・　配偶者控除等申告書 ・　基礎控除申告書 ・　保険料控除申告書 ・　所得金額調整控除申告書 ・　住宅借入金等特別控除申告書 ３　この欄の「保険料等の支払を証する書類」とは、次の書類をいいます。 ・　保険料控除証明書（生命保険料、介護医療保険料、個人年金保険料、地震保険料、社会保険料、小規模企業共済等掛金） ・　住宅借入金等特別控除証明書 ・　年末残高等証明書 ４　「(2)年末調整関係申告書の電磁的方法での受付の可否」欄には、役員及び従業員から提出を受ける２の「年末調整関係申告書」の全て又は一部について電磁的方法による受付が可能な場合は、「可」を選択してください。 ５　「(3)保険料等の支払を証する書類の電磁的方法での受付の可否」欄には、役員及び従業員から提出を受ける３の「保険料等の支払を証する書類」の全て又は一部について電磁的方法による受付が可能な場合は、「可」を選択してください。 ６　「(4)従業員による保険料等の支払を証する書類のマイナポータル連携での取得」欄には、役員及び従業員から提出を受けた３の「保険料等の支払を証する書類」(社会保険料については、国民年金保険料及び国民年金基金掛金に限ります。)のうち、マイナポータル連携を利用して、その書類の全て又は一部を取得している場合は、「有」を選択してください(※)。 (※)　マイナポータル連携を利用して取得しているものの有無を把握していない場合は、「未把握」を選択してください。 ７　「(5)年末調整手続でのシステム利用」欄には、従業員による年末調整関係申告書の作成又は年末調整手続における超過額などの計算を行うためにシステムを利用している場合に、「有」を選択してください。 ８　「(6)年末調整手続で利用するシステム」欄には、全ての項目に「該当」又は「非該当」を選択してください。 なお、「市販のソフトウェアの名称」欄について、複数のシステムを利用している場合には主要なものの名称を記載してください。

出資関係図の添付について

1　出資関係図の添付

法人が、当該法人との間に完全支配関係(注１)がある他の法人を有する場合には、法人税の確定申告書に当該法人との間に完全支配関係がある法人との関係を系統的に示した図（以下「出資関係図」といいます。）を添付することとされていますので、完全支配関係がある他の法人を有する場合には、出資関係図を作成の上、確定申告書への添付をお願いします。

また、グループ通算制度の承認又は連結納税の承認を受けている場合も同様に、親法人との間に完全支配関係がある法人との出資関係図を作成の上、確定申告書への添付をお願いします。

（法人税法施行規則第35条第１項第５号、同規則第61条の５第１号ト及び同条第２号ト、法人税法施行規則等の一部を改正する省令（令和２年財務省令第56号）による改正前の法人税法施行規則第37条の12第５号）

（注）１　完全支配関係とは、①「一の者が法人の発行済株式等の全部を直接若しくは間接に保有する関係として政令で定める関係」（以下「当事者間の完全支配の関係」といいます。）又は②「一の者との間に当事者間の完全支配の関係がある法人相互の関係」をいいます（法人税法第２条第12号の７の６）。

２　仮決算による中間申告書、清算事業年度予納申告書及び連結法人の個別帰属額の届出書に関しては、添付不要です。

３　出資関係図は、原則として、決算期末において完全支配関係がある全ての法人について記載していただくことになります。

2　記載に当たっての留意事項

出資関係図の作成に当たっては、次頁の作成例を参照していただくほか、次の事項に留意の上、適宜の様式に記載して提出してください。

⑴　決算期末時点における状況に基づいて記載します。

⑵　出資関係図には、当該法人との間に完全支配関係があるグループ内の最上位の者（法人又は個人）を頂点として、その出資関係を系統的に記載します。

⑶　グループ全体の出資関係図を作成することになりますから、グループ内の全ての法人の決算期が同一の場合には、各法人の確定申告書には同一の出資関係図をそれぞれに添付することになります(決算期が異なる法人がグループ内に存している場合には、その異なる決算期末の時点の出資関係図を作成し、当該法人の確定申告書に添付することになります。)。

⑷　出資関係図には、出資関係を系統的に図に示すほか、グループ内の各法人の所轄税務署、法人名、納税地、代表者氏名、事業種目、資本金の額又は出資金の額、決算期等の項目を記載していただくことになりますが、グループ内の法人が多数である場合には、これら全ての記載項目を記入することは困難ですから、次頁の作成例のとおり、系統図とは別の様式で作成して差し支えありません。

≪出資関係図の作成例≫

⑴　出資関係を系統的に記載した図

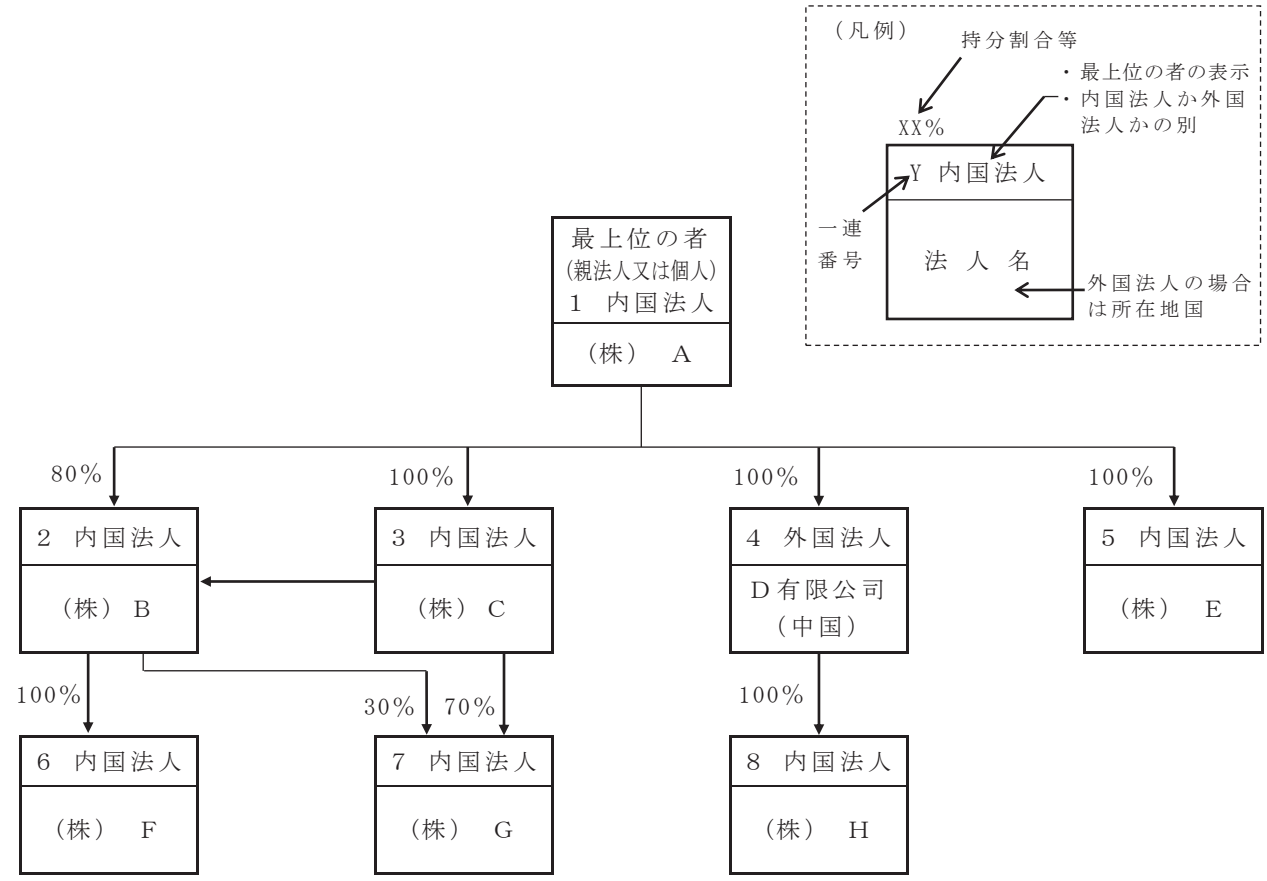

（注）　原則として、グループ内の最上位の者及びその最上位の者との間に完全支配関係がある全ての法人を記載してください。

⑵　グループ一覧

令和XX年X月XX日現在

一連番号	所轄税務署名	法人名	納税地	代表者氏名	事業種目	資本金等（千円）	決算期	備考
1	麹　町	㈱ A	千代田区大手町1-3-3	a	鉄鋼	314,158,750	3.31	
2	仙台北	㈱ B	仙台市青葉区本町3-3-1	b	機械修理	34,150,000	6. 30	
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	

（注）1　一連番号は、上記(1)の出資関係を系統的に記載した図の一連番号に合わせて付番してください。

2　最上位の者が個人である場合には、その氏名を「法人名」欄に記載してください。

お問い合わせ番号	

税務署長

様

納税申告書
更正の請求書の移送通知書

貴法人から　　付で提出された　　の 納税申告書
更正の請求書 については、下記の理由により　　税務署長に移送しましたので通知します。

なお、今後この事案についての申出先は、上記税務署長となります。

記

1　移送する納税申告書・更正の請求書

2　移送の理由

3　移送する関係書類、物件

4　参考事項

納税申告書
更正の請求書の移送通知書

1　使用目的

「納税申告書
更正の請求書の移送書通知書」は、国税通則法第21条第３項又は同法第23条第７項の規定による場合等、現在の納税地を所轄する税務署長以外の税務署長に提出された納税申告書又は更正の請求書を現在の納税地を所轄する税務署長に移送した旨を納税者に通知するために使用する。

2　記載要領

項　　目	内　　容
「納税申告書・更正の請求書」	標題及び本文中の「納税申告書・更正の請求書」の区分は、いずれか該当しない文字を抹消する。
「……提出された　　の……」	本文中の「……提出された　　の……」の空白部分には、移送すべき書類の税目を記載する。
移送する納税申告書・更正の請求書	移送すべき書類に応じて、例えば、「法人税の自令和○年○月○日 至令和○年○月○日事業年度分確定申告書」、「消費税及び地方消費税の自令和○年○月○日 至令和○年○月○日課税期間の更正の請求書」等と記載する。
移送の理由	上記使用目的に掲げる場合に応じ、その理由を記載する。

（注）移送の理由等の記載に当たっては、「納税申告書
更正の請求書の移送書」と同一の内容を記載する。

3　留意事項

○　法人課税信託の名称の併記

法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者に対し国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合は、通知書等に、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載する。

納税地	
法人名等	
代表者又は清算人氏名	様

年　　月　　日

税務署長

法人税額等の　　通知書及び加算税の賦課決定通知書

自　　年　　月　　日
至　　年　　月　　日
事業年度分(　　)の法人税について下記のとおり法人税額等の　　及び加算税の賦課決定をしたから通知します。

記

区分			申告又は更正前の金額	更正又は決定の金額
所得金額又は欠損金額		1	円	円
法人税額		2		
法人税額等の特別控除額		3		
連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額		4		
土地譲渡利益金	課税土地譲渡利益金額	5		
	同上に対する税額	6		
留保	課税留保金額	7		
	同上に対する税額	8		
使途秘匿金	使途秘匿金額	9		
	同上に対する税額	10		
法人税額計		11		
外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額及び仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額		12		
控除所得税額等		13		
差引所得に対する法人税額		14		
還付所得税額等		15		
欠損繰戻し	還付金額	16		
	減少する還付加算金	17		
差引合計税額		18		
既に納付の確定した本税額		19		
差引納付すべき又は減少（－印）する法人税額		20		
同上のうち仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う	還付法人税額	21		
	繰越控除される法人税額	22		
翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金		23		

この通知により納付すべき又は減少(－印)する税額	
本税の額	円
無申告加算税	
過少申告加算税	
重加算税	

賦課した加算税の額の計算明細			
区分		加算税の基礎となる税額	加算税の額
申告加算税	賦課決定額	円	円
	変更決定後の賦課決定額		
重加算税	賦課決定額		
	変更決定後の賦課決定額		

この通知書に係る処分は、　　の職員の調査に基づいて行いました。

1　納付すべき税額は、同封の納付書により　　年　　月　　日までに金融機関等（郵便局を含む。）又は当税務署へ納付(注)してください。

（注）　納付書表面にバーコードが表示されている場合は、コンビニエンスストアに納付を委託できます。
利用可能なコンビニエンスストアについては、バーコードが表示されている納付書の裏面でご確認ください。

2　本税等と併せて納付すべき延滞税は、次の「延滞税の額の計算方法」により計算して納付してください。

3　延滞税の額の計算方法（国税通則法第６０条、第６１条、第１１８条及び第１１９条）

$$\text{納付すべき本税の額}\ (\text{注}1) \times \text{延滞税の割合}\ (\text{注}2) \times \frac{\text{期間（日数）}\ (\text{注}3)}{\text{法定納期限の翌日から完納の日まで}} = \text{延滞税の額}\ (\text{注}4)$$

$$\frac{\qquad\qquad}{365}$$

（注）１　本税の額が１０，０００円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。
本税の額に１０，０００円未満の端数があるときは、これを切り捨てて計算してください。

２　平成１２年１月１日以後の延滞税の割合は、年単位（１／１～１２／３１）で、以下のとおり適用することになります。

①　平成１２年１月１日から平成２５年１２月３１日までの期間に対応する延滞税の割合
・　納期限の翌日から２月を経過する日まで・・・　年「前年の１１月３０日の日本銀行が定める基準割引率＋４％」
・　納期限の翌日から２月を経過した日以後・・・　年「１４．６％」

②　平成２６年１月１日以後の期間に対応する延滞税の割合
・　納期限の翌日から２月を経過する日まで・・・　年「７．３％」と「特例基準割合（※１）＋１％」のいずれか低い割合
・　納期限の翌日から２月を経過した日以後・・・　年「１４．６％」と「特例基準割合（※１）＋７．３％」のいずれか低い割合
（※１）各年の前々年の１０月から前年の９月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を１２で除して得た割合として各年の前年の１２月１５日までに財務大臣が告示する割合に、年１％の割合を加算した割合

③　令和３年１月１日以後の期間に対応する延滞税の割合
・　納期限の翌日から２月を経過する日まで・・・　年「７．３％」と「延滞税特例基準割合（※２）＋１％」のいずれか低い割合
・　納期限の翌日から２月を経過した日以後・・・　年「１４．６％」と「延滞税特例基準割合（※２）＋７．３％」のいずれか低い割合
（※２）各年の前々年の９月から前年の８月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を１２で除して得た割合として各年の前年の１１月３０日までに財務大臣が告示する割合に、年１％の割合を加算した割合

３　次の場合には、延滞税の額の計算の基礎となる「期間（日数）」に特例が設けられていますからご注意ください。

①　期限内申告書を提出している場合で確定申告期限から１年を経過した日以降に更正等があったとき又は期限後申告書を提出している場合でその提出した日の翌日から起算して１年を経過した日以降に更正等があったとき（偽りその他不正の行為により税金を免れ、又は還付を受けた法人に対する更正については、この特例の適用はありません。）（国税通則法第６１条第１項）

②　期限内申告書又は期限後申告書を提出した後に減額更正がされ、その後更に増額更正等があった場合（当該期限内申告書又は期限後申告書に係る税額に達するまでの部分に限ります。）（国税通則法第６１条第２項）
ただし、平成２９年１月１日以後に法定納期限が到来する国税について適用されます。

③　欠損金の繰戻しに係る還付金の額が減少する場合（国税通則法施行令第２５条第１号）

④　期限後申告書に係る還付金の額が減少する場合（国税通則法施行令第２５条第３号）

４　延滞税の額が１，０００円未満の場合は、納付する必要はありません。
延滞税の額に１００円未満の端数があるときは、これを切り捨ててください。

4　さきに、法人税法第７５条又は同法第７５条の２の規定により、申告書の提出期限の延長を受けている場合には、その延長期間中は利子税がかかりますので、本税等と併せて納付してください。

5　この更正又は決定が、申告期限から１年を経過してされた場合で、その国税を一時に納付することができないと認められるときは、原則として納期限内にされた申請により、１年以内の期間、納税の猶予が認められます。

6　内容にご不明な点がありましたら遠慮なく当税務署にお問い合わせください。

7　翌期首現在の利益積立金額について
この更正又は決定により、税務計算上の翌期首現在利益積立金額は、次のとおりとなります。

科　　目	翌期首現在利益積立金額	科　　目	翌期首現在利益積立金額
利益準備金			
積立金			
		繰越損益金	
		納税充当金	
		未納法人税、未納地方法人税及び未納復興特別法人税	△
		未納都道府県民税	△
		未納市町村民税	△
		差引合計額	

不服申立て等について

【不服申立てについて】

○　この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して３月以内に税務署長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

○　再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して１月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

○　審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。

○　取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者　法務大臣）となります。

○　取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過したときは、提起することができません。

○　取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。

(1) 審査請求がされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

(2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。

(3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

不服申立て等について

【不服申立てについて】

○　この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して３月以内に国税局長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

○　再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して１月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

○　審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。

○　取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者　法務大臣）となります。

○　取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過したときは、提起することができません。

○　取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。

(1) 審査請求がされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

(2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。

(3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

納税地	
法人名等	
代表者又は清算人氏名	様

年　　月　　日

税 務 署 長

法人税額等の　　通知書及び加算税の賦課決定通知書

自　　年　　月　　日
至　　年　　月　　日
事業年度分(　　)の法人税について下記のとおり法人税額等の　　及び加算税の賦課決定をしたから通知します。

記

区分			申告又は更正前の金額	更正又は決定の金額
所得金額又は欠損金額		1	円	円
法人税額		2		
法人税額等の特別控除額		3		
連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額		4		
土地譲渡利益金	課税土地譲渡利益金額	5		
	同上に対する税額	6		
留保	課税留保金額	7		
	同上に対する税額	8		
使途秘匿金	使途秘匿金額	9		
	同上に対する税額	10		
法人税額計		11		
分配時調整外国税相当額及び外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額		12		
仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額		13		
控除所得税額等		14		
差引所得に対する法人税額		15		
還付所得税額等		16		
欠損繰戻し	還付金額	17		
	減少する還付加算金	18		
差引合計税額		19		
既に納付の確定した本税額		20		
差引納付すべき又は減少（－印）する法人税額		21		
同上のうち仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う	還付法人税額	22		
	繰越控除される法人税額	23		
翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金		24		

この通知により納付すべき又は減少(－印)する税額	
本税の額	円
無申告加算税	
過少申告加算税	
重加算税	

賦課した加算税の額の計算明細			
区分		加算税の基礎となる税額	加算税の額
申告加算税	賦課決定額	円	円
	変更決定後の賦課決定額		
重加算税	賦課決定額		
	変更決定後の賦課決定額		

この通知書に係る処分は、　　の職員の調査に基づいて行いました。

1　納付すべき税額は、同封の納付書により　　年　　月　　日までに金融機関等（郵便局を含む。）又は当税務署へ納付(注)してください。

（注）　納付書表面にバーコードが表示されている場合は、コンビニエンスストアに納付を委託できます。
利用可能なコンビニエンスストアについては、バーコードが表示されている納付書の裏面でご確認ください。

2　本税等と併せて納付すべき延滞税は、次の「延滞税の額の計算方法」により計算して納付してください。

3　延滞税の額の計算方法（国税通則法第６０条、第６１条、第１１８条及び第１１９条）

納付すべき本税の額 (注) 1	×	延滞税の割合 (注) 2	×	期間（日数） (注) 3 / 法定納期限の翌日から完納の日まで	＝	延滞税の額 (注) 4

３６５

（注）１　本税の額が１０，０００円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。
本税の額に１０，０００円未満の端数があるときは、これを切り捨てて計算してください。

２　平成１２年１月１日以後の延滞税の割合は、年単位（１／１～１２／３１）で、以下のとおり適用することになります。

①　平成１２年１月１日から平成２５年１２月３１日までの期間に対応する延滞税の割合
・　納期限の翌日から２月を経過する日まで・・・　年「前年の１１月３０日の日本銀行が定める基準割引率＋４％」
・　納期限の翌日から２月を経過した日以後・・・　年「１４．６％」

②　平成２６年１月１日以後の期間に対応する延滞税の割合
・　納期限の翌日から２月を経過する日まで・・・　年「７．３％」と「特例基準割合（※１）＋１％」のいずれか低い割合
・　納期限の翌日から２月を経過した日以後・・・　年「１４．６％」と「特例基準割合（※１）＋７．３％」のいずれか低い割合
（※１）各年の前々年の１０月から前年の９月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を１２で除して得た割合として各年の前年の１２月１５日までに財務大臣が告示する割合に、年１％の割合を加算した割合

③　令和３年１月１日以後の期間に対応する延滞税の割合
・　納期限の翌日から２月を経過する日まで・・・　年「７．３％」と「延滞税特例基準割合（※２）＋１％」のいずれか低い割合
・　納期限の翌日から２月を経過した日以後・・・　年「１４．６％」と「延滞税特例基準割合（※２）＋７．３％」のいずれか低い割合
（※２）各年の前々年の９月から前年の８月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を１２で除して得た割合として各年の前年の１１月３０日までに財務大臣が告示する割合に、年１％の割合を加算した割合

３　次の場合には、延滞税の額の計算の基礎となる「期間（日数）」に特例が設けられていますからご注意ください。

①　期限内申告書を提出している場合で確定申告期限から１年を経過した日以降に更正等があったとき又は期限後申告書を提出している場合でその提出した日の翌日から起算して１年を経過した日以降に更正等があったとき（偽りその他不正の行為により税金を免れ、又は還付を受けた法人に対する更正については、この特例の適用はありません。）（国税通則法第６１条第１項）

②　期限内申告書又は期限後申告書を提出した後に減額更正がされ、その後更に増額更正等があった場合（当該期限内申告書又は期限後申告書に係る税額に達するまでの部分に限ります。）（国税通則法第６１条第２項）
ただし、平成２９年１月１日以後に法定納期限が到来する国税について適用されます。

③　欠損金の繰戻しに係る還付金の額が減少する場合（国税通則法施行令第２５条第１号）

④　期限後申告書に係る還付金の額が減少する場合（国税通則法施行令第２５条第３号）

４　延滞税の額が１，０００円未満の場合は、納付する必要はありません。
延滞税の額に１００円未満の端数があるときは、これを切り捨ててください。

4　さきに、法人税法第７５条又は同法第７５条の２の規定により、申告書の提出期限の延長を受けている場合には、その延長期間中は利子税がかかりますので、本税等と併せて納付してください。

5　この更正又は決定が、申告期限から１年を経過してされた場合で、その国税を一時に納付することができないと認められるときは、原則として納期限内にされた申請により、１年以内の期間、納税の猶予が認められます。

6　内容にご不明な点がありましたら遠慮なく当税務署にお問い合わせください。

7　翌期首現在の利益積立金額について

この更正又は決定により、税務計算上の翌期首現在利益積立金額は、次のとおりとなります。

科目	翌期首現在利益積立金額	科目	翌期首現在利益積立金額
利益準備金			
積立金			
		繰越損益金	
		納税充当金	
		未納法人税、未納地方法人税及び未納復興特別法人税	△
		未納都道府県民税	△
		未納市町村民税	△
		差引合計額	

不服申立て等について

【不服申立てについて】

○　この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して３月以内に税務署長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

○　再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して１月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

○　審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。

○　取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者　法務大臣）となります。

○　取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過したときは、提起することができません。

○　取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。

(1) 審査請求がされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

(2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。

(3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

不服申立て等について

【不服申立てについて】

○　この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して３月以内に国税局長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

○　再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して１月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

○　審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。

○　取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者　法務大臣）となります。

○　取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過したときは、提起することができません。

○　取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。

(1) 審査請求がされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

(2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。

(3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

納税地	
法人名等	
代表者又は清算人氏名	様

年　　月　　日

税 務 署 長

法人税額等の　　通知書及び加算税の賦課決定通知書

自　　年　　月　　日
至　　年　　月　　日
の

事業年度分(　　)の法人税について下記のとおり法人税額等及び加算税の賦課決定をしたから通知します。

記

区分			申告又は更正前の金額	更正又は決定の金額
所得金額又は欠損金額		1	円	円
法人税額		2		
法人税額等の特別控除額		3		
税額控除超過額相当額等の加算額		4		
土地譲渡利益金	課税土地譲渡利益金額	5		
	同上に対する税額	6		
留保	課税留保金額	7		
	同上に対する税額	8		
使途秘匿金	使途秘匿金額	9		
	同上に対する税額	10		
法人税額計		11		
分配時調整外国税相当額及び外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額		12		
仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額		13		
控除所得税額等		14		
差引所得に対する法人税額		15		
還付所得税額等		16		
欠損繰戻し	還付金額	17		
	減少する還付加算金	18		
差引合計税額		19		
既に納付の確定した本税額		20		
差引納付すべき又は減少（－印）する法人税額		21		
同上のうち仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う	還付法人税額	22		
	繰越控除される法人税額	23		
翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金		24		

この通知により納付すべき又は減少(－印)する税額	
本税の額	円
無申告加算税	
過少申告加算税	
重加算税	

賦課した加算税の額の計算明細			
区分		加算税の基礎となる税額	加算税の額
申告加算税	賦課決定額	円	円
	変更決定後の賦課決定額		
重加算税	賦課決定額		
	変更決定後の賦課決定額		

この通知書に係る処分は、　　の職員の調査に基づいて行いました。

1　納付すべき税額は、同封の納付書により　　年　　月　　日までに金融機関等（郵便局を含む。）又は当税務署へ納付(注)してください。

（注）　納付書表面にバーコードが表示されている場合は、コンビニエンスストアに納付を委託できます。
利用可能なコンビニエンスストアについては、バーコードが表示されている納付書の裏面でご確認ください。

2　本税等と併せて納付すべき延滞税は、次の「延滞税の額の計算方法」により計算して納付してください。

3　延滞税の額の計算方法（国税通則法第６０条、第６１条、第１１８条及び第１１９条）

納付すべき本税の額 (注) 1	×	延滞税の割合 (注) 2	×	期間（日数） (注) 3 / 法定納期限の翌日から完納の日まで	＝	延滞税の額 (注) 4

３６５

（注）１　本税の額が１０，０００円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。
本税の額に１０，０００円未満の端数があるときは、これを切り捨てて計算してください。

２　平成１２年１月１日以後の延滞税の割合は、年単位（１／１～１２／３１）で、以下のとおり適用することになります。

①　平成１２年１月１日から平成２５年１２月３１日までの期間に対応する延滞税の割合
・　納期限の翌日から２月を経過する日まで・・・　年「前年の１１月３０日の日本銀行が定める基準割引率＋４％」
・　納期限の翌日から２月を経過した日以後・・・　年「１４．６％」

②　平成２６年１月１日以後の期間に対応する延滞税の割合
・　納期限の翌日から２月を経過する日まで・・・　年「７．３％」と「特例基準割合（※１）＋１％」のいずれか低い割合
・　納期限の翌日から２月を経過した日以後・・・　年「１４．６％」と「特例基準割合（※１）＋７．３％」のいずれか低い割合
（※１）各年の前々年の１０月から前年の９月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を１２で除して得た割合として各年の前年の１２月１５日までに財務大臣が告示する割合に、年１％の割合を加算した割合

③　令和３年１月１日以後の期間に対応する延滞税の割合
・　納期限の翌日から２月を経過する日まで・・・　年「７．３％」と「延滞税特例基準割合（※２）＋１％」のいずれか低い割合
・　納期限の翌日から２月を経過した日以後・・・　年「１４．６％」と「延滞税特例基準割合（※２）＋７．３％」のいずれか低い割合
（※２）各年の前々年の９月から前年の８月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を１２で除して得た割合として各年の前年の１１月３０日までに財務大臣が告示する割合に、年１％の割合を加算した割合

３　次の場合には、延滞税の額の計算の基礎となる「期間（日数）」に特例が設けられていますからご注意ください。

①　期限内申告書を提出している場合で確定申告期限から１年を経過した日以降に更正等があったとき又は期限後申告書を提出している場合でその提出した日の翌日から起算して１年を経過した日以降に更正等があったとき（偽りその他不正の行為により税金を免れ、又は還付を受けた法人に対する更正については、この特例の適用はありません。）（国税通則法第６１条第１項）

②　期限内申告書又は期限後申告書を提出した後に減額更正がされ、その後更に増額更正等があった場合（当該期限内申告書又は期限後申告書に係る税額に達するまでの部分に限ります。）（国税通則法第６１条第２項）
ただし、平成２９年１月１日以後に法定納期限が到来する国税について適用されます。

③　欠損金の繰戻しに係る還付金の額が減少する場合（国税通則法施行令第２５条第１号）

④　期限後申告書に係る還付金の額が減少する場合（国税通則法施行令第２５条第３号）

４　延滞税の額が１，０００円未満の場合は、納付する必要はありません。
延滞税の額に１００円未満の端数があるときは、これを切り捨ててください。

4　さきに、法人税法第７５条又は同法第７５条の２の規定により、申告書の提出期限の延長を受けている場合には、その延長期間中は利子税がかかりますので、本税等と併せて納付してください。

5　この更正又は決定が、申告期限から１年を経過してされた場合で、その国税を一時に納付することができないと認められるときは、原則として納期限内にされた申請により、１年以内の期間、納税の猶予が認められます。

6　内容にご不明な点がありましたら遠慮なく当税務署にお問い合わせください。

7　翌期首現在の利益積立金額について
この更正又は決定により、税務計算上の翌期首現在利益積立金額は、次のとおりとなります。

科目	翌期首現在利益積立金額	科目	翌期首現在利益積立金額
利益準備金			
積立金			
		繰越損益金	
		納税充当金	
		未納法人税、未納地方法人税及び未納復興特別法人税	△
		未払通算税効果額	
		未納都道府県民税	△
		未納市町村民税	△
		差引合計額	

不服申立て等について

【不服申立てについて】

○　この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して３月以内に税務署長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

○　再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して１月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

○　審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。

○　取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者　法務大臣）となります。

○　取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過したときは、提起することができません。

○　取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。

(1) 審査請求がされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

(2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。

(3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

不服申立て等について

【不服申立てについて】

○　この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して３月以内に国税局長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

○　再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して１月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

○　審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。

○　取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者　法務大臣）となります。

○　取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過したときは、提起することができません。

○　取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。

(1) 審査請求がされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

(2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。

(3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

納税地	
法人名等	
清算人 氏名	様

年　　月　　日

税 務 署 長

清算中の各事業年度の法人税額等の清算所得通知書及び加算税の賦課決定通知書

清算中の事業年度等の法人税について下記のとおり法人税額等の　　及び加算税の賦課決定をしたから通知します。

記

区分				申告又は更正前の金額	更正又は決定の金額
清算中の事業年度の等自至年月日	所得金額又は欠損金額		1	円	円
	所得に対する税額		2		
	土地譲渡利益金	課税土地譲渡利益金額	3		
		同上に対する税額	4		
	使途秘匿金	使途秘匿金額	5		
		同上に対する税額	6		
	法人税額計		7		
	当期中の分配金額のうち利益積立金額以外からなる金額の　%相当額		8		
	差引法人税額		9		
	控除税額		10		
	控除できなかった所得税額等		11		
	納付すべき又は減少（－印）する税額		12		
清算所得金額等の更正決定	㋐解散又は合併登記の日	㋑残余財産確定又は一部分配の日	13	㋐　・　・	㋑　・　・
	清算所得金額		14		
	同上のうち	利益積立金額等からなる金額	15		
		利益積立金額等以外からなる金額	16		
	所得に対する税額		17		
	土地譲渡利益金	課税土地譲渡利益金額	18		
		同上に対する税額	19		
	使途秘匿金	使途秘匿金額	20		
		同上に対する税額	21		
	法人税額計		22		
	控除税額		23		
	差引法人税額		24		
	控除できなかった所得税額等		25		
	既に納付の確定した税額		26		
	納付すべき又は減少（－印）する税額		27		
翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金			28		

この通知により納付すべき又は減少(－印)する税額	
本税の額	円
無申告加算税	
過少申告加算税	
重加算税	

賦課した加算税の額の計算明細			
区分		加算税の基礎となる税額	加算税の額
申告加算税	賦課決定額	円	円
	変更決定後の賦課決定額		
重加算税	賦課決定額		
	変更決定後の賦課決定額		

この通知書に係る処分は、　　の職員の調査に基づいて行いました。

1　納付すべき税額は、同封の納付書により　　年　　月　　日までに金融機関等（郵便局を含む。）又は当税務署へ納付(注)してください。

（注）　納付書表面にバーコードが表示されている場合は、コンビニエンスストアに納付を委託できます。
利用可能なコンビニエンスストアについては、バーコードが表示されている納付書の裏面でご確認ください。

2　本税等と併せて納付すべき延滞税は、次の「延滞税の額の計算方法」により計算して納付してください。

3　延滞税の額の計算方法（国税通則法第６０条、第６１条、第１１８条及び第１１９条）

納付すべき本税の額 (注) 1	×	延滞税の割合 (注) 2	×	期　間　（　日　数　） (注) 3 / 法定納期限の翌日から完納の日まで	＝	延　滞　税　の　額 (注) 4

３６５

（注）1　本税の額が１０，０００円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。
本税の額に１０，０００円未満の端数があるときは、これを切り捨てて計算してください。

2　平成１２年１月１日以後の延滞税の割合は、年単位（１／１～１２／３１）で、以下のとおり適用することになります。

①　平成１２年１月１日から平成２５年１２月３１日までの期間に対応する延滞税の割合
・　納期限の翌日から２月を経過する日まで・・・　年「前年の１１月３０日の日本銀行が定める基準割引率＋４％」
・　納期限の翌日から２月を経過した日以後・・・　年「１４．６％」

②　平成２６年１月１日以後の期間に対応する延滞税の割合
・　納期限の翌日から２月を経過する日まで・・・　年「７．３％」と「特例基準割合（※１）＋１％」のいずれか低い割合
・　納期限の翌日から２月を経過した日以後・・・　年「１４．６％」と「特例基準割合（※１）＋７．３％」のいずれか低い割合
（※１）各年の前々年の１０月から前年の９月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を１２で除して得た割合として各年の前年の１２月１５日までに財務大臣が告示する割合に、年１％の割合を加算した割合

③　令和３年１月１日以後の期間に対応する延滞税の割合
・　納期限の翌日から２月を経過する日まで・・・　年「７．３％」と「延滞税特例基準割合（※２）＋１％」のいずれか低い割合
・　納期限の翌日から２月を経過した日以後・・・　年「１４．６％」と「延滞税特例基準割合（※２）＋７．３％」のいずれか低い割合
（※２）各年の前々年の９月から前年の８月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を１２で除して得た割合として各年の前年の１１月３０日までに財務大臣が告示する割合に、年１％の割合を加算した割合

3　貴法人の場合は、国税通則法の規定により（自　　・　　・　　至　　・　　・　　）の期間は、上記の計算期間に含まれないことになっています。

4　延滞税の額が１，０００円未満の場合は、納付する必要はありません。
延滞税の額に１００円未満の端数があるときは、これを切り捨ててください。

4　この更正又は決定が、申告期限から１年を経過してされた場合で、その国税を一時に納付することができないと認められるときは、原則として納期限内にされた申請により、１年以内の期間、納税の猶予が認められます。

5　内容にご不明な点がありましたら遠慮なく当税務署にお問い合わせください。

不服申立て等について

【不服申立てについて】

○　この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して３月以内に税務署長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

○　再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して１月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

○　審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。

○　取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者　法務大臣）となります。

○　取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過したときは、提起することができません。

○　取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。

(1) 審査請求がされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

(2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。

(3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

不服申立て等について

【不服申立てについて】

○　この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して３月以内に国税局長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

○　再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して１月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

○　審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。

○　取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者　法務大臣）となります。

○　取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過したときは、提起することができません。

○　取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。

(1) 審査請求がされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

(2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。

(3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

納税地	
法人名等	
代表者又は清算人氏名	様

年　月　日

税務署長

法人税額等の　　通知書及び加算税の賦課決定通知書

自　年　月　日
至　年　月　日　事業年度分(　　)の法人税について下記のとおり法人税額等の　　及び加算税の賦課決定をしたから通知します。

記

区分		①恒久的施設帰属所得に係る所得の金額に係る法人税額		②その他の国内源泉所得に係る所得の金額に係る法人税額	
		申告又は更正前の金額	更正又は決定の金額	申告又は更正前の金額	更正又は決定の金額
所得金額又は欠損金額	1	円	円	円	円
法人税額	2				
法人税額等の特別控除額	3				
リース特別控除取戻税額等	4				
使途秘匿金に対する税額	5				
法人税額計	6				
控除税額	7				
差引所得に対する法人税額等	8				
翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金	9				

区分			申告又は更正前の金額	更正又は決定の金額
①で控除しきれなかった金額のうち、②の法人税額から控除できる金額		10	円	円
②で控除しきれなかった金額のうち、①の法人税額から控除できる金額		11		
法人税額合計(８①－11)＋(８②－10)		12		
還付所得税額等		13		
欠損繰戻し	還付金額	14		
	減少する還付加算金	15		
差引合計税額		16		
既に納付の確定した本税額		17		
差引納付すべき又は減少(-印)する法人税額		18		

この通知により納付すべき又は減少(－印)する税額	
本税の額	円
無申告加算税	
過少申告加算税	
重加算税	

賦課した加算税の額の計算明細			
区分		加算税の基礎となる税額	加算税の額
申告加算税	賦課決定額	円	円
	変更決定後の賦課決定額		
重加算税	賦課決定額		
	変更決定後の賦課決定額		

この通知書に係る処分は、　　の職員の調査に基づいて行いました。

1　納付すべき税額は、同封の納付書により　　年　　月　　日までに金融機関等（郵便局を含む。）又は当税務署へ納付(注)してください。

（注）　納付書表面にバーコードが表示されている場合は、コンビニエンスストアに納付を委託できます。
利用可能なコンビニエンスストアについては、バーコードが表示されている納付書の裏面でご確認ください。

2　本税等と併せて納付すべき延滞税は、次の「延滞税の額の計算方法」により計算して納付してください。

3　延滞税の額の計算方法（国税通則法第６０条、第６１条、第１１８条及び第１１９条）

納付すべき本税の額（注）1	×	延滞税の割合（注）2	×	期間（日数）（注）3 / 法定納期限の翌日から完納の日まで	＝	延滞税の額（注）4

３６５

（注）1　本税の額が１０，０００円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。
本税の額に１０，０００円未満の端数があるときは、これを切り捨てて計算してください。

2　平成１２年１月１日以後の延滞税の割合は、年単位（１／１～１２／３１）で、以下のとおり適用することになります。

①　平成１２年１月１日から平成２５年１２月３１日までの期間に対応する延滞税の割合
・　納期限の翌日から２月を経過する日まで・・・　年「前年の１１月３０日の日本銀行が定める基準割引率＋４％」
・　納期限の翌日から２月を経過した日以後・・・　年「１４．６％」

②　平成２６年１月１日以後の期間に対応する延滞税の割合
・　納期限の翌日から２月を経過する日まで・・・　年「７．３％」と「特例基準割合（※１）＋１％」のいずれか低い割合
・　納期限の翌日から２月を経過した日以後・・・　年「１４．６％」と「特例基準割合（※１）＋７．３％」のいずれか低い割合
（※１）各年の前々年の１０月から前年の９月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を１２で除して得た割合として各年の前年の１２月１５日までに財務大臣が告示する割合に、年１％の割合を加算した割合

③　令和３年１月１日以後の期間に対応する延滞税の割合
・　納期限の翌日から２月を経過する日まで・・・　年「７．３％」と「延滞税特例基準割合（※２）＋１％」のいずれか低い割合
・　納期限の翌日から２月を経過した日以後・・・　年「１４．６％」と「延滞税特例基準割合（※２）＋７．３％」のいずれか低い割合
（※２）各年の前々年の９月から前年の８月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を１２で除して得た割合として各年の前年の１１月３０日までに財務大臣が告示する割合に、年１％の割合を加算した割合

3　次の場合には、延滞税の額の計算の基礎となる「期間（日数）」に特例が設けられていますからご注意ください。

①　期限内申告書を提出している場合で確定申告期限から１年を経過した日以降に更正等があったとき又は期限後申告書を提出している場合でその提出した日の翌日から起算して１年を経過した日以降に更正等があったとき（偽りその他不正の行為により税金を免れ、又は還付を受けた法人に対する更正については、この特例の適用はありません。）（国税通則法第６１条第１項）

②　期限内申告書又は期限後申告書を提出した後に減額更正がされ、その後更に増額更正等があった場合（当該期限内申告書又は期限後申告書に係る税額に達するまでの部分に限ります。）（国税通則法第６１条第２項）
ただし、平成２９年１月１日以後に法定納期限が到来する国税について適用されます。

③　欠損金の繰戻しに係る還付金の額が減少する場合（国税通則法施行令第２５条第１号）

④　期限後申告書に係る還付金の額が減少する場合（国税通則法施行令第２５条第３号）

4　延滞税の額が１，０００円未満の場合は、納付する必要はありません。
延滞税の額に１００円未満の端数があるときは、これを切り捨ててください。

4　さきに、法人税法第１４４条の７又は同法第１４４条の８の規定により、申告書の提出期限の延長を受けている場合には、その延長期間中は利子税がかかりますので、本税等と併せて納付してください。

5　この更正又は決定が、申告期限から１年を経過してされた場合で、その国税を一時に納付することができないと認められるときは、原則として納期限内にされた申請により、１年以内の期間、納税の猶予が認められます。

6　内容にご不明な点がありましたら遠慮なく当税務署にお問い合わせください。

7　翌期首現在の利益積立金額について

この更正又は決定により、税務計算上の翌期首現在利益積立金額は、次のとおりとなります。

科目	翌期首現在利益積立金額	科目	翌期首現在利益積立金額
利益準備金			
積立金			
		繰越損益金	
		納税充当金	
		未納法人税、未納地方法人税及び未納復興特別法人税	△
		未納都道府県民税	△
		未納市町村民税	△
		差引合計額	

不服申立て等について

【不服申立てについて】

○　この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して３月以内に税務署長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

○　再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して１月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

○　審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。

○　取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者　法務大臣）となります。

○　取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過したときは、提起することができません。

○　取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。

(1) 審査請求がされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

(2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。

(3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

不服申立て等について

【不服申立てについて】

○　この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して３月以内に国税局長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

○　再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して１月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

○　審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。

○　取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者　法務大臣）となります。

○　取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過したときは、提起することができません。

○　取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。

(1) 審査請求がされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

(2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。

(3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

納税地	
法人名等	
代表者又は清算人氏名	様

年　　月　　日

税務署長

法人税の加算税の賦課決定通知書

次のとおり法人税に係る加算税を賦課決定します。

事業年度	区分		加算税の計算の基礎となる税額	加算税の額
自　年　月　日 至　年　月　日 （　　）	申告加算税	賦課決定額	円	円
		変更決定後の賦課決定額		
		この通知により納付すべき加算税の額又は減少（　－印　）する加算税の額		
	重加算税	賦課決定額		
		変更決定後の賦課決定額		
		この通知により納付すべき加算税の額又は減少（　－印　）する加算税の額		
自　年　月　日 至　年　月　日 （　　）	申告加算税	賦課決定額		
		変更決定後の賦課決定額		
		この通知により納付すべき加算税の額又は減少（　－印　）する加算税の額		
	重加算税	賦課決定額		
		変更決定後の賦課決定額		
		この通知により納付すべき加算税の額又は減少（　－印　）する加算税の額		
自　年　月　日 至　年　月　日 （　　）	申告加算税	賦課決定額		
		変更決定後の賦課決定額		
		この通知により納付すべき加算税の額又は減少（　－印　）する加算税の額		
	重加算税	賦課決定額		
		変更決定後の賦課決定額		
		この通知により納付すべき加算税の額又は減少（　－印　）する加算税の額		

この通知により新たに納付すべき加算税の額は、　　年　　月　　日までに納付してください。なお、納付手続につきましては、国税庁ホームページをご確認ください。

この処分は、　　国税局の職員の調査に基づいて行いました。

不服申立て等について

【不服申立てについて】

○　自　　年　月　日　自　　年　月　日　又は　自　　年　月　日
　　至　　年　月　日、至　　年　月　日　　至　　年　月　日

事業年度分の処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して３月以内に　　に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

○　再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して１月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

○　審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。

○　取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者　法務大臣）となります。

○　取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過したときは、提起することができません。

○　取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。

(1) 審査請求がされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

(2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。

(3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

納税地	
法人名等	
代表者又は清算人氏名	様

年　　月　　日

税務署長

更正決定等をすべきと認められない旨の通知書

下記の内容について、国税に関する実地の調査を行った結果、更正決定等をすべきと認められませんので通知します。

記

税目	更正決定等をすべきと認められない課税期間等	（参考）調査対象期間

備考	

別紙

税目	更正決定等をすべきと認められない課税期間等	（参考）調査対象期間

備考	

更　正　の　理　由	
貴法人備付けの帳簿書類を調査した結果、所得金額等又は税額等の計算に誤りがあると認められますから、次のとおり、申告書に記載された所得金額等に加算、減算して更正し又は税額等を更正しました。	

更　正　の　理　由

貴法人の法人税の申告書について、調査の結果、所得金額等又は税額等の計算に誤りがあると認められますから、次のとおり、申告書に記載された所得金額等に加算、減算して更正し又は税額等を更正しました。

更　正　の　理　由	
わが国が締結した租税条約に規定する権限のある当局間の協議による合意に基づき、次のとおり、申告所得金額等に加算、減算して更正し又は税額等を更正しました。	

更　正　の　理　由	
貴法人の法人税の申告書及び同添付書類に記載された事項によりますと、法令の規定に従っていないことが明らかなものや計算誤りがありますので、次のとおり、申告所得金額等に加算、減算して更正し又は税額等を更正しました。	

更　正　の　理　由

貴法人の国際最低課税額に対する法人税の申告書について、調査の結果、課税標準国際最低課税額又は税額の計算に誤りがあると認められますから、次のとおり、申告書に記載された課税標準国際最低課税額を更正し又は税額を更正しました。

更　正　の　理　由

貴法人の国際最低課税額に対する法人税の申告書及び同添付書類に記載された事項によりますと、法令の規定に従っていないことが明らかなものや計算誤りがありますので、次のとおり、申告課税標準国際最低課税額を更正し又は税額を更正しました。

納税地	
法人名等	
代表者又は清算人氏名	様

年　　月　　日

税務署長

地方法人税額等の　　通知書及び加算税の賦課決定通知書

自　　年　　月　　日
至　　年　　月　　日　課税事業年度分の地方法人税について下記のとおり地方法人税額等の　　及び加算税の賦課決定をしたから通知します。

記

区分				申告又は更正前の金額	更正又は決定の金額
課税標準法人税額の計算	基準法人税額	所得の金額に対する法人税額	1	円	円
		課税留保金額に対する法人税額	2		
	課税標準法人税額		3		
1に係る地方法人税額			4		
2に係る地方法人税額			5		
所得地方法人税額			6		
外国税額の控除額			7		
外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額等の控除額及び仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除地方法人税額			8		
差引地方法人税額			9		
欠損繰戻し	還付金額		10		
	減少する還付加算金		11		
差引合計地方法人税額			12		
既に納付の確定した地方法人税額			13		
差引納付すべき又は減少(－印)する地方法人税額			14		
同上のうち仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う	還付地方法人税額		15		
	繰越控除される地方法人税額		16		

この通知により納付すべき又は減少(－印)する税額	
本税の額	円
無申告加算税額	
過少申告加算税額	
重加算税額	

賦課した加算税の額の計算明細			
区分		加算税の基礎となる税額	加算税の額
申告加算税	賦課決定額	円	円
	変更決定後の賦課決定額		
重加算税	賦課決定額		
	変更決定後の賦課決定額		

この通知書に係る処分は、　　の職員の調査に基づいて行いました。

1　納付すべき税額は、同封の納付書により　　年　　月　　日までに金融機関等（郵便局を含む。）又は当税務署へ納付(注)してください。

（注）　納付書表面にバーコードが表示されている場合は、コンビニエンスストアに納付を委託できます。

利用可能なコンビニエンスストアについては、バーコードが表示されている納付書の裏面でご確認ください。

2　本税等と併せて納付すべき延滞税は、次の「延滞税の額の計算方法」により計算して納付してください。

3　延滞税の額の計算方法（国税通則法第６０条、第６１条、第１１８条及び第１１９条）

納付すべき本税の額(注)1	×	延滞税の割合(注)2	×	期間（日数）(注)3 / 法定納期限の翌日から完納の日まで	＝	延滞税の額(注)4

３６５

（注）１　本税の額が１０，０００円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。

本税の額に１０，０００円未満の端数があるときは、これを切り捨てて計算してください。

２　延滞税の割合は、年単位（１／１～１２／３１）で、以下のとおり適用することになります。

①　令和２年１２月３１日までの期間に対応する延滞税の割合

・　納期限の翌日から２月を経過する日まで・・・　年「７．３％」と「特例基準割合（※１）＋１％」のいずれか低い割合

・　納期限の翌日から２月を経過した日以後・・・　年「１４．６％」と「特例基準割合（※１）＋７．３％」のいずれか低い割合

（※１）各年の前々年の１０月から前年の９月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を１２で除して得た割合として各年の前年の１２月１５日までに財務大臣が告示する割合に、年１％の割合を加算した割合

②　令和３年１月１日以後の期間に対応する延滞税の割合

・　納期限の翌日から２月を経過する日まで・・・　年「７．３％」と「延滞税特例基準割合（※２）＋１％」のいずれか低い割合

・　納期限の翌日から２月を経過した日以後・・・　年「１４．６％」と「延滞税特例基準割合（※２）＋７．３％」のいずれか低い割合

（※２）各年の前々年の９月から前年の８月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を１２で除して得た割合として各年の前年の１１月３０日までに財務大臣が告示する割合に、年１％の割合を加算した割合

３　次の場合には、延滞税の額の計算の基礎となる「期間（日数）」に特例が設けられていますからご注意ください。

①　期限内申告書を提出している場合で確定申告期限から１年を経過した日以降に更正等があったとき又は期限後申告書を提出している場合でその提出した日の翌日から起算して１年を経過した日以降に更正等があったとき（偽りその他不正の行為により税金を免れ、又は還付を受けた法人に対する更正については、この特例の適用はありません。）（国税通則法第６１条第１項）

②　期限内申告書又は期限後申告書を提出した後に減額更正がされ、その後更に増額更正等があった場合（当該期限内申告書又は期限後申告書に係る税額に達するまでの部分に限ります。）（国税通則法第６１条第２項）

ただし、平成２９年１月１日以後に法定納期限が到来する国税について適用されます。

③　欠損金の繰戻しに係る還付金の額が減少する場合（国税通則法施行令第２５条第１号）

④　期限後申告書に係る還付金の額が減少する場合（国税通則法施行令第２５条第３号）

４　延滞税の額が１，０００円未満の場合は、納付する必要はありません。

延滞税の額に１００円未満の端数があるときは、これを切り捨ててください。

4　さきに、地方法人税法第１９条第５項の規定により、申告書の提出期限が延長されている場合には、その延長期間中は利子税がかかりますので、本税等と併せて納付してください。

5　この更正又は決定が、申告期限から１年を経過してされた場合で、その国税を一時に納付することができないと認められるときは、原則として納期限内にされた申請により、１年以内の期間、納税の猶予が認められます。

6　内容にご不明な点がありましたら遠慮なく当税務署にお問い合わせください。

不服申立て等について

【不服申立てについて】

○　この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して３月以内に税務署長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

○　再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して１月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

○　審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。

○　取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者　法務大臣）となります。

○　取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過したときは、提起することができません。

○　取消訴訟は､審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。

(1) 審査請求がされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

(2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。

(3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

不服申立て等について

【不服申立てについて】

○　この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して３月以内に国税局長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

○　再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して１月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

○　審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。

○　取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者　法務大臣）となります。

○　取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過したときは、提起することができません。

○　取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。

(1) 審査請求がされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

(2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。

(3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

納税地	
法人名等	
代表者又は清算人氏名	様

年　　月　　日

税務署長

地方法人税額等の　　通知書及び加算税の賦課決定通知書

自　　年　　月　　日
至　　年　　月　　日　課税事業年度分の地方法人税について下記のとおり地方法人税額等の　　及び加算税の賦課決定をしたから通知します。

記

区分				申告又は更正前の金額	更正又は決定の金額
課税標準法人税額の計算	基準法人税額	所得の金額に対する法人税額	1	円	円
		課税留保金額に対する法人税額	2		
	課税標準法人税額		3		
1に係る地方法人税額			4		
2に係る地方法人税額			5		
所得地方法人税額			6		
分配時調整外国税相当額及び外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額			7		
外国税額の控除額			8		
仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除地方法人税額			9		
差引地方法人税額			10		
欠損繰戻し	還付金額		11		
	減少する還付加算金		12		
差引合計地方法人税額			13		
既に納付の確定した地方法人税額			14		
差引納付すべき又は減少(－印)する地方法人税額			15		
同上のうち仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う	還付地方法人税額		16		
	繰越控除される地方法人税額		17		

この通知により納付すべき又は減少(－印)する税額	
本税の額	円
無申告加算税額	
過少申告加算税額	
重加算税額	

賦課した加算税の額の計算明細			
区分		加算税の基礎となる税額	加算税の額
申告加算税	賦課決定額	円	円
	変更決定後の賦課決定額		
重加算税	賦課決定額		
	変更決定後の賦課決定額		

この通知書に係る処分は、　　の職員の調査に基づいて行いました。

納税地	
法人名等	
代表者又は清算人氏名	様

年　　月　　日

税務署長

地方法人税額等の　　通知書及び加算税の賦課決定通知書

自　　年　　月　　日
至　　年　　月　　日　課税事業年度分の地方法人税について下記のとおり地方法人税額等の　　及び加算税の賦課決定をしたから通知します。

記

区分				申告又は更正前の金額	更正又は決定の金額
課税標準法人税額の計算	基準法人税額	所得の金額に対する法人税額	1	円	円
		課税留保金額に対する法人税額	2		
	課税標準法人税額		3		
1に係る地方法人税額			4		
2に係る地方法人税額			5		
所得地方法人税額			6		
分配時調整外国税相当額及び外国関係会社等に係る個別控除対象所得税額等相当額の控除額			7		
外国税額の控除額			8		
仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除地方法人税額			9		
差引地方法人税額			10		
欠損繰戻し	還付金額		11		
	減少する還付加算金		12		
差引合計地方法人税額			13		
既に納付の確定した地方法人税額			14		
差引納付すべき又は減少(－印)する地方法人税額			15		
同上のうち仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う	還付地方法人税額		16		
	繰越控除される地方法人税額		17		

この通知により納付すべき又は減少(－印)する税額	
本税の額	円
無申告加算税額	
過少申告加算税額	
重加算税額	

賦課した加算税の額の計算明細			
区分		加算税の基礎となる税額	加算税の額
申告加算税	賦課決定額	円	円
	変更決定後の賦課決定額		
重加算税	賦課決定額		
	変更決定後の賦課決定額		

この通知書に係る処分は、　　の職員の調査に基づいて行いました。

1　納付すべき税額は、同封の納付書により　　年　　月　　日までに金融機関等（郵便局を含む。）又は当税務署へ納付（注）してください。

（注）　納付書表面にバーコードが表示されている場合は、コンビニエンスストアに納付を委託できます。

利用可能なコンビニエンスストアについては、バーコードが表示されている納付書の裏面でご確認ください。

2 本税等と併せて納付すべき延滞税は、次の「延滞税の額の計算方法」により計算して納付してください。

3 延滞税の額の計算方法（国税通則法第６０条、第６１条、第１１８条及び第１１９条）

納付すべき本税の額（注）1	×	延滞税の割合（注）2	×	期間（日数）（注）3 / 法定納期限の翌日から完納の日まで	＝	延滞税の額（注）4

３６５

（注）1 本税の額が１０，０００円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。

本税の額に１０，０００円未満の端数があるときは、これを切り捨てて計算してください。

2 延滞税の割合は、年単位（1／1～12／31）で、以下のとおり適用することになります。

① 令和2年12月31日までの期間に対応する延滞税の割合

・ 納期限の翌日から2月を経過する日まで・・・ 年「7．3％」と「特例基準割合（※1）＋1％」のいずれか低い割合

・ 納期限の翌日から2月を経過した日以後・・・ 年「14．6％」と「特例基準割合（※1）＋7．3％」のいずれか低い割合

（※1）各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に、年1％の割合を加算した割合

② 令和3年1月1 日以後の期間に対応する延滞税の割合

・ 納期限の翌日から2月を経過する日まで・・・ 年「7．3％」と「延滞税特例基準割合（※2）＋1％」のいずれか低い割合

・ 納期限の翌日から2月を経過した日以後・・・ 年「14．6％」と「延滞税特例基準割合（※2）＋7．3％」のいずれか低い割合

（※2）各年の前々年の9月から前年の8月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の11月30日までに財務大臣が告示する割合に、年1％の割合を加算した割合

3 次の場合には、延滞税の額の計算の基礎となる「期間（日数）」に特例が設けられていますからご注意ください。

① 期限内申告書を提出している場合で確定申告期限から1年を経過した日以降に更正等があったとき又は期限後申告書を提出している場合でその提出した日の翌日から起算して1年を経過した日以降に更正等があったとき（偽りその他不正の行為により税金を免れ、又は還付を受けた法人に対する更正については、この特例の適用はありません。）（国税通則法第６１条第1 項）

② 期限内申告書又は期限後申告書を提出した後に減額更正がされ、その後更に増額更正等があった場合（当該期限内申告書又は期限後申告書に係る税額に達するまでの部分に限ります。）（国税通則法第６１条第２項）

ただし、平成２９年1月1日以後に法定納期限が到来する国税について適用されます。

③ 欠損金の繰戻しに係る還付金の額が減少する場合（国税通則法施行令第２５条第1号）

④ 期限後申告書に係る還付金の額が減少する場合（国税通則法施行令第２５条第3号）

4 延滞税の額が1，０００円未満の場合は、納付する必要はありません。

延滞税の額に１００円未満の端数があるときは、これを切り捨ててください。

4 さきに、地方法人税法第１９条第５項の規定により、申告書の提出期限が延長されている場合には、その延長期間中は利子税がかかりますので、本税等と併せて納付してください。

5 この更正又は決定が、申告期限から1年を経過してされた場合で、その国税を一時に納付することができないと認められるときは、原則として納期限内にされた申請により、1年以内の期間、納税の猶予が認められます。

6 内容にご不明な点がありましたら遠慮なく当税務署にお問い合わせください。

不服申立て等について

【不服申立てについて】

○　この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して３月以内に税務署長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

○　再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して１月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

○　審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。

○　取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者　法務大臣）となります。

○　取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過したときは、提起することができません。

○　取消訴訟は､審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。

(1) 審査請求がされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

(2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。

(3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

不服申立て等について

【不服申立てについて】

○　この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して３月以内に国税局長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

○　再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して１月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

○　審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。

○　取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者　法務大臣）となります。

○　取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過したときは、提起することができません。

○　取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。

(1) 審査請求がされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

(2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。

(3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

納税地	
法人名等	
代表者又は清算人氏名	様

年　　月　　日

税務署長

地方法人税額等の　　通知書及び加算税の賦課決定通知書

自　　年　　月　　日
至　　年　　月　　日　課税事業年度分の地方法人税について下記のとおり地方法人税額等の　　及び加算税の賦課決定をしたから通知します。

記

区分				申告又は更正前の金額	更正又は決定の金額
課税標準法人税額の計算	基準法人税額	所得の金額に対する法人税額	1	円	円
		課税留保金額に対する法人税額	2		
	課税標準法人税額		3		
1に係る地方法人税額			4		
税額控除超過額相当額の加算額			5		
2に係る地方法人税額			6		
所得地方法人税額			7		
分配時調整外国税相当額及び外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額			8		
仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除地方法人税額			9		
外国税額の控除額			10		
差引地方法人税額			11		
外国税額の還付金額			12		
欠損繰戻し	還付金額		13		
	減少する還付加算金		14		
差引合計地方法人税額			15		
既に納付の確定した地方法人税額			16		
差引納付すべき又は減少(－印)する地方法人税額			17		
同上のうち仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う	還付地方法人税額		18		
	繰越控除される地方法人税額		19		

この通知により納付すべき又は減少(－印)する税額	
本税の額	円
無申告加算税額	
過少申告加算税額	
重加算税額	

賦課した加算税の額の計算明細			
区分		加算税の基礎となる税額	加算税の額
申告加算税	賦課決定額	円	円
	変更決定後の賦課決定額		
重加算税	賦課決定額		
	変更決定後の賦課決定額		

この通知書に係る処分は、　　の職員の調査に基づいて行いました。

1　納付すべき税額は、同封の納付書により　　年　　月　　日までに金融機関等（郵便局を含む。）又は当税務署へ納付(注)してください。

（注）　納付書表面にバーコードが表示されている場合は、コンビニエンスストアに納付を委託できます。

利用可能なコンビニエンスストアについては、バーコードが表示されている納付書の裏面でご確認ください。

2 本税等と併せて納付すべき延滞税は、次の「延滞税の額の計算方法」により計算して納付してください。

3　延滞税の額の計算方法（国税通則法第６０条、第６１条、第１１８条及び第１１９条）

納付すべき本税の額(注) 1	×	延滞税の割合(注) 2	×	期間（日数）(注) 3 / 法定納期限の翌日から完納の日まで	＝	延滞税の額(注) 4

３６５

（注）１　本税の額が１０，０００円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。

本税の額に１０，０００円未満の端数があるときは、これを切り捨てて計算してください。

２　延滞税の割合は、年単位（１／１～１２／３１）で、以下のとおり適用することになります。

①　令和２年１２月３１日までの期間に対応する延滞税の割合

・　納期限の翌日から２月を経過する日まで・・・　年「７．３％」と「特例基準割合（※１）＋１％」のいずれか低い割合

・　納期限の翌日から２月を経過した日以後・・・　年「１４．６％」と「特例基準割合（※１）＋７．３％」のいずれか低い割合

（※１）各年の前々年の１０月から前年の９月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を１２で除して得た割合として各年の前年の１２月１５日までに財務大臣が告示する割合に、年１％の割合を加算した割合

②　令和３年１月１日以後の期間に対応する延滞税の割合

・　納期限の翌日から２月を経過する日まで・・・　年「７．３％」と「延滞税特例基準割合（※２）＋１％」のいずれか低い割合

・　納期限の翌日から２月を経過した日以後・・・　年「１４．６％」と「延滞税特例基準割合（※２）＋７．３％」のいずれか低い割合

（※２）各年の前々年の９月から前年の８月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を１２で除して得た割合として各年の前年の１１月３０日までに財務大臣が告示する割合に、年１％の割合を加算した割合

３　次の場合には、延滞税の額の計算の基礎となる「期間（日数）」に特例が設けられていますからご注意ください。

①　期限内申告書を提出している場合で確定申告期限から１年を経過した日以降に更正等があったとき又は期限後申告書を提出している場合でその提出した日の翌日から起算して１年を経過した日以降に更正等があったとき（偽りその他不正の行為により税金を免れ、又は還付を受けた法人に対する更正については、この特例の適用はありません。）（国税通則法第６１条第１項）

②　期限内申告書又は期限後申告書を提出した後に減額更正がされ、その後更に増額更正等があった場合（当該期限内申告書又は期限後申告書に係る税額に達するまでの部分に限ります。）（国税通則法第６１条第２項）

ただし、平成２９年１月１日以後に法定納期限が到来する国税について適用されます。

③　欠損金の繰戻しに係る還付金の額が減少する場合（国税通則法施行令第２５条第１号）

④　期限後申告書に係る還付金の額が減少する場合（国税通則法施行令第２５条第３号）

４　延滞税の額が１，０００円未満の場合は、納付する必要はありません。

延滞税の額に１００円未満の端数があるときは、これを切り捨ててください。

4　さきに、地方法人税法第１９条第４項の規定により、申告書の提出期限が延長されている場合には、その延長期間中は利子税がかかりますので、本税等と併せて納付してください。

5　この更正又は決定が、申告期限から１年を経過してされた場合で、その国税を一時に納付することができないと認められるときは、原則として納期限内にされた申請により、１年以内の期間、納税の猶予が認められます。

6　内容にご不明な点がありましたら遠慮なく当税務署にお問い合わせください。

不服申立て等について

【不服申立てについて】

○　この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して３月以内に税務署長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

○　再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して１月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

○　審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。

○　取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者　法務大臣）となります。

○　取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過したときは、提起することができません。

○　取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。

(1)　審査請求がされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

(2)　更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。

(3)　審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

不服申立て等について

【不服申立てについて】

○　この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して３月以内に国税局長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

○　再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して１月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

○　審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。

○　取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者　法務大臣）となります。

○　取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過したときは、提起することができません。

○　取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。

(1)　審査請求がされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

(2)　更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。

(3)　審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

納税地	
法人名等	
代表者又は 清算人氏名	様

年　　月　　日

税務署長

地方法人税の加算税の賦課決定通知書

次のとおり地方法人税に係る加算税を賦課決定します。

課税事業年度	区分		加算税の計算の基礎となる税額	加算税の額
自　年　月　日 至　年　月　日 （　　）	申告加算税	賦課決定額	円	円
		変更決定後の賦課決定額		
		この通知により納付すべき加算税の額 又は減少（　－印　）する加算税の額		
	重加算税	賦課決定額		
		変更決定後の賦課決定額		
		この通知により納付すべき加算税の額 又は減少（　－印　）する加算税の額		
自　年　月　日 至　年　月　日 （　　）	申告加算税	賦課決定額		
		変更決定後の賦課決定額		
		この通知により納付すべき加算税の額 又は減少（　－印　）する加算税の額		
	重加算税	賦課決定額		
		変更決定後の賦課決定額		
		この通知により納付すべき加算税の額 又は減少（　－印　）する加算税の額		
自　年　月　日 至　年　月　日 （　　）	申告加算税	賦課決定額		
		変更決定後の賦課決定額		
		この通知により納付すべき加算税の額 又は減少（　－印　）する加算税の額		
	重加算税	賦課決定額		
		変更決定後の賦課決定額		
		この通知により納付すべき加算税の額 又は減少（　－印　）する加算税の額		

この通知により新たに納付すべき加算税の額は、　　年　　月　　日までに納付してください。なお、納付手続につきましては、国税庁ホームページをご確認ください。

この処分は、　　国税局の職員の調査に基づいて行いました。

不服申立て等について

【不服申立てについて】

○　自　　年　月　日自　　年　月　日　自　　年　月　日
　　至　　年　月　日、至　　年　月　日又は至　　年　月　日

課税事業年度分の処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して３月以内に　　に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、　　国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

○　再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して１月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

○　審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。

○　取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者　法務大臣）となります。

○　取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過したときは、提起することができません。

○　取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。

(1) 審査請求がされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

(2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。

(3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

更　正　の　理　由
貴法人備付けの帳簿書類を調査した結果、課税標準又は税額等の計算に誤りがあると認められますから、次のとおり、申告書に記載された課税標準又は税額等を更正しました。

更　正　の　理　由

貴法人の地方法人税の申告書について、調査の結果、課税標準又は税額等の計算に誤りがあると認められますから、次のとおり、申告書に記載された課税標準又は税額等を更正しました。

更　正　の　理　由
わが国が締結した租税条約に規定する権限のある当局間の協議による合意に基づき、次のとおり、申告書に記載された課税標準又は税額等を更正しました。

更　正　の　理　由

貴法人の地方法人税の申告書及び同添付書類に記載された事項によりますと、法令の規定に従っていないことが明らかなものや計算誤りがありますので、次のとおり、課税標準又は税額等を更正しました。

更　正　の　理　由

貴法人の特定基準法人税額に対する地方法人税の申告書について、調査の結果、課税標準特定法人税額又は税額の計算に誤りがあると認められますから、次のとおり、申告書に記載された課税標準特定法人税額又は税額を更正しました。

更　正　の　理　由

貴法人の特定基準法人税額に対する地方法人税の申告書及び同添付書類に記載された事項によりますと、法令の規定に従っていないことが明らかなものや計算誤りがありますので、次のとおり、課税標準特定法人税額又は税額を更正しました。

納税地	
法人名等	
代表者又は清算人氏名	様

年　　月　　日

税務署長

消費税及び地方消費税の加算税の賦課決定通知書

次のとおり消費税及び地方消費税に係る加算税を賦課決定します。

課税期間	区分		加算税の計算の基礎となる税額	加算税の額
自　年　月　日 至　年　月　日 （　　）	申告加算税	賦課決定額	円	円
		変更決定後の賦課決定額		
		この通知により納付すべき加算税の額又は減少（－印）する加算税の額		
	重加算税	賦課決定額		
		変更決定後の賦課決定額		
		この通知により納付すべき加算税の額又は減少（－印）する加算税の額		
自　年　月　日 至　年　月　日 （　　）	申告加算税	賦課決定額		
		変更決定後の賦課決定額		
		この通知により納付すべき加算税の額又は減少（－印）する加算税の額		
	重加算税	賦課決定額		
		変更決定後の賦課決定額		
		この通知により納付すべき加算税の額又は減少（－印）する加算税の額		
自　年　月　日 至　年　月　日 （　　）	申告加算税	賦課決定額		
		変更決定後の賦課決定額		
		この通知により納付すべき加算税の額又は減少（－印）する加算税の額		
	重加算税	賦課決定額		
		変更決定後の賦課決定額		
		この通知により納付すべき加算税の額又は減少（－印）する加算税の額		

この通知により新たに納付すべき加算税の額は、　　年　月　日までに納付してください。なお、納付手続につきましては 国税庁ホームページをご確認ください。

この処分は、　　国税局の職員の調査に基づいて行いました。

不服申立て等について

【不服申立てについて】

○　自　　年　月　日　自　　年　月　日　　年　月　日
　　至　　年　月　日、至　　年　月　日　又は　　年　月　日

課税期間分の処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して３月以内に　　に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

○　再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して１月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

○　審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。

○　取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者　法務大臣）となります。

○　取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過したときは、提起することができません。

○　取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。

(1) 審査請求がされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

(2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。

(3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

更　正　の　理　由

貴法人の消費税及び地方消費税の申告書について、調査の結果、課税標準又は税額等の計算に誤りがあると認められますから、次のとおり、申告書に記載された課税標準又は税額等を更正しました。

公示送達

年　月　日

下記書類は、　　に保管してありますから、　　の上、受領してください。

長

送達を受けるべき者	名称	
	（代表者氏名）	
送　達　す　る　書　類 （　記　号　番　号　等　）		法の規定により送達する書類 （　　）

（注意）

上記書類は、国税通則法第 14 条第３項の規定により、　　年　月　日（公示をした日から起算して７日を経過したとき。）に送達があったものとみなされます。

申告期限の延長申請書の記載要領等

1　この申請書は、災害その他やむを得ない理由によって、決算が確定しないため又は損益通算等による所得の金額若しくは欠損金額及び法人税の額の計算を了することができないため、法人税の確定申告書をその提出期限までに提出できないときに、法人税法第 75 条又は第 144 条の７の規定によりその提出期限の延長を申請する場合（国税通則法第 11 条の規定によって既にその提出期限の延長が認められている場合を除きます。）に使用してください。

なお、定款の定めにより提出期限までに定時総会が招集されない常況にあること等法人税法第 75 条の２第１項の理由による場合には、「定款の定め等による申告期限の延長の特例の申請書」を使用してください。

2　この申請書は、確定申告書の提出期限の延長を申請しようとする事業年度終了の日の翌日から 45 日以内に納税地の所轄税務署長に提出してください。

（注）　通算法人が申告期限の延長の規定の適用を受けようとする場合は、当該通算法人に係る通算親法人がこの申請書を当該通算親法人の納税地の所轄税務署長に提出してください。

なお、通算親法人がこの申請書により確定申告書の提出期限の延長が認められると、当該通算親法人に係る通算子法人の確定申告書の提出期限についても延長されたものとみなされます。

3　各欄は、次により記載します。

⑴　「申告期限延長の指定を受けようとする期日」欄には、法人税の確定申告書を提出することができると認められる日を記載してください。

⑵　「確定申告書の提出期限までに決算が確定しない理由又は損益通算等による所得の金額若しくは欠損金額及び法人税の額の計算を了することができない理由並びに指定を受けようとする期日までその提出期限の延長を必要とする理由」欄には、決算が確定しない等の理由となっている災害等の事実又は法人税法第２編第１章第１節第 11 款第１目の規定その他通算法人に適用される規定による所得の金額若しくは欠損金額及び法人税の額の計算を了することができない理由並びにその指定を受けようとする期日まで申告書を提出することができない事情をできるだけ詳細に記載してください。

⑶　「税理士署名」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。

4　この申告期限の延長が認められた場合には、延長された期間（指定を受けた期日前に法人税の確定申告書を提出した場合には、その提出した日までの期間）について利子税を納付する必要があります。

（注）　この申請書により法人税の確定申告書の提出期限の延長が認められた場合には、地方法人税及び防衛特別法人税の確定申告書の提出期限も延長されることとなりますが、消費税の確定申告書の提出期限については適用がないことにご注意ください。

5　留意事項

⑴　法人課税信託の名称の併記

法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

⑵　みなし承認

この申請書を提出した場合において、提出期限を延長しようとする申告書に係る事業年度終了の日の翌日から２月以内に提出期限の延長又は却下の処分がなかったときは、指定を受けようとする期日により提出期限の延長がされたものとみなされます。

お問い合わせ番号	

税務署長

様

申告期限の延長申請の　指定／却下　通知書

貴法人から　　付で提出された法人税の申告期限延長申請については、下記の日を提出期限に指定したので／下記の理由により相当でないと認められるので却下したから通知します。

記

（指定期日）

（処分の理由）

不服申立て等について

【不服申立てについて】

○　この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して３月以内に税務署長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

○　再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して１月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

○　審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。

○　取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者　法務大臣）となります。

○　取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過したときは、提起することができません。

○　取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。

○　取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。

(1) 審査請求がされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

(2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。

(3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

不服申立て等について

【不服申立てについて】

○　この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して３月以内に国税局長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

○　再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して１月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

○　審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。

○　取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者　法務大臣）となります。

○　取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過したときは、提起することができません。

○　取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。

(1) 審査請求がされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

(2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。

(3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

申告期限の延長申請の 指定／却下 通知書

1　使用目的

「申告期限の延長申請の 指定／却下 通知書」は、法人税の申告期限延長申請について、期日指定又は却下の通知をする場合に使用する。

2　記載要領

項　　目	内　　容
標題及び本文	「指定　　のように上下二段書きとなっている箇所については、決議の内容に応じて不要字句を抹消する。 　　却下」
下記部分	申請書に記載された延長の期日と異なる期日を指定する場合には、この処分により指定する期日を「(指定期日)」欄に記入し、「(処分の理由)」欄にその異なることとなった理由を記入する。 却下の通知をする場合には、「(処分の理由)」欄に却下の理由を記入する。
教　　示	「･･･３月以内に　　税務署長に対して･･･」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「･･･（提出先は　　国税不服審判所首席国税審判官）･･･」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3　留意事項

○　法人課税信託の名称の併記

法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等に、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

定款の定め等による申告期限の延長の特例の申請書の記載要領等

1　この申請書は、内国法人が法人税法第 75 条の２の規定により、又は外国法人が同法第 144 条の８の規定により、それぞれ次に掲げる場合のいずれかに該当する場合に使用してください。

⑴　定款等の定めにより、又は特別の事情があることにより、今後、各事業年度終了の日の翌日から２月以内にその各事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にあるため、申告期限の延長をしようとする場合

⑵　通算法人が多数に上ること、その他これに類する理由により法人税法第２編第１章第１節第 11 款第１目の規定その他通算法人に適用される規定による所得の金額又は欠損金額及び法人税の額の計算を了することができないことにより、今後、各事業年度終了の日の翌日から２月以内に法人税の確定申告書を提出できない常況にあるため、申告期限の延長をしようとする場合

⑶　会計監査人を置いており、かつ、定款等の定めにより、今後、各事業年度終了の日の翌日から３月（通算法人にあっては、４月）以内にその各事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にあるため、申告期限の延長及び延長期間の月数の指定を受けようとする場合

⑷　特別の事情があることにより、今後、各事業年度終了の日の翌日から３月（通算法人にあっては、４月）以内にその各事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にあること、その他やむを得ない事情があるため、申告期限の延長及び延長期間の月数の指定を受けようとする場合

⑸　特別の事情があることにより、今後、各事業年度終了の日の翌日から４月以内に法人税法第２編第１章第１節第 11 款第１目の規定その他通算法人に適用される規定による所得の金額又は欠損金額及び法人税の額の計算を了することができない常況にあること、その他やむを得ない事情があるため、申告期限の延長及び延長月数の指定を受けようとする場合

⑹　⑷又は⑸に掲げる理由に変更が生じたことにより、延長されている月数の指定の取消しを受けようとする場合又は指定を受けた月数の変更をしようとする場合

なお、これらの規定は、平成 22 年９月 30 日以前に解散した法人の清算中の事業年度及び平成 22 年 10 月１日以後に解散した法人の残余財産の確定の日の属する事業年度（通算法人にあっては、当該通算法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了する事業年度を除きます。）には適用がありません。

2　この申請書は、最初に適用を受けようとする事業年度終了の日（通算法人にあっては、最初に適用を受けようとする事業年度終了の日の翌日から 45 日以内）までに納税地の所轄税務署長に提出してください。

3　各欄は、次により記載します。

⑴　「申告期限延長期間」欄には、申請の内容に応じていずれか該当する数字を記載してください。

また、２月以上（通算法人の確定申告書にあっては、３月以上）の延長月数の指定を受けようとする場合には、その指定を受けようとする月数(注)を「G02」又は「G03」の右欄に、申告期限の延長月数の指定の取消しを受け１月（通算法人の確定申告書にあっては、２月）延長しようとする場合には、その指定の取消しを受ける前の月数を「G04」の右欄に記載し、申告期限の延長月数の変更をしようとする場合には、変更する前の月数を「G05」の右欄に、変更しようとする月数(注)を「G06」の右欄に記載してください。

（注）　申請の事由が上記１の⑶に該当する場合は、「２」から「４」までの数字を記載してください。

⑵　「各事業年度終了の日の翌日から２月以内（延長月数の指定を受けようとする場合には各事業年度終了の日の翌日から３月以内又は通算法人の事業年度終了の日の翌日から４月以内）に各事業年度の決算についての定時総会が招集されない、又は通算法人が多数に上ることその他これに類する理由により損益通算等による所得の金額若しくは欠損金額及び法人税の額の計算を了することができない理由」欄には、上記１の⑴から⑹までに掲げる事由が生ずることとなった理由を簡明に記載してください。「根拠条文」欄には、申請の内容に応じていずれか該当する番号を記載してください。

⑶　「添付書類等」欄は、この申請書に添付したものの該当する番号を記載してください。

⑷　「税理士署名」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。

4　この申告期限の延長の特例が認められた場合には、延長された期間について利子税を納付する必要があります。

（注）１　この申請書により法人税の確定申告書の提出期限の延長が認められた場合には、地方法人税及び防衛特別法人税の確定申告書の提出期限も延長されることとなりますが、消費税の確定申告書の提出期限については適用がないことにご注意ください。

２　通算法人が申告期限の延長の特例の規定の適用を受けようとする場合は、当該通算法人に係る通算親法人がこの申請書を当該通算親法人の納税地の所轄税務署長に提出してください。

なお、通算親法人がこの申請書により確定申告書の提出期限の延長が認められると、当該通算親法人に係る通算子法人の確定申告書の提出期限についても延長されたものとみなされます。

３　申告期限の延長の特例を受けている通算グループから離脱した際に、離脱した法人が法人税法第 75 条の２に規定する確定申告書の提出期限の延長の特例をその後も受けようとする場合は、法律の定める日までに改めて申請書を提出する必要があることにご注意ください。

４　通算法人以外の法人が、この申請により法人税の確定申告書の提出期限の延長の特例が認められていた場合でも、その後、通算法人となった後に法人税の確定申告書の提出期限の延長の特例を受けようとする場合は、法律の定める日までに改めてこの申請書を提出する必要があることにご注意ください。

5　留意事項

⑴　法人課税信託の名称の併記

法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

⑵　みなし承認

この申請書を提出した場合において、最初に適用を受けようとする事業年度終了の日の翌日から 15 日以内（通算法人にあっては、２月以内）に提出期限の延長又は申請の却下の処分がなかったときは、１月間（通算法人にあっては、２月間）（上記１⑶から⑸までの指定を受けようとする場合にはその指定を受けようとする月数の期間とし、上記１⑹の指定を受けた月数の変更をしようとする場合にはその変更後の月数の期間とします。）、その事業年度以後の各事業年度の法人税の確定申告書の提出期限の延長がされたものとみなされます。

お問い合わせ番号	

税務署長

様

定款の定め等による申告期限の延長の特例の申請の 指定 / 却下 通知書

貴法人から　　付で提出された法人税の定款の定め等による申告期限の延長の特例の申請については、下記月数を延長月数として指定したので
下記の理由により相当でないと認められるので却下したから通知します。

記

（指定月数）　　月

（処分の理由）

不服申立て等について

【不服申立てについて】

○　この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して３月以内に税務署長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

○　再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して１月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

○　審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。

○　取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者　法務大臣）となります。

○　取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過したときは、提起することができません。

○　取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。

(1) 審査請求がされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

(2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。

(3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

不服申立て等について

【不服申立てについて】

○　この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して３月以内に国税局長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

○　再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して１月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

○　審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。

○　取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者　法務大臣）となります。

○　取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過したときは、提起することができません。

○　取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。

(1) 審査請求がされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

(2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。

(3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

定款の定め等による申告期限の延長の特例の申請の 指定／却下 通知書

1　使用目的

「定款の定め等による申告期限の延長の特例の申請の 指定／却下 通知書」は、法人税の申告期限の延長の特例の申請について、延長月数の指定又は却下の通知をする場合に使用する。

2　記載要領

項　　目	内　　容
標題及び本文	「指定／却下」のように上下二段書きとなっている箇所については、通知の内容に応じて不要字句を抹消する。
下記部分	申請書に記載された延長月数と異なる延長月数を指定する場合には、この処分により指定する延長月数を「(指定月数)　　月」の空白箇所に記入し、「(処分の理由)」欄にその異なることとなった理由を記入する。 却下の通知をする場合には、「(指定月数)　月」の字句を抹消し、「(処分の理由)」欄に却下の理由を記入する。
教　　示	「･･･３月以内に　　税務署長に対して･･･」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「･･･（提出先は　　国税不服審判所首席国税審判官）･･･」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3　留意事項

○　法人課税信託の名称の併記

法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

お問い合わせ番号	

税務署長

様

定款の定め等による申告期限の延長の特例の 取消 / 変更 通知書

貴法人の定款の定め等による申告期限の延長の特例については、下記の理由により

自　　事業年度以後その　延長を取り消した / 延長月数の指定を取り消した　から
至　　指定月数を下記月数に変更した

通知します。

記

（変更後の指定月数）　　月

（処分の理由）

この通知に係る処分は、　　の職員の調査に基づいて行いました。

不服申立て等について

【不服申立てについて】

○　この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して３月以内に税務署長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

○　再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して１月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

○　審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。

○　取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者　法務大臣）となります。

○　取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過したときは、提起することができません。

○　取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。

(1) 審査請求がされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

(2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。

(3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

不服申立て等について

【不服申立てについて】

○　この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して３月以内に国税局長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

○　再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して１月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

○　審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。

○　取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者　法務大臣）となります。

○　取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過したときは、提起することができません。

○　取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。

(1) 審査請求がされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

(2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。

(3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

定款の定め等による申告期限の延長の特例の　取消／変更　通知書

1　使用目的

「定款の定め等による申告期限の延長の特例の　取消／変更　通知書」は、申告期限の延長の取消し、延長月数の指定の取消し又は延長期間の指定月数の変更の通知をする場合に使用する。

2　記載要領

項　　目	内　　容
標題及び本文	「延長を取り消した／「取消／変更」及び　延長月数の指定を取り消した／指定月数を下記月数に変更した」の箇所については、通知の内容に応じて不要字句を抹消する。 また、「自／至　事業年度以後 ……」の空白箇所には、この処分をしようとする日の属する事業年度を記入する。
下記部分	承認又は指定していた延長期間の月数を変更する場合には、この処分により指定しようとする延長期間の月数を「(変更後の指定月数)　　月」の空白箇所に記入し、「(処分の理由)」欄に変更の理由を記入する。 延長の取消し又は指定の取消しの通知をする場合は、「(変更後の指定月数)　月」を抹消し、「(処分の理由)」欄に延長の取消し又は指定の取消しの理由を記入する。
調査担当者の表示	「この通知に係る処分は、　　の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1)　税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2)　国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。
教示	処分の内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。）。 (1)　税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「･･･３月以内に　　税務署長に対して･･･」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「･･･（提出先は　　国税不服審判所首席国税審判官）･･･」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2)　国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「･･･３月以内に　　国税局長に対して･･･」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「･･･（提出先は　　国税不服審判所首席国税審判官）･･･」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3　留意事項

○　法人課税信託の名称の併記

法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等に、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

お問い合わせ番号	

税務署長

様

青色申告の承認申請の 承認／却下 通知書

貴法人から 付でされた青色申告の承認申請については、調査したところ 相当／以下の理由により不相当 と認められるのでこれを 承認／却下 したから通知します。

記

（処分の理由）

この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

不服申立て等について

【不服申立てについて】

○　この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して３月以内に税務署長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

○　再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して１月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

○　審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。

○　取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者　法務大臣）となります。

○　取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過したときは、提起することができません。

○　取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。

(1) 審査請求がされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

(2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。

(3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

不服申立て等について

【不服申立てについて】

○　この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して３月以内に国税局長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

○　再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して１月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

○　審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。

○　取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者　法務大臣）となります。

○　取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過したときは、提起することができません。

○　取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。

(1) 審査請求がされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

(2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。

(3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

青色申告の承認申請の 承認／却下 通知書

1　使用目的

「青色申告の承認申請の 承認／却下 通知書」は、青色申告の承認申請について承認(みなし承認の場合は除く。) 又は却下の通知をする場合に使用する。

2　記載要領

項　　目	内　　容
標題及び本文	青色申告の承認申請について、承認する場合は「却下」、「以下の理由により不相当」及び「(処分の理由)」の字句を抹消する。 却下する場合は「承認」及び「相当」の字句を抹消し、「(処分の理由)」欄に却下の理由を記入する。
調査担当者の表示	「この通知に係る処分は、　　の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1)　税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2)　国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。
教　　示	処分の内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。)。 (1)　税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「･･･３月以内に　　税務署長に対して･･･」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「･･･（提出先は　　国税不服審判所首席国税審判官）･･･」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2)　国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「･･･３月以内に　　国税局長に対して･･･」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「･･･（提出先は　　国税不服審判所首席国税審判官）･･･」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、承認する場合は、教示文を送付しない。

3　留意事項

○　法人課税信託の名称の併記

法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等に、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載する。

お問い合わせ番号	

税務署長

様

青色申告の承認の取消通知書

貴法人の青色申告の承認は、次の事実が法人税法第127条第３項又は同条第４項により読み替えられた法人税法第127条第１項第　　号に掲げる事実に該当するので、この通知を受けた日の前日（当該前日が貴法人に係る通算親法人の事業年度終了の日である場合には、この通知を受けた日）の属する事業年度又は同号に定める事業年度（当該事業年度が法人税法第64条の９第１項の規定による承認の効力を失った日の前日（当該前日が貴法人に係る通算親法人の事業年度終了の日である場合には、当該効力を失った日）の属する事業年度（以下「失効事業年度」といいます。）前の事業年度である場合には、当該失効事業年度）以後これを取り消すので通知します。

（取消処分の基因となった事実）

この通知に係る処分は、　　の職員の調査に基づいて行いました。

（注）１　貴法人が通算法人である場合には、法人税法第64条の10第５項の規定により、通算承認の効力は、この通知を受けた日から失います。
２　貴法人によりその発行済株式等の全部又は一部を直接又は間接に保有される通算子法人がある場合は、法人税法第64 条の10 第６項の規定により、当該通算子法人についても同様に、通算承認の効力は、貴法人がこの通知を受けた日から失います。

不服申立て等について

【不服申立てについて】

○　この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して３月以内に税務署長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

○　再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して１月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

○　審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。

○　取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者　法務大臣）となります。

○　取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過したときは、提起することができません。

○　取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。

(1) 審査請求がされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

(2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。

(3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

不服申立て等について

【不服申立てについて】

○　この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して３月以内に国税局長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

○　再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して１月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

○　審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。

○　取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者　法務大臣）となります。

○　取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過したときは、提起することができません。

○　取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。

(1) 審査請求がされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

(2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。

(3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

青色申告の承認の取消通知書（通算法人用）

1　使用目的

「青色申告の承認の取消通知書（通算法人用）」は、通算法人へ青色申告の承認の取消しの通知をする場合に使用する。

2　記載要領

項　　目	内　　容
本　　文	「法人税法第 127 条第１項第　　号」の空白箇所には、法人税法第 127 条第１項各号に掲げる取消しの基因となった事実に該当する号数を記載する。また、該当する号数が２以上ある場合は、主な取消理由の号数のみを記載する。 また、通算法人であった内国法人については、法人税法第 127 条第４項の規定により読み替えて適用する同条第１項各号に定める事業年度を記載する（その事業年度が同法第 64 条の９第１項の規定による承認の効力を失った日の前日（当該前日がその内国法人に係る通算親法人の事業年度終了の日である場合には、当該効力を失った日）の属する事業年度（以下「失効事業年度」という。）前の事業年度である場合には、当該失効事業年度となることに留意する。）。
取消処分の基因となった事実	青色申告の承認を取り消すこととなった事実を具体的に記載する。
調査担当者の表示	「この通知に係る処分は、　　の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。
教　　示	処分の内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。）。 (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「･･･３月以内に　　税務署長に対して･･･」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「･･･（提出先は　　国税不服審判所首席国税審判官）･･･」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「･･･３月以内に　　国税局長に対して･･･」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「･･･（提出先は　　国税不服審判所首席国税審判官）･･･」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3　留意事項

○　法人課税信託の名称の併記

法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等に、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載する。

お問い合わせ番号	

税務署長

様

青色申告の承認の取消通知書

貴法人の青色申告の承認は、次の事実が法人税法第127条第　　項第　　号（法人税法第127条第４項により読み替えて適用する場合を含みます。）に該当するので、

自　　事業年度以後これを取り消したから通知します。

至

（取消処分の基因となった事実）

この通知に係る処分は、　　の職員の調査に基づいて行いました。

不服申立て等について

【不服申立てについて】

○　この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して３月以内に税務署長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

○　再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して１月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

○　審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。

○　取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者　法務大臣）となります。

○　取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過したときは、提起することができません。

○　取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。

(1) 審査請求がされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

(2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。

(3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

不服申立て等について

【不服申立てについて】

○　この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して３月以内に国税局長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

○　再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して１月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

○　審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。

○　取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者　法務大臣）となります。

○　取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過したときは、提起することができません。

○　取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。

(1) 審査請求がされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

(2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。

(3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

青色申告の承認の取消通知書

1　使用目的

「青色申告の承認の取消通知書」は、青色申告の承認の取消しの通知をする場合に使用する。

2　記載要領

項　　目	内　　容
本　　文	「第　　項第　　号」の空白箇所には、法人税法第 127 条第１項各号に掲げる取消しの基因となった事実又は所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第３条の規定による改正前の法人税法（以下「令和２年旧法人税法」といいます。）第 127 条第１項各号に掲げる取消しの基因となった事実若しくは第２項に規定する取消しの基因となった事実が２以上ある場合は、主な取消理由が該当する項数及び号数のみを記載する。 なお、令和２年旧法人税法第 127 条第２項に該当する場合は、「第　　号」の文字を二重線で抹消する。
取消処分の基因となった事実	青色申告を取り消すこととなった事実を具体的に記載する。
調査担当者の表示	「この通知に係る処分は、　　の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。
教　　示	処分の内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。）。 (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「･･･３月以内に　　税務署長に対して･･･」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「･･･（提出先は　　国税不服審判所首席国税審判官）･･･」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「･･･３月以内に　　国税局長に対して･･･」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「･･･（提出先は　　国税不服審判所首席国税審判官）･･･」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3　留意事項

○　法人課税信託の名称の併記

法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等に、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

「特定受益証券発行信託の受託者としての承認申請書」の記載要領等

特定受益証券発行信託の受託者としての承認を受けようとする法人は、特定受益証券発行信託の受託者としての承認申請書をその納税地の所轄税務署長に提出しなければならないことになっていますので、下記の記載方法等を参考としてこの申請書を作成し、添付書類を添えて提出してください。

記

１　添付書類

この申請書は、法人税法施行令（以下「法令」といいます。）第14条の４第１項第１号イからハまでに掲げるいずれかの法人に該当する旨を証する書類を添付して納税地の所轄税務署に提出してください。

２　各欄の記載方法

(1)　「設立年月日」欄には、登記簿に記載されている登記年月日を記載してください。

(2)　「責任者の氏名」欄には、外国法人が当該申請書を提出する場合に、恒久的施設を通じて行う事業の経営の責任者の氏名を記載してください。

(3)　「資本金の額又は出資金の額」欄には、登記されている資本金の額又は出資金の額を記載してください。

(4)　「① 法人が現に行っている事業の概要」欄には、業務内容を記載してください。

(5)　「② 法令第 14 条の４第１項第２号に規定する作成及び保存を確実に行う旨」欄及び「③ 法令第 14 条の４第１項第４号の規定による開示をしない場合には、同号の規定により閲覧させることを確実に行う旨」欄については、各項において該当する場合に番号を記載し、その右の余白に要件に該当する事由について記載してください。記載しきれない場合には、適宜の用紙に記載してください。

(6)　「添付書類」欄には、添付が必要とされる下記３(1)のイからハまでに掲げるいずれかの法人に該当する旨を証する書類で、添付したものを記載してください。

(7)　法人の名称、納税地又は代表者等の変更を予定されている場合には、「④ その他参考となるべき事項」欄にその旨を記載してください。

(8)　「税理士署名」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。

３　留意事項

この申請は、次に掲げる要件に該当する法人が行うことができます。

(1)　次のイからハまでに掲げるいずれかの法人に該当すること。

イ　信託会社（信託業法第２条第４項に規定する管理型信託会社を除きます。）

ロ　金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第１条第１項に規定する信託業務を営む同項に規定する金融機関

ハ　資本金の額又は出資金の額が5,000万円以上である法人（その設立日以後１年を経過していないものを除きます。）

(2)　その引受けを行う信託に係る信託法第37条第１項に規定する書類若しくは電磁的記録又は同法第222条第２項に規定する会計帳簿及び同法第37条第２項又は同法第222条第４項に規定する書類又は電磁的記録の作成及び保存が確実に行われると見込まれること。

(3)　その帳簿書類に取引の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装して記載又は記録をした事実がないこと。

(4)　その業務及び経理の状況につき金融商品取引法第24条第１項に規定する有価証券報告書に記載する方法その他の財務省令で定める方法により開示し、又は会社法第435条第２項に規定する計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書その他これらに類する書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除き、これらを閲覧させること。

(5)　清算中でないこと。

(注)　(1)ハの「設立日」とは、次の各号に掲げる法人の区分に応じ当該各号に定める日をいいます。

一　内国法人　設立の日（当該内国法人が次に掲げる法人に該当する場合には、当該法人の区分に応じそれぞれ次に定める日）

イ　合併法人（その合併により被合併法人が営んでいた信託の引受けを行う事業の移転を受け、かつ、当該事業を引き続き営むものに限ります。）　当該合併法人と各被合併法人（その合併によりその営んでいた信託の引受けを行う事業を移転するものに限ります。イにおいて同じ。）の設立の日のうち最も早い日（合併により設立された法人にあっては、各被合併法人の設立の日のうち最も早い日）

ロ　分割承継法人（その分割により分割法人が営んでいた信託の引受けを行う事業の移転を受け、かつ、当該事業を引き続き営むものに限ります。）　当該分割承継法人と各分割法人（その分割によりその営んでいた信託の引受けを行う事業を移転するものに限ります。ロにおいて同じ。）の設立の日のうち最も早い日（分割により設立された法人にあっては、各分割法人の設立の日のうち最も早い日）

ハ　被現物出資法人（その現物出資により現物出資法人が営んでいた信託の引受けを行う事業の移転を受け、かつ、当該事業を引き続き営むものに限ります。）　当該被現物出資法人と各現物出資法人（その現物出資によりその営んでいた信託の引受けを行う事業を移転するものに限ります。ハにおいて同じ。）の設立の日のうち最も早い日（現物出資により設立された法人にあっては、各現物出資法人の設立の日のうち最も早い日）

二　外国法人　恒久的施設を有することとなった日

お問い合わせ番号	

税務署長

様

特定受益証券発行信託の受託者としての承認申請の承認通知書

貴法人から　　付でされた特定受益証券発行信託の受託者としての承認申請については、調査したところ相当と認められるのでこれを承認したから通知します。

特定受益証券発行信託の受託者としての承認申請の承認通知書

1　使用目的

「特定受益証券発行信託の受託者としての承認申請の承認通知書」は、特定受益証券発行信託の受託者としての承認申請について、承認の通知をする場合に使用する。

2　記載要領

項　　目	内　　容
本　　文	「貴法人から　　付でされた(中略)これを承認したから通知します。」の空白部分は、特定受益証券発行信託の受託者としての承認申請について承認する場合に、申請者から提出された承認申請書の収受日を記載する。

お問い合わせ番号	

税務署長

様

特定受益証券発行信託の受託者としての承認申請の却下通知書

貴法人から　　付でされた特定受益証券発行信託の受託者としての承認申請については、貴法人は法人税法施行令第14条の４第１項第　　号に規定する要件に該当しないので同条第５項の規定に基づき、これを却下したから通知します。

この通知に係る処分は、　　の職員の調査に基づいて行いました。

不服申立て等について

【不服申立てについて】

○　この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して３月以内に税務署長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

○　再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して１月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

○　審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。

○　取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者　法務大臣）となります。

○　取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過したときは、提起することができません。

○　取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。

(1) 審査請求がされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

(2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。

(3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

不服申立て等について

【不服申立てについて】

○　この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して３月以内に国税局長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

○　再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して１月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

○　審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。

○　取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者　法務大臣）となります。

○　取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過したときは、提起することができません。

○　取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。

(1) 審査請求がされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

(2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。

(3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

特定受益証券発行信託の受託者としての承認申請の却下通知書

1　使用目的

「特定受益証券発行信託の受託者としての承認申請の却下通知書」は、特定受益証券発行信託の受託者としての承認申請について、却下の通知をする場合に使用する。

2　記載要領

項　　目	内　　容
本　　文	「貴法人から　　付でされた（後略）」の空白部分は、特定受益証券発行信託の受託者としての承認申請について却下する場合に、申請者から提出された承認申請書の収受日を記載する。
	「（前略）法人税法施行令第14条の４第１項第　　号に規定する（中略）これを却下したから通知します。」の空白部分は、却下の理由に応じて同条第１項各号の該当号を記載する。
調査担当者の表示	「この通知に係る処分は、　　の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1)　税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2)　国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。
教　　示	処分の内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。）。 (1)　税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「･･･３月以内に　　税務署長に対して･･･」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「･･･（提出先は　　国税不服審判所首席国税審判官）･･･」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2)　国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「･･･３月以内に　　国税局長に対して･･･」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「･･･（提出先は　　国税不服審判所首席国税審判官）･･･」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

お問い合わせ番号	

税務署長

様

特定受益証券発行信託の受託者としての承認申請の取消通知書

貴法人の特定受益証券発行信託の受託者としての承認については、次に掲げる事実が法人税法施行令第14条の４第７項に該当するので、これを取り消したから通知します。

○　取消処分の基因となった事実

この通知に係る処分は、　　の職員の調査に基づいて行いました。

不服申立て等について

【不服申立てについて】

○　この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して３月以内に税務署長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

○　再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して１月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

○　審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。

○　取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者　法務大臣）となります。

○　取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過したときは、提起することができません。

○　取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。

(1) 審査請求がされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

(2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。

(3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

不服申立て等について

【不服申立てについて】

○　この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して３月以内に国税局長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

○　再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して１月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

○　審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。

○　取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者　法務大臣）となります。

○　取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過したときは、提起することができません。

○　取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。

(1) 審査請求がされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

(2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。

(3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

特定受益証券発行信託の受託者としての承認の取消通知書

1　使用目的

「特定受益証券発行信託の受託者としての承認の取消通知書」は、特定受益証券発行信託の受託者としての承認について、取消しの通知をする場合に使用する。

2　記載要領

項　　目	内　　容
取消処分の基因となった事実	特定受益証券発行信託の受託者としての承認を取り消すこととなった事実を具体的に記載する。
調査担当者の表示	「この通知に係る処分は、　　の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1)　税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2)　国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。
教　　示	処分の内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。）。 (1)　税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「･･･３月以内に　　税務署長に対して･･･」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「･･･（提出先は　　国税不服審判所首席国税審判官）･･･」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2)　国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「･･･３月以内に　　国税局長に対して･･･」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「･･･（提出先は　　国税不服審判所首席国税審判官）･･･」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

お問い合わせ番号	

税務署長

様

棚卸資産の評価方法
短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法
特定譲渡制限付暗号資産の評価方法
有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法

の変更申請の承認、却下通知書

貴法人から

棚卸資産の評価方法
付でされた短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法
特定譲渡制限付暗号資産の評価方法
有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法

変更申請については、下記のとおり承認又は却下したので通知します。

記

事業の種類・有価証券の区分	棚卸資産の区分・短期売買商品等の種類等及び区分・有価証券の種類	変更しようとする評価方法等	承認・却下の区分
（処分の理由）			

この通知に係る処分は、　　の職員の調査に基づいて行いました。

不服申立て等について

【不服申立てについて】

○　この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して３月以内に税務署長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

○　再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して１月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

○　審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。

○　取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者　法務大臣）となります。

○　取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過したときは、提起することができません。

○　取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。

(1) 審査請求がされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

(2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。

(3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

不服申立て等について

【不服申立てについて】

○　この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して３月以内に国税局長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

○　再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して１月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

○　審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。

○　取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者　法務大臣）となります。

○　取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過したときは、提起することができません。

○　取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。

(1) 審査請求がされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

(2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。

(3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

棚卸資産の評価方法　　承 認
短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法　の変更申請の　　通知書
特定譲渡制限付暗号資産の評価方法　　却 下
有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法

1　使用目的

「棚卸資産の評価方法　　承 認
短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法　の変更申請の　　通知書」は、棚卸資産の評価方法、
特定譲渡制限付暗号資産の評価方法　　却 下
有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法」

短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法、特定譲渡制限付暗号資産の評価方法又は有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の変更申請について、承認又は却下の通知をする場合に使用する。

2　記載要領

項　　目	内　　容
標題及び本文	「棚卸資産の評価方法　　「承認」 短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法　　の箇所については、 特定譲渡制限付暗号資産の評価方法　　「却下」 有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法　　」 決議の内容に応じて不要字句を抹消する。
本　　文	「承認又は却下」の箇所については、申請に係る事項の全部について承認する場合には「又は却下」の字句を抹消し、申請に係る事項の全部について却下する場合には「承認又は」の字句を抹消する。
事業の種類・有価証券の区分	棚卸資産の評価方法に係る申請の場合には、事業の種類（法人が事業所ごとに選定しようとするときは、その別）を記入し、有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法に係る申請の場合には、売買目的有価証券（法人が事業所ごとに選定しようとするときは、その別）、満期保有目的等有価証券又はその他有価証券の区分を記入する。短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法に係る申請の場合には、法人が事業所ごとに選定しようとするときに限り、その事業所名を記入する。
棚卸資産の区分・短期売買商品等の種類等及び区分・有価証券の種類	棚卸資産の評価方法に係る申請の場合には、商品又は製品、半製品、仕掛品等の区分を記入し、短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法に係る申請の場合には、金、銀、白金等の種類又は銘柄（暗号資産にあっては、その種類及び特定譲渡制限付暗号資産（自己発行暗号資産に非該当）、特定譲渡制限付暗号資産（自己発行暗号資産に該当）、特定自己発行暗号資産又はその他暗号資産の区分）を記入し、特定譲渡制限付暗号資産の評価方法に係る申請の場合には、暗号資産の種類を記入し、有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法に係る申請の場合には、国債証券、地方債証券、社債券、株券等の種類を記入する。
承認・却下の区分	申請に係る評価方法等の選定単位ごとに承認、却下の別を記入する。
処分の理由	申請に係る事項の全部について申請のとおりに承認する場合には「（処分の理由）」の字句を抹消する。申請に係る事項の全部又は一部について却下する場合には、却下の理由を記入する。
調査担当者	「この通知に係る処分は、　　の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。
教　　示	処分の内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。）。 (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「･･･３月以内に　　税務署長に対して･･･」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「･･･（提出先は　　国税不服審判所首席国税審判官）･･･」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「･･･３月以内に　　国税局長に対して･･･」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「･･･（提出先は　　国税不服審判所首席国税審判官）･･･」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、申請に係る事項の全部について承認する場合には、教示文を送付しない。

3　留意事項

○　法人課税信託の名称の併記

法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等に、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

お問い合わせ番号	

税務署長

様

ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等の承認申請の承認、却下通知書

貴法人から　　付でされたヘッジ処理における特別な有効性判定方法等の承認申請については、下記のとおり承認又は却下したので通知します。

記

□　繰延ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等 □　時価ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等		
承認又は却下する特別な有効性判定方法等	適用を受けようとする最初の事業年度	（自） （至）
	法人税法施行令第121条第１項各号、第121条の３の２第１項各号、第121条の７第１項又は第121条の９の２第１項に規定する方法に代えようとする有効性判定の方法	
	法人税法施行令第121条の２又は第121条の８に規定する有効であると認められる場合に代えようとする有効であると認められる場合	
	法人税法施行令第121条の３第１項又は第121条の９に規定する金額に代えようとする金額	
	特別な有効性判定方法等によって有効性を判定しようとするデリバティブ取引等の範囲	
（処分の理由）		

この通知に係る処分は、　　の職員の調査に基づいて行いました。

不服申立て等について

【不服申立てについて】

○　この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して３月以内に税務署長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

○　再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して１月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

○　審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。

○　取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者　法務大臣）となります。

○　取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過したときは、提起することができません。

○　取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。

(1) 審査請求がされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

(2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。

(3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

不服申立て等について

【不服申立てについて】

○　この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して３月以内に国税局長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

○　再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して１月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

○　審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。

○　取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者　法務大臣）となります。

○　取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過したときは、提起することができません。

○　取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。

(1) 審査請求がされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

(2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。

(3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等の承認申請の承認又は却下通知書

1　使用目的

「ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等の承認申請の承認、却下通知書」は、法人税法施行令第121条の４《繰延ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等》の規定に基づく繰延ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等又は施行令第121条の10《時価ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等》の規定に基づく時価ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等の承認申請について、承認又は却下の通知をする場合に使用する。

2　記載要領

項　　目	内　　容
標題及び本文	「承認、却下」及び「承認又は却下」の箇所については、申請に係る事項について承認する場合には「、却下」及び「又は却下」の字句を抹消し、申請に係る事項について却下する場合には「承認、」及び「承認又は」の字句を抹消する。
処分の理由	申請に係る事項について申請のとおりに承認する場合には「(処分の理由)」の字句を抹消し、申請に係る事項について却下する場合には却下の理由を記入する。
調査担当者	「この通知に係る処分は、　　の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。
教　　示	処分の内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。）。 (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「･･･３月以内に　　税務署長に対して･･･」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「･･･（提出先は　　国税不服審判所首席国税審判官）･･･」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「･･･３月以内に　　国税局長に対して･･･」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「･･･（提出先は　　国税不服審判所首席国税審判官）･･･」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、申請に係る事項の全部について承認する場合には、教示文を送付しない。

3　留意事項

○　法人課税信託の名称の併記

法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等に、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

減価償却資産の償却方法の届出書の記載要領等

1　この届出書は、法人が減価償却資産の償却方法を選定しようとする場合に使用するもので、次の区分に応じそれぞれの提出期限までに、必要事項を記載して提出してください。

区　　分	提　出　期　限
⑴　普通法人を設立した場合	設立の日の属する事業年度の確定申告書の提出期限（法人税法第 72 条の規定による仮決算をした場合の中間申告書を提出するとき
⑵　公益法人等及び人格のない社団等が新たに収益事業	新たに収益事業を開始した日の属する事業年度の確定申告書の提出期限
⑶　公共法人が収益事業を行う公益法人等に該当することとなった場合	当該公益法人等に該当することとなった日の属する事業年度の確定申告書の提出期限
⑷　公共法人又は収益事業を行っていない公益法人等が普通法人又は協同組合等に該当することとなった場合	当該普通法人又は協同組合等に該当することとなった日の属する事業年度の確定申告書の提出期限
⑸　設立後（上記⑵の場合は収益事業開始後、上記⑶の場合は当該公益法人等に該当することとなった後、上記⑷の場合は当該普通法人又は協同組合等に該当することとなった後）既に償却方法を選定している減価償却資産（償却方法を届け出なかったことにより法人税法施行令第 53 条に規定する償却方法によるべきこととされているものを含みます。）以外の減価償却資産の取得（適格合併又は適格分割型分割による被合併法人又は分割法人からの引継ぎを含みます。以下この表において同じです。）をした場合	その減価償却資産の取得をした日の属する事業年度の確定申告書の提出期限
⑹　新たに事業所を設けた法人で、その事業所に属する減価 償却資産につき、その減価償却資産と同一区分の減価償却 資産について既に採用している償却方法と異なる償却方法を選定しようとする場合又は既に事業所ごとに異なった償却方法を採用している場合	新たに事業所を設けた日の属する事業年度の確定申告書の提出期限
⑺　新たに船舶の取得をした法人で、その船舶につき、その 船舶以外の船舶について既に採用している償却方法と異なる償却方法を選定しようとする場合又は既に船舶ごとに異なった償却方法を採用している場合	新たに船舶の取得をした日の属する事業年度の確定申告書の提出期限

（注）外国法人については、法人税法施行令第 184 条第５項の規定によって提出してください。

2　この届出書は、納税地の所轄税務署長に提出してください。

この場合、事業所別に償却方法を選定して届け出るときには、事業所別に届出書を別葉に作成して提出してください。

なお、採掘権等（採掘権、租鉱権及び採石権その他土石を採掘し又は採取する権利、坑道並びに貯留権をいいます。）については、この届出書のほかに減価償却資産の耐用年数等に関する省令（以下「耐用年数省令」といいます。）第１条第４項の規定により「採掘権、租鉱権、採石権、坑道又は貯留権の耐用年数の認定申請書」を提出することが必要ですからご注意ください。

3　減価償却資産の償却方法の選定は、一般減価償却資産、鉱業用減価償却資産並びに鉱業権（租鉱権及び採石権その他土石を採掘し採取する権利を含みます。以下同じです。）及び貯留権の別に、かつ、耐用年数省令に定める区分ごとに行います。また、２以上の事業所又は船舶を有する法人は事業所又は船舶ごとに行うことができることとなっていますから、その区別ごとに償却方法を定めて明確に記載してください。

(注)1　平成 28 年４月１日以後に取得した建物附属設備及び構築物並びに平成 19 年４月１日以後に取得した建物、法人税法施行令第 13 条第８号に掲げる無形固定資産及び同条第９号に掲げる生物の償却方法は、鉱業用減価償却資産、鉱業権及び貯留権並びにリース資産に該当するものを除き、定額法によることとされていますので、この届出書の提出を要しません。

2　鉱業用減価償却資産とは、鉱業経営上直接必要な減価償却資産で、鉱業の廃止により著しくその価値を減ずるもの（鉱業権及びリース資産を除きます。）をいいます。

4　各欄は、次により記載してください。

(1)「資産、設備の種類」欄には、次の区分ごとに所有する減価償却資産の種類を記入してください。

この場合、機械及び装置については、耐用年数省令別表第二の番号を（　　）内に記載してください。

また、鉱業用減価償却資産を有する場合には、一般の減価償却資産と区別して鉱業用資産と明示するとともに、平成 28 年４月１日以後に取得したものと同日前に取得したもので区別してください。

イ　次の減価償却資産（次のハ及びニの減価償却資産並びに坑道を除きます。）については、耐用年数省令別表第一に規定する種類ごと。

(ｲ) 建物附属設備
(ﾛ) 構築物
(ﾊ) 船舶
(ﾆ) 航空機
(ﾎ) 車両及び運搬具
(ﾍ) 工具
(ﾄ) 器具及び備品

ロ　機械及び装置(次のハ及びニの減価償却資産を除きます。)については、耐用年数省令別表第二に規定する設備の種類ごと。

ハ　公害防止の用に供されている減価償却資産については、耐用年数省令別表第五に規定する種類ごと。

ニ　開発研究の用に供されている減価償却資産については、耐用年数省令別表第六に規定する種類ごと。

ホ　坑道、鉱業権（試掘権を除きます。)及び貯留権については、当該坑道、鉱業権及び貯留権に係る耐用年数省令別表第二に規定する設備の種類ごと。

ヘ　試掘権については、当該試掘権に係る耐用年数省令別表第二に規定する設備の種類ごと。

(2)「償却方法」欄には、「資産、設備の種類」に記載した区分に応じて、採用しようとする旧定額法、旧定率法若しくは旧生産高比例法又は定額法、定率法、生産高比例法若しくは生産高等比例法の別を記載してください。

(3)「税理士署名」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。

5　留意事項

○　法人課税信託の名称の併記

法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

特別な償却方法の承認申請書の記載要領等

1　この申請書は、法人が減価償却資産の減価償却を旧定額法、旧定率法、旧生産高比例法、定額法、定率法、生産高比例法又は生産高等比例法以外の特別な償却方法により行おうとする場合に、必要事項を記載して提出してください。

（注）　取替法又は特別な償却率により減価償却を行っている減価償却資産、平成 10 年４月１日以後に取得した建物（鉱業用減価償却資産に該当するものを除きます。）、平成 28 年４月１日以後に取得した建物附属設備及び構築物（鉱業用減価償却資産に該当するものを除きます。）、国外リース資産並びにリース資産については、この申請の対象となりません。

2　この申請書は、納税地の所轄税務署長に提出してください。

3　申請書の各欄は、次により記載してください。

(1)　「種類１」欄には、特別な償却方法により減価償却を行おうとする資産について、法人税法施行規則第 14 条の償却の方法の選定の単位ごとにその種類（設備の種類を含みます。）を記載してください。

(2)　特別な償却方法は、上記(1)の「種類」につき構造若しくは用途又は細目の区分が定められているものについては、その構造若しくは用途又は細目の区分ごとに、かつ、耐用年数の異なるものについてはその異なるものごとに選定できることとされていますので、この場合には、「構造又は用途２」、「細目３」及び「耐用年数４」の各欄に減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定める構造又は用途、細目及び耐用年数を記載してください。

(3)　「承認を受けようとする特別な償却方法」欄には、その採用しようとする特別な償却方法を算式等により詳細に記載してください。

なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。

(4)　「特別な償却方法を採用しようとする理由」欄には、特別な償却方法を採用しようとする理由を詳細に記載してください。

なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。

(5)　「期中取得資産の償却方法」欄には、その採用しようとする特別な償却の方法が法人税法施行令第 59 条第１項第１号又は第２号に規定する償却限度額の特例のいずれに類するかにより該当する番号を記載してください。

（注）　承認を受けようとする特別な償却の方法が旧定額法、旧定率法、定額法、定率法又は取替法に類する場合……第１号

承認を受けようとする特別な償却の方法が旧生産高比例法、生産高比例法又は生産高等比例法に類する場合……第２号

(6)　「税理士署名」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。

4　留意事項

○　法人課税信託の名称の併記

法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

お問い合わせ番号	

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

税務署長

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿様

特別な償却方法の承認通知書

貴法人から　　付でされた特別な償却方法の承認申請については、申請に係る資産の全部又は一部について下記のとおり承認したので通知します。

承認した特別な償却方法による償却限度額の計算は、　　の属する事業年度以後の各事業年度について適用することができます。

記

申請に係る減価償却資産					承認・却下の区分	承認した特別な償却方法
種類（設備の種類を含む）	構造又は用途	細目	数量	帳簿価額（千円）		
（処分の理由）						
（付記事項） この承認を受けた減価償却資産につき承認申請書に記載した事実と異なることとなった場合には、速やかに、その旨及びその事実と異なることとなった事項の詳細を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出してください。						

この通知に係る処分は、　　国税局の職員の調査に基づいて行いました。

不服申立て等について

【不服申立てについて】

○　この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して３月以内に税務署長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

○　再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して１月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

○　審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。

○　取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者　法務大臣）となります。

○　取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過したときは、提起することができません。

○　取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。

(1) 審査請求がされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

(2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。

(3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

不服申立て等について

【不服申立てについて】

○　この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して３月以内に国税局長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

○　再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して１月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

○　審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。

○　取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者　法務大臣）となります。

○　取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過したときは、提起することができません。

○　取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。

(1) 審査請求がされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

(2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。

(3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

特別な償却方法の承認通知書

1　使用目的

「特別な償却方法の承認通知書」は、減価償却資産の特別な償却方法の承認申請について、承認の通知をする場合に使用する。

2　記載要領

項　　目	内　　容
本　　文	「全部又は一部」の箇所については、申請に係る資産の全部について承認する場合は「又は一部」の字句を、申請に係る資産の一部について承認する場合には「全部又は」の字句を二重線で抹消する。 「　　の属する事業年度」の空白箇所には、その承認をした日を記入する。
処分の理由	申請に係る資産の全部について申請のとおりに承認する場合には「(処分の理由)」の字句を抹消する。申請に係る資産の一部について却下する場合には却下の理由を記入する。
調査担当者	「この通知に係る処分は、　　国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。
教　　示	「･･･３月以内に　　国税局長に対して･･･」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「･･･（提出先は　　国税不服審判所首席国税審判官）･･･」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、申請に係る事項の全部について承認する場合には、教示文を送付しない。

3　留意事項

○　法人課税信託の名称の併記

法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等に、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

お問い合わせ番号	

税務署長

様

特別な償却方法の承認申請の却下通知書

貴法人から　　付でされた特別な償却方法の承認申請については、以下の理由によりその申請に係る特別な償却方法を適用することが不適当と認められますので、法人税法施行令第48条の４第３項の規定に基づき、これを却下します。

（処分の理由）

この通知に係る処分は、　　国税局の職員の調査に基づいて行いました。

不服申立て等について

【不服申立てについて】

○　この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して３月以内に税務署長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

○　再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して１月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

○　審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。

○　取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者　法務大臣）となります。

○　取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過したときは、提起することができません。

○　取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。

(1) 審査請求がされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

(2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。

(3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

不服申立て等について

【不服申立てについて】

○　この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して３月以内に国税局長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

○　再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して１月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

○　審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。

○　取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者　法務大臣）となります。

○　取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過したときは、提起することができません。

○　取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。

(1) 審査請求がされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

(2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。

(3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

特別な償却方法の承認申請の却下通知書

1　使用目的

「特別な償却方法の承認申請の却下通知書」は、減価償却資産の特別な償却方法の承認申請について、却下の通知をする場合に使用する。

2　記載要領

項　　目	内　　容
処分の理由	却下する理由を記入する。
調査担当者	「この通知に係る処分は、　　国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。
教　　示	「･･･３月以内に　　国税局長に対して･･･」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「･･･（提出先は　　国税不服審判所首席国税審判官）･･･」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3　留意事項

○　法人課税信託の名称の併記

法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等に、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

お問い合わせ番号	

税務署長

様

特別な償却方法の承認申請の取消通知書

貴法人から　　付でされた特別な償却方法の承認申請については、法人税法施行令第48条の４第４項の規定に基づき、その承認に係る資産の全部又は一部について下記のとおりその承認を取り消します。

の属する事業年度以後の各事業年度については、下記の特別な償却方法は適用できません。

記

取消しの対象					
種類（設備の種類を含む）	構造又は用途	細目	数量	帳簿価額（千円）	特別な償却方法
（処分の理由）					

この通知に係る処分は、　　国税局の職員の調査に基づいて行いました。

不服申立て等について

【不服申立てについて】

○　この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して３月以内に税務署長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

○　再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して１月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

○　審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。

○　取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者　法務大臣）となります。

○　取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過したときは、提起することができません。

○　取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。

(1) 審査請求がされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

(2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。

(3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

不服申立て等について

【不服申立てについて】

○　この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して３月以内に国税局長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

○　再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して１月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

○　審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。

○　取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者　法務大臣）となります。

○　取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過したときは、提起することができません。

○　取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。

(1) 審査請求がされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

(2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。

(3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

特別な償却方法の承認の取消通知書

1　使用目的

「特別な償却方法の承認の取消通知書」は、減価償却資産の特別な償却方法の承認について、その承認の取消しの通知をする場合に使用する。

2　記載要領

項　　目	内　　容
本　　文	「全部又は一部」の箇所については、承認に係る減価償却資産の全部について取消しをする場合には「又は一部」の字句を、承認に係る減価償却資産の一部について取消しをする場合には「全部又は」の字句を二重線で抹消する。 「　　の属する事業年度」の空白箇所には、その取消しをした日を記入する。
処分の理由	取り消す理由を記入する。
調査担当者	「この通知に係る処分は、　　国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。
教　　示	「･･･３月以内に　　国税局長に対して･･･」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「･･･（提出先は　　国税不服審判所首席国税審判官）･･･」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3　留意事項

○　法人課税信託の名称の併記

法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等に、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

リース賃貸資産の償却方法に係る旧リース期間定額法・経過リース資産の償却方法に係る経過リース期間定額法の届出書の記載要領等

1　この届出書は、次に掲げる場合に、必要事項を記載して提出してください。

(1)　法人が法人税法施行令第 49 条の２第１項の規定に基づき、リース賃貸資産（同令第 48 条第１項第６号に規定する改正前リース取引の目的とされている減価償却資産（同号に規定する国外リース資産を除きます。）をいいます。以下同じです。）の償却方法に旧リース期間定額法を採用しようとする場合

(2)　法人が法人税法施行令及び法人税法施行令等の一部を改正する政令の一部を改正する政令（令和７年政令第 121 号。以下「改正令」といいます。）附則第７条第２項の規定に基づき、経過リース資産（法人税法施行令第 48 条の２第５項第４号に規定するリース資産のうち当該リース資産についての同項第５号に規定する所有権移転外リース取引に係る契約が令和９年３月 31 日以前に締結されたもの（その取得価額に同項第６号に規定する残価保証額に相当する金額が含まれているものに限ります。）をいいます。以下同じです。）の償却方法に経過リース期間定額法を採用しようとする場合

2　この届出書は、上記１(1)又は(2)の償却方法を採用しようとする事業年度（経過リース期間定額法の採用は令和９年３月 31 日後最初に開始する事業年度以前の事業年度に限ります。）の確定申告書の提出期限（法人税法第 72 条に規定する仮決算をした場合の中間申告書を提出するときは、その中間申告書の提出期限）までに、納税地の所轄税務署長に提出してください。

また、標題は、提出する書類の該当する番号を記載し、同時にリース賃貸資産の償却方法に係る旧リース期間定額法の届出と経過リース資産の償却方法に係る経過リース期間定額法の届出を行う場合には、別々に届出書を提出してください。

3　各欄は、次により記載してください。

(1)「資産、設備の種類」欄には、リース賃貸資産又は経過リース資産について、次の区分ごとにその資産の種類を記載してください。

この場合、機械及び装置については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（以下「耐用年数省令」といいます。）別表第二の番号を（　　）内に記載してください。また、鉱業用減価償却資産を有する場合には、一般の減価償却資産と区別して鉱業用資産と明示してください。

イ　次の減価償却資産（次のハ及びニの減価償却資産並びに坑道を除きます。）については、耐用年数省令別表第一に規定する種類ごと。

(ｲ) 建物附属設備
(ﾛ) 構築物
(ﾊ) 船舶
(ﾆ) 航空機
(ﾎ) 車両及び運搬具
(ﾍ) 工具
(ﾄ) 器具及び備品

ロ　機械及び装置（次のハ及びニの減価償却資産を除きます。）については、耐用年数省令別表第二に規定する設備の種類ごと。

ハ　公害防止の用に供されている減価償却資産については、耐用年数省令別表第五に規定する種類ごと。

ニ　開発研究の用に供されている減価償却資産については、耐用年数省令別表第六に規定する種類ごと。

ホ　坑道、鉱業権（租鉱権及び採石権その他土石を採掘し採取する権利を含みます。以下同じです。）及び貯留権については、当該坑道、鉱業権及び貯留権に係る耐用年数省令別表第二に規定する設備の種類ごと。

ヘ　試掘権については、当該試掘権に係る耐用年数省令別表第二に規定する設備の種類ごと。

(2)「改定取得価額の合計額」欄には、区分された資産の種類ごとにリース賃貸資産又は経過リース期間定額法を採用しようとする事業年度において有する経過リース資産の改定取得価額（法人税法施行令第 49 条の２第３項又は改正令附則第７条第４項に規定する「改定取得価額」をいいます。）の合計額を記載します。

(3)「税理士署名」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。

4　留意事項

○　法人課税信託の名称の併記

法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

お問い合わせ番号	

国税局長

様

特別な償却率の認定通知書

貴法人から　　付でされた特別な償却率の認定申請については、下記のとおり認定したので通知します。

認定した特別な償却率による償却限度額の計算は、　　の属する事業年度以後の各事業年度について適用することができます。

記

認定に係る減価償却資産		
種類	細目	帳簿価額（千円）
認定した特別な償却率		
（処分の理由）		
（付記事項） この認定を受けた減価償却資産につき認定申請書に記載した事実と異なることとなった場合には、速やかに、その旨及びその事実と異なることとなった事項の詳細を記載した書類を納税地の所轄税務署長を経由して　　国税局長に提出してください。		

この通知に係る処分は、　　国税局の職員の調査に基づいて行いました。

不服申立て等について

【不服申立てについて】

○　この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して３月以内に国税局長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

○　再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して１月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

○　審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。

○　取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者　法務大臣）となります。

○　取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過したときは、提起することができません。

○　取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。

(1) 審査請求がされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

(2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。

(3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

特別な償却率の認定通知書

1　使用目的

「特別な償却率の認定通知書」は、特別な償却率の認定申請について、その認定の通知をする場合に使用する。

2　記載要領

項　　目	内　　容
本　　文	「　　の属する事業年度」の空白箇所には、その認定をした日を記入する。
処分の理由	申請に係る事項の全部について申請のとおりに認定する場合には「（処分の理由）」の字句を抹消する。申請と異なる認定をする場合にはその異なることとなった理由を記入する。
付記事項	「　　国税局長」の空白箇所には、その法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。
調査担当者	「この通知に係る処分は、　　国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。
教　　示	「･･･３月以内に　　国税局長に対して･･･」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「･･･（提出先は　　国税不服審判所首席国税審判官）･･･」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、申請に係る事項の全部について承認する場合には、教示文を送付しない。

3　留意事項

○　法人課税信託の名称の併記

法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等に、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

お問い合わせ番号	

国税局長

様

特別な償却率の変更通知書

の特別な償却率の認定については、法人税法施行令第50条第４項の規定に基づき、下記のとおりその償却率を変更します。

変更後の償却率による償却限度額の計算は、　　の属する事業年度以後の各事業年度について適用することができます。

記

変更の対象		
種類	細目	帳簿価額（千円）
変更後の償却率		
（処分の理由）		

この通知に係る処分は、　　国税局の職員の調査に基づいて行いました。

不服申立て等について

【不服申立てについて】

○　この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して３月以内に国税局長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

○　再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して１月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

○　審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。

○　取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者　法務大臣）となります。

○　取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過したときは、提起することができません。

○　取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。

(1) 審査請求がされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

(2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。

(3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

特別な償却率の変更通知書

1　使用目的

「特別な償却率の変更通知書」は、特別な償却率の認定について、その変更の通知をする場合に使用する。

2　記載要領

項　　目	内　　容
本　　文	「　　の属する事業年度」の空白箇所には、その変更をした日を記入する。
処分の理由	認定を変更する理由を記入する。
調査担当者	「この通知に係る処分は、　国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。
教　　示	「･･･３月以内に　　国税局長に対して･･･」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「･･･（提出先は　　国税不服審判所首席国税審判官）･･･」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3　留意事項

○　法人課税信託の名称の併記

法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等に、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

減価償却資産の償却方法の変更承認申請書の記載要領等

1　この申請書は、法人が既に選定している減価償却資産の償却方法を変更しようとする場合に、必要事項を記載して提出してください。

なお、この申請書は、法人が既に選定した減価償却資産の償却方法を、その取得の時期に応じて選定可能な他の償却方法に変更しようとする場合のほか、取替法若しくは特別な償却率による償却方法を定率法等に変更しようとする場合又は取替資産について既に選定した償却方法をいずれか他の償却方法に変更しようとする場合にも必要ですから注意してください。

（注）採掘権等（採掘権、租鉱権及び採石権その他土石を採掘し又は採取する権利、坑道並びに貯留権をいいます。）の償却方法について、旧生産高比例法を旧定額法に変更しようとする場合又は生産高比例法若しくは生産高等比例法を定額法に変更しようとする場合には、この申請書のほかに、法人税基本通達７－６－５(2)イ及びロに定めるところにより「採掘権、租鉱権、採石権、坑道又は貯留権の耐用年数の認定申請書」を提出してください。

2　この申請書は、新たな償却方法を採用しようとする事業年度開始の日の前日までに、納税地の所轄税務署長に提出してください。

この場合、事業所別に償却方法を選定しているものにつき、その償却方法の変更を届け出るときには、事業所別に申請書を別葉に作成して提出してください。

3　減価償却資産の償却方法の選定は、減価償却資産の取得の時期に応じて、一般減価償却資産、鉱業用減価償却資産並びに鉱業権（租鉱権及び採石権その他土石を採掘し採取する権利を含みます。以下同じです。）及び貯留権の別に、かつ、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（以下「耐用年数省令」といいます。）に定める区分ごとに行います。また、２以上の事業所又は船舶を有する法人は事業所又は船舶ごとに行うことができることとなっていますから、償却方法を変更しようとする場合もその区別ごとに償却方法を変更するかどうかを定めて、変更しようとする当該区別ごとの資産、設備だけについて明確に記載してください。

4　各欄は、次により記載してください。

(1)「資産、設備の種類」欄には、選定する減価償却資産の償却方法に応じた減価償却資産の区分及び次の区分にしたがって減価償却資産の種類を記載してください。

なお、鉱業用減価償却資産について変更しようとする場合には、一般の減価償却資産と区別して鉱業用資産と明示するとともに、平成 28 年４月１日以後に取得したものと、同日前に取得したもので区別してください。

この場合、機械及び装置については、耐用年数省令別表第二の番号を（　）内に記載してください。

イ　次の減価償却資産（次のハ及びニの減価償却資産並びに坑道を除きます。）については、耐用年数省令別表第一に規定する種類ごと。

(ｲ) 建物附属設備
(ﾛ) 構築物
(ﾊ) 船舶
(ﾆ) 航空機
(ﾎ) 車両及び運搬具
(ﾍ) 工具
(ﾄ) 器具及び備品

ロ　機械及び装置（次のハ及びニの減価償却資産を除きます。）については、耐用年数省令別表第二に規定する設備の種類ごと。

ハ　公害防止の用に供されている減価償却資産については、耐用年数省令別表第五に規定する種類ごと。

ニ　開発研究の用に供されている減価償却資産については、耐用年数省令別表第六に規定する種類ごと。

ホ　坑道、鉱業権（試掘権を除きます。）及び貯留権については、当該坑道、鉱業権及び貯留

権に係る耐用年数省令別表第二に規定する設備の種類ごと。

ヘ　試掘権については、当該試掘権に係る耐用年数省令別表第二に規定する設備の種類ごと。

(2)　「現によっている償却方法」欄には、現在採用している償却方法（償却方法の届出を行わなかった等のため、法定償却方法によることとされている減価償却資産については、その償却方法。以下同じです。）を記載してください。

(3)　「現によっている償却方法を採用した年月日」欄には、現在採用している償却方法を採用した事業年度開始の日を記載してください。

(4)　「採用しようとする新たな償却方法」欄には、これから採用しようとする償却方法を記載してください。

(5)　「税理士署名」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。

5　留意事項

(1)　法人課税信託の名称の併記

法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

(2)　みなし承認

この申請書を提出した場合において、新たな償却方法を採用しようとする事業年度終了の日（その事業年度について中間申告書を提出すべき法人については、その事業年度開始の日以後６月を経過した日の前日）までに承認又は却下の処分がなかったときは、その日においてその承認があったものとみなされます。

お問い合わせ番号	

税務署長

様

減価償却資産の償却方法の変更申請の承認、却下通知書

貴法人から　　付でされた減価償却資産の償却方法の変更申請については、下記のとおり承認又は却下したので通知します。

記

資産、設備の種類	変更しようとする償却方法	承認・却下の区分
（処分の理由）		

この通知に係る処分は、　　の職員の調査に基づいて行いました。

不服申立て等について

【不服申立てについて】

○　この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して３月以内に税務署長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

○　再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して１月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

○　審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。

○　取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者　法務大臣）となります。

○　取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過したときは、提起することができません。

○　取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。

(1) 審査請求がされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

(2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。

(3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

不服申立て等について

【不服申立てについて】

○　この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して３月以内に国税局長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

○　再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して１月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

○　審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。

○　取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者　法務大臣）となります。

○　取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過したときは、提起することができません。

○　取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。

(1) 審査請求がされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

(2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。

(3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

減価償却資産の償却方法の変更申請の承認、却下通知書

1　使用目的

「減価償却資産の償却方法の変更申請の承認、却下通知書」は、減価償却資産の償却方法の変更承認申請について、承認又は却下の通知をする場合に使用する。

2　記載要領

項　　目	内　　容
本　　文	「承認又は却下」の箇所については、申請に係る事項の全部について承認する場合には「又は却下」の字句を、申請に係る事項の全部について却下する場合には「承認又は」の字句を抹消する。
処分の理由	申請に係る事項の全部について申請のとおりに承認する場合には「(処分の理由)」の字句を抹消する。申請に係る事項の全部又は一部について却下する場合には却下の理由を記入する。
調査担当者	「この通知に係る処分は、　　の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。
教　　示	処分の内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。）。 (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「･･･３月以内に　　税務署長に対して･･･」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「･･･（提出先は　　国税不服審判所首席国税審判官）･･･」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「･･･３月以内に　　国税局長に対して･･･」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「･･･（提出先は　　国税不服審判所首席国税審判官）･･･」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、申請に係る事項の全部について承認する場合には、教示文を送付しない。

3　留意事項

○　法人課税信託の名称の併記

法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等に、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

お問い合わせ番号	

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

国税局長

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿様

耐用年数の短縮の承認通知書

貴法人から　　付でされた耐用年数の短縮の承認申請については、申請に係る資産の全部又は一部について下記のとおり承認したので通知します。

承認した未経過使用可能期間（耐用年数）による償却限度額の計算は、

　　の属する事業年度以後の各事業年度について適用することができます。

記

申請に係る減価償却資産						承認・却下の区分	承認した使用可能期間(年)	承認した未経過使用可能期間（耐用年数）(年)
番号	種類（設備の種類を含む）	構造又は用途	細目	数量	帳簿価額（千円）			
（処分の理由）								
（付記事項） この承認を受けた減価償却資産につき承認申請書に記載した事実と異なることとなった場合には、速やかに、その旨及びその事実と異なることとなった事項の詳細を記載した書類を納税地の所轄税務署長を経由して　　国税局長に提出してください。								

この通知に係る処分は、　　国税局の職員の調査に基づいて行いました。

不服申立て等について

【不服申立てについて】

○　この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して３月以内に国税局長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

○　再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して１月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

○　審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。

○　取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者　法務大臣）となります。

○　取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過したときは、提起することができません。

○　取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。

(1) 審査請求がされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

(2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。

(3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

耐用年数の短縮の承認通知書

1　使用目的

「耐用年数の短縮の承認通知書」は、耐用年数の短縮の承認申請について、承認の通知をする場合に使用する。

2　記載要領

項　　目	内　　容
標題及び本文	「全部又は一部」の箇所については、申請に係る資産の全部について承認する場合は「又は一部」の字句を、申請に係る資産の一部について承認する場合には「全部又は」の字句を二重線で抹消する。 「　　の属する事業年度」の空白箇所には、その承認をした日を記入する。
処分の理由	申請に係る資産の全部について申請のとおりに承認する場合には「(処分の理由)」の字句を抹消する。申請に係る資産の一部について却下する場合には却下の理由を記入する。
付記事項	「　　国税局長」の空白箇所には、その法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。
調査担当者	「この通知に係る処分は、　　国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。
教示	「･･･３月以内に　　国税局長に対して･･･」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「･･･（提出先は　　国税不服審判所首席国税審判官）･･･」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、申請に係る事項の全部について承認する場合には、教示文を送付しない。

3　留意事項

○　法人課税信託の名称の併記

法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等に、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

お問い合わせ番号	

国税局長

様

耐用年数の短縮の承認申請の却下通知書

貴法人から　　付でされた耐用年数の短縮の承認申請について、当該申請に係る減価償却資産は、法人税法施行令第57条第１項各号に掲げる事由のいずれにも該当しないと認められるので、同条第３項の規定に基づき、これを却下します。

この通知に係る処分は、　　国税局の職員の調査に基づいて行いました。

不服申立て等について

【不服申立てについて】

○　この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して３月以内に国税局長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

○　再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して１月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

○　審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。

○　取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者　法務大臣）となります。

○　取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過したときは、提起することができません。

○　取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。

(1) 審査請求がされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

(2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。

(3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

耐用年数の短縮の承認申請の却下通知書

1　使用目的

「耐用年数の短縮の承認申請の却下通知書」は、耐用年数の短縮の承認申請について、却下の通知をする場合に使用する。

2　記載要領

項　　目	内　　容
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、　　国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。
教　　示	「･･･３月以内に　　国税局長に対して･･･」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「･･･（提出先は　　国税不服審判所首席国税審判官）･･･」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3　留意事項

○　法人課税信託の名称の併記

法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等に、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

お問い合わせ番号	

国税局長

様

耐用年数の短縮の承認の取消（変更）通知書

の耐用年数の短縮の承認については、法人税法施行令第57条第４項の規定に基づき、その承認に係る資産の全部又は一部について下記のとおりこれを取り消(変更)します。

取消し(変更)後の耐用年数又は未経過使用可能期間による償却限度額の計算は、の属する事業年度以後の各事業年度について適用されます。

記

取消し（変更）の対象								取消し後の耐用年数(年)	承認した使用可能期間(年)	変更後の未経過使用可能期間（年）
番号	種類（設備の種類を含む）	構造又は用途	細目	数量	帳簿価額（千円）	承認した使用可能期間（年）	承認した未経過使用可能期間（年）			
（処分の理由）										

この通知に係る処分は、　　国税局の職員の調査に基づいて行いました。

不服申立て等について

【不服申立てについて】

○　この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して３月以内に国税局長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

○　再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して１月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

○　審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。

○　取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者　法務大臣）となります。

○　取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過したときは、提起することができません。

○　取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。

(1) 審査請求がされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

(2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。

(3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

耐用年数の短縮の承認の取消（変更）通知書

1　使用目的

「耐用年数の短縮の承認の取消（変更）通知書」は、耐用年数の短縮の承認について、その承認の取消し又は変更の通知をする場合に使用する。

2　記載要領

項　　目	内　　容
標題及び本文	「取消（変更）」、「取り消（変更）」及び「取消し（変更）」の箇所は、その処分の内容に応じ不要な部分を二重線で抹消する。 「全部又は一部」の箇所については、承認に係る資産の全部について取消し又は変更をする場合には「又は一部」の字句を、承認に係る資産の一部について取消し又は変更をする場合は「全部又は」の字句を二重線で抹消する。 「　　の属する事業年度」の空白箇所には、その取消し又は変更をした日を記入する。
調査担当者	「この通知に係る処分は、　　国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。
教　　示	「･･･３月以内に　　国税局長に対して･･･」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「･･･（提出先は　　国税不服審判所首席国税審判官）･･･」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3　留意事項

○　法人課税信託の名称の併記

法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等に、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載する。

お問い合わせ番号	

税務署長

様

堅固な建物等の残存使用可能期間の認定通知書

貴法人から　　付で申請があった堅固な建物等の残存使用可能期間については、下記のとおり認定したので通知します。

この認定期間により償却額の計算ができるのは　自　　至　　事業年度からです。

記

細目（個々の資産）・資産の種類	残存使用可能期間
	月
（処分の理由）	
（付記事項） この承認を受けた減価償却資産につき承認申請書に記載した事実と異なることとなった場合には、速やかに、その旨及びその事実と異なることとなった事項の詳細を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出してください。	

この通知に係る処分は、　　国税局の職員の調査に基づいて行いました。

不服申立て等について

【不服申立てについて】

○　この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して３月以内に税務署長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

○　再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して１月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

○　審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。

○　取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者　法務大臣）となります。

○　取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過したときは、提起することができません。

○　取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。

(1) 審査請求がされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

(2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。

(3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

不服申立て等について

【不服申立てについて】

○　この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して３月以内に国税局長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

○　再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して１月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

○　審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。

○　取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者　法務大臣）となります。

○　取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過したときは、提起することができません。

○　取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。

(1) 審査請求がされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

(2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。

(3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

堅固な建物等の残存使用可能期間の認定通知書

1　使用目的

「堅固な建物等の残存使用可能期間の認定通知書」は、当該資産の取得価額の 100 分の 95 相当額に達した減価償却資産の償却の基礎となる期間の認定申請（堅固な建物等の残存使用可能期間の認定申請）について、その認定の通知をする場合に使用する。

2　記載要領

項　　目	内　　容
本　　文	「自　　の空白箇所には、堅固な建物等の残存使用可能期間の認定決議書の「承認した残存使用可能期間により償却限度額の計算を行う最初の事業年度」を記入する。
処分の理由	申請に係る事項の全部について申請のとおりに認定する場合には「（処分の理由）」の字句を抹消する。申請と異なる認定をする場合にはその異なることとなった理由を記入する。
調査担当者	「この通知に係る処分は、　国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。
教　　示	「･･･３月以内に　　国税局長に対して･･･」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「･･･（提出先は　　国税不服審判所首席国税審判官）･･･」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、申請に係る事項の全部について承認する場合には、教示文を送付しない。

3　留意事項

○　法人課税信託の名称の併記

法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等に、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載する。

お問い合わせ番号	

税務署長

様

堅固な建物等の残存使用可能期間の変更通知書

の堅固な建物等の残存使用可能期間の認定については、法人税法施行令第61条の２第５項の規定に基づき、その認定に係る資産の全部又は一部について下記のとおりその残存使用可能期間を変更します。

変更後の残存使用可能期間による償却限度額の計算は、　　の属する事業年度以後の各事業年度について適用されます。

記

変更の対象 細目（個々の資産）・資産の種類	変更後の残存使用可能期間
	月
（処分の理由）	

この通知に係る処分は、　　国税局の職員の調査に基づいて行いました。

不服申立て等について

【不服申立てについて】

○　この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して３月以内に税務署長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

○　再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して１月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

○　審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。

○　取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者　法務大臣）となります。

○　取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過したときは、提起することができません。

○　取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。

(1) 審査請求がされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

(2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。

(3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

不服申立て等について

【不服申立てについて】

○　この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して３月以内に国税局長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

○　再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して１月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

○　審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。

○　取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者　法務大臣）となります。

○　取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過したときは、提起することができません。

○　取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。

(1) 審査請求がされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

(2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。

(3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

堅固な建物等の残存使用可能期間の変更通知書

1　使用目的

「堅固な建物等の残存使用可能期間の変更通知書」は、堅固な建物等の残存使用可能期間の認定について、その認定した残存使用期間の変更の通知をする場合に使用する。

2　記載要領

項　　目	内　　容
本　　文	「全部又は一部」の箇所については、認定に係る資産の全部について変更をする場合には「又は一部」の字句を、認定に係る資産の一部について変更をする場合には「全部又は」の字句を二重線で抹消する。 「　　の属する事業年度」の空白箇所には、その変更をした日を記入する。
処分の理由	認定を変更する理由を記入する。
調査担当者	「この通知に係る処分は、　　国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。
教　　示	「･･･３月以内に　　国税局長に対して･･･」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「･･･（提出先は　　国税不服審判所首席国税審判官）･･･」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3　留意事項

○　法人課税信託の名称の併記

法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託について通知書等を送付する場合には、通知書等に、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

様式ID	NTA1VHX030010020

★

採掘権、租鉱権、採石権、坑道又は貯留権の耐用年数の認定申請書

年　月　日　提出

提出先		F01		税務署長	法人番号	F02		
納税地	郵便番号	F05	—		代表者	郵便番号	F36	—
	所在地	F06				住所	H08	
	電話番号	F07	— —		フリガナ（代表者氏名）		H06	
フリガナ（法人名）		F03			代表者氏名		H07	
法人名		F04			事業種目		H02	

次の減価償却資産について耐用年数の認定を申請します。

認定を受けようとする減価償却資産

番号	資産の区分	呼称	所在地	取得年月日			取得価額	認定を受けようとする年数
				年	月	日	千円	年
				年	月	日	千円	年
				年	月	日	千円	年
				年	月	日	千円	年
				年	月	日	千円	年
				年	月	日	千円	年
				年	月	日	千円	年

税理士署名	R01		電話番号（税理士）	R02	— —

税務署整理欄	通信日付印の年月日		（西暦）年	月	日	備考	
		F12					

採掘権、租鉱権、採石権、坑道又は貯留権の耐用年数の認定申請書の記載要領等

1　この申請書は、法人が採掘権等（減価償却資産の耐用年数等に関する省令第１条第２項第１号に掲げる採掘権、同項第３号に掲げる租鉱権及び採石権その他土石を採掘し又は採取する権利、同項第４号に掲げる坑道並びに同項第５号に掲げる貯留権をいいます。以下同じです。）について、耐用年数の認定を申請しようとする場合に、必要事項を記載して提出してください。また、この申請書には、「認定を受けようとする耐用年数の算定に関する明細書」を添付してください。

（注）「減価償却資産の償却方法の変更承認申請書」又は「公益法人等が特定の要件に該当する場合における評価方法等の変更に関する届出書」を提出し、採掘権等の償却方法について、旧生産高比例法を旧定額法に変更しようとする場合又は生産高比例法若しくは生産高等比例法を定額法に変更しようとする場合にも、法人税基本通達７－６－５(2)イ及びロに定めるところによりこの申請書を提出してください。

2　この申請書は、納税地の所轄税務署長に提出してください。

3　申請書の各欄は、次により記載してください。

(1)「資産の区分」欄には、採掘権等の別を記載してください。

(2)「所在地」欄には、採掘権等に係る鉱区その他これに準ずる区域又は貯留区域（以下「鉱区等」といいます。）の所在地及び当該鉱区等に係る事業所名を記載してください。

(3)「認定を受けようとする年数」欄には、別紙「認定を受けようとする耐用年数の算定に関する明細書」の「認定を受けようとする年数ｊ」欄の年数を記載してください。

(4)「税理士署名」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。

4　留意事項

○　法人課税信託の名称の併記

法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

様式ＩＤ	NTA0VHX080010010

認定を受けようとする耐用年数の算定に関する明細書

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

番号 a	資産の区分 b		採掘予定数量又は注入予定数量 c		年間採掘数量又は年間注入数量 最近における年間採掘数量又は年間注入数量 採掘月数又は注入月数 d		採掘数量又は注入数量 e		年換算平均採掘数量又は年換算平均注入数量 f		今後予想される年間採掘数量又は年間注入数量 g		当該鉱区等に属する設備の採掘能力又は注入能力 h		採掘従業員数 i		認定を受けようとする年数 j	
	Q01		D01		D07		D13		D19		D25		Q31		D37		D43	
	Q02		D02		D08		D14		D20		D26		Q32		D38		D44	
	Q03		D03		D09		D15		D21		D27		Q33		D39		D45	
	Q04		D04		D10		D16		D22		D28		Q34		D40		D46	
	Q05		D05		D11		D17		D23		D29		Q35		D41		D47	
	Q06		D06		D12		D18		D24		D30		Q36		D42		D48	

参考事項	

認定を受けようとする耐用年数の算定に関する明細書の記載要領等

1　「番号ａ」欄には、一連番号を記載してください。

2　「資産の区分ｂ」欄には、「採掘権、租鉱権、採石権、坑道又は貯留権の耐用年数の認定申請書」（以下「申請書」といいます。）の「資産の区分」欄に記載した採掘権等（減価償却資産の耐用年数等に関する省令第１条第２項第１号に掲げる採掘権、同項第３号に掲げる租鉱権及び採石権その他土石を採掘し又は採取する権利、同項第４号に掲げる坑道並びに同項第５号に掲げる貯留権（以下「貯留権」といいます。）をいいます。以下同じです。）を記載してください。

3　「採掘予定数量又は注入予定数量ｃ」欄には、認定を受けようとする採掘権等により採掘等（採掘又は採取をいいます。以下同じ。）又は注入をすることができる予定数量を記載してください。

4　「最近における年間採掘数量又は年間注入数量」の各欄は、申請書を提出する日の属する事業年度開始の日前３年以内における採掘等又は注入の実績に基づき次により記載してください。

(1)　「採掘月数又は注入月数ｄ」欄には、実際に採掘等又は注入をした月数を記載してください。

(2)　「採掘数量又は注入数量ｅ」欄には、(1)の月数における採掘等又は注入の数量の合計を記載してください。

(3)　「年換算平均採掘数量又は年換算平均注入数量ｆ」欄には、

$$\text{「採掘数量又は注入数量ｅ」} \div \frac{\text{「採掘月数又は注入月数ｄ」}}{12}$$

の算式により計算した数量を記載してください。

5　「今後予想される年間採掘数量又は年間注入数量ｇ」欄には、設備の能力、従業員の数等を勘案して今後予想される１年間の採掘等又は注入の予定数量を記載してください。

6　「当該鉱区等に属する設備の採掘能力又は注入能力ｈ」欄には、採掘権等に係る鉱区その他これに準ずる区域又は貯留区域（以

下「鉱区等」といいます。）に属する設備の１年間での採掘可能能力又は注入可能能力を記載してください。

7　「採掘従業員数ｉ」欄には、鉱区等において常時採掘等に従事する人数を記載してください。なお、貯留権について認定を受けようとする場合には、この欄の記載は不要です。

8　「認定を受けようとする年数ｊ」欄には、「採掘予定数量又は注入予定数量ｃ」、「年換算平均採掘量又は年換算平均注入量ｆ」又は「今後予想される年間採掘数量又は年間注入数量ｇ」等を勘案して認定を受けようとする年数を記載してください。

お問い合わせ番号	

税務署長

様

採掘権、租鉱権、採石権、坑道又は貯留権の耐用年数の認定通知書

貴法人から　　付で申請があった採掘権、租鉱権、採石権、坑道又は貯留権の耐用年数については、下記のとおり認定したので通知します。

認定した耐用年数により償却額の計算ができるのは　自　　至　　事業年度からです。

記

資産の区分	鉱区等の名称	鉱区等の所在地	認定した年数（年）
（処分の理由）			
（付記事項） この認定を受けた資産につき認定申請書に記載した事実と異なることとなった場合には、速やかに、その旨及びその事実と異なることとなった事項の詳細を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出してください。			

この通知に係る処分は、　　国税局の職員の調査に基づいて行いました。

不服申立て等について

【不服申立てについて】

○　この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して３月以内に税務署長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

○　再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して１月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

○　審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。

○　取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者　法務大臣）となります。

○　取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過したときは、提起することができません。

○　取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。

○　取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。

(1) 審査請求がされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

(2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。

(3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

不服申立て等について

【不服申立てについて】

○　この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して３月以内に国税局長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

○　再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して１月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

○　審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。

○　取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者　法務大臣）となります。

○　取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過したときは、提起することができません。

○　取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。

○　取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。

(1) 審査請求がされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

(2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。

(3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

採掘権、租鉱権、採石権、坑道又は貯留権の耐用年数の認定通知書

1　使用目的

「採掘権、租鉱権、採石権、坑道又は貯留権の耐用年数の認定通知書」は、採掘権等（採掘権、租鉱権及び採石権その他土石を採掘し又は採取する権利、坑道並びに貯留権をいう。以下同じ。）の耐用年数の認定の通知をする場合に使用する。

2　記載要領

項　　目	内　　容
本　　文	「自 　至　　」 の空白箇所には、採掘権等の耐用年数の認定決議書の「適用を受ける最初の事業年度」を記入する。
「鉱区等の名称」 ～「認定した 年数（年）」	認定の対象となった資産が２以上であるときは、それぞれについて記入する。
処分の理由	申請に係る事項の全部について申請のとおりに認定する場合には「（処分の理由）」の字句を抹消する。申請と異なる認定をする場合にはその異なることとなった理由を記入する。
調査担当者	「この通知に係る処分は、　国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。
教　　示	「･･･３月以内に　　国税局長に対して･･･」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「･･･（提出先は　　国税不服審判所首席国税審判官）･･･」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、申請に係る事項の全部について承認する場合には、教示文を送付しない。

3　留意事項

○　法人課税信託の名称の併記

法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等に、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

お問い合わせ番号	

税務署長

様

採掘権、租鉱権、採石権、坑道又は貯留権の耐用年数の変更通知書

の採掘権、租鉱権、採石権、坑道又は貯留権の耐用年数の認定については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令第１条第６項の規定に基づき、その認定した資産の全部又は一部についてその耐用年数を下記のとおり変更します。

変更後の耐用年数による償却限度額の計算は、　　の属する事業年度以後の各事業年度について適用されます。

記

変更の対象			変更後の耐用年数（年）
資産の区分	鉱区等の名称	鉱区等の所在地	
（処分の理由）			

この通知に係る処分は、　　国税局の職員の調査に基づいて行いました。

不服申立て等について

【不服申立てについて】

○　この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して３月以内に税務署長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

○　再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して１月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

○　審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。

○　取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者　法務大臣）となります。

○　取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過したときは、提起することができません。

○　取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。

○　取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。

(1) 審査請求がされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

(2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。

(3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

不服申立て等について

【不服申立てについて】

○　この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して３月以内に国税局長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

○　再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して１月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

○　審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。

○　取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者　法務大臣）となります。

○　取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過したときは、提起することができません。

○　取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。

○　取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。

(1) 審査請求がされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

(2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。

(3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

採掘権、租鉱権、採石権、坑道又は貯留権の耐用年数の変更通知書

1　使用目的

「採掘権、租鉱権、採石権、坑道又は貯留権の耐用年数の変更通知書」は、採掘権等（採掘権、租鉱権及び採石権その他土石を採掘し又は採取する権利、坑道並びに貯留権をいう。）の耐用年数の認定について、その変更の通知をする場合に使用する。

2　記載要領

項　　目	内　　容
本　　文	「全部又は一部」の箇所については、認定に係る資産の全部について変更をする場合には「又は一部」の字句を、認定に係る資産の一部について変更をする場合には「全部又は」の字句を二重線で抹消する。 「　　の属する事業年度」の空白箇所には、その変更をした日を記入する。
処分の理由	認定を変更する理由を記入する。
調査担当者	「この通知に係る処分は、　の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。
教　　示	「･･･３月以内に　　国税局長に対して･･･」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「･･･（提出先は　　国税不服審判所首席国税審判官）･･･」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3　留意事項

○　法人課税信託の名称の併記

法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等に、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

お問い合わせ番号	

税務署長

様

外貨建資産等の期末換算方法等の変更申請の承認、却下通知書

貴法人から　　でされた外貨建資産等の期末換算方法等の変更申請については、下記のとおり承認又は却下したので通知します。

記

外貨建資産等の区分 ・外国通貨の種類	採用しようとする換算方法等	承認又は却下の区分
（処分の理由）		

この通知に係る処分は、　　の職員の調査に基づいて行いました。

不服申立て等について

【不服申立てについて】

○　この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して３月以内に税務署長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

○　再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して１月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

○　審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。

○　取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者　法務大臣）となります。

○　取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過したときは、提起することができません。

○　取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。

(1) 審査請求がされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

(2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。

(3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

不服申立て等について

【不服申立てについて】

○　この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して３月以内に国税局長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

○　再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して１月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

○　審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。

○　取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者　法務大臣）となります。

○　取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過したときは、提起することができません。

○　取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。

(1) 審査請求がされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

(2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。

(3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

外貨建資産等の期末換算方法等の変更申請の承認、却下通知書

1　使用目的

「外貨建資産等の期末換算方法等の変更申請の承認、却下通知書」は、法人税法施行令第 122 条の６又は法人税法施行令第 122 条の 11 の規定に基づく外貨建資産等の期末換算方法等の変更申請について、承認又は却下の通知をする場合に使用する。

2　記載要領

項　　目	内　　容
標題及び本文	「承認、却下」及び「承認又は却下」の箇所については、申請に係る事項の全部について承認する場合には「、却下」及び「又は却下」の字句を抹消し、申請に係る事項の全部について却下する場合には「承認、」及び「承認又は」の字句を抹消する。
外貨建資産等の区分・外国通貨の種類	その外貨建資産等の区分及びその国の貨幣単位を記入する。 なお、為替予約差額の一括計上の方法の変更申請の場合には、その外国通貨の種類のみを記載する。
承認又は却下の区分	変更申請に係る外貨建資産等の区分ごとに、かつ、外国通貨の種類の異なるごとに承認又は却下の別を記入する。
処分の理由	申請に係る事項の全部について申請のとおりに承認する場合には「(処分の理由)」の字句を抹消する。申請に係る事項の全部又は一部について却下する場合には却下の理由を記入する。
調査担当者	「この通知に係る処分は、　　の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。
教　　示	処分の内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。）。 (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「･･･３月以内に　　税務署長に対して･･･」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「･･･（提出先は　　国税不服審判所首席国税審判官）･･･」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「･･･３月以内に　　国税局長に対して･･･」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「･･･（提出先は　　国税不服審判所首席国税審判官）･･･」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、申請に係る事項の全部について承認する場合には、教示文を送付しない。

（注）為替予約差額の一括計上の方法の変更申請の場合には、「外貨建資産等の区分」欄の記載は要しない。

3　留意事項

○　法人課税信託の名称の併記

法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等に、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

公益法人等が特定の要件に該当する場合における評価方法等の変更に関する届出書の記載要領等

1　この届出書は、公益法人等又は人格のない社団等が特定の要件に該当する場合において、その該当することとなった事業年度において既に選定している棚卸資産の評価方法、減価償却資産の償却方法、暗号資産の一単位当たりの帳簿価額の算出方法、特定譲渡制限付暗号資産の評価方法、有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法又は外貨建資産等の期末換算方法（以下「各評価方法等」といいます。）を変更しようとする場合に、各評価方法等の変更承認申請書に代えて使用してください。（法人税法施行令第 30 条・第 52 条・第 118 条の６・第 118 条の９・第 119 条の６・第 122 条の６・第 184 条）

（注）１　特定の要件に該当する場合とは、公益法人等又は人格のない社団等が収益事業の廃止等の事情により法人税の納税義務を有しなくなった後に、次に掲げる事情により再び法人税の納税義務が生じたことをいいます。

①　公益法人等又は人格のない社団等が収益事業を開始したこと

②　収益事業を行っていない公益法人等が普通法人又は協同組合等に該当することとなったこと

２　特定の要件に該当する場合以外において、既に選定している各評価方法等を変更しようとする場合には、新たに各評価方法等を採用しようとする事業年度開始の日の前日までに、各評価方法等の変更承認申請書を提出する必要があります。

３　既に選定している各評価方法等には、各評価方法等の届出を行わなかった等のため、法定の方法によることとされているものを含みます。

４　棚卸資産について変更しようとする評価方法が法定の評価方法ではなく特別な評価方法であるときは、「棚卸資産の特別な評価方法の承認申請書」により納税地の所轄税務署長に提出してください。

５　減価償却資産について変更しようとする償却方法が旧定額法、旧定率法、旧生産高比例法、定額法、定率法、生産高比例法又は生産高等比例法以外の特別な償却方法であるときは、「特別な償却方法の承認申請書」により納税地の所轄税務署長に提出してください。

６　「減価償却資産の償却方法の変更承認申請書」に代えて使用する場合において、採掘権等（採掘権、租鉱権及び採石権その他土石を採掘し又は採取する権利、坑道並びに貯留権をいいます。）の償却方法について、旧生産高比例法を旧定額法に変更しようとするとき又は生産高比例法若しくは生産高等比例法を定額法に変更しようとするときには、この届出書のほかに、法人税基本通達７－６－５(2)イ及びロに定めるところにより「採掘権、租鉱権、採石権、坑道又は貯留権の耐用年数の認定申請書」を提出してください。

７　暗号資産とは、資金決済に関する法律第２条第 14 項に規定する暗号資産をいいます。（法人税法第 61 条第１項）

８　特定譲渡制限付暗号資産とは、譲渡についての制限その他の一定の条件が付されている暗号資産で、その暗号資産につき、法人が暗号資産交換業者が認定資金決済事業者協会を通じて特定条件が付されていることを公表するためのその暗号資産交換業者に対する特定条件通知その他の一定の手続を行っている暗号資産をいいます。（法人税法第 61 条第２項第１号イ）

９　外国法人については、法人税法施行令第 184 条の規定によって提出してください。

2　この届出書は、収益事業を開始した日又は普通法人若しくは協同組合等に該当することとなった日の属する事業年度に係る確定申告書の提出期限までに、納税地の所轄税務署長に提出してください。

なお、この届出書の提出をもって各評価方法等の変更の承認があったものとみなされます。

3　この届出書は、各評価方法等の変更を行う場合に使用することになっていますので、標題中のいずれか該当する評価方法等の該当番号を記載してください。

なお、一枚の届出書により、複数の評価方法等についてこの届出を行うこともできます。この場合には、それぞれ該当する評価方法等の番号を記載してください。

4　各評価方法等の選定は次の点に注意してください。

(1)　棚卸資産の評価方法及び有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法

棚卸資産の評価方法の選定は、原則として事業の種類ごとに、かつ、資産の区分ごとに行うことになっており、また、有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の選定は、売買目的

有価証券、満期保有目的等有価証券、その他有価証券の区分ごとに、かつ、有価証券の種類ごとに行うことになっていますから、現によっている評価方法等を変更しようとする場合も、その区別ごとにその評価方法等を変更するかどうかを定めて、変更しようとするその区別ごとの資産又は有価証券だけについて明確に記載してください。

(2) 減価償却資産の償却方法

減価償却資産の償却方法の選定は、減価償却資産の取得の時期に応じて、一般減価償却資産、鉱業用減価償却資産並びに鉱業権（租鉱権及び採石権その他土石を採掘し採取する権利を含みます。以下同じです。）及び貯留権の別に、かつ、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（以下「耐用年数省令」といいます。） に定める区分ごとに行います。また、２以上の事業所又は船舶を有する法人は事業所又は船舶ごとに行うことができることとなっていますから、償却方法を変更しようとする場合もその区別ごとに償却方法を変更するかどうかを定めて、変更しようとする当該区別ごとの資産、設備だけについて明確に記載してください。

なお、事業所別に償却方法等を選定しているものにつき、その償却方法等の変更を届け出るときには、事業所別に別葉にしてこの届出書を作成して提出してください。

(3) 暗号資産の一単位当たりの帳簿価額の算出方法

暗号資産の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の選定は、暗号資産の種類ごとに、かつ、法人税法施行令第 118 条の６第２項各号の暗号資産の区分ごとに行うことになっていますから、現によっている算出方法を変更しようとする場合も、その種類及び区分ごとにその算出方法を変更するかどうかを定めて、変更しようとするその種類及び区分ごとの暗号資産だけについて明確に記載してください。

(4) 特定譲渡制限付暗号資産の評価方法

特定譲渡制限付暗号資産の評価方法の選定は、特定譲渡制限付暗号資産（法人税法第 61 条第２項第１号ロに規定する自己発行暗号資産を除きます。）の種類ごとに時価法又は原価法のいずれかの評価方法を定めて記載してください。

(5) 外貨建資産等の期末換算の方法

外貨建資産等の期末換算の方法の変更については、外国通貨の種類、かつ、外貨建資産等の区分を異にするごとに行うことができます。

なお、事業所ごとに期末換算の方法を変更しようとする場合には、「その他参考事項」欄等に事業所名を記載した上、別葉にしてこの届出書を作成して提出してください。

（注） 外貨建資産等の区分とは、次に掲げる別をいいます。

１ 短期外貨建債権債務（外貨建債権債務のうち、その決済により外国通貨を受け取り又は支払う期限が事業年度終了の日の翌日から１年を経過した日の前日までに到来する外貨建債権債務）

２ 長期外貨建債権債務（短期外貨建債権債務以外の外貨建債権債務）

３ 満期保有目的有価証券（償還期限の定めのある売買目的有価証券以外の有価証券のうち、その償還期限まで保有する目的で取得し、かつ、その取得の日においてその償還期限まで保有する目的で取得したものとして、その取得の日に「満期保有目的債券」等の勘定科目により区分した有価証券）

４ 償還有価証券（売買目的有価証券以外の有価証券のうち、償還期限及び償還金額の定めのある有価証券（上記３の有価証券を除きます。））

５ 短期外貨預金（外貨預金のうちその満期日が事業年度終了の日の翌日から１年を経過した日の前日までに到来する外貨預金）

６ 長期外貨預金（短期外貨預金以外の外貨預金）

５ 各欄は、次により記載します。

(1) 共通して記載する欄

イ 当該提出法人の「法人番号」、「納税地」、「法人名」、「代表者住所」、「代表者氏名」及び「事業種目」欄を記載してください。

ロ 「現によっている評価方法等」欄には、現在採用している評価方法等（各評価方法等の届出を行わなかった等のため、法定の方法によることとされている場合には、その方法。以下同じ。）を記載してください。

ハ 「左の評価方法等を採用した年月日」欄には、現在の各評価方法等を採用した事業年度の開始の日を記載してください。

ニ 「採用しようとする新たな評価方法等」欄には、これから採用しようとする各評価方法等を記載してください。

ホ　「税理士署名」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。

(2) (1)以外の欄は、各評価方法等ごとに次により記載します。

イ　棚卸資産の評価方法及び有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法

(ｲ)　「事業の種類　資産、設備の種類　有価証券の区分　外貨建資産等の区分」欄には、棚卸資産については、法人の行っている事業の種類（事業所ごとに選定しようとするときは、その別）を記載し、有価証券については、売買目的有価証券（事業所ごとに選定しようとするときは、その別）、満期保有目的等有価証券、その他有価証券の区分を記載してください。

(ﾛ)　「棚卸資産の区分　暗号資産の種類及び区分　有価証券の種類　外国通貨の種類」欄には、棚卸資産については、①商品又は製品（副産物及び作業くずを除きます。）、②半製品、③仕掛品（半成工事を含みます。）、④主要原材料、⑤補助原材料その他の棚卸資産の区分（上記区分を更に細分するときはその別）を記載し、有価証券については、おおむね金融商品取引法第２条第１項第１号から第 21 号まで（第 17 号を除きます。）の各号の区分を記載します。

したがって、例えば、国債証券、地方債証券、社債券（相互会社の社債券を含みます。）、株券（新株予約権を表示する証券を含みます。）、証券投資信託の受益証券、貸付信託の受益証券などは、それぞれ種類の異なる有価証券として区分することができます。この場合、外国又は外国法人の発行するもので同項第１号から第９号まで及び第 12 号から第 16 号までの性質を有するものはこれに準じて区分して記載してください。

（注）　新株予約権付社債は、それ以外の社債とはそれぞれ種類の異なる有価証券として区分し、外貨建ての有価証券と円貨建ての有価証券又は外国若しくは外国法人の発行する有価証券と国若しくは内国法人の発行する有価証券は、それぞれ種類の異なる有価証券として区分することができます。

ロ　減価償却資産の償却方法

(ｲ)　「事業の種類　資産、設備の種類　有価証券の区分　外貨建資産等の区分」欄には、選定する減価償却資産の償却方法に応じた減価償却資産の区分及び次の区分にしたがって減価償却資産の種類を記載してください。

なお、鉱業用減価償却資産について変更しようとする場合には、一般の減価償却資産と区別して鉱業用資産と明示するとともに、平成 28 年４月１日以後に取得したものと、同日前に取得したもので区別してください。

この場合、機械及び装置については、耐用年数省令別表第二の番号等を（　）内に記載してください。

A　次の減価償却資産（次のＣ及びＤの減価償却資産並びに坑道を除きます。）については、耐用年数省令別表第一に規定する種類ごと。

(A) 建物附属設備
(B) 構築物
(C) 船舶
(D) 航空機
(E) 車両及び運搬具
(F) 工具
(G) 器具及び備品

B　機械及び装置（次のＣ及びＤの減価償却資産を除きます。）については、耐用年数省令別表第二に規定する設備の種類ごと。

C　公害防止の用に供されている減価償却資産については、耐用年数省令別表第五に規定する種類ごと。

D　開発研究の用に供されている減価償却資産については、耐用年数省令別表第六に規定する種類ごと。

E　坑道、鉱業権（試掘権を除きます。）及び貯留権については、当該坑道、鉱業権及び貯留権に係る耐用年数省令別表第二に規定する設備の種類ごと。

F　試掘権については、当該試掘権に係る耐用年数省令別表第二に規定する設備の種類ごと。

(ﾛ)　「棚卸資産の区分　暗号資産の種類及び区分　有価証券の種類　外国通貨の種類」欄には、記載する事項はありません。

ハ　暗号資産の一単位当たりの帳簿価額の算出方法

(ｲ)　「事業の種類　資産、設備の種類　有価証券の区分　外貨建資産等の区分」欄には、事業

所ごとに選定しようとするときに限り、その事業所名を記載してください。

(ﾛ) 「棚卸資産の区分　暗号資産の種類及び区分　有価証券の種類　外国通貨の種類」欄には、暗号資産の種類（例：○○コイン）及び区分（例：特定自己発行暗号資産である○○コイン）を記載してください。

ニ　外貨建資産等の期末換算の方法

(ｲ) 「事業の種類　資産、設備の種類　有価証券の区分　外貨建資産等の区分」欄には、その外貨建資産等の上記４(3)(注)の区分を記載してください。

(ﾛ) 「棚卸資産の区分　暗号資産の種類及び区分　有価証券の種類　外国通貨の種類」欄には、その国の貨幣単位を記載してください。

お問い合わせ番号	

税務署長

様

特別修繕費の金額の認定通知書

貴法人から　　付で申請があった特別修繕準備金の計算の基礎となる修繕費の金額については、下記のとおり認定したので通知します。

認定した修繕費の金額を基礎とする特別修繕準備金の計算は、

の属する事業年度以後の各事業年度について適用されます。

記

特定船舶の種類及び名称		金額
		円
（処分の理由）		
（付記事項） この認定を受けた特定船舶につき認定申請書に記載した事実と異なることとなった場合には、速やかに、その旨及びその事実と異なることとなった事項の詳細を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出してください。		

この通知に係る処分は、　　国税局の職員の調査に基づいて行いました。

不服申立て等について

【不服申立てについて】

○　この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して３月以内に税務署長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

○　再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して１月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

○　審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。

○　取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者　法務大臣）となります。

○　取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過したときは、提起することができません。

○　取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。

(1) 審査請求がされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

(2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。

(3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

不服申立て等について

【不服申立てについて】

○　この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して３月以内に国税局長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

○　再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して１月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

○　審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。

○　取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者　法務大臣）となります。

○　取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過したときは、提起することができません。

○　取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。

(1) 審査請求がされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

(2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。

(3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

特別修繕費の金額の認定通知書

1　使用目的

「特別修繕費の金額の認定通知書」は、特別修繕準備金に関する特別修繕費の金額の認定申請について、その認定の通知をする場合に使用する。

2　記載要領

項　　目	内　　容
本　　文	「　　の属する事業年度」の空白箇所には、その認定をした日を記入する。
特定船舶の種類及び名　　称	認定の対象となった特定船舶が２以上であるときは、そのそれぞれについて記入する。したがって、個々の特定船舶ごとに、例えば、第一大洋丸、第二大洋丸のように記入する。
処　分　の　理　由	申請に係る事項の全部について申請のとおりに認定する場合には「（処分の理由）」の字句を抹消する。申請と異なる認定をする場合にはその異なることとなった理由を記入する。
調　査　担　当　者	「この通知に係る処分は、　　国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。
教　　示	「･･･３月以内に　　国税局長に対して･･･」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「･･･（提出先は　　国税不服審判所首席国税審判官）･･･」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、申請に係る事項の全部について承認する場合には、教示文を送付しない。

3　留意事項

○　法人課税信託の名称の併記

法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等に、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

お問い合わせ番号	

税務署長

様

特別修繕費の金額の変更通知書

の特別修繕準備金の計算の基礎となる修繕費の金額の認定については、租税特別措置法施行令第33条の６第11項規定に基づき、その認定に係る特定船舶産の全部又は一部について、修繕費の金額を下記のとおり変更します。

変更後の金額を基礎とする特別修繕準備金の計算は、　　の属する事業年度以後の各事業年度について適用されます。

記

変更の対象 特定船舶の種類及び名称	変更後の金額
	円
（処分の理由）	

この通知に係る処分は、　　国税局の職員の調査に基づいて行いました。

不服申立て等について

【不服申立てについて】

○　この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して３月以内に税務署長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

○　再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して１月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

○　審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。

○　取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者　法務大臣）となります。

○　取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過したときは、提起することができません。

○　取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。

(1) 審査請求がされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

(2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。

(3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

不服申立て等について

【不服申立てについて】

○　この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して３月以内に国税局長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

○　再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して１月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

○　審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。

○　取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者　法務大臣）となります。

○　取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過したときは、提起することができません。

○　取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。

(1) 審査請求がされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

(2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。

(3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

特別修繕費の金額の変更通知書

1　使用目的

「特別修繕費の金額の変更通知書」は、特別修繕準備金に関する特別修繕費の金額の認定について、その変更の通知をする場合に使用する。

2　記載要領

項　　目	内　　容
本　　文	「　　の属する事業年度」の空白箇所には、その変更をした日を記入する。
処分の理由	認定を変更する理由を記入する。
調査担当者	「この通知に係る処分は、　　国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。
教　　示	「･･･３月以内に　　国税局長に対して･･･」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「･･･（提出先は　　国税不服審判所首席国税審判官）･･･」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3　留意事項

○　法人課税信託の名称の併記

法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等に、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

様式ID	NTA1HOZ092010020

★

欠損金の繰戻しによる還付請求書

年　月　日　提出

提出先		F01	税務署長	法人番号		F02	
納税地	郵便番号	F05	—	代表者	郵便番号	F36	—
	所在地	F06			住所	H08	
	電話番号	F07	— —	フリガナ（代表者氏名）		H06	
フリガナ（法人名）		F03		代表者氏名		H07	
法人名		F04		事業種目		H02	

法人税法第80条の規定に基づき次のとおり欠損金の繰戻しによる法人税額の還付を請求します。

欠損事業年度	自　令和　年　月　日 至　令和　年　月　日	還付所得事業年度	自　令和　年　月　日 至　令和　年　月　日

区分			請求金額（円）	※　金額（円）
欠損事業年度の欠損金額	欠損金額	(1)		
	同上のうち還付所得事業年度に繰り戻す欠損金額	(2)		
還付所得事業年度の所得金額	所得金額	(3)		
	既に欠損金の繰戻しを行った金額	(4)		
	差引所得金額（(3)－(4)）	(5)		
還付所得事業年度の法人税額	納付の確定した法人税額	(6)	00	
	仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額	(7)		
	控除税額	(8)		
	使途秘匿金額に対する税額	(9)	00	
	課税土地譲渡利益金額に対する税額	(10)		
	税額控除超過額相当額等の加算額	(11)		
	法人税額（(6)＋(7)＋(8)－(9)－(10)－(11)）	(12)		
	既に欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額	(13)		
	差引法人税額（(12)－(13)）	(14)		
還付金額（(14)×(2)／(5)）		(15)		

請求期限	令和　年　月　日	確定申告書提出年月日	令和　年　月　日

還付を受けようとする金融機関等				
	ゆうちょ以外	金融機関名		
		金融機関区分		1:銀行 2:金庫 3:組合 4:農協 5:漁協
		支店名		
		本支店区分		1:本店 2:支店 3:本所 4:支所 5:出張所
		預金種類		1:普通 2:当座 3:納税準備 4:通知 5:別段 6:貯蓄 9:その他
		口座番号		
	ゆうちょ	郵便局名（窓口受取）		郵便局
		記号番号		

この請求が次の場合に該当するときは、次のものを添付してください。
1　期限後提出の場合、確定申告書をその提出期限までに提出することができなかった事情の詳細を記載した書類
2　法人税法第 80 条第４項の規定に基づくものである場合には、解散、事業の全部の譲渡等の事実発生年月日及びその事実の詳細を記載した書類

税理士署名	R01		電話番号（税理士）	R02	— —

税務署整理欄	通信日付印の年月日		（西暦）年	月	日	備考	
		F12					

欠損金の繰戻しによる還付請求書の記載要領等

1　この還付請求書は、次に掲げる場合に使用してください。

(1)　法人税法（以下「法」といいます。）第 80 条第１項の規定により、各事業年度において生じた欠損金額をその事業年度開始の日前１年以内に開始したいずれかの事業年度に繰り戻し、法人税額の還付を請求する場合

（注）　平成４年４月１日から令和 10 年３月 31 日までの間に終了する各事業年度において生じた欠損金額については、次の①から③までの欠損金額のみが対象となりますので、ご注意ください。

①　次のイからニまでに掲げる法人の欠損金額（租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第 66 条の 12、租税特別措置法施行令第１条の２第３項）

イ　普通法人（投資法人、特定目的会社及び受託法人（法第４条の３に規定する受託法人をいいます。以下同じです。）を除きます。）のうち、その事業年度終了の時において資本金の額若しくは出資金の額が１億円以下であるもの（次の(ｲ)又は(ﾛ)に掲げる法人に該当するもの及び大通算法人（注）を除きます。）又は資本若しくは出資を有しないもの（次の(ｲ)(ⅱ)に掲げる法人及び大通算法人を除きます。）

(ｲ)　大法人（次に掲げる法人をいいます。以下同じです。）との間にその大法人による完全支配関係がある普通法人

(ⅰ)　資本金の額又は出資金の額が５億円以上である法人

(ⅱ)　保険業法第２条第５項に規定する相互会社（以下「相互会社」といいます。）及び同条第 10 項に規定する外国相互会社

(ⅲ)　受託法人

(ﾛ)　普通法人との間に完全支配関係がある全ての大法人が有する株式及び出資の全部をその全ての大法人のうちいずれか一の法人が有するものとみなした場合においてそのいずれか一の法人とその普通法人との間にそのいずれか一の法人による完全支配関係があることとなるときのその普通法人

（注）　大通算法人とは、通算法人である普通法人又はその普通法人の各事業年度においてその普通法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人のうち、いずれかの法人が次に掲げる法人に該当する場合におけるその普通法人をいいます。

ⅰ　その事業年度終了の時における資本金の額又は出資金の額が１億円を超える法人

ⅱ　その事業年度終了の時において上記(ｲ)若しくは(ﾛ)に掲げる法人、相互会社又は受託法人に該当する法人

ロ　公益法人等又は協同組合等

ハ　認可地縁団体、管理組合法人、団地管理組合法人、法人である政党等、防災街区整備事業組合、特定非営利活動法人、マンション再生組合、マンション等売却組合、マンション除却組合、敷地分割組合

ニ　人格のない社団等

②　平成 22 年 10 月１日以後に解散が行われた法人の清算中に終了する事業年度（通算子法人の清算中に終了する事業年度のうちその通算子法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するものを除きます。）において生じた欠損金額（措置法第 66 条の 12、所得税法等の一部を改正する法律（平成 22 年法律第６号）附則第 93 条）

③　銀行等保有株式取得機構の欠損金額

(2)　法第 80 条第４項の規定により、次に掲げる解散等の事実（以下「解散等の事実」といいます。）が生じた場合に、その事実が生じた日前１年以内に終了したいずれかの事業年度又は同日の属する事業年度において生じた欠損金額をこれらの事業年度開始の日前１年以内に開始したいずれかの事業年度に繰り戻し、法人税額の還付を請求する場合

イ　解散（適格合併による解散を除き、通算子法人である場合には破産手続開始の決定による解散に限ります。）

ロ　事業の全部の譲渡（通算法人である場合を除きます。）

ハ　更生手続の開始

ニ　事業の全部の相当期間の休止又は重要部分の譲渡で、これらの事実が生じたことにより繰越欠損金の損金算入の適用を受けることが困難になると認められるもの（通算法人である場合を除きます。）

ホ　再生手続開始の決定

なお、通算法人（その通算法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了する事業年度を法第 80 条第７項に規定する欠損事業年度として欠損金の繰戻しによる法人税額の還付を請求するものに限ります。）である場合には、「通算法人の繰戻しの対象となる欠損金額とされる金額に関する明細書」をこの請求書に添付して提出してください。

2　欠損金の繰戻しによる法人税額の還付は、欠損金の繰戻しの対象となる所得金額及び法人税額の生じた事業年度（以下「還付所得事業年度」といいます。）からその欠損金額の生じた、又は欠損金の配賦を受けることとなる事業年度（以下「欠損事業年度」といいます。）まで連続して青色申告書である確定申告書を提出している場合に限って請求することができます。

3　この還付請求書は、次に掲げる還付請求の区分に応じそれぞれ次に定める提出期限までに、納税地の所轄税務署長に提出してください。この場合において、還付所得事業年度が２以上あるときには、別葉に作成して提出してく

ください。

(1)　上記１(1)の場合（法第 80 条第１項の規定により提出する場合）　欠損事業年度の確定申告書の提出時

（注）　上記の欠損事業年度の確定申告書はその提出期限までに提出する必要がありますが、やむを得ない事情によってその提出期限までに提出することができなかったものと税務署長が認めた場合には、期限後提出のものでも有効に取り扱われることになっていますので、このような場合には、その事情の詳細を記載した書類を添付してこの還付請求書を提出してください。

(2)　上記１(2)の場合（法第 80 条第４項の規定により提出する場合）　解散等の事実が生じた日以後１年以内

4　この還付請求書の各欄は、次により記載します。

(1)　「※金額（円）」の各欄は、記載しないでください。

(2)　「欠損事業年度の欠損金額」の各欄

イ　「欠損金額(１)」欄には、通算法人（その通算法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了する事業年度を欠損事業年度として欠損金の繰戻しによる法人税額の還付を請求するものに限ります。イにおいて同じです。）以外の法人にあっては欠損事業年度において生じた欠損金額（申告書別表一の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された欠損金額）（注）を、通算法人にあっては「通算法人の繰戻しの対象となる欠損金額とされる金額に関する明細書」のその通算法人に係る「繰戻しの対象となる欠損事業年度の欠損金額とされる金額(14)」欄に記載した金額を、それぞれ記載してください。

（注）　法第 64 条の８の規定の適用がある欠損金額は、この金額には含みません。

ロ　「同上のうち還付所得事業年度に繰り戻す欠損金額(２)」欄には、「欠損金額（１)」欄の金額のうち還付所得事業年度に繰戻しをしようとする金額を記載してください。

なお、次に掲げる場合には、上記の「欠損金額（１)」欄の金額は、それぞれ次に定める金額を控除した金額となります。

(ｲ)　その欠損事業年度において生じた法第 80 条第５項に規定する災害損失欠損金額（以下「災害損失欠損金額」といいます。）について災害損失の繰戻しによる法人税額の還付を請求する場合

その法人のその還付所得事業年度に係る「災害損失の繰戻しによる還付請求書」の「同上のうち還付所得事業年度に繰り戻す災害損失欠損金額（２)」欄に記載した金額

(ﾛ)　この還付請求書に記載した還付所得事業年度以外の還付所得事業年度について欠損金又は災害損失の繰戻しによる法人税額の還付を請求する場合

その法人のその還付所得事業年度に係るこの還付請求書の「同上のうち還付所得事業年度に繰り戻す欠損金額（２)」欄に記載した金額

（注）「同上のうち還付所得事業年度に繰り戻す欠損金額（２)」欄の金額は、この還付請求書を提出する日までに確定した「差引所得金額（５)」欄の金額が限度となりますからご注意ください。

(3)　「還付所得事業年度の所得金額」の各欄

イ　「所得金額(３)」欄には、還付所得事業年度の申告書別表一の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された所得金額(その事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された更正後の所得金額）を記載してください。

ロ　「既に欠損金の繰戻しを行った金額(４)」欄には、次の場合にそれぞれ次の金額を記載してください。

(ｲ)　還付所得事業年度について、既に欠損金又は災害損失の繰戻しによりその一部の法人税額の還付を受けている場合　その法人のその還付所得事業年度に係るこの還付請求書の「同上のうち還付所得事業年度に繰り戻す欠損金額（２)」欄の金額又は「災害損失の繰戻しによる還付請求書」の「同上のうち還付所得事業年度に繰り戻す災害損失欠損金額（２)」欄の金額

(ﾛ)　還付所得事業年度につき災害損失の繰戻しによる法人税額の還付を請求する場合　その法人のその還付所得事業年度に係る「災害損失の繰戻しによる還付請求書」の「同上のうち還付所得事業年度に繰り戻す災害損失欠損金額（２)」欄に記載した金額

(4)　「還付所得事業年度の法人税額」の各欄

イ　「 納付の確定した法人税額(６)」欄には、還付所得事業年度の申告書別表一の「差引所得に対する法人税額」欄の金額（その事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「差引所得に対する法人税額」欄に記載された更正後の法人税額）を記載してください。

ロ　「仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額(７)」欄には、還付所得事業年度において法人税額から控除した仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額があった場合に、その金額を記載してください。

ハ　「控除税額(８)」欄には、還付所得事業年度において法人税額から控除した所得税額（復興特別所得税の額を含みます。以下同じです。)、昭和 42 年５月 31 日までに解散し又は合併した内国法人から受けるみなし配当の 25%相当額及び外国税額の合計額を記載してください。

なお、還付所得事業年度において法人税額から控除できないため還付を請求した所得税額等については、これに含まれないことになりますからご注意ください。

ニ　「使途秘匿金額に対する税額(９)」欄には、措置法第 62 条第１項の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。

ホ　「課税土地譲渡利益金額に対する税額(10)」欄には、措置法第３章第５節の２の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。

ヘ　「税額控除超過額相当額等の加算額（11)」欄には、還付所得事業年度の申告書別表一の「税額控除超過額相当額等の加算額」欄の金額（その還付所得事業年度において措置法第 42 条の４第８項第６号ロ又は第７号（これらの規定を措置法第 42 条の４の２第２項又は所得税法等の一部を改正する法律（令和８年法律第 12 号）による改正前の措置法第 42 条の４第 18 項において準用する場合を含みます。）の規定の適用がある場合にあっては、その金額からこれらの規定により法人税の額に加算される金額を控除した金額）を記載してください。

ト　「既に欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額(13)」欄には、次の場合にそれぞれ次の金額を記載してください。

(イ)　還付所得事業年度について、既に欠損金又は災害損失の繰戻しにより、その一部の法人税額の還付を受けている場合　その還付を受けた法人税額（還付加算金は含みません。）

(ロ)　還付所得事業年度につき災害損失の繰戻しによる法人税額の還付を請求する場合　その還付を請求する法人税額

(5)　「還付金額(15)」欄には、$\left\{ (14) \times \frac{(2)}{(5)} \right\}$ の算式によって計算した金額（１円未満の端数が生じた場合は切り捨てます。）を記載してください。

(6)　「還付を受けようとする金融機関等」欄には、還付金の支払を受ける場合に、取引銀行等の預金口座への振込みを希望されるときは、その取引銀行等の名称等、預金の種類及びその口座番号を記載してください。ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望されるときは、その貯金口座の記号番号を記載してください。また、ゆうちょ銀行又は郵便局窓口での受取りを希望される場合には、支払を受けるのに便利な郵便局名等を記載してください。

(7)　「税理士署名」欄は、この還付請求書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。

5　留意事項

(1)　法人課税信託の名称の併記

法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。なお、受託者が個人である場合には、「代表者氏名」及び「代表者住所」をそれぞれ「氏名」及び「住所」と読み替えて記載してください。

(2)　地方法人税の額の還付

地方法人税については、税務署長が法人税を還付する場合に、地方法人税の額でその還付の時において確定しているものがあるときは、法人税の還付金の額に 100 分の 10.3 を乗じて計算した金額に相当する金額を併せて還付することとされていますので、特段の手続は不要です（地方法人税法第 23 条第１項）。

(3)　防衛特別法人税の額の還付

防衛特別法人税については、税務署長が法人税を還付する場合に、防衛特別法人税の額でその還付の時において確定しているものがあるときは、法人税の還付金の額に 100 分の４を乗じて計算した金額に課税事業年度の課税標準法人税額を乗じてこれを当該課税事業年度の基準法人税額で除して計算した金額に相当する金額を併せて還付することとされていますので、特段の手続は不要です（我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法第 33 条第１項）。

様式ID	NTA1H0Z095010060

★

欠損金の繰戻しによる還付請求書(外国法人用)

年　月　日　提出

提出先		F01		税務署長	法人番号		F02		
事業種目		H02			フリガナ (代表者氏名)		H06		
本店又は主たる事務所の所在地	郵便番号		－	電話番号	－ －	代表者氏名		H07	
	所在地					納税地と国内にある主たる事務所等の所在地とが異なる場合のその主たる事務所等の所在地	郵便番号	－	電話番号 － －
							所在地		
納税地	郵便番号	F05	—			フリガナ (国内源泉所得に係る事業等の責任者氏名)			
	所在地	F06							
	電話番号	F07	— —			国内源泉所得に係る事業等の責任者氏名			
フリガナ (法人名)		F03			責任者住所	郵便番号	－	電話番号	－ －
法人名		F04				所在地			

法人税法第144条の13第１項又は第２項の規定に基づき下記のとおり欠損金の繰戻しによる法人税額の還付を請求します。

記

欠損事業年度	自 (元号) 年 月 日	還付所得事業年度	自 (元号) 年 月 日		
	至 (元号) 年 月 日		至 (元号) 年 月 日		

区分			法第144条の13第1項第1号		法第144条の13第1項第2号又は第2項	
			請求金額(円)	※ 金額	請求金額(円)	※ 金額
欠損事業年度の欠損金額	欠損金額	(1)				
	同上のうち還付所得事業年度に繰り戻す欠損金額	(2)				
還付所得事業年度の所得金額	所得金額	(3)				
	既に欠損金の繰戻しを行った金額	(4)				
	差引所得金額((3)-(4))	(5)				
還付所得事業年度の法人税額	納付の確定した法人税額	(6)	00		00	
	所得税額控除	(7)				
	外国税額控除	(8)				
	使途秘匿金額に対する税額	(9)	00		00	
	課税土地譲渡利益金額に対する税額	(10)				
	リース特別控除取戻税額	(11)				
	法人税額((6)＋(7)＋(8)-(9)-(10)-(11))	(12)				
	既に欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額	(13)				
	差引法人税額((12)-(13))	(14)				
還付金額((14)×(2)/(5))		(15)				

請求期限	令和 年 月 日	確定申告書提出年月日	(元号) 年 月 日

還付を受けようとする金融機関等				
ゆうちょ以外	金融機関名			
	金融機関区分		1:銀行 2:金庫 3:組合 4:農協 5:漁協	
	支店名			
	本支店区分		1:本店 2:支店 3:本所 4:支所 5:出張所	
	預金種類		1:普通 2:当座 3:納税準備 4:通知 5:別段 6:貯蓄 9:その他	
	口座番号			
ゆうちょ	郵便局名(窓口受取)			郵便局
	記号番号			

この請求が次の場合に該当するときは、次のものを添付してください。

1　期限後提出の場合、確定申告書をその提出期限までに提出することができなかった事情の詳細を記載した書類

2　法人税法第144条の13第９項又は第10項の規定に基づくものである場合には、解散、事業の全部の譲渡等の事実発生年月日及びその事実の詳細を記載した書類

税理士署名	R01		電話番号 (税理士)	R02	— —

※記載不要 税務署整理欄	通信日付印の年月日		(西暦) 年	月	日	備考	
		F12					

欠損金の繰戻しによる還付請求書（外国法人用）の記載要領等

1　この請求書は、次に掲げる場合に使用してください。

(1)　法人税法（以下「法」といいます。）第 144 条の 13 条第１項又は第２項の規定により、各事業年度において生じた欠損金額をその事業年度開始の日前１年以内に開始したいずれかの事業年度に繰り戻し、法人税額の還付を請求する場合

（注）　平成４年４月１日から令和 10 年３月 31 日までの間に終了する各事業年度において生じた欠損金額については、次の①及び②のみが対象となりますので、ご注意ください。

①　次のイ又はロに掲げる法人の欠損金額（租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第 66 条の 12、租税特別措置法施行令第１条の２第３項）

イ　普通法人（受託法人（法第４条の３に規定する受託法人をいいます。以下同じです。）を除きます。）のうち、その事業年度終了の時において資本金の額若しくは出資金の額が１億円以下であるもの（次の㈠又は㈡に掲げる法人に該当するものを除きます。）又は資本若しくは出資を有しないもの（保険業法第２条第 10 項に規定する外国相互会社（以下「外国相互会社」といいます。）を除きます。）

㈠　大法人（次に掲げる法人をいいます。以下同じです。）との間にその大法人による完全支配関係がある普通法人

ⓘ　資本金の額又は出資金の額が５億円以上である法人

ⓘⓘ　保険業法第２条第５項に規定する相互会社及び外国相互会社

ⓘⓘⓘ　受託法人

㈡　普通法人との間に完全支配関係がある全ての大法人が有する株式及び出資の全部をその全ての大法人のうちいずれか一の法人が有するものとみなした場合においてそのいずれか一の法人とその普通法人との間にそのいずれか一の法人による完全支配関係があることとなるときのその普通法人

ロ　人格のない社団等

②　平成 22 年 10 月１日以後に解散が行われた法人の清算中に終了する事業年度において生じた欠損金額（措置法第 66 条の 12、所得税法等の一部を改正する法律（平成 22 年法律第６号）附則第 93 条）

(2)　法第 144 条の 13 第９項又は第 10 項の規定により、次に掲げる解散等の事実（以下「解散等の事実」といいます。）が生じた場合に、その事実が生じた日前１年以内に終了したいずれかの事業年度又は同日の属する事業年度において生じた欠損金額をこれらの事業年度開始の日前１年以内に開始したいずれかの事業年度に繰り戻し、法人税額の還付を請求する場合

イ　解散（適格合併による解散を除きます。）

ロ　事業の全部の譲渡

ハ　更生手続の開始

ニ　事業の全部の相当期間の休止又は重要部分の譲渡（これらの事実が生じたことにより繰越欠損金の損金算入の適用を受けることが困難になると認められるものに限ります。）

ホ　再生手続開始の決定

2　欠損金の繰戻しによる法人税額の還付は、欠損金額の繰戻しの対象となる所得金額及び法人税額の生じた事業年度（以下「還付所得事業年度」といいます。）から、その欠損金額の生じた事業年度（以下「欠損事業年度」といいます。）までの各事業年度（法第 144 条の６第１項ただし書の規定により確定申告書の提出を要しないこととされる事業年度を除きます。）について、連続して青色申告書である確定申告書を提出している場合に限って請求することができます。

3　この請求書は、次の提出期限までに、納税地の所轄税務署長に提出してください。この場合において、還付所得事業年度が２以上あるときには、別葉に作成して提出してください。

(1)　上記１(1)の場合（法第 144 条の 13 第１項又は第２項の規定により提出する場合）　欠損事業年度の確定申告書の提出時

（注）　上記の欠損事業年度の確定申告書はその提出期限までに提出する必要がありますが、やむを得ない事情によってその提出期限までに提出することができなかったものと税務署長が認めた場合には、期限後提出のものでも有効に取り扱われることになっていますので、このような場合には、その事情の詳細を記載した書類を添付してこの請求書を提出してください。

(2)　上記１(2)の場合（法第 144 条の 13 条第９項又は第 10 項の規定により提出する場合）　解散等の事実が生じた日以後１年以内

4　この請求書の各欄は、次により記載します。

(1)　「※　金額」の各欄は、記載しないでください。

(2)　「請求金額（円）」の各欄

イ　「法第 144 条の 13 第１項第１号」欄には、法第 141 条第１号イに掲げる国内源泉所得に係る欠損金額をその事業年度開始の日前１年以内に開始したいずれかの事業年度に繰り戻し、法人税額の還付を請求する場合に記載してください。

ロ　「法第 144 条の 13 第１項第２号又は第２項」欄には、法第 141 条第１号ロ又は法第 141 条第２号に掲げる国内源泉所得に係る欠損金額をその事業年度開始の日前１年以内に開始したいずれかの事業年度に繰り戻し、法人税額の還付を請求する場合に記載してください。

(3)　「欠損事業年度の欠損金額」の各欄

イ　「欠損金額(１)」欄には、欠損事業年度において生じた欠損金額（申告書別表一の二の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された欠損金額）を記載してください。

ロ　「同上のうち還付所得事業年度に繰り戻す欠損金額(２)」欄には、欠損事業年度の欠損金額のうち還付所得事業年度に繰戻しをしようとする金額を記載してください。

なお、次の場合には、上記の「欠損金額（１）」欄の金額は、それぞれ次に定める金額を控除した金額となります。

(ｲ)　その欠損事業年度において生じた災害損失欠損金額について災害損失の繰戻しによる法人税額の還付を請求する場合

その法人のその還付所得事業年度に係る「災害損失の繰戻しによる還付請求書（外国法人用）」の「同上のうち還付所得事業年度に繰り戻す災害損失欠損金額（２）」欄に記載した金額

(ﾛ)　この請求書に記載した還付所得事業年度以外の還付所得事業年度について欠損金又は災害損失の繰戻しによる法人税額の還付を請求する場合

その法人のその還付所得事業年度に係るこの請求書の「同上のうち還付所得事業年度に繰り戻す欠損金額（２）」欄に記載した金額

（注）「同上のうち還付所得事業年度に繰り戻す欠損金額（２）」欄の金額は、この請求書を提出する日までに確定した「差引所得金額（５）」欄の金額が限度となりますからご注意ください。

(4)　「還付所得事業年度の所得金額」の各欄

イ　「所得金額(３)」欄には、還付所得事業年度の所得金額（申告書別表一の二の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された所得金額ですが、その事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された更正後の所得金額）を記載してください。

ロ　「既に欠損金の繰戻しを行った金額(４)」欄には、次の場合にそれぞれ次の金額を記載してください。

(ｲ)　還付所得事業年度について、既に欠損金又は災害損失の繰戻しによりその一部の法人税額の還付を受けている場合　その法人のその還付所得事業年度に係るこの請求書の「同上のうち還付所得事業年度に繰り戻す欠損金額（２）」欄の金額又は「災害損失の繰戻しによる還付請求書（外国法人用）」の「同上のうち還付所得事業年度に繰り戻す災害損失欠損金額（２）」欄の金額

(ﾛ)　還付所得事業年度につき災害損失の繰戻しによる法人税額の還付を請求する場合　その法人のその還付所得事業年度に係る「災害損失の繰戻しによる還付請求書（外国法人用）」の「同上のうち還付所得事業年度に繰り戻す災害損失欠損金額（２）」欄に記載した金額

(5)　「還付所得事業年度の法人税額」の各欄

イ　「納付の確定した法人税額(６)」欄には、還付所得事業年度の申告書別表一の二の「差引所得に対する法人税額」欄の金額を記載しますが、その事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「差引所得に対する法人税額」欄に記載された更正後の法人税額を記載してください。

ロ　「所得税額控除(７)」欄及び「外国税額控除(８)」欄には、還付所得事業年度において法人税額から控除した所得税額（復興特別所得税の額を含みます。以下同じです。）及び外国税額控除を記載してください。

なお、還付所得事業年度において法人税額から控除できないため還付を請求した所得税額等については、これに含まれないことになりますからご注意ください。

ハ　「使途秘匿金額に対する税額(９)」欄には、措置法第 62 条第１項の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。

ニ　「課税土地譲渡利益金額に対する税額(10)」欄には、措置法第３章第５節の２の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。

ホ　「リース特別控除取戻税額(11)」欄には、還付所得事業年度の申告書別表一の二の「リース特別控除取戻税額等」欄の金額を記載してください。

ヘ　「既に欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額(13)」欄には、還付所得事業年度について既に欠損金又は災害損失の繰戻しにより、その一部の法人税額の還付を受けている場合に、その還付を受けた法人税額（還付加算金は含みません。）を記載してください。

(6)　「還付金額(15)」欄には、$\left((14) \times \frac{(２)}{(５)} \right)$ の算式によって計算した金額（１円未満の端数が生じた場合は切り捨てます。）を記載してください。

(7)　「還付を受けようとする金融機関等」欄には、還付金の支払を受ける場合に、取引銀行等の預金口座への振込みを希望されるときは、その取引銀行等の名称等、預金の種類及びその口座番号を記載してください。ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望されるときは、その貯金口座の記号番号を記載してください。また、ゆうちょ銀行又は郵便局窓口での受取りを希望される場合には、支払を受けるのに便利な郵便局名等を記載してください。

(8)　「税理士署名」欄は、この請求書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。

５　留意事項

(1)　法人課税信託の名称の併記

法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。なお、受託者が個人である場合には、「代表者氏名」を「氏名」と読み替えて記載してください。

(2)　地方法人税の額の還付

地方法人税については、税務署長が法人税を還付する場合に、地方法人税の額でその還付の時において確定しているものがあるときは、法人税の還付金の額に 100 分の 10.3 を乗じて計算した金額に相当する金額を併せて還付することとされていますので、特段の手続は不要です（地方法人税法第 23 条第１項）。

(3)　防衛特別法人税の額の還付

防衛特別法人税については、税務署長が法人税を還付する場合に、防衛特別法人税の額でその還付の時において確定しているものがあるときは、法人税の還付金の額に 100 分の４を乗じて計算した金額に課税事業年度の課税標準法人税額を乗じてこれを当該課税事業年度の基準法人税額で除して計算した金額に相当する金額を併せ

て還付することとされていますので、特段の手続は不要です（我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法第 33 条第１項）。

お問い合わせ番号	

税務署長

様

欠損金の繰戻しによる還付請求（の一部）に理由がない旨の通知書

貴法人から　　付でされた（欠損事業年度）　自　至　（還付所得事業年度）　自　至　についての欠損金の繰戻しによる還付請求については、調査した結果、下記理由により請求（の一部）に理由がないと認められるので通知します。

記

（理由）

この通知に係る処分は、　　の職員の調査に基づいて行いました。

不服申立て等について

【不服申立てについて】

○　この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して３月以内に税務署長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

○　再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して１月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

○　審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。

○　取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者　法務大臣）となります。

○　取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過したときは、提起することができません。

○　取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。

(1) 審査請求がされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

(2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。

(3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

不服申立て等について

【不服申立てについて】

○　この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して３月以内に国税局長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

○　再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して１月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

○　審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。

○　取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者　法務大臣）となります。

○　取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過したときは、提起することができません。

○　取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。

(1) 審査請求がされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

(2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。

(3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

欠損金の繰戻しによる還付請求（の一部）に理由がない旨の通知書

1　使用目的

「欠損金の繰戻しによる還付請求（の一部）に理由がない旨の通知書」は、欠損金の繰戻しによる還付請求書が期限後の請求、白色申告法人による請求等適法なものでない場合及び還付請求があった法人税の全額、又は一部について還付を要しないもので、その請求の理由がなく、還付を要しない場合に使用する。

2　記載要領

項　　目	内　　容
本　　文	「……（の一部）……」の括弧書きの箇所については、還付請求があった法人税の全部についての理由がなく、還付しないときは、これを抹消する。
理　　由	その処分の理由を簡潔かつ具体的に、例えば、「……欠損事業年度の欠損金額×××円が所得金額×××円に更正されたことによる。」とか、「還付請求書がその提出期限（×月×日）までに提出されなかったことによる。」等のように記入する。
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、　　の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。
教　　示	処分の内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。）。 (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「･･･３月以内に　　税務署長に対して･･･」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「･･･（提出先は　　国税不服審判所首席国税審判官）･･･」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「･･･３月以内に　　国税局長に対して･･･」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「･･･（提出先は　　国税不服審判所首席国税審判官）･･･」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3　留意事項

○　法人課税信託の名称の併記

法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託について通知書等を送付する場合には、通知書等に、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

様式ID	NTA1HOZ902010020

★

災害損失の繰戻しによる還付請求書

年　月　日　提出

提出先	F01		税務署長	法人番号	F02		
納税地 郵便番号	F05	—		代表者 郵便番号	F36	—	
納税地 所在地	F06			代表者 住所	H08		
納税地 電話番号	F07	— —		代表者 電話番号	H09	— —	
フリガナ（法人名）	F03			フリガナ（代表者氏名）	H06		
法人名	F04			代表者氏名	H07		
事業種目	H02						

法人税法第80条の規定に基づき下記のとおり災害損失の繰戻しによる法人税額の還付を請求します。

記

災害欠損事業年度	自　令和　年　月　日 至　令和　年　月　日	左記の「災害欠損事業年度」について、確定申告の場合には「１」、仮決算の中間申告の場合には「２」を記載してください。	番号
還付所得事業年度	自　令和　年　月　日 至　令和　年　月　日	災害の詳細	
災害のあった日	令和　年　月　日		

区分			請求金額（円）	※　金額
災害欠損事業年度の災害損失欠損金額	災害損失欠損金額	(1)		
	同上のうち還付所得事業年度に繰り戻す災害損失欠損金額	(2)		
還付所得事業年度の所得金額	所得金額	(3)		
	既に災害損失又は欠損金の繰戻しを行った金額	(4)		
	差引所得金額（（３）－（４））	(5)		
還付所得事業年度の法人税額	納付の確定した法人税額	(6)	00	
	仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額	(7)		
	控除税額	(8)		
	使途秘匿金額に対する税額	(9)	00	
	課税土地譲渡利益金額に対する税額	(10)		
	税額控除超過額相当額等の加算額	(11)		
	法人税額((６)＋(７)＋(８)－(９)－(10)－(11))	(12)		
	既に災害損失又は欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額	(13)		
	差引法人税額（(12)－(13)）	(14)		
還付金額（(14)×(2)／(5)）		(15)		

請求期限	令和　年　月　日	確定申告書等提出年月日	令和　年　月　日

還付を受ける金融機関等 ゆうちょ以外	金融機関名		
	金融機関区分		1:銀行 2:金庫 3:組合 4:農協 5:漁協
	支店名		
	本支店区分		1:本店 2:支店 3:本所 4:支所 5:出張所
	預金種類		1:普通 2:当座 3:納税準備 4:通知 5:別段 6:貯蓄 9:その他
	口座番号		
ゆうちょ	郵便局名（窓口受取）		郵便局
	記号番号		

税理士署名	R01		電話番号（税理士）	R02	—	—	

※記載不要 税務署整理欄	通信日付印の年月日	F12	（西暦）年	月	日	備考	

災害損失の繰戻しによる還付請求書の記載要領等

1　この還付請求書は、法人が法人税法（以下「法」といいます。）第80条の規定によって、災害のあった日から同日以後１年を経過する日までの間に終了する各事業年度又は災害のあった日から同日以後６月を経過する日までの間に終了する法第72条第１項に規定する期間（その期間について仮決算の中間申告書を提出する場合のその期間に限ります。以下「中間期間」といいます。）において生じた法第80条第５項に規定する災害損失欠損金額（以下「災害損失欠損金額」といいます。）を、その災害損失欠損金額に係る事業年度又は中間期間開始の日前１年（その事業年度又は中間期間に係る確定申告書又は仮決算の中間申告書（以下「確定申告書等」といいます。）が青色申告書である場合には、前２年）以内に開始したいずれかの事業年度に繰り戻し、法人税額の還付を請求する場合に使用します。

なお、通算法人（災害損失欠損金額が生じた、又は災害損失欠損金額の配賦を受けることとなる事業年度又は中間期間（その通算法人に係る通算親法人の事業年度又は中間期間終了の日に終了するものに限ります。以下「災害欠損事業年度」といいます。）において通算法人である法人をいいます。以下同じです。）以外の法人が還付を請求する場合には、「通算法人以外の法人の災害損失欠損金額に関する明細書」をこの請求書に添付して提出してください。

また、通算法人が還付を請求する場合には、「通算法人の繰戻しの対象となる災害損失欠損金額とされる金額に関する明細書」をこの請求書に添付して提出してください。

2　災害損失の繰戻しによる法人税額の還付は、法人が災害損失の繰戻しの対象となる所得金額及び法人税額の生じた事業年度（以下「還付所得事業年度」といいます。）から、災害欠損事業年度の前事業年度までの各事業年度について連続して確定申告書を提出している場合に限って請求をすることができます。

3　この還付請求書は、災害欠損事業年度の確定申告書等の提出と同時に（仮決算の中間申告において災害損失の繰戻しによる法人税額の還付を請求するする場合には、仮決算の中間申告書の提出期限までに、その仮決算の中間申告書の提出と同時に）納税地の所轄税務署長に提出してください。

なお、この災害欠損事業年度の確定申告書等はその提出期限までに提出する必要がありますが、やむを得ない事情によってその提出期限までに提出することができなかったものと税務署長が認めた場合には、期限後提出のものでも有効に取り扱われることになっていますので、このような場合には、その事情の詳細を記載した書類を添付してこの還付請求書を提出してください。

また、２以上の還付所得事業年度の所得に対する法人税額について還付を請求する場合には、その還付所得事業年度ごとに、還付請求書を別葉にしてください。

4　この還付請求書の各欄は、次により記載します。

(1)　「※　金額」の各欄は、記載しないでください。

(2)　「災害欠損事業年度」欄には、この還付請求が仮決算の中間申告によるものである場合は、その仮決算の中間申告に係る中間期間を記載してください。

また、この還付請求が確定申告又は仮決算の中間申告のいずれによるものであるかの区分に応じて、該当する番号を記載してください。

(3)　「災害のあった日」及び「災害の詳細」欄は、通算法人以外の法人がこの還付請求書を使用して法人税額の還付を請求する場合に記載してください。

なお、「災害の詳細」欄には、その災害の生じた場所、種類（震災、風水害、火災等）など災害の内容を具体的に記載してください。

また、災害の呼称がある場合は、その災害の呼称を記載してください。

（注）　通算法人がこの還付請求書に「通算法人の繰戻しの対象となる災害損失欠損金額とされる金額に関する明細書」を添付して法人税額の還付を請求する場合には、同明細書の対応する欄に記載してください。

(4)　「災害欠損事業年度の災害損失欠損金額」の各欄

イ　「災害損失欠損金額(１)」欄には、通算法人以外の法人にあっては「通算法人以外の法人の災害損失欠損金額に関する明細書」の「災害損失欠損金額(１)」の欄に記載した金額（注）を、通算法人にあっては「通算法人の繰戻しの対象となる災害損失欠損金額とされる金額に関する明細書」の「繰戻しの対象となる欠損事業年度の災害損失欠損金額とされる金額（15）」の欄に記載した金額を、それぞれ記載してください。

（注）　法第64条の８の規定の適用がある欠損金額は、この金額には含みません。

ロ　「同上のうち還付所得事業年度に繰り戻す災害損失欠損金額(２)」欄には、通算法人以外の法人にあっては「通算法人以外の法人の災害損失欠損金額に関する明細書」の「繰り戻す災害損失金額（３の①）又は（３の②）」欄に記載した金額を、通算法人にあっては「通算法人の繰戻しの対象となる災害損失欠損金額とされる

金額に関する明細書」の「（15）のうち前２年以内に開始した還付所得事業年度に繰り戻す金額（16の①）又は（16の②）」欄に記載した金額を、それぞれ記載してください。

（注）「災害損失欠損金額（１）」欄の金額は、この還付請求書に記載した還付所得事業年度以外の還付所得事業年度について災害損失又は欠損金の繰戻しによる法人税額の還付を請求する場合には、その還付所得事業年度に係るこの還付請求書の「同上のうち還付所得事業年度に繰り戻す災害損失欠損金額（２）」欄に記載した金額を控除した金額となります。なお、「同上のうち還付所得事業年度に繰り戻す災害損失欠損金額（２）」欄の金額は、この還付請求書を提出する日までに確定した「差引所得金額（５）」欄の金額が限度となりますからご注意ください。

(5) 「還付所得事業年度の所得金額」の各欄

イ 「所得金額（３）」欄には、還付所得事業年度の申告書別表一の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された所得金額（その事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された更正後の所得金額）を記載してください。

ロ 「既に災害損失又は欠損金の繰戻しを行った金額（４）」欄には、還付所得事業年度について、既に災害損失又は欠損金の繰戻しによりその一部の法人税額の還付を受けている場合に、その還付所得事業年度に係るこの還付請求書の「同上のうち還付所得事業年度に繰り戻す災害損失欠損金額（２）」欄の金額又は「欠損金の繰戻しによる還付請求書」の「同上のうち還付所得事業年度に繰り戻す欠損金額（２）」欄の金額を記載してください。

(6) 「還付所得事業年度の法人税額」の各欄

イ 「納付の確定した法人税額 （６）」欄には、還付所得事業年度の申告書別表一の「差引所得に対する法人税額」欄の金額（その事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「差引所得に対する法人税額」欄に記載された更正後の法人税額）を記載してください。

ロ 「仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額（７）」欄には、還付所得事業年度において法人税額から控除した仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額があった場合に、その金額を記載してください。

ハ 「控除税額（８）」欄には、還付所得事業年度において法人税額から控除した所得税額（復興特別所得税の額を含みます。以下同じです。）、昭和42年５月31日までに解散し又は合併した内国法人から受けるみなし配当の25％相当額及び外国税額の合計額を記載してください。

なお、還付所得事業年度において法人税額から控除できないため還付を請求した所得税額等については、これに含まれないことになりますからご注意ください。

ニ 「使途秘匿金額に対する税額（９）」欄には、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第62条第１項の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。

ホ 「課税土地譲渡利益金額に対する税額(10)」欄には、措置法第３章第５節の２の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。

ヘ 「税額控除超過額相当額等の加算額(11)」欄には、還付所得事業年度の申告書別表一の「税額控除超過額相当額等の加算額」欄の金額（その還付所得事業年度において措置法第42条の４第８項第６号ロ又は第７号（これらの規定を措置法第42条の４の２第２項又は所得税法等の一部を改正する法律（令和８年法律第12号）による改正前の措置法第42条の４第18項において準用する場合を含みます。）の規定の適用がある場合にあっては、その金額からこれらの規定により法人税の額に加算される金額を控除した金額）を記載してください。

ト 「既に災害損失又は欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額(13)」欄には、還付所得事業年度について、既に災害損失又は欠損金の繰戻しによりその法人税額の一部の還付を受けている場合に、その還付を受けた法人税額（還付加算金は含みません。）を記載してください。

(7) 「還付金額(15)」欄には、$\left((14) \times \frac{(2)}{(5)} \right)$ の算式によって計算した金額（１円未満の端数が生じた場合は切り捨てます。）を記載してください。

(8) 「請求期限」欄には、仮決算の中間申告において災害損失の繰戻しによる法人税額の還付を請求する場合において、その仮決算の中間申告書の提出期限を記載してください。

（注） 各事業年度において還付を請求する場合には、この欄の記載は不要です。

(9) 「還付を受けようとする金融機関等」欄には、還付金の支払を受ける場合に、取引銀行等の預金口座への振込みを希望されるときは、その取引銀行等の名称等、預金の種類及びその口座番号を記載してください。ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望されるときは、その貯金口座の記号番号を記載してください。また、ゆうちょ銀行又は郵便局窓口での受取りを希望される場合には、支払を受けるのに便利な郵便局名等を記載してください。

(10)「税理士署名」欄は、この還付請求書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。

5　留意事項

(1)　法人課税信託の名称の併記

法第２条第29号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。なお、受託者が個人である場合には、「代表者氏名」及び「代表者住所」をそれぞれ「氏名」及び「住所」と読み替えて記載してください。

(2)　地方法人税の額の還付

地方法人税については、税務署長が法人税を還付する場合に、地方法人税の額でその還付の時において確定しているものがあるときは、法人税の還付金の額に100分の10.3を乗じて計算した金額に相当する金額を併せて還付することとされていますので、特段の手続は不要です（地方法人税法第23条第１項）。

(3)　防衛特別法人税の額の還付

防衛特別法人税については、税務署長が法人税を還付する場合に、防衛特別法人税の額でその還付の時において確定しているものがあるときは、法人税の還付金の額に100分の４を乗じて計算した金額に課税事業年度の課税標準法人税額を乗じてこれを当該課税事業年度の基準法人税額で除して計算した金額に相当する金額を併せて還付することとされていますので、特段の手続は不要です（我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法第33条第１項）。

通算法人の繰戻しの対象となる欠損金額とされる金額に関する明細書の記載要領等

1　この明細書は、通算法人が、その通算法人の各事業年度において生じた欠損金額又は他の通算法人のその各事業年度終了の日に終了する事業年度において生じた欠損金額について法人税法（以下「法」といいます。）第80条第７項の規定を適用して同条第１項（同条第４項において準用する場合を含みます。）の規定により法人税額の還付を請求する場合に作成し、「欠損金の繰戻しによる還付請求書」に添付して提出してください。

（注）　この明細書を使用する通算法人とは、欠損金額が生じた、又は欠損金額の配賦を受けることとなる事業年度（その通算法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するものに限ります。以下「欠損事業年度」といいます。）において通算法人である法人をいいます。したがって、それ以外の法人が還付を請求する場合には、この明細書は使用しないで、「欠損金の繰戻しによる還付請求書」のみを使用してください。

2　この明細書の各欄は、欠損金の繰戻しによる法人税額の還付を請求する通算法人及び他の通算法人（その通算法人の欠損事業年度終了の日に事業年度が終了するものに限ります。）について記載しますが、その通算法人のその欠損事業年度に係る確定申告書の法定申告期限までにその欠損事業年度終了の日に終了する事業年度に係る確定申告書を提出していない他の通算法人については記載しません。

なお、租税特別措置法第66条の12第１項の規定の適用を受ける法人の欠損金額については、欠損金の繰戻しによる法人税額の還付を請求することはできませんので、法第66条第６項に規定する大通算法人である通算法人にあっては、法第80条第４項に規定する事業年度において欠損金額が生じたものについてのみ記載してください。

3　この明細書の「繰戻しの対象となる欠損事業年度の欠損金額とされる金額（法人税法第80条第７項）の計算」の各欄は、次により記載してください。

(1)　「欠損金額（１）」欄には、欠損事業年度において生じた欠損金額（申告書別表一の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された金額）を記載してください。

(2)　「通算対象外欠損金額分」の各欄

イ　「通算対象外欠損金額（２）」欄には、欠損事業年度において生じた欠損金額と法第64条の６の規定によりないものとされる金額（申告書別表七の三「通算対象外欠損金額(15)」欄に記載された金額）とのうちいずれか少ない金額を記載してください。

ロ　「（２）のうち災害損失の繰戻還付の基礎とする金額（３）」欄には、「通算法人の繰戻しの対象となる災害損失欠損金額とされる金額に関する明細書」の「災害損失の繰戻還付の基礎となった金額のうち通算対象外欠損金額分(e)」欄に記載した金額を記載してください。

(3)　「通算対象外欠損金額以外の欠損金額分」の各欄は、次により記載してください。

イ　「(5)のうち災害損失の繰戻還付の基礎とする金額（６）」欄には、「通算法人の繰戻しの対象となる災害損失欠損金額とされる金額に関する明細書」の「災害損失の繰戻還付の基礎となった金額のうち通算対象外欠損金額以外の災害損失欠損金額分(k)」欄に記載した金額を記載してください。

ロ　「前１年内事業年度の所得金額」の各欄は、次により記載してください。

なお、「前１年内事業年度の所得金額（８）」欄から「差引(10)」欄までの各欄は、通算法人のうちその欠損事業年度開始の日前１年以内に開始した事業年度（以下「前１年内事業年度」といいます。）開始の日以後にその通算法人に係る通算親法人との間に通算完全支配関係を有することとなった法人のその通算完全支配関係を有することとなった日の前日以前に終了する事業年度については、記載しません。

また、記載に当たって欄が不足する場合には、適宜別紙に記載して添付し、この「差引(10)」欄にはその別紙の合計額を記載してください。

(ｲ)　「前１年内事業年度の所得金額（８）」欄には、前１年内事業年度の申告書別表一の「所得金額又は欠損金額」欄に記載した所得金額（その前１年内事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された更正後の所得金額）を記載し、欠損金額の場合には０と記載してください。

(ﾛ)　「既に欠損金又は災害損失の繰戻しを行った金額（９）」欄には、次の場合にそれぞれ次の金額を記載してください。

（ⅰ）　前１年内事業年度について、既に欠損金又は災害損失の繰戻しによりその一部の法人税額の還付を受けている場合　その通算法人のその前１年内事業年度に係る「欠損金の繰戻しによる還付請求書」の「同上のうち還付所得事業年度に繰り戻す欠損金額（２）」欄の金額又は「災害損失の繰戻しによる還付請求書」の「同上のうち還付所得事業年度に繰り戻す災害損失欠損金額（２）」欄の金額

（ⅱ）　前１年内事業年度につき災害損失の繰戻しによる法人税額の還付を請求する場合　その通算法人のその前１年内事業年度に係る「災害損失の繰戻しによる還付請求書」の「（２）」欄に記載した金額

（※）　「繰戻しの対象となる欠損事業年度の欠損金額とされる金額(14)」欄に記載した金額を、「欠損金の繰戻し

による還付請求書」の「欠損金額（１）」欄に記載してください。

4　この明細書の「欠損金の繰戻還付の基礎となった金額（法人税法第 80 条第 12 項）とされるため、欠損金の繰越控除の対象とならない金額の計算」の各欄は、次により記載してください。

(1)　「通算対象外欠損金額分」の各欄

イ　「還付所得事業年度へ繰り戻す金額（b)」欄には、「欠損金の繰戻しによる還付請求書」の「(２)」欄に記載した金額を記載してください。

なお、記載に当たって欄が不足する場合には、適宜別紙に記載して添付し、この「(b)」欄にはその別紙の合計額を記載してください。

ロ　「(d) のうち災害損失の繰戻還付の基礎とする金額（e)」欄には、「通算法人の繰戻しの対象となる災害損失欠損金額とされる金額に関する明細書」の「災害損失の繰戻還付の基礎となった金額のうち通算対象外欠損金額分（e)」欄に記載した金額を記載してください。

(2)　「通算対象外欠損金額以外の欠損金額分」の「分子」の「(j) のうち災害損失の繰戻還付の基礎とする金額 (k)」欄には、「通算法人の繰戻しの対象となる災害損失欠損金額とされる金額に関する明細書」の「災害損失の繰戻還付の基礎となった金額のうち通算対象外欠損金額分（e)」欄に記載した金額を記載してください。

(※)　この明細書を添付して欠損金の繰戻しによる法人税額の還付を請求する通算法人及び他の通算法人は、この明細書の「欠損金の繰戻還付の基礎となった金額（法人税法第 80 条第 12 項）とされるため、欠損金の繰越控除の対象とならない金額の計算」に記載した次に掲げる金額を、それぞれ次に定める別表の欄に記載してください。

①　当該通算法人及び当該他の通算法人の「欠損金の繰戻還付の基礎となった金額とされる金額（p)」欄に記載した金額（当該通算法人及び当該他の通算法人のうちいずれかの法人がこの欠損金の繰戻しによる法人税額の還付請求のほかに災害損失の繰戻しによる法人税額の還付を請求している場合には、「通算法人の繰戻しの対象となる災害損失欠損金額とされる金額に関する明細書」の「災害損失の繰戻還付の基礎となった金額とされる金額（l)」欄に記載した金額との合計額）　当該通算法人及び当該他の通算法人のそれぞれの申告書別表七（一）の「同上のうち」の「青色欠損金」の「欠損金の繰戻し額（４)」欄

②　当該通算法人及び当該他の通算法人の「欠損金の繰戻還付の基礎となった金額のうち通算対象外欠損金額分（g)」欄に記載した金額（当該通算法人及び当該他の通算法人のうちいずれかの法人がこの欠損金の繰戻しによる法人税額の還付請求のほかに災害損失の繰戻しによる法人税額の還付を請求している場合には、「通算法人の繰戻しの対象となる災害損失欠損金額とされる金額に関する明細書」の「災害損失の繰戻還付の基礎となった金額のうち通算対象外欠損金額分（e)」欄に記載した金額との合計額）　当該通算法人及び当該他の通算法人のそれぞれの申告書別表七（二）の「当期分」の「通算対象外欠損金額による繰戻し額（３)」欄

③　当該通算法人及び当該他の通算法人の「欠損金の繰戻還付の基礎となった金額のうち通算対象外欠損金額以外の欠損金額分（o)」欄に記載した金額（当該通算法人及び当該他の通算法人のうちいずれかの法人がこの欠損金の繰戻しによる法人税額の還付請求のほかに災害損失の繰戻しによる法人税額の還付を請求している場合には、「通算法人の繰戻しの対象となる災害損失欠損金額とされる金額に関する明細書」の「災害損失の繰戻還付の基礎となった金額のうち通算対象外欠損金額以外の災害損失欠損金額分 (k)」欄に記載した金額との合計額）　当該通算法人及び当該他の通算法人のそれぞれの申告書別表七（二）の「当期分」の「(３）以外の欠損金による繰戻し額（６)」欄

通算法人の繰戻しの対象となる災害損失欠損金額とされる金額に関する明細書の記載要領等

1　この明細書は、通算法人が、その通算法人の各事業年度若しくは法人税法（以下「法」といいます。）第72条第１項に規定する期間（その期間について仮決算の中間申告書を提出する場合のその期間に限ります。以下「中間期間」といいます。）において生じた法第80条第５項に規定する災害損失欠損金額又は他の通算法人のその各事業年度若しくは中間期間終了の日に終了する事業年度若しくは中間期間において生じた同項に規定する災害損失欠損金額（以下これらをまとめて「災害損失欠損金額」といいます。）について同条第８項の規定を適用して同条第５項において準用する同条第１項の規定により法人税額の還付を請求する場合に作成し、「災害損失の繰戻しによる還付請求書」に添付して提出してください。

（注）この明細書を使用する通算法人とは、災害損失欠損金額が生じた、又は災害損失欠損金額の配賦を受けることとなる事業年度又は中間期間（その通算法人に係る通算親法人の事業年度又は中間期間終了の日に終了するものに限ります。）において通算法人である法人をいいます。したがって、それ以外の法人が還付を請求する場合には、この明細書は使用しないで、「災害損失の繰戻しによる還付請求書」及び「通算法人以外の法人の災害損失欠損金額に関する明細書」を使用してください。

2　この明細書の各欄は、災害損失の繰戻しによる法人税額の還付を請求する通算法人及び他の通算法人（その通算法人の法第80条第８項に規定する欠損事業年度（以下「災害欠損事業年度」といいます。）終了の日に事業年度又は中間期間が終了するものに限ります。）について記載しますが、その通算法人のその災害欠損事業年度に係る確定申告書又は中間申告書の法定申告期限までにその災害欠損事業年度終了の日に終了する事業年度又は中間期間に係る確定申告書又は中間申告書を提出していない他の通算法人については記載しません。

3　この明細書の「災害のあった法人名」、「災害のあった日」及び「災害の詳細」の各欄は、この明細書を使用して法人税額の還付を請求する通算法人以外の他の通算法人に生じた災害に係る災害損失欠損金額について還付を請求する場合であっても、できる限り記載してください。

なお、「災害の詳細」欄には、その災害の生じた場所、種類（震災、風水害、火災等）など災害の内容を具体的に記載してください。

また、災害の呼称がある場合には、その災害の呼称を記載してください。

4　この明細書の「繰戻しの対象となる欠損事業年度の災害損失欠損金額とされる金額（法人税法第80条第８項）の計算」の各欄は、次により記載してください。

(1)　「災害損失欠損金額（１）」欄には、災害欠損事業年度において生じた災害損失欠損金額（申告書別表七（一）の「繰戻しの対象となる災害損失欠損金額（15の③）」欄に記載した金額）を記載してください。

(2)　「通算対象外欠損金額（２）」欄には、災害欠損事業年度において生じた欠損金額と法第64条の６の規定によりないものとされる金額（申告書別表七の三「通算対象外欠損金額（15）」欄に記載された金額）とのうちいずれか少ない金額を記載してください。

(3)　「通算対象外欠損金額以外の災害損失欠損金額分」の「前２年内事業年度の所得合計額」の各欄は、次により記載してください。

なお、「前２年内事業年度の所得金額（５）」欄から「差引（７）」欄までの各欄及び「前２年内事業年度の所得金額（８）」欄から「差引（10）」欄までの各欄は、通算法人のうちその災害欠損事業年度開始の日前２年以内に開始した事業年度（以下「前２年内事業年度」といいます。）開始の日以後にその通算法人に係る通算親法人との間に通算完全支配関係を有することとなった法人のその通算完全支配関係を有することとなった日の前日以前に終了する事業年度については、記載しません。

また、記載に当たって欄が不足する場合には、適宜別紙に記載して添付し、この「差引合計額（11）」欄にはその別紙の合計額を記載してください。

イ　「前２年内事業年度の所得金額（５）」欄には、前２年内事業年度のうち最も古い事業年度に係る申告書別表一の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された所得金額（その前２年内事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された更正後の所得金額）を記載し、欠損金額の場合には０と記載してください。

ロ　「既に欠損金又は災害損失の繰戻しを行った金額（６）」欄には、上記イの事業年度について、既に欠損金又は災害損失の繰戻しによりその一部の法人税額の還付を受けている場合に、その繰戻しを行った欠損金額又は災害損失欠損金額を記載してください。

ハ　「（８）」欄には、前２年内事業年度のうち上記イの事業年度の次に古い事業年度に係る申告書別表一の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された所得金額（その事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された更正後の所得金額）を記載し、欠損金額の場合には０と

記載してください。

ニ　「既に欠損金又は災害損失の繰戻しを行った金額（９）」欄には、上記ハの事業年度について、既に欠損金又は災害損失の繰戻しによりその一部の法人税額の還付を受けている場合に、その還付所得事業年度（欠損金又は災害損失の繰戻しの対象となる所得金額及び法人税額の生じた事業年度をいいます。）に係る「欠損金の繰戻しによる還付請求書」の「同上のうち還付所得事業年度に繰り戻す欠損金額（２）」欄の金額又は「災害損失の繰戻しによる還付請求書」の「同上のうち還付所得事業年度に繰り戻す災害損失欠損金額（２）」欄の金額を記載してください。

（※）　「繰戻しの対象となる欠損事業年度の災害損失欠損金額とされる金額（15）」欄に記載した金額を、「災害損失の繰戻しによる還付請求書」の「災害損失欠損金額（１）」欄に記載してください。

５　この明細書の「還付所得事業年度に繰り戻す金額の明細書」の各欄は、次により記載してください。

なお、記載に当たって欄が不足する場合には、適宜別紙に記載して添付し、この「（15）のうち前２年以内に開始した還付所得事業年度に繰り戻す金額（16）」欄にはその別紙の合計額を記載してください。

(1)　まず、「繰戻しの対象となる欠損事業年度の災害損失欠損金額とされる金額（15）」欄に記載した金額のうち次に掲げる金額を、それぞれの事業年度の所得金額（その事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された更正後の所得金額）を限度として、それぞれ次に定める欄に記載してください。

イ　上記４(3)イの事業年度に繰戻しをしようとする金額　「（５）の事業年度に繰り戻す災害損失欠損金額（16の①）」欄

ロ　上記４(3)ハの事業年度に繰戻しをしようとする金額　「（８）の事業年度に繰り戻す災害損失欠損金額（16の②）」欄

（※）　「（５）の事業年度に繰り戻す災害損失欠損金額（16の①）」欄に記載した金額又は「（８）の事業年度に繰り戻す災害損失欠損金額（16の②）」欄に記載した金額を、災害損失の繰戻しをしようとする前２年内還付所得事業年度の「災害損失の繰戻しによる還付請求書」の「同上のうち還付所得事業年度に繰り戻す災害損失欠損金額（２）」欄に記載してください。

(2)　「(15) のうち前２年以内に開始した還付所得事業年度に繰り戻す金額 (16)」欄には、上記(1)により「（５）の事業年度に繰り戻す災害損失欠損金額（16の①）」欄に記載した金額及び「（８）の事業年度に繰り戻す災害損失欠損金額（16の②）」欄に記載した金額の合計額を記載してください。

（※）　この明細書を添付して災害損失の繰戻しによる法人税額の還付を請求する通算法人及び他の通算法人は、この明細書の「災害損失の繰戻還付の基礎となった金額（法人税法第80条第13項）とされるため、欠損金の繰越控除及び欠損金の繰戻還付の対象とならない金額の計算」に記載した次に掲げる金額を、それぞれ次に定める別表の欄に記載してください。

①　当該通算法人及び当該他の通算法人の「災害損失の繰戻還付の基礎となった金額とされる金額（1）」欄に記載した金額（当該通算法人及び当該他の通算法人のうちいずれかの法人がこの災害損失の繰戻しによる法人税額の還付請求のほかに欠損金の繰戻しによる法人税額の還付を請求している場合には、「通算法人の繰戻しの対象となる欠損金額とされる金額に関する明細書」の「欠損金額の繰戻還付の基礎となった金額とされる金額（p）」欄に記載した金額との合計額）　当該通算法人及び当該他の通算法人のそれぞれの申告書別表七（一）の「同上のうち」の「青色欠損金」の「欠損金の繰戻し額（４）」欄

②　当該通算法人及び当該他の通算法人の「災害損失の繰戻還付の基礎となった金額のうち通算対象外欠損金額分（e）」欄に記載した金額（当該通算法人及び当該他の通算法人のうちいずれかの法人がこの災害損失の繰戻しによる法人税額の還付請求のほかに欠損金の繰戻しによる法人税額の還付を請求している場合には、「通算法人の繰戻しの対象となる欠損金額とされる金額に関する明細書」の「欠損金の繰戻還付の基礎となった金額のうち通算対象外欠損金額分（g）」欄に記載した金額との合計額）　当該通算法人及び当該他の通算法人のそれぞれの申告書別表七（二）の「当期分」の「通算対象外欠損金額による繰戻し額（３）」欄

③　当該通算法人及び当該他の通算法人の「災害損失の繰戻還付の基礎となった金額のうち通算対象外欠損金額以外の災害損失欠損金額分（k）」欄に記載した金額（当該通算法人及び当該他の通算法人のうちいずれかの法人がこの災害損失の繰戻しによる法人税額の還付請求のほかに欠損金の繰戻しによる法人税額の還付を請求している場合には、「通算法人の繰戻しの対象となる欠損金額とされる金額に関する明細書」の「欠損金の繰戻還付の基礎となった金額のうち通算対象外欠損金額以外の欠損金額分（o）」欄に記載した金額との合計額）　当該通算法人及び当該他の通算法人のそれぞれの申告書別表七（二）の「当期分」の「（３）以外の欠損金による繰戻し額（６）」欄

災害損失の繰戻しによる還付請求書（外国法人用）の記載要領等

1　この還付請求書は、外国法人が法人税法（以下「法」といいます。）第144条の13の規定によって、災害のあった日から同日以後１年を経過する日までの間に終了する各事業年度又は災害のあった日から同日以後６月を経過する日までの間に終了する法第144条の４第１項に規定する期間（当該期間について仮決算の中間申告書を提出する場合の当該期間に限ります。以下「中間期間」といいます。）において生じた災害損失欠損金額を、その災害損失欠損金額に係る事業年度又は中間期間（以下「災害欠損事業年度」といいます。）開始の日前１年（当該災害欠損事業年度に係る確定申告書等が青色申告書である場合には、前２年）以内に開始したいずれかの事業年度に繰り戻し、法人税額の還付を請求する場合に使用します。

なお、この還付請求書には「災害損失欠損金額に関する明細書(外国法人用)(付表)」を添付して提出してください。

2　災害損失の繰戻しによる法人税額の還付は、外国法人が災害損失欠損金額の繰戻しの対象となる所得金額及び法人税額の生じた事業年度（以下「還付所得事業年度」といいます。）から、災害欠損事業年度の前事業年度までの各事業年度について連続して確定申告書を提出している場合に限って請求をすることができます。

3　この還付請求書は、災害欠損事業年度の確定申告書等の提出と同時に（仮決算の中間申告において災害損失の繰戻しによる法人税額の還付を請求する場合には、仮決算の中間申告書の提出期限までに、その仮決算の中間申告書の提出と同時に）納税地の所轄税務署長に提出してください。

なお、この災害欠損事業年度の確定申告書等はその提出期限までに提出する必要がありますが、やむを得ない事情によってその提出期限までに提出することができなかったものと税務署長が認めた場合には、期限後提出のものでも有効に取り扱われることになっていますので、このような場合には、その事情の詳細を記載した書類を添付してこの還付請求書を提出してください。

また、２以上の還付所得事業年度の所得に対する法人税額について還付を請求する場合には、その還付所得事業年度ごとに、還付請求書を別葉にしてください。

4　この還付請求書の各欄は、次により記載します。

(1)「災害欠損事業年度」には、この還付請求が仮決算の中間申告によるものである場合は、その仮決算の中間申告に係る中間期間を記載してください。

また、この還付請求が確定申告又は仮決算の中間申告のいずれによるものであるかの区分に応じて、該当する番号を記載してください。

(2)「災害の詳細」欄には、その災害の生じた場所、種類（震災、風水害、火災等）など災害の内容を具体的に記載してください。

なお、災害の呼称がある場合は、その災害の呼称を記載してください。

(3)　「請求金額」の各欄

イ　「法第144条の13第１項第１号」欄には、法第141条第１号イに掲げる国内源泉所得に係る災害損失欠損金額をその災害欠損事業年度開始の日前１年（当該災害欠損事業年度に係る確定申告書等が青色申告書である場合には、前２年）以内に開始したいずれかの事業年度に繰り戻し、法人税額の還付を請求する場合に記載してください。

ロ　「法第144条の13第１項第２号又は第２項」欄には、法第141条第１号ロ又は同条第２号に掲げる国内源泉所得に係る災害損失欠損金額をその災害欠損事業年度開始の日前１年（当該災害欠損事業年度に係る確定申告書等が青色申告書である場合には、前２年）以内に開始したいずれかの事業年度に繰り戻し、法人税額の還付を請求する場合に記載してください。

(4)　「災害欠損事業年度の災害損失欠損金額」の各欄

イ　「災害損失欠損金額(１)」欄には、「災害損失欠損金額に関する明細書(外国法人用)(付表)」の「(１)」の欄に記載した金額を記載してください。

ロ　「同上のうち還付所得事業年度に繰り戻す災害損失欠損金額(２)」欄には、災害欠損事業年度の災害損失欠損金額のうち還付所得事業年度に繰戻しをしようとする金額を記載してください。

（注）　「（１）」欄の金額は、この還付請求書に記載した還付所得事業年度以外の還付所得事業年度について災害損失の繰戻しによる法人税額の還付を請求する場合には、その還付所得事業年度に係るこの還付請求書の「（２）」欄に記載した金額を控除した金額となります。なお、「（２）」欄の金額は、この還付請求書を提出する日までに確定した「差引所得金額（５）」欄の金額が限度となりますからご注意ください。

(5)　「還付所得事業年度の所得金額」の各欄

イ　「所得金額(３)」欄には、還付所得事業年度の所得金額（申告書別表一の二の「所得金額又は欠損金額」欄

に記載された所得金額）を記載しますが、その事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された更正後の所得金額を記載してください。

ロ　「既に災害損失又は欠損金の繰戻しを行った金額（４）」欄には、還付所得事業年度について、既に災害損失又は欠損金の繰戻しによりその一部の法人税額の還付を受けている場合に、その還付所得事業年度に係るこの還付請求書の「（２）」欄の金額又は「欠損金の繰戻しによる還付請求書（外国法人用）」の「同上のうち還付所得事業年度に繰り戻す欠損金額（２）」欄の金額を記載してください。

(6)　「還付所得事業年度の法人税額」の各欄

イ　「納付の確定した法人税額（６）」欄には、還付所得事業年度の申告書別表一の二の「差引所得に対する法人税額」欄の金額を記載しますが、その事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「差引所得に対する法人税額等」欄に記載された更正後の法人税額を記載してください。

ロ　「所得税額控除（７）」欄及び「外国税額控除（８）」欄には、還付所得事業年度において法人税額から控除した所得税額（復興特別所得税の額を含みます。以下同じです。）及び外国税額を記載してください。

なお、還付所得事業年度において法人税額から控除できないため還付を請求した所得税額等については、これに含まれないことになりますからご注意ください。

ハ　「使途秘匿金額に対する税額（９）」欄には、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第62条第１項の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。

ニ　「課税土地譲渡利益金額に対する税額(10)」欄には、措置法第３章第５節の２の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。

ホ　「リース特別控除取戻税額(11)」欄には、還付所得事業年度の申告書別表一の二「リース特別控除取戻税額」欄の金額を記載してください。

ヘ　「既に災害損失又は欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額(13)」欄には、還付所得事業年度について、既に災害損失又は欠損金の繰戻しにより、その一部の法人税額の還付を受けている場合に、その還付を受けた法人税額（還付加算金は含みません。）を記載してください。

(7)　「還付金額(15)」欄には、　$(14)\times\frac{(2)}{(5)}$　の算式によって計算した金額（１円未満の端数が生じた場合は切り捨てます。）を記載してください。

(8)　「請求期限」欄には、仮決算の中間申告において災害損失の繰戻しによる法人税額の還付を請求する場合において、その仮決算の中間申告書の提出期限を記載してください。

（注）　各事業年度において還付を請求する場合には、この欄の記載は不要です。

(9)　「還付を受けようとする金融機関等」欄には、還付金の支払を受ける場合に、取引銀行等の預金口座への振込みを希望されるときは、その取引銀行等の名称等、預金の種類及びその口座番号を記載してください。ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望されるときは、その貯金口座の記号番号を記載してください。また、ゆうちょ銀行又は郵便局窓口での受取りを希望される場合には、支払を受けるのに便利な郵便局名等を記載してください。

(10)　「税理士署名」欄は、この還付請求書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。

５　留意事項

(1)　法人課税信託の名称の併記

法第２条第29号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。なお、受託者が個人である場合には、「代表者氏名」を「氏名」と読み替えて記載してください。

(2)　地方法人税の額の還付

地方法人税については、税務署長が法人税を還付する場合に、地方法人税の額でその還付の時において確定しているものがあるときは、法人税の還付金の額に100分の10.3を乗じて計算した金額に相当する金額を併せて還付することとされていますので、特段の手続は不要です（地方法人税法第23条第１項）。

(3)　防衛特別法人税の額の還付

防衛特別法人税については、税務署長が法人税を還付する場合に、防衛特別法人税の額でその還付の時において確定しているものがあるときは、法人税の還付金の額に100分の４を乗じて計算した金額に課税事業年度の課税標準法人税額を乗じてこれを当該課税事業年度の基準法人税額で除して計算した金額に相当する金額を併せて還付することとされていますので、特段の手続は不要です（我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法第33条第１項）。

お問い合わせ番号	

税務署長

様

災害損失の繰戻しによる還付請求（の一部）に理由がない旨の通知書

貴法人から　　付でされた（災害欠損事業年度）自　　至　　（還付所得事業年度）自　　至　　についての災害損失の繰戻しによる還付請求については、調査した結果、下記理由により請求（の一部）に理由がないと認められるので通知します。

記

（理由）

この通知に係る処分は、　　の職員の調査に基づいて行いました。

不服申立て等について

【不服申立てについて】

○　この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して３月以内に税務署長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

○　再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して１月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

○　審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。

○　取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者　法務大臣）となります。

○　取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過したときは、提起することができません。

○　取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。

(1) 審査請求がされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

(2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。

(3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

不服申立て等について

【不服申立てについて】

○　この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して３月以内に国税局長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

○　再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して１月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

○　審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。

○　取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者　法務大臣）となります。

○　取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過したときは、提起することができません。

○　取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。

(1) 審査請求がされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

(2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。

(3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

災害損失の繰戻しによる還付請求（の一部）に理由がない旨の通知書

1　使用目的

「災害損失の繰戻しによる還付請求（の一部）に理由がない旨の通知書」は、災害損失の繰戻しによる還付請求が確定申告書又は仮決算の中間申告書の提出と同時にされたものでない場合及び還付請求があった法人税の全額、又は一部について還付を要しないもので、その請求の理由がなく、還付を要しない場合に使用する。

2　記載要領

項　　目	内　　容
本　　文	「……（の一部）……」の括弧書の箇所については、還付請求があった法人税の全部についての理由がなく、還付しないときは、これを抹消する。
理　　由	その処分の理由を簡潔かつ具体的に、例えば、「当該事業年度の欠損金額××××円が××××円に更正されたことによる。」とか、「……当該事業年度の欠損金額×××円が所得金額×××円に更正されたことによる。」、「還付請求書が確定申告書の提出と同時に提出されなかったことによる。」等のように記入する。
調査担当者	「この通知に係る処分は、　　の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。
教　　示	処分の内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。）。 (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「･･･２月以内に　　税務署長に対して･･･」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「･･･（提出先は　　国税不服審判所首席国税審判官）･･･」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「･･･２月以内に　　国税局長に対して･･･」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「･･･（提出先は　　国税不服審判所首席国税審判官）･･･」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3　留意事項

○　法人課税信託の名称の併記

法人税法第２条第29号の２に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等に、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

様式ID	NTA1VHX564010020

★

仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う 法人税額 地方法人税額 防衛特別法人税額 の還付請求書

年　月　日　提出

提出先		F01	税務署長	法人番号		F02	
納税地	郵便番号	F05	—	代表者	郵便番号	F36	—
	所在地	F06			住所	H08	
	電話番号	F07	— —		フリガナ（代表者氏名）	H06	
フリガナ（法人名）		F03			代表者氏名	H07	
法人名		F04					

（法人税法第135条第４項／地方法人税法第29条第４項／防衛財源確保法第39条第４項）の規定に基づき、下記のとおり（仮装経理法人税額／仮装経理地方法人税額／仮装経理防衛特別法人税額）の還付を請求します。

記

仮装経理法人税額

仮装経理に基づく過大申告の更正の対象事業年度		元号	年	月	日
	自				
	至				

還付を受けようとする税額の計算	区分		請求金額	※ 金額
	仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う法人税の減少額	1		
	還付法人税額	2		
	繰越控除された法人税額	3		
	仮装経理法人税額（１－２－３）	4		

仮装経理地方法人税額

仮装経理に基づく過大申告の更正の対象課税事業年度		元号	年	月	日
	自				
	至				

還付を受けようとする税額の計算	区分		請求金額	※ 金額
	仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う地方法人税の減少額	5		
	還付地方法人税額	6		
	繰越控除された地方法人税額	7		
	仮装経理地方法人税額（５－６－７）	8		

仮装経理防衛特別法人税額

仮装経理に基づく過大申告の更正の対象課税事業年度		元号	年	月	日
	自				
	至				

還付を受けようとする税額の計算	区分		請求金額	※ 金額
	仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う防衛特別法人税の減少額	9		
	還付防衛特別法人税額	10		
	繰越控除された防衛特別法人税額	11		
	仮装経理防衛特別法人税額（９－10－11）	12		

様式ID	NTA0VHX564020020

仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う 法人税額 / 地方法人税額 / 防衛特別法人税額 の還付請求書（次葉）

更生手続開始決定等の事実の生じた日	元号	年	月	日	
生じた事実の詳細					
その他参考となるべき事項					

還付を受けようとする金融機関等	ゆうちょ以外	金融機関名		
		金融機関区分		1:銀行 2:金庫 3:組合 4:農協 5:漁協
		支店名		
		本支店区分		1:本店 2:支店 3:本所 4:支所 5:出張所
		預金種類		1:普通 2:当座 3:納税準備 4:通知 5:別段 6:貯蓄 9:その他
		口座番号		
	ゆうちょ	郵便局名（窓口受取）		郵便局
		記号番号		

税理士署名	R01		電話番号（税理士）	R02	—	—

税務署整理欄	通信日付印の年月日		（西暦）年	月	日	備考	
		F12					

仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額／地方法人税額／防衛特別法人税額の還付請求書の記載要領等

1　この請求書は、次に掲げる事実が生じた場合において、法人税法（以下「法」といいます。）第135条第４項、地方法人税法第29条第４項又は我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下「防衛財源確保法」といいます。）第39条第４項の規定によって仮装経理法人税額、仮装経理地方法人税額又は仮装経理防衛特別法人税額の還付を請求する場合に使用してください。

(1)　更生手続開始の決定があったこと。

(2)　再生手続開始の決定があったこと。

(3)　特別清算開始の決定があったこと。

(4)　法人税法施行令第24条の２第１項に規定する事実

(5)　法令の規定による整理手続によらない負債の整理に関する計画の決定又は契約の締結で、第三者が関与する協議によるものとして法人税法施行規則第60条の２第１項又は地方法人税法施行規則第８条第１項で定めるものがあったこと（(4)に掲げるものを除きます。）。

2　この請求書は、上記１の事実が生じた日以後１年以内に、納税地の所轄税務署長に提出してください。この場合、仮装経理に基づく過大申告の場合の更正の対象事業年度が２以上ある場合には別葉に作成して提出してください。

3　この請求書の各欄は、次により記載します。

(1)　「還付を受けようとする税額の計算（仮装経理法人税額）」の各欄

イ　「仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う法人税の減少額１」欄には、法人税額等の更正通知書及び加算税の賦課決定通知書の「差引納付すべき又は減少（－印）する法人税額」欄の「差引減少（－印）する法人税額」を－（マイナス）印を付さずに記載します。

ロ　「還付法人税額２」欄には、法第135条第２項、第３項又は第７項の規定により還付されるべきこととなった金額を記載します。

ハ　「繰越控除された法人税額３」欄には、法第70条規定により控除された金額を記載します。

(2)　「還付を受けようとする税額の計算（仮装経理地方法人税額）」の各欄

イ　「仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う地方法人税の減少額５」欄には、地方法人税額等の更正通知書及び加算税の賦課決定通知書の「差引納付すべき又は減少（－印）する地方法人税額」欄の「差引減少（－印）する地方法人税額」を－（マイナス）印を付さずに記載します。

ロ　「還付地方法人税額６」欄には、地方法人税法第29条第２項、第３項又は第７項の規定により還付されるべきこととなった金額を記載します。

ハ　「繰越控除された地方法人税額７」欄には、地方法人税法第13条の規定により控除された金額を記載します。

(3)　「還付を受けようとする税額の計算（仮装経理防衛特別法人税額）」の各欄

イ　「仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う防衛特別法人税の減少額９」欄には、防衛特別法人税額等の更正通知書及び加算税の賦課決定通知書の「差引納付すべき又は減少（－印）する防衛特別法人税額」欄の「差引減少（－印）する防衛特別法人税額」を－（マイナス）印を付さずに記載します。

ロ　「還付防衛特別法人税額10」欄には、防衛財源確保法第39条第２項、第３項又は第７項の規定により還付されるべきこととなった金額を記載します。

ハ　「繰越控除された防衛特別法人税額11」欄には、防衛財源確保法第19条の規定により控除された金額を記載します。

(4)　「還付を受けようとする金融機関等」欄には、還付金の支払を受ける場合に、取引銀行等の預金口座への振込みを希望されるときは、その取引銀行等の名称等、預金の種類及びその口座番号を記載してください。ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望されるときは、その貯金口座の記号番号を記載してください。また、ゆうちょ銀行又は郵便局窓口での受取を希望される場合には、支払を受けるのに便利な郵便局名等を記載してください。

(5)　「税理士署名」欄は、この請求書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。

4　留意事項

○　法人課税信託の名称の併記

法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

お問い合わせ番号	

税務署長

様

法　人　税　額
仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う 地 方 法 人 税 額 の
防衛特別法人税
還付請求（の一部）に理由がない旨の通知書

貴法人から　　付でされた　自 / 至　　についての仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う　法　人　税　額 / 地 方 法 人 税 額 / 防衛特別法人税額　の還付請求については、調査した結果、下記理由により請求（の一部）に理由がないと認められるので通知します。

記

（理由）

この通知に係る処分は、　　の職員の調査に基づいて行いました。

不服申立て等について

【不服申立てについて】

○　この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して３月以内に税務署長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

○　再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して１月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

○　審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。

○　取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者　法務大臣）となります。

○　取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過したときは、提起することができません。

○　取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。

○　取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。

(1) 審査請求がされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

(2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。

(3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

不服申立て等について

【不服申立てについて】

○　この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して３月以内に国税局長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

○　再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して１月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

○　審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。

○　取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者　法務大臣）となります。

○　取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過したときは、提起することができません。

○　取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。

○　取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。

(1) 審査請求がされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

(2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。

(3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う 法人税額 / 地方法人税額 / 防衛特別法人税額 の還付請求（の一部）に理由がない旨の通知書

1　使用目的

「仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う 法人税額 / 地方法人税額 / 防衛特別法人税額 の還付請求（の一部）に理由がない旨の通知書」

は、仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額、地方法人税額又は防衛特別法人税額の還付請求が期限後の請求である場合及び還付請求があった法人税額、地方法人税額又は防衛特別法人税額の全部又は一部について還付を要しないもので、その請求の理由がなく、還付を要しない場合に使用する。

2　記載要領

項　　目	内　　容
本　　文	「法人税額 / 地方法人税額 / 防衛特別法人税額」の箇所については、対象となる還付請求が法人税額、地方法人税額又は防衛特別法人税額のいずれか一つ又は二つにのみ係るものである場合に、該当しない文字を抹消する。 「……（の一部）……」の括弧書きの箇所については、還付請求があった法人税額、地方法人税額及び防衛特別法人税額（対象となる還付請求が法人税額、地方法人税額又は防衛特別法人税額のいずれか一つ又は二つにのみ係るものである場合は、該当する税額）の全部についての理由がなく、還付しないときは、これを抹消する。
理　　由	その処分の理由を簡潔かつ具体的に、例えば、「還付請求書がその提出期限　（×月×日）までに提出されなかったことによる。」等のように記入する。
調査担当者	「この通知に係る処分は、　　の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。
教　　示	処分の内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。）。 (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「･･･３月以内に　　税務署長に対して･･･」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「･･･（提出先は　　国税不服審判所首席国税審判官）･･･」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「･･･３月以内に　　国税局長に対して･･･」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「･･･（提出先は　　国税不服審判所首席国税審判官）･･･」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3　留意事項

○　法人課税信託の名称の併記

法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等に、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間延長承認申請書の記載要領等

1　この申請書は、法人が租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第65条の８の規定により特定の資産の買換えの場合における特別勘定を設けた場合において、その特定の資産を譲渡した日を含む事業年度の翌事業年度開始の日から１年以内に買換資産を取得することがやむを得ない事情によって困難なため、その期間の延長を申請する場合に、必要事項を記載して提出してください。

2　この申請書は、譲渡事業年度終了の日の翌日から２月以内に提出する必要があります。

なお、措置法第65条の８第１項の括弧書の規定に基づく特別勘定の設定期間の延長申請をしないで特別勘定を設けている場合において、譲渡事業年度の翌事業年度開始の日から２月を経過した日以後にやむを得ない事情が生じたため、１年以内に買換資産を取得することが困難であることとなった場合には、当該事情が生じた日から２月以内に限ってこの申請をすることができます。

3　この申請書は、納税地を所轄する税務署長に、その特別勘定の設定の基礎となった措置法第65条の７第１項の表の各号の上欄に掲げる譲渡資産の区分ごとに別葉とし、提出してください。

4　申請書の各欄は、次により記載しますが、記載に当たって欄が不足する場合は、適宜別紙に記載して添付してください。

(1)　「申請時の措置法第65条の８第４項第１号に規定する特別勘定の金額」欄には、この申請書を提出する日現在における特定資産買換特別勘定の金額（譲渡事業年度の前事業年度までに設けた特別勘定がある場合には、この金額を除きます。）を記載しますが、特別勘定設定後益金の額に算入されるべき金額があるにもかかわらず特別勘定の取崩しを行っていない場合には、当該金額を控除した残額を記載することに注意してください。

(2)　「取得しようとする買換資産の内容」欄の各欄

イ　「種類」欄には、取得予定資産の種類（土地、建物、構築物、機械及び装置の別）を記載してください。

ロ　「構造」欄には、建物、構築物等の構造を記載してください。

ハ　「規模」欄には、取得予定資産の面積、重量、能力等の大きさを記載してください。

ニ　「所在地」欄には、取得予定資産が土地の場合には、その所在地を記載し、取得予定資産が土地以外の資産の場合には、将来その資産が所在することとなる予定地を記載してください。

(3)　「設定期間の延長を必要とする理由」欄には、設定期間の延長を必要とするやむを得ない事情を詳細に記載してください。

(4)　「税理士署名」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。

5　留意事項

○　法人課税信託の名称の併記

法人税法第２条第29号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

お問い合わせ番号	

税務署長

様

特定の資産の買換えの場合における
特別勘定の設定期間延長認定通知書

貴法人から　　付で申請があった特定の資産の買換えの場合における租税特別措置法第65条の７第１項の表の第　号に該当する特別勘定の設定期間の延長については、下記のとおり認定したので通知します。

記

取得しようとする買換資産の内容	買換資産を取得することができると認められる日
（処分の理由）	

この通知に係る処分は、　　の職員の調査に基づいて行いました。

不服申立て等について

【不服申立てについて】

○　この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して３月以内に税務署長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

○　再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して１月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

○　審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。

○　取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者　法務大臣）となります。

○　取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過したときは、提起することができません。

○　取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。

○　取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。

(1) 審査請求がされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

(2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。

(3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

不服申立て等について

【不服申立てについて】

○　この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して３月以内に国税局長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

○　再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して１月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

○　審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。

○　取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者　法務大臣）となります。

○　取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過したときは、提起することができません。

○　取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。

○　取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。

(1) 審査請求がされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

(2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。

(3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間延長認定通知書

1　使用目的

「特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間延長認定通知書」は、特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間の延長申請について、買換資産の取得をすることができる日の認定を行う場合に使用する。

2　記載要領

項　　目	内　　容
取得しようとする買換資産の内容	買換資産の種類、構造、規模等について記入する。
処分の理由	申請に係る事項の全部について申請のとおりに認定する場合には「（処分の理由）」の字句を抹消する。申請と異なる認定をする場合にはその異なることとなった理由を記入する。
調査担当者	「この通知に係る処分は、　　の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。
教　　示	処分の内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。）。 (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「･･･３月以内に　　税務署長に対して･･･」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「･･･（提出先は　　国税不服審判所首席国税審判官）･･･」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「･･･３月以内に　　国税局長に対して･･･」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「･･･（提出先は　　国税不服審判所首席国税審判官）･･･」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3　留意事項

○　法人課税信託の名称の併記

法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等に、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

特定の資産の買換えの場合における特別勘定の
特定非常災害による設定期間延長承認申請書

※整理番号	

税務署受付印

令和　　年　　月　　日

税務署長殿

納税地	〒 電話(　　)　　－
(フリガナ) 法人名等	
法人番号	
(フリガナ) 代表者氏名	
代表者住所	〒
事業種目	業

租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第65条の８第１項の規定による特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間を下記により延長したいので申請します。

記

申請時の措置法第65条の８第４項第１号に規定する特別勘定の金額	円

買換対象資産の内容				
	種類			
	構造			
	規模			
	価額	円	円	円
	所在地			
買換対象資産の取得予定年月日		・　・	・　・	・　・
認定を受けようとする年月日		・　・	・　・	・　・

(設定期間の延長を必要とする理由)

(その他参考となるべき事項)

税理士署名	

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		番号		整理簿		備考		通信日付印	年月日	確認	

特定の資産の買換えの場合における特別勘定の特定非常災害による設定期間延長承認申請書の記載要領等

1　この申請書は、法人が租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第65条の８の規定により特定の資産の買換えの場合における特別勘定を設けた場合において、同条第19項の特定非常災害として指定された非常災害（以下「特定非常災害」といいます。）に基因するやむを得ない事情により同条第７項に規定する取得指定期間（以下「取得指定期間」といいます。）内に買換資産を取得することが困難なため、その期間の延長を申請する場合に、必要事項を記載して提出してください。

2　この申請書は、取得指定期間の末日までに提出する必要があります。

3　この申請書は、納税地を所轄する税務署長に、その特別勘定の設定の基礎となった措置法第65条の７第１項の表の各号の上欄に掲げる譲渡資産の区分ごとに別葉として、提出してください。

4　申請書の各欄は、次により記載しますが、記載に当たって欄が不足する場合は、適宜別紙に記載して添付してください。

(1)「申請時の措置法第65条の８第４項第１号に規定する特別勘定の金額」欄には、この申請書を提出する日現在における特定資産買換特別勘定の金額（譲渡事業年度の前事業年度までに設けた特別勘定がある場合には、その金額を除きます。）を記載しますが、特別勘定設定後益金の額に算入されるべき金額があるにもかかわらず特別勘定の取崩しを行っていない場合には、その金額を控除した残額を記載することに注意してください。

(2)「買換対象資産の内容」欄の各欄

イ　「種類」欄には、買換対象資産の種類（土地、建物、構築物、機械及び装置の別）を記載してください。

ロ　「構造」欄には、建物、構築物等の構造を記載してください。

ハ　「規模」欄には、買換対象資産の面積、重量、能力等の大きさを記載してください。

ニ　「所在地」欄には、買換対象資産が土地の場合には、その所在地を記載し、取得予定資産が土地以外の資産の場合には、将来その資産が所在することとなる予定地を記載してください。

(3)「設定期間の延長を必要とする理由」欄には、設定期間の延長を必要とする特定非常災害に基因するやむを得ない事情を詳細に記載してください。

(4)「税理士署名」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。

(5)「※」欄は、記載しないでください。

5　留意事項

○　法人課税信託の名称の併記

法人税法第２条第29号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

お問い合わせ番号	

税務署長

様

特定の資産の買換えの場合における特別勘定の
特定非常災害による設定期間延長承認通知書

貴法人から　　付で申請があった特定の資産の買換えの場合における租税特別措置法第65条の７第１項の表の第　号に該当する特別勘定の特定非常災害による設定期間の延長については、下記のとおり承認したので通知します。

記

買換対象資産の内容	買換対象資産を取得することができる日として認定した日
（処分の理由）	

この通知に係る処分は、　　の職員の調査に基づいて行いました。

不服申立て等について

【不服申立てについて】

○　この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して３月以内に税務署長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

○　再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して１月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

○　審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。

○　取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者　法務大臣）となります。

○　取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過したときは、提起することができません。

○　取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。

○　取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。

(1) 審査請求がされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

(2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。

(3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

不服申立て等について

【不服申立てについて】

○　この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して３月以内に国税局長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

○　再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して１月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

○　審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。

○　取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者　法務大臣）となります。

○　取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過したときは、提起することができません。

○　取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。

○　取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。

(1) 審査請求がされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

(2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。

(3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

特定の資産の買換えの場合における特別勘定の特定非常災害による設定期間延長承認通知書

1　使用目的

「特定の資産の買換えの場合における特別勘定の特定非常災害による設定期間延長承認通知書」は、特定の資産の買換えの場合における特別勘定の特定非常災害による設定期間の延長申請について、買換資産の取得をすることができる日の承認を行う場合に使用する。

2　記載要領

項　　目	内　　容
買換対象資産の内容	買換対象資産の種類、構造、規模等について記入する。
処分の理由	申請に係る事項の全部について申請のとおりに承認する場合には「（処分の理由）」の字句を抹消する。申請と異なる承認をする場合にはその異なることとなった理由を記入する。
調査担当者	「この通知に係る処分は、　　の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。
教　　示	処分の内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。）。 (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「･･･３月以内に　　税務署長に対して･･･」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「･･･（提出先は　　国税不服審判所首席国税審判官）･･･」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「･･･３月以内に　　国税局長に対して･･･」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「･･･（提出先は　　国税不服審判所首席国税審判官）･･･」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3　留意事項

○　法人課税信託の名称の併記

法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等に、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

特別償却の付表の記載の仕方

1　この付表は、法人が措置法又は震災特例法の特別償却制度又は割増償却制度に係る規定の適用を受ける場合（これらの規定の適用を受けることに代えて措置法第52条の３《準備金方式による特別償却》の特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）に、対象資産の特別償却限度額又は割増償却限度額の計算に関し参考となるべき事項を記載し、該当の別表十六に添付して提出してください。

また、措置法第42条の12の７第８項《特定生産性向上設備等を取得した場合の特別償却》に規定する法人が同条第１項の規定の適用を受ける場合（同項の規定の適用を受けることに代えて措置法第52条の３の特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）には、措置法第42条の12の７第２項の規定の適用を受ける場合と同様に別表六(七)の各欄を記載したものをこの付表に添付して提出してください。

2　「該当条項１」は、対象資産が措置法又は震災特例法の特別償却制度又は割増償却制度に係る規定のうちいずれの規定の適用を受けるものであるかの区分に応じ、中段の措置法又は震災特例法のいずれかを〇で囲むとともに、下段の（　）内に該当条項号等を記載します。

なお、税制改正前の措置法又は震災特例法の規定を受ける場合には、中段の（　　）内に該当改正年を末尾に旧を付した上で記載します（例：令８旧）。

また、その適用を受ける措置法又は震災特例法の特別償却又は割増償却の名称を上段の（　）内に記載します。

3　「事業の種類２」には、対象資産を事業の用に供する場合のその供される事業（対象資産が繰延資産である場合にあっては、その支出する費用の対象事業）の種類を記載します。

4　「資産の種類３」には、減価償却資産にあっては令第13条《減価償却資産の範囲》の規定に基づき対象資産の種類（建物、建物附属設備、構築物、機械及び装置、船舶、航空機、車両及び運搬具、工具、器具及び備品、無形固定資産並びに生物）を、繰延資産にあっては繰延資産と記載します。

また、その対象資産が機械及び装置である場合には、（　）内に耐用年数省令別表第二《機械及び装置の耐用年数表》の該当の番号を記載します。

ただし、その機械及び装置について、法人が措置法第43条の２第１項《被災代替資産等の特別償却》の規定の適用を受ける場合(同項の規定の適用を受けることに代えて措置法第52条の３の特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。５において「被災代替資産等の特別償却の適用を受ける場合」といいます。）には、（　）内に昭和45年５月25日付直法４－25ほか１課共同「耐用年数の適用等に関する取扱通達」付表10（５において「耐用年数通達付表10」といいます。）の該当の番号を記載します。

5　「構造、用途、設備の種類又は区分４」には、その対象資産が次のいずれに該当するかに応じ、それぞれ次の事項を記載します。

⑴　耐用年数省令別表第一《機械及び装置以外の有形減価償却資産の耐用年数表》に掲げる資産…その資産について同表に定める構造又は用途

⑵　耐用年数省令別表第二に掲げる資産…その資産について同表に定める設備の種類（被災代替資産等の特別償却の適用を受ける場合には、その資産について耐用年数通達付表10に定める設備の種類）

⑶　耐用年数省令別表第三《無形減価償却資産の耐用年数表》及び別表第四《生物の耐用年数表》に掲げる資産…その資産についてこれらの表に定める種類

⑷　耐用年数省令別表第五《公害防止用減価償却資産の耐用年数表》及び別表第六《開発研究用減価償却資産の耐用年数表》に掲げる資産…その資産について公害防止用減価償却資産及び開発研究用減価償却資産の別

⑸　その他の資産…その資産について区分がある場合には、その区分

6　「細目５」には、その対象資産について耐用年数省令別表に細目が定められている場合に、その細目を記載します。

7　「取得価額又は支出金額８」には、その減価償却資産の取得価額又は繰延資産の支出金額を記載します。

ただし、その対象資産につき法第42条から第49条まで《圧縮記帳》の規定の適用を受ける場合において、圧縮記帳による圧縮額を積立金として積み立てる方法により経理しているときは、その積立額（積立限度超過額を除きます。）を取得

価額から控除した金額を記載します。なお、適用を受けようとする制度によっては、取得価額要件を満たすものである必要があります。

8　「対象となる取得価額又は支出金額９」には、次のいずれの場合に該当するかに応じ、それぞれ次の金額を記載します。

⑴　⑵から⑷までの場合以外の場合…「８」に記載した金額

⑵　基準取得価額が定められている場合…基準取得価額

⑶　対象となる取得価額又は支出金額の合計額に上限額が定められている場合で、その上限額を超えるとき…「８」×取得価額又は支出金額の合計額の上限額／「資産の取得価額等の合計額14」

⑷　建物、建物附属設備その他の減価償却資産について特別償却又は割増償却の適用を受ける場合で、対象資産とならない部分があるとき…その取得価額のうち対象資産となる部分に対応する取得価額

9　「普通償却限度額10」には、即時償却又は割増償却の適用を受ける場合にその対象資産につき「９」に係る普通償却限度額を記載します。

10　「特別償却率又は割増償却率11」の分子の空欄には、適用を受けようとする措置法又は震災特例法の特別償却制度又は割増償却制度に係る規定に定められた特別償却率又は割増償却率に対応する数値を記載します。

即時償却の適用を受ける場合には、記載を要しません。

11　「特別償却限度額又は割増償却限度額12」には、即時償却の適用を受ける場合には「(9)－⑽」の算式によって求めた金額を、特別償却の適用を受ける場合には「(9)×⑾」の算式によって求めた金額を、割増償却の適用を受ける場合には「⑽×⑾」の算式によって求めた金額を記載します。

12　「償却・準備金方式の区分13」は、その対象資産につき直接に特別償却若しくは割増償却を行うか、又は特別償却若しくは割増償却に代えて特別償却限度額若しくは割増償却限度額以下の金額を特別償却準備金として積み立てるかの区分に応じ、該当するものを〇で囲みます。

13　「資産の取得価額等の合計額14」には、当期における対象資産の取得価額若しくは支出金額の合計額が一定額以上である必要があるもの又は対象資産の取得価額若しくは支出金額の合計額が一定額以上である場合にその一部のみが対象となるものについて、対象資産ごとの取得価額の合計額を記載します。

14　「区域の名称等15」には、「１」に記載した適用条項等に応じ、対象資産を事業の用に供した区域の名称、対象資産の設備の区分等を記載します。

15　「認定等年月日16」には、「１」に記載した適用条項等に応じ、認定年月日、指定年月日、確認年月日等を記載し、(　)内に認定、指定、確認等の区分を記載します。なお、これらに変更等があった場合には、その年月日及び区分についても記載します。

この欄の記載に当たっては、上欄から順に使用し、書ききれない場合には、「その他参考となる事項17」に記載してください。

16　「その他参考となる事項17」には、適用を受けようとする措置法又は震災特例法の特別償却制度又は割増償却制度に係る規定に定められた適用要件を満たす旨等参考となる事項を記載します。なお、青色申告書を提出する法人が措置法第42条の12の７第１項の規定の適用を受ける場合（同項の規定の適用を受けることに代えて措置法第52条の３の特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）には、次に掲げる場合のいずれかに該当するときに「措置法第42条の12の７第１項の適用可」と記載します。

⑴　別表六(七)「９」若しくは「10」の要件及び同表「13」若しくは「14」の要件のいずれにも該当し、又は同表「18」の要件に該当する場合

⑵　措置法第42条の４第19項第７号《試験研究を行った場合の法人税額の特別控除》に規定する中小企業者（同項第８号に規定する適用除外事業者又は同項第８号の２に規定する通算適用除外事業者に該当するものを除きます。）又は同項第９号に規定する農業協同組合等に該当する場合

17　「中小企業者の判定」の各欄は、その特別償却又は割増償却の適用を受ける法人（以下17において「判定法人」といいます。）が中小企業者（措置法第42条の４第19項第７号又は第42条の６第１項《中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却》に規定する中小企業者をいいます。以下17において同じです。）であることを要する等の場合に、その対象資産の取得等をした日及びその対象資産を事業の用に供した日の現況によりその判定法人の状況を記載するほか、次によります。なお、発行済株式又は出資（その有する自己の株式又は出資を除きます。）の総数又は総額の２分の１を超える数

又は金額の株式又は出資が農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法第10条《農地法の特例》の承認会社の所有に属している農地法第２条第３項《定義》に規定する農地所有適格法人（以下17において「除外対象法人」といいます。）が措置法第42条の６第１項又は第42条の12の４第１項《中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却》の規定の適用を受ける場合（これらの規定の適用を受けることに代えて措置法第52条の３の特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）におけるこれらの規定の中小企業者の判定においては、「大規模法人の保有する株式数等の計25」及び「保有割合26」の各欄の記載は要しません。

⑴　「保有割合24」が50％以上又は「保有割合26」が３分の２（66.666…％）以上となる場合（その判定法人が通算法人である場合にあっては、他の通算法人(注)のうちいずれかの法人が次に掲げる法人に該当する場合を含みます。）に該当する法人（判定法人が措置法第42条の６第１項又は第42条の12の４第１項の規定の適用を受ける場合におけるこれらの規定の適用に当たっては除外対象法人を除きます。）は、中小企業者以外の法人として取り扱われますので注意してください。

イ　資本金の額又は出資金の額が１億円を超える法人

ロ　資本又は出資を有しない法人のうち、常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人

ハ　「保有割合24」が50％以上又は「保有割合26」が３分の２（66.666…％）以上となる法人（判定法人が措置法第42条の６第１項又は第42条の12の４第１項の規定の適用を受ける場合におけるこれらの規定の適用に当たっては除外対象法人を除きます。）

(注)　その判定法人が対象資産の取得等をした日（対象資産を事業の用に供した日の現況により判定する場合には、同日）及びその判定法人の適用事業年度終了の日のいずれにおいてもその判定法人との間に通算完全支配関係がある法人に限ります。

⑵　「大規模法人の保有する株式数等の明細27～33」の各欄は、その判定法人の株主等のうち大規模法人(注)について、その所有する株式数又は出資金の額の最も多いものから順次記載します。

(注)　大規模法人とは、次のイからハまでの法人をいい、中小企業投資育成株式会社を除きます。

イ　資本金の額又は出資金の額が１億円を超える法人

ロ　資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人

ハ　次の(ｲ)又は(ﾛ)の法人

(ｲ)　大法人（次に掲げる法人をいいます。以下ハにおいて同じです。）との間にその大法人による完全支配関係がある普通法人

A　資本金の額又は出資金の額が５億円以上である法人

B　相互会社及び外国相互会社のうち、常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人

C　受託法人

(ﾛ)　普通法人との間に完全支配関係がある全ての大法人が有する株式及び出資の全部をその全ての大法人のうちいずれか一の法人が有するものとみなした場合において、そのいずれか一の法人とその普通法人との間にそのいずれか一の法人による完全支配関係があることとなるときのその普通法人（(ｲ)の法人を除きます。）

⑶　中小企業者に該当する法人が適用除外事業者（その事業年度開始の日前３年以内に終了した各事業年度（以下⑶において「基準年度」といいます。）の所得金額（別表一の「１」の金額がマイナスの場合は０）の合計額を各基準年度の月数の合計数で除し、これに12を乗じて計算した金額（年平均額）が15億円を超える法人をいいます。以下⑶及び⑷において同じです。）に該当する場合には、適用できない制度等がありますので、注意してください。

なお、一定の場合を除き、設立の日の翌日以後３年を経過していない法人は、適用除外事業者に該当しません。

また、基準年度において欠損金の繰戻しによる法人税の還付の適用があった場合、基準年度において合併・分割・現物出資等があった場合、基準年度において公益法人等又は人格のない社団等が収益事業を行っていた場合など措置法施行令第27条の４第18項各号《試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除》に定める事由がある場合には、その事由の内容に応じて年平均額に一定の調整計算が必要となります。

⑷　中小企業者に該当する通算法人が通算適用除外事業者（他の通算法人(注)のうちいずれかの法人が適用除外事業者に該当する場合におけるその通算法人である法人をいいます。）に該当する場合にも、⑶の適用できない制度等について、一定の場合を除き、適用できないこととなりますので、注意してください。

（注） その中小企業者に該当する通算法人の適用事業年度終了の日においてその通算法人との間に通算完全支配関係があるものに限ります。

特定多国籍企業グループ等報告事項等
兼特定多国籍企業グループ等報告事項等の提供義務者が複数ある場合
における代表提供者に係る事項等の提供

令和　年　月　日 税務署長殿	□□ 内国法人 外国法人	納税地	〒 電話（　　）　－
		本店又は主たる事務所の所在地	〒
		（フリガナ）	
		法人名	
		法人番号	
		（フリガナ）	
		代表者氏名	

提供内容	次のとおり　□(1) グループ国際最低課税額等報告事項等　（□修正） □(2) グループ国内最低課税額報告事項等　（□修正）　を提供します。 □(3) 特定多国籍企業グループ等報告事項等の提供義務者が複数ある場合における代表提供者に係る事項等　（□修正）

提供対象の対象会計年度		自　令和　年　月　日　至　令和　年　月　日
最終親会社等（提供者が最終親会社等以外の場合）	（フリガナ） 名称	
	本店等の所在地	（所在地国：　　）
	法人番号	
	代表者氏名	
特定多国籍企業グループ等報告事項等の場合における代表提供者等（提供義務者が複数ある）	（フリガナ） 名称	
	納税地	
	本店又は主たる事務所の所在地	
	法人番号	
	代表者氏名	
	代表提供する報告事項等の別	□グループ国際最低課税額等報告事項等　□グループ国内最低課税額報告事項等

税理士署名	

08.08 改正

特定多国籍企業グループ等報告事項等兼特定多国籍企業グループ等報告事項等の提供義務者が複数ある場合における代表提供者に係る事項等の記載要領

1　この様式は次に掲げる事項を提供する場合に使用するものです。提供する内容に応じ、「提供内容」欄の該当する□にレ印を付してください（同時に複数の事項を提供する場合には、該当する全ての□にレ印を付してください。）。

なお、既に提供した内容を修正する場合には、「修正」の□にレ印を付してください。

⑴　特定多国籍企業グループ等（法人税法第 82 条第４号（定義）に規定する特定多国籍企業グループ等をいいます。以下同じです。）の各対象会計年度（同法第 15 条の２（対象会計年度の意義）に規定する対象会計年度をいいます。以下同じです。）に係るグループ国際最低課税額等報告事項等（同法第 150 条の３第１項（特定多国籍企業グループ等に係る報告事項等の提供）に規定するグループ国際最低課税額等報告事項等をいいます。以下同じです。）若しくはグループ国内最低課税額報告事項等（同条第４項に規定するグループ国内最低課税額報告事項等をいいます。以下同じです。）又は旧特定多国籍企業グループ等報告事項等（所得税法等の一部を改正する法律（令和７年法律第 13 号）第２条の規定による改正前の法人税法（以下「令和７年旧法人税法」といいます。）第 150 条の３第１項（特定多国籍企業グループ等報告事項等の提供）に規定する特定多国籍企業グループ等報告事項等をいいます。以下同じです。）

※　⑵に掲げる事項を提供した場合には、代表提供者（グループ国際最低課税額等報告事項等若しくはグループ国内最低課税額報告事項等又は旧特定多国籍企業グループ等報告事項等を代表して提供する法人をいいます。以下同じです。）以外の法人は、グループ国際最低課税額等報告事項等若しくはグループ国内最低課税額報告事項等又は旧特定多国籍企業グループ等報告事項等を提供する必要はありません。

⑵　次に掲げる法人に関する事項

イ　グループ国際最低課税額等報告事項等の提供が義務付けられているグループ国際最低課税額等報告対象法人（法人税法第 150 条の３第１項に規定するグループ国際最低課税額等報告対象法人をいいます。以下同じです。）が複数ある場合におけるこれらの法人を代表してグループ国際最低課税額等報告事項等を提供するものとされる法人及びグループ国際最低課税額等報告事項等の提供を要しないこととされる法人

ロ　グループ国内最低課税額報告事項等の提供が義務付けられているグループ国内最低課税額報告対象法人（法人税法第 150 条の３第４項に規定するグループ国内最低課税額報告対象法人をいいます。以下同じです。）が複数ある場合におけるこれらの法人を代表してグループ国内最低課税額報告事項等を提供するものとされる法人及びグループ国内最低課税額報告事項等の提供を要しないこととされる法人

ハ　旧特定多国籍企業グループ等報告事項等の提供が義務付けられている令和７年旧法人税法第 150 条の３第１項の特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等（法人税法第 82 条第 13 号に規定する構成会社等をいいます。以下同じです。）である内国法人が複数ある場合におけるこれらの法人を代表して旧特定多国籍企業グループ等報告事項等を提供するものとされる法人及び旧特定多国籍企業グループ等報告事項等の提供を要しないこととされる法人

※　旧特定多国籍企業グループ等報告事項等を提供する場合（既に提供した旧特定多国籍企業グループ等報告事項等の内容を修正する場合を含みます。以下同じです。）には、「⑴グループ国際最低課税額等報告事項等」の□にレ印を付してください。

2　この特定多国籍企業グループ等報告事項等兼特定多国籍企業グループ等報告事項等の提供義務者が複数ある場合における代表提供者に係る事項等は、国税電子申告・納税システム（e-Tax）を使用して、各対象会計年度終了の日の翌日から１年３月（グループ国際最低課税額等報告対象法人若しくはグループ国内最低課税額報告対象法人又は令和７年旧法人税法第 150 条の３第１項若しくは第４項の特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等である内国法人が最初に法人税法第 150 条の３第１項、第４項若しくは第７項又は令和７年旧法人税法第 150 条の３第１項若しくは第４項の規定により特定多国籍企業グループ等の対象会計年度に係るグループ国際最低課税額等報告事項等若しくはグループ国内最低課税額報告事項等若しくは旧特定多国籍企業グループ等報告事項等又は最終親会社等届出事項（法人税法第 150 条の３第７項又は令和７年旧法人税法第 150 条の３第４項に規定する最終親会社等届出事項をいいます。以下同じです。）を提供しなければならないこととされる場合（当該対象会計年度前のいずれかの対象会計年度につき当該特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等であった他の法人又は当該特定多国籍企業グループ等に係る法人税法第 82 条第 15 号に規定する共同支配会社等であった他の法人が法人税法第 150 条の３第１項、第４項若しくは第７項又は令和７年旧法人税法第 150 条の３第１項若しくは第４項の規定により当該特定多国籍企業グループ等に係るグループ国際最低課税額等報告事項等若しくはグループ国内最低課税額報告事項等若しくは旧特定多国籍企業グループ等報告事項等又は最終親会社等届出事項を提供しなければならないこととされていた場合を除きます。）には、１年６月）以内に提供者の納税地の所轄税務署長に提供してください。

3　各欄は、次により記載してください。

⑴　「内国法人・外国法人」欄には、この特定多国籍企業グループ等報告事項等兼特定多国籍企業グループ等報告事項等の提供義務者が複数ある場合における代表提供者に係る事項等の提供者が該当する□にレ印を付してください。

提供者が恒久的施設等（法人税法第 82 条第６号に規定する恒久的施設等をいい、その所在地国（同条第７号に規定する所在地国をいいます。以下同じです。）が我が国であるものに限ります。以下同じです。）を有する外国法人である場合には「外国法人」の□にレ印を付してください。

⑵　「納税地」欄は、提供者の次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める所在地又は場所を記載してください。

イ　内国法人……本店又は主たる事務所の所在地

ロ　恒久的施設等を有する外国法人……当該外国法人が法人税法第 17 条各号（外国法人の納税地）に掲げる区分のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める場所

※　国税局長等により納税地の指定を受けている場合には、指定された納税地を記載してください。

⑶　「本店又は主たる事務所の所在地」欄には、提供者の登記してある本店又は主たる事務所の所在地を記載してください。

なお、提供者が恒久的施設等を有する外国法人である場合には、同欄には国外の本店又は主たる事務所の所在地を記載してください。

⑷　「法人番号」欄には、提供者の法人番号（13 桁）を記載してください（法人番号を有しない場合には記載不要です。）。

⑸　提供者が恒久的施設等を有する外国法人である場合には、「代表者氏名」欄には恒久的施設等を通じて行う事業の経営の責任者の氏名を記載してください。

⑹　「提供対象の対象会計年度」欄には、提供対象となる特定多国籍企業グループ等の対象会計年度を記載してください。

⑺　「（提供者が最終親会社等以外の場合）最終親会社等」の各欄は、グループ国際最低課税額等報告事項等若しくはグループ国内最低課税額報告事項等又は旧特定多国籍企業グループ等報告事項等の提供者が最終親会社等（法人税法第 82 条第 10 号に規定する最終親会社等をいいます。以下同じです。）以外の場合に記載してください。当該各欄には、最終親会社等の名称、所在地国、本店若しくは主たる事務所の所在地又はその事業が管理され、かつ、支配されている場所の所在地、法人番号（法人番号を有しない場合は記載不要です。）及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。

⑻　「特定多国籍企業グループ等報告事項等の提供義務者が複数ある場合における代表提供者等」の各欄は、上記１⑵に掲げる事項を提供する場合に、代表提供者に関する事項等を記載してください。当該各欄の記載に当たっては、次によってください。

イ　「納税地」欄は、代表提供者の上記⑵に掲げる区分に応じそれぞれ上記⑵に定める所在地又は場所を記載してください。

ロ　代表提供者が内国法人である場合には、「本店又は主たる事務所の所在地」欄は、記載不要です。

ハ　代表提供者が恒久的施設等を有する外国法人である場合には、「代表者氏名」欄には恒久的施設等を通じて行う事業の経営の責任者の氏名を記載してください。

ニ　「代表提供する報告事項等の別」欄は、代表提供者が提供するグループ国際最低課税額等報告事項等又はグループ国内最低課税額報告事項等の該当する区分の□にレ印を付してください（両方の区分に該当する場合には、両方の区分の□にレ印を付してください。）。ただし、代表提供者が旧特定多国籍企業グループ等報告事項等を提供する場合には、この欄の記載は不要です。

４　上記１⑵に掲げる事項を提供する場合には、「特定多国籍企業グループ等報告事項等・最終親会社等届出事項の提供義務者が複数ある場合における代表提供者に係る事項等の提供（付表）」（以下「付表」といいます。）を併せて使用し、グループ国際最低課税額等報告事項等若しくはグループ国内最低課税額報告事項等又は旧特定多国籍企業グループ等報告事項等の提供を要しないこととされる法人の事項を提供してください。この場合における付表の記載方法は、次によります。

⑴　「提供内容」欄は、「特定多国籍企業グループ等報告事項等」の□にレ印を付してください。

⑵　「提供内容」欄を除く各欄の記載は、次によります。

イ　上記１⑵に掲げる事項を提供することによりその提供を要しないこととされる全ての法人に係る事項を記載する必要があります。

ロ　「外国法人である場合の本店又は主たる事務所の所在地」欄は、代表提供者以外の法人が恒久的施設等を有する外国法人である場合に、国外の本店又は主たる事務所の所在地を

記載してください（代表提供者以外の法人が内国法人である場合には、記載不要です。）。

ハ　「代表者又は恒久的施設等を通じて行う事業の経営の責任者の氏名」欄は、代表提供者以外の法人の次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定めるものを記載してください。

(ｲ)　内国法人……代表者の氏名

(ﾛ)　恒久的施設等を有する外国法人……恒久的施設等を通じて行う事業の経営の責任者の氏名

ニ　「令和８年４月１日以後に開始する対象会計年度である場合の提供を要しないこととなる報告事項等の別」欄は、提供対象となる特定多国籍企業グループ等の対象会計年度が令和８年４月１日以後に開始する対象会計年度である場合に、代表提供者以外の法人が提供を要しないこととされるものの該当する□にレ印を付してください（提供対象となる特定多国籍企業グループ等の対象会計年度が同日前に開始する対象会計年度である場合には記載不要です。）。両方に該当する場合には、両方の□にレ印を付してください。

5　この様式には、グループ国際最低課税額等報告事項等若しくはグループ国内最低課税額報告事項等又は旧特定多国籍企業グループ等報告事項等を記載した書類を添付してください。また、添付書類は、法人税法施行規則第 68 条第４項若しくは第 11 項（特定多国籍企業グループ等に係る報告事項等の提供）又は法人税法施行規則等の一部を改正する省令（令和７年財務省令第 19 号）第１条の規定による改正前の法人税法施行規則第 68 条第４項（特定多国籍企業グループ等報告事項等の提供）の規定に基づき、英語により記載してください。

特定多国籍企業グループ等に係る最終親会社等届出事項兼最終親会社等届出事項の提供義務者が複数ある場合における代表提供者に係る事項等の提供

令和　年　月　日 税務署長殿	□□ 内国法人 外国法人	納税地	〒 電話（　　）　－
		本店又は主たる事務所の所在地	〒
		（フリガナ） 法人名	
		法人番号	
		（フリガナ） 代表者氏名	

提供内容	次のとおり	□⑴ 特定多国籍企業グループ等に係る最終親会社等届出事項　（□修正） □⑵ 最終親会社等届出事項の提供義務者が複数ある場合における代表提供者に係る事項等　（□修正） を提供します。

提供対象の対象会計年度			自　令和　年　月　日　至　令和　年　月　日
特定多国籍企業グループ等報告事項等に相当する事項の提供者の属性			□最終親会社等　□指定提供会社等
提供者又は代表提供者が提供を要しないこととなる報告事項等の別			□グループ国際最低課税額等報告事項等　□グループ国内最低課税額報告事項等
最終親会社等届出事項	最終親会社等	（フリガナ） 名称	
		本店等の所在地	（所在地国：　　）
		法人番号	
		代表者氏名	
	指定提供会社等	（フリガナ） 名称	
		本店等の所在地	（所在地国：　　）
		法人番号	
		代表者氏名	
最終親会社等届出事項の提供義務者が複数ある場合における代表提供者に係る事項		（フリガナ） 名称	
		納税地	
		本店又は主たる事務所の所在地	
		法人番号	
		代表者氏名	

税理士署名	

08.08 改正

特定多国籍企業グループ等に係る最終親会社等届出事項兼最終親会社等届出事項の提供義務者が複数ある場合における代表提供者に係る事項等の記載要領

1　この様式は次に掲げる事項を提供する場合に使用するものです。提供する内容に応じ、「提供内容」欄の該当する□にレ印を付してください（同時に両方の事項を提供する場合には、両方の□にレ印を付してください。）。

なお、既に提供した内容を修正する場合には、「修正」の□にレ印を付してください。

⑴　特定多国籍企業グループ等（法人税法第 82 条第４号（定義）に規定する特定多国籍企業グループ等をいいます。以下同じです。）の各対象会計年度（同法第 15 条の２（対象会計年度の意義）に規定する対象会計年度をいいます。以下同じです。）に係る最終親会社等届出事項（同法第 150 条の３第７項（特定多国籍企業グループ等に係る報告事項等の提供）又は所得税法等の一部を改正する法律（令和７年法律第 13 号）第２条の規定による改正前の法人税法（以下「令和７年旧法人税法」といいます。）第 150 条の３第４項（特定多国籍企業グループ等報告事項等の提供）に規定する最終親会社等届出事項をいいます。以下同じです。）

⑵　次に掲げる法人に関する事項

イ　法人税法第 150 条の３第７項の規定により最終親会社等届出事項の提供が義務付けられているグループ国際最低課税額等報告対象法人（法人税法第 150 条の３第１項に規定するグループ国際最低課税額等報告対象法人をいいます。以下同じです。）が複数ある場合におけるこれらの法人を代表して最終親会社等届出事項を提供する法人及び最終親会社等届出事項の提供を要しないこととされる法人

ロ　法人税法第 150 条の３第７項の規定により最終親会社等届出事項の提供が義務付けられているグループ国内最低課税額報告対象法人（法人税法第 150 条の３第４項に規定するグループ国内最低課税額報告対象法人をいいます。以下同じです。）が複数ある場合におけるこれらの法人を代表して最終親会社等届出事項を提供する法人及び最終親会社等届出事項の提供を要しないこととされる法人

ハ　令和７年旧法人税法第 150 条の３第４項の規定により最終親会社等届出事項の提供が義務付けられている特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等（法人税法第 82 条第 13 号に規定する構成会社等をいいます。以下同じです。）である内国法人が複数ある場合におけるこれらの法人を代表して最終親会社等届出事項を提供する法人及び最終親会社等届出事項の提供を要しないこととされる法人

※　上記⑴に掲げる事項は、法人税法第 150 条の３第３項若しくは第６項又は令和７年旧法人税法第 150 条の３第３項の各対象会計年度終了の日の翌日から１年３月（グループ国際最低課税額等報告対象法人若しくはグループ国内最低課税額報告対象法人又は令和７年旧法人税法第 150 条の３第１項若しくは第４項の特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等である内国法人（以下「旧特定多国籍企業グループ等報告事項等提供対象法人」といいます。）が最初に法人税法第 150 条の３第１項、第４項若しくは第７項又は令和７年旧法人税法第 150 条の３第１項若しくは第４項の規定により特定多国籍企業グループ等の対象会計年度に係るグループ国際最低課税額等報告事項等（法人税法第 150 条の３第１項に規定するグループ国際最低課税額等報告事項等をいいます。以下同じです。）若しくはグループ国内最低課税額報告事項等（法人税法第 150 条の３第４項に規定するグループ国内最低課税額報告事項等をい

います。以下同じです。）若しくは旧特定多国籍企業グループ等報告事項等（令和７年旧法人税法第 150 条の３第１項に規定する特定多国籍企業グループ等報告事項等をいいます。以下同じです。）又は最終親会社等届出事項を提供しなければならないこととされる場合（当該対象会計年度前のいずれかの対象会計年度につき当該特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等であった他の法人又は当該特定多国籍企業グループ等に係る法人税法第 82 条第 15 号に規定する共同支配会社等であった他の法人が法人税法第 150 条の３第１項、第４項若しくは第７項又は令和７年旧法人税法第１項若しくは第４項の規定により当該特定多国籍企業グループ等に係るグループ国際最低課税額等報告事項等若しくはグループ国内最低課税額報告事項等若しくは旧特定多国籍企業グループ等報告事項等又は最終親会社等届出事項を提供しなければならないこととされていた場合を除きます。以下「初回提供の場合」といいます。）には、１年６月）以内に、特定多国籍企業グループ等の最終親会社等（法人税法第 150 条の３第３項又は旧法人税法第 150 条の３第３項に規定する最終親会社等をいいます。以下３⑺までにおいて同じです。）の租税に関する法令を執行する当局に当該特定多国籍企業グループ等の当該各対象会計年度に係るグループ国際最低課税額等報告事項等（当該特定多国籍企業グループ等のグループ国際最低課税額等報告対象法人が法人税法第 150 条の３第１項の規定により提供することとされているものの全部を含むものに限ります。）若しくはグループ国内最低課税額報告事項等又は旧特定多国籍企業グループ等報告事項等（当該旧特定多国籍企業グループ等報告対象法人が令和７年旧法人税法第 150 条の３第１項の規定により提供することとされているものの全部を含むものに限ります。）に相当する事項の提供があり、かつ、財務大臣と当該特定多国籍企業グループ等の最終親会社等の所在地国（法人税法第 82 条第７号に規定する所在地国をいいます。以下同じです。）の権限ある当局との間の法人税法施行令第 214 条第３項第２号（特定多国籍企業グループ等に係る報告事項等の提供）に規定する適格当局間合意若しくは同条第６項第２号に規定する適格当局間合意又は令和７年旧法人税法施行令（法人税法施行令及び法人税法施行令等の一部を改正する政令の一部を改正する政令（令和７年政令第 121 号）第１条の規定による改正前の法人税法施行令をいいます。）第 212 条第３項第２号（特定多国籍企業グループ等報告事項等の提供）に規定する適格当局間合意がある場合（以下「外国においてセントラル・ファイリングをする場合」といいます。）にのみ提供する必要があります。ただし、上記⑵に掲げる事項を提供した場合には、代表提供者（最終親会社等届出事項を代表して提供する法人をいいます。以下同じです。）以外の法人は、上記⑴に掲げる事項を提供する必要はありません。なお、外国においてセントラル・ファイリングをする場合以外の場合には、法人税法第 150 条の３第１項若しくは第４項又は令和７年旧法人税法第 150 条の３第１項の規定により、グループ国際最低課税額等報告事項等若しくはグループ国内最低課税額報告事項等又は旧特定多国籍企業グループ等報告事項等を提供する必要があります。

２　この最終親会社等届出事項又は最終親会社等届出事項の提供義務者が複数ある場合における代表提供者に係る事項等は、国税電子申告・納税システム（e-Tax）を使用して、各対象会計年度終了の日の翌日から１年３月（初回提供の場合には、１年６月）以内に提供者の納税地の所轄税務署長に提供してください。

３　各欄は、次により記載してください。

⑴　「内国法人・外国法人」欄には、この最終親会社等届出事項又は最終親会社等届出事項の

提供義務者が複数ある場合における代表提供者に係る事項等の提供者が該当する□にレ印を付してください。

提供者が恒久的施設等（法人税法第 82 条第６号に規定する恒久的施設等をいい、その所在地国が我が国であるものに限ります。以下同じです。）を有する外国法人である場合には「外国法人」の□にレ印を付してください。

⑵　「納税地」欄は、提供者の次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める所在地又は場所を記載してください。

イ　内国法人……本店又は主たる事務所の所在地

ロ　恒久的施設等を有する外国法人……当該外国法人が法人税法第 17 条各号（外国法人の納税地）に掲げる区分のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める場所

※　国税局長等により納税地の指定を受けている場合には、指定された納税地を記載してください。

⑶　「本店又は主たる事務所の所在地」欄には、提供者の登記してある本店又は主たる事務所の所在地を記載してください。

なお、提供者が恒久的施設等を有する外国法人である場合には、同欄には国外の本店又は主たる事務所の所在地を記載してください。

⑷　「法人番号」欄には、提供者の法人番号（13 桁）を記載してください（法人番号を有しない場合には記載不要です。）。

⑸　提供者が恒久的施設等を有する外国法人である場合には、「代表者氏名」欄には恒久的施設等を通じて行う事業の経営の責任者の氏名を記載してください。

⑹　「提供対象の対象会計年度」欄には、提供対象となる特定多国籍企業グループ等の対象会計年度を記載してください。

⑺　「特定多国籍企業グループ等報告事項等に相当する事項の提供者の属性」欄には、グループ国際最低課税額等報告事項等若しくはグループ国内最低課税額報告事項等又は旧特定多国籍企業グループ等報告事項等に相当する事項を最終親会社等の所在地国の租税に関する法令を執行する当局に対して提供する者が該当する□にレ印を付してください。

⑻　「提供者又は代表提供者が提供を要しないこととなる報告事項等の別」欄は、法人税法第 150 条の３第３項又は第６項の規定により提供者（上記１⑵に掲げる事項を提供する場合において、代表提供者が提供者と異なるときは、代表提供者）が提供を要しないこととなるグループ国際最低課税額等報告事項等又はグループ国内最低課税額等報告事項等の該当する区分の□にレ印を付してください（両方の区分に該当する場合には、両方の区分の□にレ印を付してください。）。ただし、提供対象となる特定多国籍企業グループ等の対象会計年度が令和８年４月１日前に開始する対象会計年度である場合には、この欄の記載は不要です。

⑼　「最終親会社等届出事項」の各欄は、上記１⑴に掲げる事項を提供する場合に記載してください。当該各欄の記載方法は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるところによります。

イ　グループ国際最低課税額等報告事項等若しくはグループ国内最低課税額報告事項等又は旧特定多国籍企業グループ等報告事項等に相当する事項の提供者が最終親会社等（法人税法第 82 条第 10 号に規定する最終親会社等をいいます。⑼及び⑽において同じです。）である場合……「最終親会社等」の各欄に、最終親会社等の名称、所在地国、本店若しくは主

たる事務所の所在地又はその事業が管理され、かつ、支配されている場所の所在地（以下「本店等の所在地」といいます。）及び法人番号（法人番号を有しない場合は記載不要です。）並びに代表者の氏名をそれぞれ記載してください。

ロ　グループ国際最低課税額等報告事項等若しくはグループ国内最低課税額報告事項等又は旧特定多国籍企業グループ等報告事項等に相当する事項の提供者が指定提供会社等（法人税法第 150 条の３第３項又は令和７年旧法人税法第 150 条の３第３項に規定する指定提供会社等をいいます。以下同じです。）である場合……「指定提供会社等」の各欄に、指定提供会社等の名称、所在地国、本店等の所在地及び法人番号（法人番号を有しない場合は記載不要です。）並びに代表者の氏名をそれぞれ記載してください。

⑽　「最終親会社等届出事項の提供義務者が複数ある場合における代表提供者に係る事項」の各欄は、上記１⑵に掲げる事項を提供する場合に、代表提供者に関する事項を記載してください。当該各欄の記載に当たっては、次によってください。

イ　「納税地」欄は、代表提供者の上記⑵に掲げる区分に応じそれぞれ上記⑵に定める所在地又は場所を記載してください。

ロ　代表提供者が内国法人である場合には、「本店又は主たる事務所の所在地」欄は、記載不要です。

ハ　代表提供者が恒久的施設等を有する外国法人である場合には、「代表者氏名」欄には恒久的施設等を通じて行う事業の経営の責任者の氏名を記載してください。

４　上記１⑵に掲げる事項を提供する場合には、「特定多国籍企業グループ等報告事項等・最終親会社等届出事項の提供義務者が複数ある場合における代表提供者に係る事項等の提供（付表）」（以下「付表」といいます。）を併せて使用し、最終親会社等届出事項の提供を要しないこととされる法人の事項を提供してください。この場合における付表の記載方法は、次によります。

⑴　「提供内容」欄は、「最終親会社等届出事項」の□にレ印を付してください。

⑵　「提供内容」欄を除く各欄の記載は、次によります。

イ　上記１⑵に掲げる事項を提供することによりその提供を要しないこととされる全ての法人に係る事項を記載する必要があります。

ロ　「外国法人である場合の本店又は主たる事務所の所在地」欄は、代表提供者以外の法人が恒久的施設等を有する外国法人である場合に、国外の本店又は主たる事務所の所在地を記載してください（代表提供者以外の法人が内国法人である場合には、記載不要です。）。

ハ　「代表者又は恒久的施設等を通じて行う事業の経営の責任者の氏名」欄は、代表提供者以外の法人の次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定めるものを記載してください。

(ｲ)　内国法人……代表者の氏名

(ﾛ)　恒久的施設等を有する外国法人……恒久的施設等を通じて行う事業の経営の責任者の氏名

ニ　「令和８年４月１日以後に開始する対象会計年度である場合の提供を要しないこととなる報告事項等の別」欄は、提供対象となる特定多国籍企業グループ等の対象会計年度が令和８年４月１日以後に開始する対象会計年度である場合に、法人税法第 150 条の３第３項又は第６項の規定により代表提供者以外の法人が提供を要しないこととなるグループ国際最低課税額等報告事項等又はグループ国内最低課税額等報告事項等の該当する□にレ印を付してください（提供対象となる特定多国籍企業グループ等の対象会計年度が同日前に開

始する対象会計年度である場合には記載不要です。)。両方に該当する場合には、両方の□にレ印を付してください。

特定多国籍企業グループ等報告事項等・最終親会社等届出事項の提供義務者が複数ある場合における代表提供者に係る事項等の提供（付表）

提供内容	□ 特定多国籍企業グループ等報告事項等 □ 最終親会社等届出事項			の提供義務者が複数ある場合における代表提供者以外の法人は次のとおりです。		
	法人名	納税地	外国法人である場合の本店又は主たる事務所の所在地	代表者又は恒久的施設等を通じて行う事業の経営の責任者の氏名	法人番号	令和８年４月１日以後に開始する対象会計年度である場合の提供を要しないこととなる報告事項等の別
1						□ グループ国際最低課税額等報告事項等 □ グループ国内最低課税額報告事項等
2						□ グループ国際最低課税額等報告事項等 □ グループ国内最低課税額報告事項等
3						□ グループ国際最低課税額等報告事項等 □ グループ国内最低課税額報告事項等
4						□ グループ国際最低課税額等報告事項等 □ グループ国内最低課税額報告事項等
5						□ グループ国際最低課税額等報告事項等 □ グループ国内最低課税額報告事項等
6						□ グループ国際最低課税額等報告事項等 □ グループ国内最低課税額報告事項等
7						□ グループ国際最低課税額等報告事項等 □ グループ国内最低課税額報告事項等
8						□ グループ国際最低課税額等報告事項等 □ グループ国内最低課税額報告事項等
9						□ グループ国際最低課税額等報告事項等 □ グループ国内最低課税額報告事項等
10						□ グループ国際最低課税額等報告事項等 □ グループ国内最低課税額報告事項等
11						□ グループ国際最低課税額等報告事項等 □ グループ国内最低課税額報告事項等
12						□ グループ国際最低課税額等報告事項等 □ グループ国内最低課税額報告事項等
13						□ グループ国際最低課税額等報告事項等 □ グループ国内最低課税額報告事項等
14						□ グループ国際最低課税額等報告事項等 □ グループ国内最低課税額報告事項等
15						□ グループ国際最低課税額等報告事項等 □ グループ国内最低課税額報告事項等

08.08改正

お問い合わせ番号

令和　　年　　月　　日

納 税 地 等	
保存義務者名	
代 表 者 氏 名	

税務署長

国税関係帳簿書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存の承認通知書

から　　年　月　日付でされた所得税法等の一部を改正する法律（令和３年法律第 11 号）による改正前の電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第５条第３項の承認に係る申請については、その全部
下　記　の国税関係帳簿書類について、これを承認しましたので通知します。

記

（承認対象の国税関係帳簿書類）

国税関係帳簿書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存の承認通知書

1　使用目的

この通知書は、令和３年改正前電子帳簿保存法（以下、「旧電帳法」といいます。）の規定に基づく承認申請について、その全部又は一部の承認をする場合に使用する。

（注）　一部承認の通知書を作成する場合には、併せて、一部却下の通知書を作成することに留意する。

2　記載要領

項　　目	内　　容
から	申請者に応じて「貴法人」、「あなた」又は「貴団体」等と記載する。
年　月　日付	この承認に係る申請書が提出された年月日を記載する。
その全部 下　　記	承認の態様に応じて不要な文字を抹消する。
（承認対象の国税関係帳簿又は国税関係書類）	申請の一部を承認する場合に、その対象とする国税関係帳簿書類の名称等を申請書に記載された名称等に基づいて記載する。 （注）　申請の全部を承認する場合には、「記」及び「（承認対象の国税関係帳簿又は国税関係書類）」を抹消する。

3　留意事項

○　法人課税信託の名称の併記

法人税法第２条第29号の２に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等の「保存義務者名」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載する。

お問い合わせ番号

令和　　年　　月　　日

納 税 地 等	
保存義務者名	
代 表 者 氏 名	

税務署長

国税関係帳簿書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存の承認申請の却下通知書

から　　年　　月　　日付でされた所得税法等の一部を改正する法律（令和３年法律第 11 号）による改正前の電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第５条第３項の承認に係る申請については、その全部／下記１の国税関係帳簿書類について、下記２の理由により同法第９条において準用する同法第６条第３項第　　号に該当しますので、これを却下しましたから通知します。

記

1　却下の対象

2　却下の理由

この通知に係る処分は、　　の職員の調査に基づいて行いました。

不服申立て等について

【不服申立てについて】

○　この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して３月以内に税務署長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

○　再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して１月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

○　審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。

○　取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者　法務大臣）となります。

○　取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過したときは、提起することができません。

○　取消訴訟は､審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。

(1) 審査請求がされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

(2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。

(3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

不服申立て等について

【不服申立てについて】

○　この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して３月以内に国税局長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

○　再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して１月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

○　審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。

○　取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者　法務大臣）となります。

○　取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過したときは、提起することができません。

○　取消訴訟は､審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。

(1) 審査請求がされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

(2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。

(3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

国税関係帳簿書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存の承認申請の却下通知書

1　使用目的

この通知書は、令和３年改正前電子帳簿保存法（以下、「旧電帳法」といいます。）の規定に基づく承認申請について、その全部又は一部の却下をする場合に使用する。

（注）　一部却下の通知書を作成する場合には、併せて、一部承認の通知書を作成することに留意する。

2　記載要領

項　　目	内　　容
から	申請者に応じて「貴法人」、「あなた」又は「貴団体」等と記載する。
年　月　日付	この却下に係る申請書が提出された年月日を記載する。
その全部 下　記　1	承認の態様に応じて不要な文字を抹消する。
第６条第３項 第　　号	却下の理由に応じて、旧電帳法第６条第３項の該当号を記載する。
却下の対象	申請の一部を却下する場合に、その対象とする国税関係帳簿書類の名称等を、申請書に記載された名称等に基づいて記載する。 （注）申請の全部を却下する場合には、「1　却下の対象」を抹消する。
却下の理由	却下の理由を記載する。 この場合、却下対象の国税関係帳簿書類について、 ①　旧電帳法第６条第３項第１号該当の場合には、同号に規定された各事実 ②　〃　第２号該当の場合には、電磁的記録の備付け又は保存が同法第４条第１項、第２項又は第３項に規定する財務省令第３条第１項から第６項に定めるところに従って行われないと認められる相当な理由があることを、却下対象の国税関係帳簿書類に応じて（複数の国税関係帳簿書類を却下対象とする場合で、却下の事由が同じであるときは、取りまとめて）、具体的に記載することに留意する。 （注）この箇所に書ききれない場合は、「別紙のとおり」と記載し、別紙に上記の内容を記載する。
調査担当者の表示	「この通知に係る処分は、　　の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所は、国税局の職員の調査に基づいて行う処分である場合には、その国税局名を記入し、その他の場合には、この欄の全部を抹消する。
教　示　文	処分の内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。）。 (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「･･･３月以内に　　税務署長に対して･･･」の空白部分には、処分の対象となる保存義務者の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「･･･（提出先は　　国税不服審判所首席国税審判官）･･･」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「･･･３月以内に　　国税局長に対して･･･」の空白部分には、処分の対象となる保存義務者の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「･･･（提出先は　　国税不服審判所首席国税審判官）･･･」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3　留意事項

○　法人課税信託の名称の併記

法人税法第２条第29号の２に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等の「保存義務者名」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載する。

お問い合わせ番号

令和　　年　　月　　日

納 税 地 等	
保存義務者名	
代 表 者 氏 名	

税務署長

国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等の承認の取消通知書

所得税法等の一部を改正する法律（令和３年法律第11号）による改正前の電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律の規定に基づく下記１の国税関係帳簿に係る承認については、下記２の理由により（同法第９条において準用する）同法第８条第１項第　　号に該当しますので、これを取り消しましたから通知します。

記

１　取消しの対象

取消対象の国税関係帳簿	承 認 の 適 用 条 項	承　認　年　月　日
	同法第　　条第　　項	年　　月　　日
	同法第　　条第　　項	年　　月　　日
	同法第　　条第　　項	年　　月　　日
	同法第　　条第　　項	年　　月　　日
	同法第　　条第　　項	年　　月　　日

２　取消しの理由

この通知に係る処分は、　　の職員の調査に基づいて行いました。

国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等の承認の取消通知書
国税関係書類の電磁的記録等による保存の承認の取消通知書
国税関係書類の電磁的記録によるスキャナ保存の承認の取消通知書
国税関係帳簿書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存の承認の取消通知書

1　この通知書は、所得税法等の一部を改正する法律（令和３年法律第 11 号）による改正前の電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（以下「旧法」という。）第８条第１項又は旧法第９条において準用する旧法第８条第１項の規定により、国税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の承認の全部又は一部の取消しをする場合に使用する。

㈱　帳簿又は書類のそれぞれの範ちゅうで二つの条項（旧法第８条第１項第１号又は同項第２号）に係る取消しを行う場合には別葉とする。

2　通知文については、次のとおり記載する。

⑴　「第８条第１項第　号」には、取消しの理由に応じて旧法第８条第１項の該当号を記載する。

⑵　「(同法第９条において準用する)」は、承認の適用条項が旧法第４条第１項、旧法第４条第２項及び旧法第４条第３項である場合には抹消し、旧法第５条第１項、旧法第５条第２項又は旧法第５条第３項である場合には、「(」及び「)」を抹消する。

3　「１　取消しの対象」の各欄には、取消しの対象とする国税関係帳簿書類の承認時の申請書又は承認通知書に基づいて、その名称等、承認の適用条項及び承認年月日（みなし承認の場合にはみなし承認年月日）を記載する。

4　「２　取消しの理由」には、取消しの理由を記載する。

この場合、取消対象の国税関係帳簿書類について、

⑴　旧法第８条第１項第１号該当の場合には、電磁的記録の備付け又は保存が行われていない事実

⑵　旧法第８条第１項第２号該当の場合には、電磁的記録の備付け又は保存が旧法第４条第１項、第２項及び第３項に規定する令和３年財務省令第 25 号による改正前の電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則第３条第１項から第６項に定めるところに従って行われていない事実があることを、取消対象の国税関係帳簿書類に応じて（複数の国税関係帳簿書類が取消しの対象となる場合で取消しの事由が同じであるときは、取りまとめて)、具体的に記載することに留意する。

㈱　この箇所に書ききれない場合は、「別紙のとおり」と記載し、別紙に上記の内容を記載する。

5　「この通知に係る処分は、　　の職員の調査に基づいて行いました。」欄の空白箇所には、国税局の職員の調査に基づいて行う処分である場合に、その国税局名を記入し、その他の場合には、この欄の全部を抹消する。

6　教示文については、処分の内容に応じて、次のとおり記載する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。)。

⑴　税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合（別紙１）

「・・・３月以内に　　税務署長に対して・・・」の　　部分には、処分の対象となる保存義務者の納税地を管轄する税務署名を記載する。

また、「・・・(提出先は　　国税不服審判所首席国税審判官)・・・」の　　部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記載する。

⑵　国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合（別紙２）

「・・・３月以内に　　国税局長に対して・・・」の　　部分には、処分の対象となる保存義務者の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記載する。

また、「・・・(提出先は　　国税不服審判所首席国税審判官)・・・」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記載する。

7　この通知書及び教示文は、複写により２部作成し、１部を決議書に添付し、他の１部を保存義務者に送付する。

お問い合わせ番号

令和　　年　　月　　日

納 税 地 等	
保存義務者名	
代 表 者 氏 名	

税務署長

国税関係書類の電磁的記録等による保存の承認の取消通知書

所得税法等の一部を改正する法律（令和３年法律第11号）による改正前の電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律の規定に基づく下記１の国税関係書類に係る承認については、下記２の理由により（同法第９条において準用する）同法第８条第１項第　　号に該当しますので、これを取り消しましたから通知します。

記

1　取消しの対象

取消対象の国税関係書類	承認の適用条項	承認年月日
	同法第　条第　項	年　月　日
	同法第　条第　項	年　月　日
	同法第　条第　項	年　月　日
	同法第　条第　項	年　月　日
	同法第　条第　項	年　月　日

2　取消しの理由

この通知に係る処分は、　　の職員の調査に基づいて行いました。

国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等の承認の取消通知書
国税関係書類の電磁的記録等による保存の承認の取消通知書
国税関係書類の電磁的記録によるスキャナ保存の承認の取消通知書
国税関係帳簿書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存の承認の取消通知書

1　この通知書は、所得税法等の一部を改正する法律（令和３年法律第 11 号）による改正前の電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（以下「旧法」という。）第８条第１項又は旧法第９条において準用する旧法第８条第１項の規定により、国税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の承認の全部又は一部の取消しをする場合に使用する。

㈱　帳簿又は書類のそれぞれの範ちゅうで二つの条項（旧法第８条第１項第１号又は同項第２号）に係る取消しを行う場合には別葉とする。

2　通知文については、次のとおり記載する。

⑴　「第８条第１項第　号」には、取消しの理由に応じて旧法第８条第１項の該当号を記載する。

⑵　「(同法第９条において準用する)」は、承認の適用条項が旧法第４条第１項、旧法第４条第２項及び旧法第４条第３項である場合には抹消し、旧法第５条第１項、旧法第５条第２項又は旧法第５条第３項である場合には、「(」及び「)」を抹消する。

3　「１　取消しの対象」の各欄には、取消しの対象とする国税関係帳簿書類の承認時の申請書又は承認通知書に基づいて、その名称等、承認の適用条項及び承認年月日（みなし承認の場合にはみなし承認年月日）を記載する。

4　「２　取消しの理由」には、取消しの理由を記載する。

この場合、取消対象の国税関係帳簿書類について、

⑴　旧法第８条第１項第１号該当の場合には、電磁的記録の備付け又は保存が行われていない事実

⑵　旧法第８条第１項第２号該当の場合には、電磁的記録の備付け又は保存が旧法第４条第１項、第２項及び第３項に規定する令和３年財務省令第 25 号による改正前の電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則第３条第１項から第６項に定めるところに従って行われていない事実があることを、取消対象の国税関係帳簿書類に応じて（複数の国税関係帳簿書類が取消しの対象となる場合で取消しの事由が同じであるときは、取りまとめて)、具体的に記載することに留意する。

㈱　この箇所に書ききれない場合は、「別紙のとおり」と記載し、別紙に上記の内容を記載する。

5　「この通知に係る処分は、　　の職員の調査に基づいて行いました。」欄の空白箇所には、国税局の職員の調査に基づいて行う処分である場合に、その国税局名を記入し、その他の場合には、この欄の全部を抹消する。

6　教示文については、処分の内容に応じて、次のとおり記載する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。)。

⑴　税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合（別紙１）

「・・・３月以内に　　税務署長に対して・・・」の　　部分には、処分の対象となる保存義務者の納税地を管轄する税務署名を記載する。

また、「・・・(提出先は　　国税不服審判所首席国税審判官)・・・」の　　部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記載する。

⑵　国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合（別紙２）

「・・・３月以内に　　国税局長に対して・・・」の　　部分には、処分の対象となる保存義務者の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記載する。

また、「・・・(提出先は　　国税不服審判所首席国税審判官)・・・」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記載する。

7　この通知書及び教示文は、複写により２部作成し、１部を決議書に添付し、他の１部を保存義務者に送付する。

お問い合わせ番号

令和　　年　　月　　日

納 税 地 等	
保存義務者名	
代 表 者 氏 名	

税務署長

国税関係書類の電磁的記録によるスキャナ保存の承認の取消通知書

所得税法等の一部を改正する法律（令和３年法律第11号）による改正前の電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律の規定に基づく下記１の国税関係書類に係る承認については、下記２の理由により（同法第９条において準用する）同法第８条第１項第　　号に該当しますので、これを取り消しましたから通知します。

記

１　取消しの対象

取消対象の国税関係書類	承認の適用条項	承認年月日
	同法第　条第　項	年　月　日
	同法第　条第　項	年　月　日
	同法第　条第　項	年　月　日
	同法第　条第　項	年　月　日
	同法第　条第　項	年　月　日

２　取消しの理由

この通知に係る処分は、　　の職員の調査に基づいて行いました。

国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等の承認の取消通知書
国税関係書類の電磁的記録等による保存の承認の取消通知書
国税関係書類の電磁的記録によるスキャナ保存の承認の取消通知書
国税関係帳簿書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存の承認の取消通知書

1　この通知書は、所得税法等の一部を改正する法律（令和３年法律第 11 号）による改正前の電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（以下「旧法」という。）第８条第１項又は旧法第９条において準用する旧法第８条第１項の規定により、国税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の承認の全部又は一部の取消しをする場合に使用する。

㈱　帳簿又は書類のそれぞれの範ちゅうで二つの条項（旧法第８条第１項第１号又は同項第２号）に係る取消しを行う場合には別葉とする。

2　通知文については、次のとおり記載する。

⑴　「第８条第１項第　号」には、取消しの理由に応じて旧法第８条第１項の該当号を記載する。

⑵　「(同法第９条において準用する)」は、承認の適用条項が旧法第４条第１項、旧法第４条第２項及び旧法第４条第３項である場合には抹消し、旧法第５条第１項、旧法第５条第２項又は旧法第５条第３項である場合には、「(」及び「)」を抹消する。

3　「１　取消しの対象」の各欄には、取消しの対象とする国税関係帳簿書類の承認時の申請書又は承認通知書に基づいて、その名称等、承認の適用条項及び承認年月日（みなし承認の場合にはみなし承認年月日）を記載する。

4　「２　取消しの理由」には、取消しの理由を記載する。

この場合、取消対象の国税関係帳簿書類について、

⑴　旧法第８条第１項第１号該当の場合には、電磁的記録の備付け又は保存が行われていない事実

⑵　旧法第８条第１項第２号該当の場合には、電磁的記録の備付け又は保存が旧法第４条第１項、第２項及び第３項に規定する令和３年財務省令第 25 号による改正前の電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則第３条第１項から第６項に定めるところに従って行われていない事実があることを、取消対象の国税関係帳簿書類に応じて（複数の国税関係帳簿書類が取消しの対象となる場合で取消しの事由が同じであるときは、取りまとめて)、具体的に記載することに留意する。

㈱　この箇所に書ききれない場合は、「別紙のとおり」と記載し、別紙に上記の内容を記載する。

5　「この通知に係る処分は、　　の職員の調査に基づいて行いました。」欄の空白箇所には、国税局の職員の調査に基づいて行う処分である場合に、その国税局名を記入し、その他の場合には、この欄の全部を抹消する。

6　教示文については、処分の内容に応じて、次のとおり記載する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。)。

⑴　税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合（別紙１）

「・・・３月以内に　　税務署長に対して・・・」の　　部分には、処分の対象となる保存義務者の納税地を管轄する税務署名を記載する。

また、「・・・(提出先は　　国税不服審判所首席国税審判官)・・・」の　　部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記載する。

⑵　国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合（別紙２）

「・・・３月以内に　　国税局長に対して・・・」の　　部分には、処分の対象となる保存義務者の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記載する。

また、「・・・(提出先は　　国税不服審判所首席国税審判官)・・・」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記載する。

7　この通知書及び教示文は、複写により２部作成し、１部を決議書に添付し、他の１部を保存義務者に送付する。

お問い合わせ番号

令和　　年　　月　　日

納 税 地 等	
保存義務者名	
代 表 者 氏 名	

税務署長

国税関係帳簿書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存の承認の取消通知書

所得税法等の一部を改正する法律（令和３年法律第11号）による改正前の電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律の規定に基づく下記１の国税関係帳簿書類に係る承認については、下記２の理由により（同法第９条において準用する）同法第８条第１項第　　号に該当しますので、これを取り消しましたから通知します。

記

１　取消しの対象

取消対象の国税関係帳簿書類	承認の適用条項	承認年月日
	同法第　条第　項	年　月　日
	同法第　条第　項	年　月　日
	同法第　条第　項	年　月　日
	同法第　条第　項	年　月　日
	同法第　条第　項	年　月　日

２　取消しの理由

この通知に係る処分は、　　の職員の調査に基づいて行いました。

不服申立て等について

【不服申立てについて】

○　この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して３月以内に税務署長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

○　再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して１月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

○　審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。

○　取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者　法務大臣）となります。

○　取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過したときは、提起することができません。

○　取消訴訟は､審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。

(1) 審査請求がされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

(2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。

(3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

不服申立て等について

【不服申立てについて】

○　この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して３月以内に国税局長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

○　再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して１月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

○　審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。

○　取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者　法務大臣）となります。

○　取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過したときは、提起することができません。

○　取消訴訟は､審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。

(1) 審査請求がされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

(2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。

(3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等の承認の取消通知書
国税関係書類の電磁的記録等による保存の承認の取消通知書
国税関係書類の電磁的記録によるスキャナ保存の承認の取消通知書
国税関係帳簿書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存の承認の取消通知書

1　この通知書は、所得税法等の一部を改正する法律（令和３年法律第 11 号）による改正前の電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（以下「旧法」という。）第８条第１項又は旧法第９条において準用する旧法第８条第１項の規定により、国税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の承認の全部又は一部の取消しをする場合に使用する。

㈱　帳簿又は書類のそれぞれの範ちゅうで二つの条項（旧法第８条第１項第１号又は同項第２号）に係る取消しを行う場合には別葉とする。

2　通知文については、次のとおり記載する。

⑴　「第８条第１項第　号」には、取消しの理由に応じて旧法第８条第１項の該当号を記載する。

⑵　「(同法第９条において準用する)」は、承認の適用条項が旧法第４条第１項、旧法第４条第２項及び旧法第４条第３項である場合には抹消し、旧法第５条第１項、旧法第５条第２項又は旧法第５条第３項である場合には、「(」及び「)」を抹消する。

3　「１　取消しの対象」の各欄には、取消しの対象とする国税関係帳簿書類の承認時の申請書又は承認通知書に基づいて、その名称等、承認の適用条項及び承認年月日（みなし承認の場合にはみなし承認年月日）を記載する。

4　「２　取消しの理由」には、取消しの理由を記載する。

この場合、取消対象の国税関係帳簿書類について、

⑴　旧法第８条第１項第１号該当の場合には、電磁的記録の備付け又は保存が行われていない事実

⑵　旧法第８条第１項第２号該当の場合には、電磁的記録の備付け又は保存が旧法第４条第１項、第２項及び第３項に規定する令和３年財務省令第 25 号による改正前の電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則第３条第１項から第６項に定めるところに従って行われていない事実があることを、取消対象の国税関係帳簿書類に応じて（複数の国税関係帳簿書類が取消しの対象となる場合で取消しの事由が同じであるときは、取りまとめて)、具体的に記載することに留意する。

㈱　この箇所に書ききれない場合は、「別紙のとおり」と記載し、別紙に上記の内容を記載する。

5　「この通知に係る処分は、　　の職員の調査に基づいて行いました。」欄の空白箇所には、国税局の職員の調査に基づいて行う処分である場合に、その国税局名を記入し、その他の場合には、この欄の全部を抹消する。

6　教示文については、処分の内容に応じて、次のとおり記載する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。)。

⑴　税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合（別紙１）

「・・・３月以内に　　税務署長に対して・・・」の　　部分には、処分の対象となる保存義務者の納税地を管轄する税務署名を記載する。

また、「・・・(提出先は　　国税不服審判所首席国税審判官)・・・」の　　部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記載する。

⑵　国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合（別紙２）

「・・・３月以内に　　国税局長に対して・・・」の　　部分には、処分の対象となる保存義務者の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記載する。

また、「・・・(提出先は　　国税不服審判所首席国税審判官)・・・」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記載する。

7　この通知書及び教示文は、複写により２部作成し、１部を決議書に添付し、他の１部を保存義務者に送付する。

適格分割等が行われた場合の外国税額の控除に係る繰越控除限度額等の計算の特例に関する届出書の記載要領等

1　この届出書は、内国法人である法人が、適格分割等（適格分割又は適格現物出資をいいます。以下同じ。）により分割法人等（分割法人又は現物出資法人をいいます。以下同じ。）から事業の全部又は一部の移転を受けた場合において、法人税法（以下「法」といいます。）第69条第９項の規定の適用を受けることについて、法第69条第10項の規定により届け出る場合に、必要事項を記載して提出してください。

2　この届出書は、適格分割等の日以後３月以内（法人税法施行令（以下「法令」といいます。）第146条第11項の規定の適用がある場合には４月以内）に納税地の所轄税務署長に提出してください。

3　届出書の各欄は、次により記載してください。

(1)　「国外所得金額」の各欄

イ　「事業年度」欄は、分割等前３年内事業年度を記載してください。「控除限度額」欄及び「控除対象外国法人税の額」欄の「事業年度」も同様に記載します。

ロ　「各事業年度の国外所得金額」欄は、分割法人等の各事業年度の国外所得金額を記載してください。

ハ　「左のうち移転を受けた事業に係る部分の金額」欄は、分割法人等の各事業年度の国外所得金額のうち、内国法人が移転を受けた事業に係る部分の金額を記載してください。

(2)　「控除限度額」の各欄

イ　「各事業年度の控除限度額」欄は、分割法人等の分割等前３年内事業年度の控除限度額を記載してください。

ロ　「左のうち移転を受けた事業に係る部分の金額」欄は、分割法人等の分割等前３年内事業年度の控除限度額のうち、法令第146条第２項の規定により内国法人が移転を受けた事業に係る控除限度額とされる金額を記載してください。

(3)　「控除対象外国法人税の額」の各欄

イ　「各事業年度の控除対象外国法人税の額」欄は、分割法人等の分割等前３年内事業年度の控除対象外国法人税の額又は個別控除対象外国法人税の額を記載してください。

ロ　「左のうち移転を受けた事業に係る部分の金額」欄は、分割法人等の分割等前３年内事業年度の控除対象外国法人税の額のうち、法令第146条第４項の規定により内国法人が移転を受けた事業に係る控除対象外国法人税の額とされる金額を記載してください。

4　この届出書には、各欄の金額の計算に関する明細のほか、参考となるべき事項がある場合にはそれを記載した書類を添付し、添付書類欄に記載してください。

5　「税理士署名」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。

6　留意事項

○　法人課税信託の名称の併記

法第２条第29号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

お問い合わせ番号	

税務署長

様

適格分割等を行った場合の貸倒実績率の特別な計算方法の承認申請の 承認／却下 通知書

貴法人から 付でされた適格分割等を行った場合の貸倒実績率の特別な計算方法の承認申請については、調査したところ 相当／以下の理由により不相当 と認められるので、これを 承認／却下 したから通知します。

（処分の理由）

この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

不服申立て等について

【不服申立てについて】

○　この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して３月以内に税務署長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

○　再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して１月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

○　審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。

○　取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者　法務大臣）となります。

○　取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過したときは、提起することができません。

○　取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。

(1) 審査請求がされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

(2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。

(3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

不服申立て等について

【不服申立てについて】

○　この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して３月以内に国税局長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

○　再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して１月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

○　審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。

○　取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者　法務大臣）となります。

○　取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過したときは、提起することができません。

○　取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。

(1) 審査請求がされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

(2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。

(3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

適格分割等を行った場合の貸倒実績率の特別な計算方法の承認申請の 承認／却下 通知書

1　使用目的

「適格分割等を行った場合の貸倒実績率の特別な計算方法の承認申請の 承認／却下 通知書」は、適格分割等を行った場合の貸倒実績率の特別な計算方法の承認申請について、承認又は却下の通知をする場合に使用する。

2　記載要領

項　　目	内　　容
標題及び本文	適格分割等を行った場合の貸倒実績率の特別な計算方法の承認申請について、承認する場合は「却下」及び「以下の理由により不相当」の字句を抹消し、却下する場合は「承認」及び「相当」の字句を抹消する。
処分の理由	申請に係る事項について申請のとおりに承認する場合には「(処分の理由)」の字句を抹消し、申請に係る事項について却下する場合には却下の理由を記入する。
調査担当者の表示	「この通知に係る処分は、　　の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。
教　　示	処分の内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。）。 (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「･･･３月以内に　　税務署長に対して･･･」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「･･･（提出先は　　国税不服審判所首席国税審判官）･･･」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「･･･３月以内に　　国税局長に対して･･･」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「･･･（提出先は　　国税不服審判所首席国税審判官）･･･」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、承認する場合は、教示文を送付しない。

3　留意事項

○　法人課税信託の名称の併記

法人税法第２条第29号の２に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等に、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

お問い合わせ番号	

税務署長

様

適格分割等を行った場合の貸倒実績率の特別な計算方法の承認の取消通知書

貴法人の適格分割等を行った場合の貸倒実績率の特別な計算方法の承認については、以下の理由により 自 至 事業年度以後これを取り消したから通知します。

（処分の理由）

この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

不服申立て等について

【不服申立てについて】

○　この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して３月以内に税務署長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

○　再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して１月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

○　審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。

○　取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者　法務大臣）となります。

○　取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過したときは、提起することができません。

○　取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。

(1) 審査請求がされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

(2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。

(3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

不服申立て等について

【不服申立てについて】

○　この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して３月以内に国税局長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

○　再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して１月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

○　審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。

○　取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者　法務大臣）となります。

○　取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過したときは、提起することができません。

○　取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。

(1) 審査請求がされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

(2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。

(3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

適格分割等を行った場合の貸倒実績率の特別な計算方法の承認の取消通知書

1　使用目的

「適格分割等を行った場合の貸倒実績率の特別な計算方法の承認の取消通知書」は、適格分割等を行った場合の貸倒実績率の特別な計算方法の承認の取消しの通知をする場合に使用する。

2　記載要領

項　　目	内　　容
処 分 の 理 由	承認を取り消す理由を記入する。
調査担当者の表示	「この通知に係る処分は、　　の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。
教　　示	処分の内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。）。 (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「･･･３月以内に　　税務署長に対して･･･」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「･･･（提出先は　　国税不服審判所首席国税審判官）･･･」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「･･･３月以内に　　国税局長に対して･･･」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「･･･（提出先は　　国税不服審判所首席国税審判官）･･･」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3　留意事項

○　法人課税信託の名称の併記

法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等に、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

お問い合わせ番号	

税務署長

様

適格分割等を行った場合の返品率の特別な計算方法の承認申請の 承認／却下 通知書

貴法人から　　付でされた適格分割等を行った場合の返品率の特別な計算方法の承認申請については、調査したところ 相当／以下の理由により不相当 と認められるので、これを 承認／却下 したから通知します。

（処分の理由）

この通知に係る処分は、　　の職員の調査に基づいて行いました。

不服申立て等について

【不服申立てについて】

○　この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して３月以内に税務署長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

○　再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して１月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

○　審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。

○　取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者　法務大臣）となります。

○　取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過したときは、提起することができません。

○　取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。

(1) 審査請求がされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

(2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。

(3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

不服申立て等について

【不服申立てについて】

○　この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して３月以内に国税局長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

○　再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して１月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

○　審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。

○　取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者　法務大臣）となります。

○　取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過したときは、提起することができません。

○　取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。

(1) 審査請求がされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

(2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。

(3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

適格分割等を行った場合の返品率の特別な計算方法の承認申請の承認／却下通知書

1　使用目的

「適格分割等を行った場合の返品率の特別な計算方法の承認申請の承認／却下　通知書」は、適格分割等を行った場合の返品率の特別な計算方法の承認申請について、承認又は却下の通知をする場合に使用する。

2　記載要領

項　　目	内　　容
標題及び本文	適格分割等を行った場合の返品率の特別な計算方法の承認申請について、承認する場合は「却下」及び「以下の理由により不相当」の字句を抹消し、却下する場合は「承認」及び「相当」の字句を抹消する。
処分の理由	申請に係る事項について申請のとおりに承認する場合には「(処分の理由)」の字句を抹消し、申請に係る事項について却下する場合には却下の理由を記入する。
調査担当者の表示	「この通知に係る処分は、　　の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。
教　　示	処分の内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。）。 (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「･･･３月以内に　　税務署長に対して･･･」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「･･･（提出先は　　国税不服審判所首席国税審判官）･･･」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「･･･３月以内に　　国税局長に対して･･･」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「･･･（提出先は　　国税不服審判所首席国税審判官）･･･」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、承認する場合は、教示文を送付しない。

3　留意事項

○　法人課税信託の名称の併記

法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等に、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

お問い合わせ番号	

税務署長

様

適格分割等を行った場合の返品率の
特別な計算方法の承認の取消通知書

貴法人の適格分割等を行った場合の返品率の特別な計算方法の承認については、

以下の理由により　自
至　事業年度以後これを取り消したから通知します。

（処分の理由）

この通知に係る処分は、　の職員の調査に基づいて行いました。

不服申立て等について

【不服申立てについて】

○　この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して３月以内に税務署長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

○　再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して１月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

○　審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。

○　取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者　法務大臣）となります。

○　取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過したときは、提起することができません。

○　取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。

(1) 審査請求がされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

(2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。

(3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

不服申立て等について

【不服申立てについて】

○　この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して３月以内に国税局長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

○　再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して１月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

○　審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。

○　取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者　法務大臣）となります。

○　取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過したときは、提起することができません。

○　取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。

(1) 審査請求がされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

(2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。

(3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

適格分割等を行った場合の返品率の特別な計算方法の承認の取消通知書

1　使用目的

「適格分割等を行った場合の返品率の特別な計算方法の承認の取消通知書」は、適格分割等を行った場合の返品率の特別な計算方法の承認の取消しの通知をする場合に使用する。

2　記載要領

項　　目	内　　容
処 分 の 理 由	承認を取り消す理由を記入する。
調査担当者の表示	「この通知に係る処分は、　　の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。
教　　示	処分の内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。）。 (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「･･･３月以内に　　税務署長に対して･･･」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「･･･（提出先は　　国税不服審判所首席国税審判官）･･･」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「･･･３月以内に　　国税局長に対して･･･」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「･･･（提出先は　　国税不服審判所首席国税審判官）･･･」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3　留意事項

○　法人課税信託の名称の併記

法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等に、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

分割等があった場合の比較試験研究費の額の調整計算の特例に係る明細書の記載要領等

1　この明細書は、分割法人等（分割法人、現物出資法人又は現物分配法人をいいます。以下同じです。）又は分割承継法人等（分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人をいいます。以下同じです。）の比較試験研究費の額の計算について、租税特別措置法施行令（以下「措置法施行令」といいます。）第27条の４第14項又は租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（令和８年政令第98号）による改正前の措置法施行令（以下「令和８年改正前措置法施行令」といいます。）第27条の４第14項の規定を適用するために租税特別措置法施行規則第20条第３項に規定する事項を記載して確定申告書等、修正申告書又は更正の請求書（以下「申告書等」といいます。）に添付する場合に使用します。

また、この明細書は、分割、現物出資又は現物分配（以下「分割等」といいます。）が複数ある場合にはその分割等ごとに、分割等に係る相手先が複数ある場合にはその相手先ごとに作成してください。

2　この明細書の各欄は次により記載します。

⑴「添付対象法人の区分及び分割、現物出資又は現物分配の態様」

この明細書を申告書等に添付する法人（以下「添付対象法人」といいます。）の分割等に係る法人区分を○で囲みます。

⑵　「分割法人、現物出資法人又は現物分配法人の事業年度」

次の場合の区分に応じそれぞれ次の日を含む分割法人等の事業年度を記載してください。

イ　租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第42条の４第１項、第４項若しくは第７項又は所得税法等の一部を改正する法律（令和８年法律第12号）による改正前の措置法第42条の４第１項若しくは第４項の規定の適用を受ける事業年度（以下「適用年度」といいます。）において分割等が行われた場合（残余財産の全部の分配に該当する現物分配に係る添付対象法人である被現物分配法人にあっては、適用年度開始の日の前日からその適用年度終了の日の前日までの期間内においてその残余財産が確定した場合）

添付対象法人の基準日（適用年度開始の日前３年以内に開始した各事業年度のうち最も古い事業年度開始の日等の一定の日をいいます。以下同じです。）から適用年度開始の日の前日までの期間内の日

ロ　添付対象法人の基準日から適用年度開始の日の前日までの期間内に分割等が行われた場合（残余財産の全部の分配に該当する現物分配に係る添付対象法人である被現物分配法人にあっては、添付対象法人の基準日の前日からその適用年度開始の日の前日を含む事業年度終了の日の前日までの期間内においてその残余財産が確定した場合）

添付対象法人の基準日からその分割等の日の前日までの期間内の日

⑶　「分割法人、現物出資法人又は現物分配法人の試験研究費の額」

分割等に係る分割法人等の試験研究費の額を記載してください。

また、現物分配に係る移転試験研究用資産がない場合、試験研究費の額の記載を要しません。

なお、⑵「分割法人、現物出資法人又は現物分配法人の事業年度」が次の事業年度に該当する場合にはそれぞれ次の試験研究費の額を記載してください。

イ　分割法人又は現物出資法人の分割又は現物出資の日を含む事業年度（以下「分割等事業年度」といいます。）

その分割又は現物出資の日の前日をその分割等事業年度終了の日とした場合のその分割等事業年度の試験研究費の額

ロ　現物分配法人の現物分配の日を含む事業年度（以下「現物分配事業年度」といいます。）

その現物分配の日の前日をその現物分配事業年度終了の日とした場合のその現物分配事業年度の試験研究費の額

⑷　「分割法人、現物出資法人又は現物分配法人の移転試験研究費の額」

分割等に係る分割法人等の移転試験研究費の額を記載してください。

また、現物分配に係る移転試験研究用資産がない場合、移転試験研究費の額は０を記載してください。

なお、次の場合にあってはそれぞれ次の金額を記載してください。

イ　令和６年経過措置対象年度の場合（適用年度が添付対象法人の新法適用年度（※１）であり、かつ、その分割等が経過措置分割等（※２）である場合をいいます。以下同じです。）において次の場合に該当するとき　次の場合の区分に応じそれぞれ次の金額

(ｲ)　添付対象法人が分割承継法人等である場合において、その分割等に係る分割法人等がその分割等についてその分割法人等の新法適用年度において措置法施行令第27条の４第14項又は令和８年改正前措置法施行令第27条の４第14項の規定の適用を受けるとき　その分割法人等がその新法適用年度のこの明細書に記載する移転試験研究費の額

(ﾛ)　添付対象法人がその分割等について措置法施行令第27条の４第14項又は令和８年改正前措置法施行令第27条の４第14項の規定の適用を受けようとする事業年度の修正申告書又は更正の請求書を提出する場合において、既に提出したその事業年度の申告書等に添付したこの明細書に各事業年度の移転試験研究費の額の記載があるとき　その明細書に記載した各事業年度の移転試験研究費の額

(ﾊ)　添付対象法人がその分割等について措置法施行令第27条の４第14項又は令和８年改正前措置法施行令第27条の４第14項の規定の適用を受けようとする事業年度前の事業年度でこれらの規定の適用を受けた新法適用年度がある場合におけるその適用を受けた新法適用年度の申告書等に添付したこの明細書にその分割等に係る分割法人等の各事業年度の移転試験研究費の額の記載があるとき　その明細書に記載した各事業年度の移転試験研究費の額

※１　新法適用年度とは、次に掲げる法人の区分に応じそれぞれ次の事業年度をいいます。

⑴　⑵以外の法人　令和７年４月１日以後に開始する事業年度

⑵　措置法第42条の４第８項第３号の通算法人である法人　その法人に係る通算親法人の令和７年４月１日以後に開始する事業年度終了の日に終了するその法人の事業年度

※２　経過措置分割等とは、分割等に係る移転試験研究費の額又は月別移転試験研究費の額の計算の基礎となる移転試験研究費の額に所得税法等の一部を改正する法律（令和６年法律第８号）による改正後の措置法第42条の４第19項第１号に規定する試験研究費の額に該当しないものが含まれる場合で、かつ、その分割等に係る分割法人等又は分割承継法人等が、令和７年４月１日前に開始した事業年度（その分割法人等又は分割承継法人等が通算法人である場合には、その分割法人等又は分割承継法人等に係る通算親法人の同日前に開始した事業年度終了の日に終了するその分割法人等又は分割承継法人等の各事業年度）においてその分割等について令和８年改正前措置法施行令第27条の４第14項の規定を受けた、又はその分割等について旧届出書（※３）を提出していた場合におけるその分割等をいいます。

※３　旧届出書とは、租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（令和５年政令第145号）による改正前の措置法施行令（以下「令和５年改正前措置法施行令」といいます。）第27条の４第14項の規定の適用を受けるための「分割等による試験研究費の額の区分に関する届出書」（その分割等が現物分配である場合にあっては、同条第16項の規定の適用を受けるための「現物分配により試験研究用資産の移転を受けていない旨の届出書」）をいいます。

ロ　令和６年経過措置対象年度の場合以外の場合で次の場合に該当するとき　次の場合の区分に応じそれぞれ次の金額

(ｲ)　添付対象法人が分割承継法人等である場合において、分割等に係る分割法人等がその分割等について措置法施行令第27条の４第14項又は令和８年改正前措置法施行令第27条の４第14項の規定の適用を受けるとき　その分割法人等が「分割等があった場合の比較試験研究費の額の調整計算の特例に係る明細書」に記載する移転試験研究費の額

(ﾛ)　添付対象法人がその分割等について措置法施行令第27条の４第14項又は令和８年改正前措置法施行令第27条の４第14項の規定の適用を受けようとする事業年度の修正申告書又は更正の請求書を提出する場合において、既に提出したその事業年度の申告書等に添付した付表にその各事業年度の移転試験研究費の額の記載があるとき　その付表に記載した各事業年度の移転試験研究費の額

(ﾊ)　添付対象法人がその分割等について措置法施行令第27条の４第14項又は令和８年改正前措置法施行令第27条の４第14項の規定の適用を受けようとする事業年度前の事業年度でその分割等についてこれらの規定の適用を受けた事業年度がある場合において、その適用を受けた事業年度の申告書等に添付した付表にその分割等に係る分割法人等の各事業年度の移転試験研究費の額の記載があるとき　その付表に記載した各事業年度の移転試験研究費の額

(ﾆ)　経過期間（※１）内に行われた分割等について、令和５年旧令適用法人（※２）以外の法人が措置法施行令第27条の４第14項又は令和８年改正前措置法施行令第27条の４第14項の規定の適用を受けようとする場合に、令和５年旧令適用法人がその分割等について令和５年改正前措置法施行令第27条の４第14項の規定の適用を受けるための「分割等による試験研究費の額の区分に関する届出書」に各事業年度の移転試験研究費の額の記載があるとき　その令和５年旧令適用法人が「分割等による試験研究費の額の区分に関する届出書」に記載した各事業年度の移転試験研究費の額

※１　経過期間とは、分割等に係る次のいずれか早い日からその分割等に係る次のいずれか遅い日の前日までの期間をいいます。

⑴　分割法人等の令和５年４月１日以後最初に開始する事業年度開始の日（その分割法人等が措置法第42条の４第８項第３号の通算法人である場合には、その分割法人等に係る通算親法人の令和５年４月１日以後最初に開始する事業年度終了の日に終了するその分割法人等の事業年度開始の日）

⑵　分割承継法人等の令和５年４月１日以後最初に開始する事業年度開始の日（その分割承継法人等が措置法第42条の４第８項第３号の通算法人である場合には、その分割承継法人等に係る通算親法人の

令和５年４月１日以後最初に開始する事業年度終了の日に終了するその分割承継法人等の事業年度開始の日）

※２　令和５年旧令適用法人とは、経過期間内に行われた分割等に係る分割法人等又は分割承継法人等のうち、その分割等の日が令和５年４月１日前に開始した事業年度の期間内であるもの（その分割法人等又は分割承継法人等が措置法第42条の４第８項第３号の通算法人である場合には、その分割等の日がその分割法人等又は分割承継法人等に係る通算親法人の令和５年４月１日前に開始した事業年度終了の日に終了するその分割法人等又は分割承継法人等の事業年度の期間内であるもの）をいいます。

⑸　「相手先」の各欄

分割等に係る相手先の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。

⑹　「分割、現物出資又は現物分配の年月日」

分割等の年月日を記載してください。

なお、残余財産の全部の分配に該当する現物分配にあっては、残余財産の確定の日を記載してください。

⑺　「分割又は現物出資の場合」の各欄

イ　「移転事業の内容」

移転事業の内容を記載してください。なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。

ロ　「移転事業に係る試験研究の内容」

移転事業に係る試験研究の内容を記載してください。なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。

ハ　「移転事業と移転事業に係る試験研究とが関連する理由」

移転事業と移転事業に係る試験研究とが関連する理由を記載してください。なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。

ニ　「分割承継法人又は被現物出資法人が移転事業に係る試験研究を行うためにその分割又は現物出資により移転する資産及び従業者の明細及び数」

分割承継法人又は被現物出資法人が移転事業に係る試験研究を行うためにその分割等により移転する資産の明細及び従業者の数をそれぞれ記載してください。なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。

ホ　「分割法人又は現物出資法人の各事業年度の試験研究費の額を移転事業に係る試験研究費の額とその移転事業以外の事業に係る試験研究費の額とに区分した合理的な方法」

移転事業に係る試験研究費の額とその移転事業以外の事業に係る試験研究費の額とに区分した合理的な方法を記載してください。なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。

⑻　「現物分配の場合」

その現物分配により移転する移転試験研究用資産の明細（移転試験研究用資産がない場合には、その旨）を記載してください。

３　留意事項

分割等について、旧届出書を提出していた場合におけるその分割等に係る分割法人等及び分割承継法人等が、その分割等について令和８年改正前措置法施行令第27条の４第14項の規定を適用しようとする場合（令和６年経過措置対象年度の場合を除きます。）には、申告書等にこの明細書を添付する必要はありません。

分割等があった場合の平均売上金額の調整計算の特例に係る明細書の記載要領等

1　この明細書は、分割法人等（分割法人又は現物出資法人をいいます。以下同じです。）又は分割承継法人等（分割承継法人又は被現物出資法人をいいます。以下同じです。）の平均売上金額の計算について、租税特別措置法施行令（以下「措置法施行令」といいます。）第27条の４第28項又は租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（令和８年政令第98号）による改正前の措置法施行令（以下「令和８年改正前措置法施行令」といいます。）第27条の４第30項の規定を適用するために租税特別措置法施行規則第20条第６項又は租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（令和８年財務省令第21号）による改正前の租税特別措置法施行規則第20条第29項に規定する事項を記載して確定申告書等、修正申告書又は更正の請求書（以下「申告書等」といいます。）に添付する場合に使用します。

また、この明細書は、分割又は現物出資（以下「分割等」といいます。）が複数ある場合にはその分割等ごとに、分割等に係る相手先が複数ある場合にはその相手先ごとに作成してください。

2　この明細書の各欄は次により記載します。

⑴「添付対象法人の区分及び分割又は現物出資の態様」

この明細書を申告書等に添付する法人（以下「添付対象法人」といいます。）の分割等に係る法人区分を○で囲みます。

⑵　「分割法人又は現物出資法人の事業年度」

次の場合の区分に応じそれぞれ次の日を含む分割法人等の事業年度を記載してください。

イ　租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第42条の４第１項若しくは第４項又は所得税法等の一部を改正する法律（令和８年法律第12号）による改正前の措置法第42条の４第１項若しくは第４項の規定の適用を受ける事業年度（以下「適用年度」といいます。）において分割等が行われた場合

添付対象法人の基準日（適用年度開始の日前３年以内に開始した各事業年度のうち最も古い事業年度開始の日等の一定の日をいいます。以下同じです。）から適用年度開始の日の前日までの期間内の日

ロ　添付対象法人の基準日から適用年度開始の日の前日までの期間内に分割等が行われた場合

添付対象法人の基準日からその分割等の日の前日までの期間内の日

⑶　「分割法人又は現物出資法人の売上金額」

分割等に係る分割法人等の売上金額を記載してください。

また、⑵「分割法人又は現物出資法人の事業年度」が分割法人等の分割等の日を含む事業年度（以下「分割等事業年度」といいます。）に該当する場合には、その分割等の日の前日をその分割等事業年度終了の日とした場合のその分割等事業年度の売上金額を記載してください。

⑷　「分割法人又は現物出資法人の移転売上金額」

分割等に係る分割法人等の移転売上金額を記載してください。

また、次の場合にあってはそれぞれ次の金額を記載してください。

イ　添付対象法人が分割承継法人等である場合において、分割等に係る分割法人等がその分割等について措置法施行令第27条の４第28項又は令和８年改正前措置法施行令第27条の４第30項の規定の適用を受けるとき　その分割法人等が「分割等があった場合の平均売上金額の調整計算の特例に係る明細書」に記載する移転売上金額

ロ　添付対象法人がその分割等について措置法施行令第27条の４第28項又は令和８年改正前措置法施行令第27条の４第30項の規定の適用を受けようとする事業年度の修正申告書又は更正の請求書を提出する場合において、既に提出したその事業年度の申告書等に添付した付表にその各事業年度の移転売上金額の記載があるとき　その付表に記載した各事業年度の移転売上金額

ハ　添付対象法人がその分割等について措置法施行令第27条の４第28項又は令和８年改正前措置法施行令第27条の４第30項の規定の適用を受けようとする事業年度前の事業年度でその分割等についてこれらの規定の適用を受けた事業年度がある場合において、その適用を受けた事業年度の申告書等に添付した付表にその分割等に係る分割法人等の各事業年度の移転売上金額の記載があるとき　その付表に記載した各事業年度の移転売上金額

ニ　経過期間（※１）内に行われた分割等について、旧令適用法人（※２）以外の法人が措置法施行令第27条の４第28項又は令和８年改正前措置法施行令第27条の４第30項の規定の適用を受けようとする場合に、旧令適用法人がその分割等について租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（令和５年政令第145号）による改正前の措置法施行令（以下「令和５年改正前措置法施行令」といいます。）第27条の４第37項の規定の適用を受けるための「分割等による売上金額の区分に関する届出書」に各事業年度の移転売上金額の記載があるとき　その旧令適用法人が「分割等による売上金額の区分に関する届出書」に記載した各事業年度の移転売上金額

※１　経過期間とは、分割等に係る次のいずれか早い日からその分割等に係る次のいずれか遅い日の前日までの期間をいいます。

(ｲ)　分割法人等の令和５年４月１日以後最初に開始する事業年度開始の日（その分割法人等が措置法第42条の４第８項第３号の通算法人である場合には、その分割法人等に係る通算親法人の令和５年４月１日以後最初に開始する事業年度終了の日に終了するその分割法人等の事業年度開始の日）

(ﾛ)　分割承継法人等の令和５年４月１日以後最初に開始する事業年度開始の日（その分割承継法人等が措置法第42条の４第８項第３号の通算法人である場合には、その分割承継法人等に係る通算親法人の令和５年４月１日以後最初に開始する事業年度終了の日に終了するその分割承継法人等の事業年度開始の日）

※２　旧令適用法人とは、経過期間内に行われた分割等に係る分割法人等又は分割承継法人等のうち、その分割等の日が令和５年４月１日前に開始した事業年度の期間内であるもの（その分割法人等又は分割承継法人等が措置法第42条の４第８項第３号の通算法人である場合には、その分割等の日がその分割法人等又は分割承継法人等に係る通算親法人の令和５年４月１日前に開始した事業年度終了の日に終了するその分割法人等又は分割承継法人等の事業年度の期間内であるもの）をいいます。

⑸　「相手先」の各欄

分割等に係る相手先の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。

⑹　「移転事業の内容」

移転事業の内容を記載してください。なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。

⑺　「分割承継法人又は被現物出資法人が移転事業を行うためにその分割又は現物出資により移転する資産及び従業者の明細及び数」

分割承継法人等が移転事業に係る試験研究を行うためにその分割等により移転する資産の明細及び従業者の数をそれぞれ記載してください。なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。

⑻　「分割法人又は現物出資法人の各事業年度の売上金額を移転事業に係る売上金額とその移転事業以外の事業に係る売上金額とに区分した合理的な方法」

移転事業に係る売上金額とその移転事業以外の事業に係る売上金額とに区分した合理的な方法を記載してください。なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。

３　留意事項

分割等について、令和５年改正前措置法施行令第27条の４第37項の規定の適用を受けるための「分割等による売上金額の区分に関する届出書」を提出していた場合におけるその分割等に係る分割法人等及び分割承継法人等が、その分割等について令和８年改正前措置法施行令第27条の４第30項の規定を適用しようとする場合には、申告書等にこの明細書を添付する必要はありません。

様式ID	NTA1H0Y330010080

★

適格合併等による特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合において指定期間内に資産の取得が困難な場合の設定期間延長承認申請書

年　月　日　提出

提出先		F01	税務署長	法人番号		F02	
納税地	郵便番号	F05	—	代表者	郵便番号	F36	—
	所在地	F06			住所	H08	
	電話番号	F07	— —		フリガナ（代表者氏名）	H06	
フリガナ（法人名）		F03			代表者氏名	H07	
法人名		F04			事業種目	H02	

適格合併等による特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合において指定期間内に資産の取得が困難な場合の設定期間の延長について、租税特別措置法施行令第 39 条の７第 31 項の規定により下記のとおり申請します

記

申請の日における引継ぎを受けた特別勘定の金額					円
取得する予定の資産の内容	種類				
	構造				
	規模（土地等にあってはその面積）				
	取得価額	円	円	円	円
	取得予定年月日	年　月　日	年　月　日	年　月　日	年　月　日
やむを得ない事情の詳細					
認定を受けようとする日		年　月　日			
その他参考となるべき事項					

税理士署名	R01		電話番号（税理士）	R02	— —

税務署整理欄	通信日付印の年月日		（西暦）年	月	日	備考	
		F12					

適格合併等による特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合において指定期間内に資産の取得が困難な場合の設定期間延長承認申請書の記載要領等

1　この申請書は、法人が租税特別措置法施行令（以下「措置法施行令」といいます。）第 39 条の７第 30 項各号に規定する引継ぎを受けた日等以後に租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第 65 条の７第３項に規定するやむを得ない事情が生じたため、措置法第 65 条の８第７項の法人がこれらの各号に定める期間内に措置法第 65 条の７第１項の表の各号の下欄に掲げる資産の取得をすることが困難である場合において、その期間の延長を申請する場合に、必要事項を記載して提出してください。

2　この申請書は、やむを得ない事情が生じた日以後２月以内に提出してください。

3　この申請書は、納税地を所轄する税務署長に提出してください。

4　申請書の各欄は、次により記載しますが、記載に当たって欄が不足する場合は、適宜別紙に記載して添付してください。

(1)　「申請の日における引継ぎを受けた特別勘定の金額」欄には、申請の日における措置法第 65 条の８第４項の規定により引継ぎを受けた特別勘定の金額を記載してください。

(2)　「取得する予定の資産の内容」の各欄

イ　「種類」欄には、取得する予定の資産の種類（土地、建物、構築物、機械及び装置等の別）を記載してください。

ロ　「構造」欄には、取得する予定の資産（建物、構築物等）の構造を記載してください。

ハ　「規模」欄には、取得する予定の資産の面積、重量、能力等の大きさを記載してください。

ニ　「取得価額」欄には、取得する予定の資産の取得価額を記載してください。

ホ　「取得予定年月日」欄には、取得する予定の資産の取得予定年月日を記載してください。

(3)　「やむを得ない事情の詳細」欄には、指定期間内に措置法第 65 条の７第１項の表の各号の下欄に掲げる資産の取得をすることが困難である理由を詳細に記載してください。

(4)　「認定を受けようとする日」欄には、措置法施行令第 39 条の７第 30 項に規定する認定を受けようとする日を記載してください。

(5)　「税理士署名」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。

5　留意事項

○　法人課税信託の名称の併記

法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

様式ID	NTA1VHX633010020

★

適格分割等による特別償却準備金の損金算入に関する届出書

年　月　日 提出

提出先		F01	税務署長	法人番号		F02	
納税地	郵便番号	F05	—	代表者	郵便番号	F36	—
	所在地	F06			住所	H08	
	電話番号	F07	— —		フリガナ（代表者氏名）	H06	
フリガナ（法人名）		F03			代表者氏名	H07	
法人名		F04			事業種目	H02	

適格分割等による特別償却準備金の損金算入について、租税特別措置法第52条の３第14項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

分割承継法人等	法人名等	
	納税地	
	代表者氏名	
適格分割等の年月日		元号　年　月　日
特別償却対象資産	種類	
	構造又は用途	
	細目又は設備の種類の区分	
	耐用年数等	年
特別償却に関する規定の区分		
特別償却準備金の金額		円
添付明細（別表等）		

（その他参考となるべき事項）

税理士署名	R01		電話番号（税理士）	R02	— —

税務署整理欄	通信日付印の年月日		（西暦）年	月	日	備考	
		F12					

お問い合わせ番号	

国 税 庁 長 官

様

グループ通算制度の承認申請の 承認／却下 通知書

貴法人から　　付でされたグループ通算制度の承認申請については、調査したところ 相当／以下の理由により不相当 と認められるので、これを 承認／却下 したから通知します。

（処分の理由）

不服申立て等について

【不服申立てについて】

○　この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して３月以内に国税庁長官に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

○　審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。

○　取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者　法務大臣）となります。

○　取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過したときは、提起することができません。

○　取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。

(1) 審査請求がされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

(2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。

(3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

グループ通算制度の承認申請の承認・却下通知書

1　使用目的

「グループ通算制度の承認申請の　承認／却下　通知書」は、グループ通算制度の承認申請について承認又は却下の通知をする場合に使用する。

2　記載要領

項　　目	内　　容
表題及び本文	グループ通算制度の承認申請について、承認する場合は「却下」及び「以下の理由により不相当」の字句を抹消し、却下する場合は「承認」及び「相当」の字句を抹消する。
処分の理由	申請に係る事項について、申請のとおり承認する場合には「(処分の理由)」の字句を抹消し、申請に係る事項について却下する場合には却下の理由を記入する。

お問い合わせ番号	

国 税 庁 長 官

様

グループ通算制度の取りやめの承認申請の 承認／却下 通知書

貴法人から 付でされたグループ通算制度の取りやめの承認申請については、調査したところ 相当／以下の理由により不相当 と認められるので、これを 承認／却下 したから通知します。

（処分の理由）

不服申立て等について

【不服申立てについて】

○　この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して３月以内に国税庁長官に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

○　審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。

○　取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者　法務大臣）となります。

○　取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過したときは、提起することができません。

○　取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。

(1) 審査請求がされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

(2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。

(3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

グループ通算制度の取りやめの承認申請の承認・却下通知書

1　使用目的

「グループ通算制度の取りやめの承認申請の 承認 / 却下 通知書」は、グループ通算制度の承認申請について承認又は却下の通知をする場合に使用する。

2　記載要領

項　　目	内　　容
表題及び本文	グループ通算制度の取りやめの承認申請について、承認する場合は「却下」及び「以下の理由により不相当」の字句を抹消し、却下する場合は「承認」及び「相当」の字句を抹消する。
処分の理由	申請に係る事項について、申請のとおり承認する場合には「(処分の理由)」の字句を抹消し、申請に係る事項について却下する場合には却下の理由を記入する。

更　正　の　理　由	
貴法人及び他の連結法人備付けの帳簿書類を調査した結果、連結所得金額等又は税額等の計算に誤りがあると認められますから、次のとおり、申告書に記載された連結所得金額等に加算、減算して更正し又は税額等を更正しました。	

更　正　の　理　由
貴法人及び他の連結法人備付けの帳簿書類を調査した結果、課税標準又は税額等の計算に誤りがあると認められますから、次のとおり、申告書に記載された課税標準又は税額等を更正しました。

更 正 の 理 由	
貴法人の法人税の申告書及び同添付書類に記載された事項によりますと、法令の規定に従っていないことが明らかなものや計算誤りがありますので、次のとおり、申告連結所得金額等に加算、減算して更正し又は税額等を更正しました。	

更　正　の　理　由	
わが国が締結した租税条約に規定する権限のある当局間の協議による合意に基づき、次のとおり、申告連結所得金額等に加算、減算して更正し又は税額等を更正しました。	

適 用 額 明 細 書 の 記 載 要 領

1　この適用額明細書は、法人税申告書を提出する法人で、その法人税申告書に係る平成23年4月1日以後に終了する事業年度において、法人税関係特別措置のうち税額又は所得の金額を減少させる規定その他一定の規定の適用を受けようとする場合に、その法人税申告書に添付して提出するものです（租特透明化法３）。

2　この明細書は、提出の都度、１通作成して提出してください。

3　この明細書の各欄の記載は、次によります。

(1)　「期末現在の資本金の額又は出資金の額」欄及び「所得金額又は欠損金額」欄は、法人税確定申告書に記載した該当項目の金額又は数字を移記してください。

(2)　「提出枚数」欄には、提出する適用額明細書の総枚数及び当該明細書がそのうち何枚目に当たるかを記載してください。

(3)　「事業種目」欄には、法人の行う主たる事業の属する業種について、租特透明化法施行規則に掲げる表の「事業種目」欄に掲げる事業種目を記載し、「業種番号」欄は当該事業種目に対応した同表の「業種番号」欄に掲げる番号を記載してください。

(4)　「租税特別措置法の条項」欄には、法人が適用を受ける法人税関係特別措置について、租特透明化法施行規則に掲げる表の「租税特別措置法又は令和２年改正前措置法の条項」欄に掲げる条項を記載し、「区分番号」欄は当該条項の区分に応じ同表の「区分番号」の欄に掲げる番号を、「適用額」欄には当該条項の区分に応じ同表の「適用額」欄に掲げる金額をそれぞれ記載してください。

(5)　「法人番号」欄は、平成28年１月１日以後開始する事業年度から記載してください。

適 用 額 明 細 書 の 記 載 要 領

1　この適用額明細書は、法人税申告書を提出する法人で、その法人税申告書に係る平成23年4月1日以後に終了する事業年度において、法人税関係特別措置のうち税額又は所得の金額を減少させる規定その他一定の規定の適用を受けようとする場合に、その法人税申告書に添付して提出するものです（租特透明化法３）。

2　この明細書は、提出の都度、１通作成して提出してください。

3　この明細書の各欄の記載は、次によります。

(1)　「期末現在の資本金の額又は出資金の額」欄及び「所得金額又は欠損金額」欄は、法人税確定申告書に記載した該当項目の金額又は数字を移記してください。

(2)　「提出枚数」欄には、提出する適用額明細書の総枚数及び当該明細書がそのうち何枚目に当たるかを記載してください。

(3)　「事業種目」欄には、法人の行う主たる事業の属する業種について、租特透明化法施行規則に掲げる表の「事業種目」欄に掲げる事業種目を記載し、「業種番号」欄は当該事業種目に対応した同表の「業種番号」欄に掲げる番号を記載してください。

(4)　「租税特別措置法の条項」欄には、法人が適用を受ける法人税関係特別措置について、租特透明化法施行規則に掲げる表の「租税特別措置法又は令和２年改正前措置法の条項」欄に掲げる条項を記載し、「区分番号」欄は当該条項の区分に応じ同表の「区分番号」の欄に掲げる番号を、「適用額」欄には当該条項の区分に応じ同表の「適用額」欄に掲げる金額をそれぞれ記載してください。

(5)　「法人番号」欄は、平成28年１月１日以後開始する事業年度から記載してください。

適 用 額 明 細 書 の 記 載 要 領

1　この適用額明細書は、法人税申告書を提出する法人で、その法人税申告書に係る平成23年4月1日以後に終了する連結事業年度において、法人税関係特別措置のうち税額又は所得の金額を減少させる規定その他一定の規定の適用を受けようとする場合に、その法人税申告書に添付して提出するものです（租特透明化法３）。

2　この明細書は、提出の都度、１通作成して提出してください。

3　この明細書の各欄の記載は、次によります。

(1)　「期末現在の資本金の額又は出資金の額」欄及び「連結所得金額又は連結欠損金額」欄は、法人税確定申告書に記載した該当項目の金額又は数字を移記してください。

(2)　「提出枚数」欄には、提出する適用額明細書の総枚数及び当該明細書がそのうち何枚目に当たるかを記載してください。

(3)　「事業種目」欄には、法人の行う主たる事業の属する業種について、租特透明化法施行規則に掲げる表の「事業種目」欄に掲げる事業種目を記載し、「業種番号」欄は当該事業種目に対応した同表の「業種番号」欄に掲げる番号を記載してください。

(4)　「租税特別措置法の条項」欄には、法人が適用を受ける法人税関係特別措置について、租特透明化法施行規則に掲げる表の「令和２年改正前措置法の条項」欄に掲げる条項を記載し、「区分番号」欄は当該条項の区分に応じ同表の「区分番号」欄に掲げる番号を、「適用額」欄には当該条項の区分に応じ同表の「適用額」欄に掲げる金額をそれぞれ記載してください。

(5)　「法人番号」欄は、平成28年１月１日以後開始する連結事業年度から記載してください。

「承認要件を満たす旨を説明する書類」の記載要領

１　「１ 運営組織」の各欄

(1)　「役員等に関する明細表」（書類付表１）に記載した者の人数等を記載しますが、既に特定医療法人の承認を受けている医療法人が、各事業年度終了後に提出する書類（定期提出書類）として作成する場合には、「役員等に関する明細表」（書類付表１）に記載した者のうち、対象事業年度の終了の日に在任している者の人数等を記載してください。

(2)　「最も人数の多い『親族等』のグループの人数」欄は、２人以上の親族等のグループがない場合には「０人」と記載してください。

（注）　監事が２人の場合で、その監事のうち他の役員等（理事など）との間に親族関係を有する者がいるときは、その人数（１又は２人）を記載してください。

２　「２ 特殊関係者に対する特別の利益」の各欄

(1)　「(1) 特殊関係者の施設の利用等の状況」の各欄は、「特殊関係者の施設の利用等に関する明細表」（書類付表２）の記載内容に基づき、次の区分に応じてそれぞれ次のとおり記載してください。

イ　施設の利用

(ｲ)　施設の貸与

①　特殊関係者に対する土地､建物等の資産の貸与状況(無償で使用させている場合を含みます。)を記載してください。

②　「基準等」欄は、施設の貸与基準について、該当するもの全ての番号を記載してください。

なお､「規程に基づき貸与」の該当する番号を記載した場合にはその規程の名称を､「その他」の該当する番号を記載した場合にはその内容を記載してください。

③　「特別の利益の有無」欄は、特殊関係者に対する施設の貸与条件が他の職員に比して有利な条件となっている場合など、施設の貸与に際して、特殊関係者に根拠なく不相当な利益を与えている事実がある場合には「有」､その他の場合には「無」の該当する番号を記載してください。

(ﾛ)　病院の利用

①　法人が経営する病院について、特殊関係者による利用状況を記載してください。

②　「基準等」欄は、特殊関係者に係る病院の利用料金について、該当する番号を記載してください。

なお、「その他」の該当する番号を記載した場合には、その内容を記載してください。

③　「特別の利益の有無」欄は、特殊関係者に対する利用料金の補助が他の職員に比して有利な条件となっている場合など、病院の利用に際して、特殊関係者に根拠なく不相当な利益を与えている事実がある場合には「有」､その他の場合には「無」の該当する番号を記載してください。

(ﾊ)　その他施設の利用

上記以外の法人の施設について、特殊関係者による利用状況を上記(ﾛ)に準じて記載してください。

ロ　金銭の貸付け

特殊関係者に対する金銭の貸付けについて、上記(ｲ)に準じて記載してください。

ハ　資産の譲渡

特殊関係者に対する資産の譲渡について、上記(ｲ)に準じて記載してください。

ニ　給与の支給

特殊関係者に対する給与の支給について、上記(ｲ)に準じて記載してください。

ホ　役員等の選任

理事、監事又は評議員等について、特殊関係者による選任の有無、選任基準等及び特別の利益の

有無について、該当する番号を記載してください。

ヘ　その他財産の運用及び事業の運営

特殊関係者からの借用物件、借入金及び譲受資産等について、上記(ｲ)に準じて記載してください。

(2)　「(2) 特別の利益の内容」欄には、「(1) 特殊関係者の施設の利用等の状況」の「特別の利益の有無」欄で「有」の該当する番号を記載した場合に、その内容を記載してください。

(3)　「特殊関係者」とは、法人の設立者、理事、監事、評議員若しくは社員（以下「設立者等」といいます。）又はこれらの者と親族等の関係を有する者をいいます。

なお、「親族等の関係を有する者」とは次の者をいいます。

イ　設立者等と親族関係にある者

ロ　設立者等と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ　設立者等の使用人及び使用人以外の者で当該設立者等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ニ　ロ又はハに掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの

３　「３ 経理の状況」の各欄

(1)　「(1) 帳簿書類の備付け等」欄は、備付け・保存している帳簿書類について、該当するものを全て記載するとともに、法人税法施行規則第 53 条から第 59 条の２までの規定に準じて行われているかについて、適否欄に該当する番号を記載してください。

(注)「帳簿書類の種類」欄に掲げている帳簿書類と名称が異なる帳簿書類であっても、記載内容が類似しているものがあれば記載してください。

(2)　「(2) 費途不明金等の状況」欄は、支出した金銭でその費途が明らかでないものその他不適正な経理の有無について該当する番号を記載するとともに、「有」の場合には、その内容（勘定科目、支出年月日及び支出金額等）を記載してください。

４　「４ 法令違反等」の各欄

(1)　「法令違反」欄には、法人に関して、医療に関する法令その他法令に違反する事実の有無について該当する番号を記載するとともに、「有」の場合には、その内容を記載してください。

(2)　「帳簿書類の隠蔽又は仮装」欄には、直近に受けた法人の税務調査おける隠蔽又は仮装の事実の有無について該当する番号を記載するとともに、「有」の場合には、その内容を記載してください。

(3)　「その他公益に反する事実」欄には、公益に反する事実の有無について該当する番号を記載するとともに、「有」の場合には、その内容を記載してください。

お問い合わせ番号	

国 税 庁 長 官

様

特定医療法人の承認申請の承認通知書（通知）

貴法人から　　付でされた租税特別措置法第67条の２第１項の規定に係る承認申請については、租税特別措置法施行令第39条の25第１項に規定する要件を満たすものとして承認したから通知します。

なお、承認後においても、同項の要件を満たさないこととなったと認められる場合には、この承認を取り消すこととなるからこの旨申し添えます。

お問い合わせ番号	

国 税 庁 長 官

様

特定医療法人の承認申請の却下通知書（通知）

貴法人から　　付でされた租税特別措置法第67条の２第１項の規定に係る承認申請について審査したところ、以下の理由により租税特別措置法施行令第39条の25第１項第　号に規定する要件を満たさないと認められるので、これを却下したから通知します。

（処分の理由）

不服申立て等について

【不服申立てについて】

○　この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して３月以内に国税庁長官に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

○　審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。

○　取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者　法務大臣）となります。

○　取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過したときは、提起することができません。

○　取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。

(1) 審査請求がされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

(2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。

(3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

特定医療法人の承認申請の却下通知書

1　使用目的

「特定医療法人の承認申請の却下通知書」は、特定医療法人の承認申請について、却下する場合に使用する。

2　記載要領

項　　目	内　　容
処 分 の 理 由	却下する理由を記入する。

お問い合わせ番号	

国 税 庁 長 官

様

特定医療法人の承認申請の取消通知書（通知）

貴法人に対する　　付で通知した租税特別措置法第67条の２第１項の規定に係る承認については、以下の事実により租税特別措置法施行令第39条の25第１項第　　号に定める要件を満たさなくなったと認められるので、同法第67条の２第２項の規定により、その事実があったと認められる　　以後に終了する事業年度に係る特定医療法人の法人税率の特例の承認を取り消したから通知します。

（取消処分の基因となった事実）

不服申立て等について

【不服申立てについて】

○　この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して３月以内に国税庁長官に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

○　審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。

○　取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者　法務大臣）となります。

○　取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過したときは、提起することができません。

○　取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。

(1) 審査請求がされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

(2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。

(3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

特定医療法人の承認の取消通知書

1　使用目的

「特定医療法人の承認の取消通知書」は、特定医療法人の承認について、取り消す場合に使用する。

2　記載要領

項　　目	内　　容
(取消処分の基因となった事実)	取消処分の基因となった事実について具体的に記入する。

様式ID	NTA1H0Z950010050

★

e-Taxによる申告の特例に係る届出書
（法人税・地方法人税・防衛特別法人税・消費税及び地方消費税用）

年　月　日 提出

提出先	F01		税務署長	法人番号	F02		
納税地 郵便番号	F05	—		代表者 郵便番号		—	
納税地 所在地	F06			代表者 住所	H08		
納税地 電話番号	F07	— —		代表者 電話番号	H09	— —	
フリガナ（法人名）	F03			フリガナ（代表者氏名）	H06		
法人名	F04			代表者氏名	H07		

次に規定する特定法人に該当し、納税申告書についてe－Taxによる申告を行う必要があるので届け出ます。

↓該当する欄に「１」を、該当しない欄に「２」を記載してください。

G01		法人税法第75条の４第１項	G04		法人税法第82条の７第１項
G02		地方法人税法第19条の３第１項	G05		地方法人税法第24条の５第１項
G03		消費税法第46条の２第１項	G06		防衛財源確保法第27条第１項
G07		法人税法第82条の15第１項	G08		法人税法第82条の23第１項
G09		地方法人税法第24条の12第１項			

適用開始事業年度等	自	元号	年	月	日	至	元号	年	月	日
	N01					N02				

該当条項について、該当する欄に「１」を、該当しない欄に「２」を記載のうえ、該当条文の号を記載してください。

該当条項					号
Q01		法人税法第75条の４第２項			
Q02		法人税法第82条の７第２項			
Q03		地方法人税法第19条の３第２項			
Q04		地方法人税法第24条の５第２項			
Q05		消費税法第46条の２第２項			
Q06		防衛財源確保法第27条第２項			

資本金又は出資金の額		円
設立年月日等	元号	年 月 日
Q06		

参考事項	

税理士署名	R01		電話番号（税理士）	— —

税務署整理欄	通信日付印の年月日	F12	（西暦）年	月	日	備考	

e - Tax による申告の特例に係る届出書
（法人税・地方法人税・防衛特別法人税・消費税及び地方消費税用）記載要領等

1　この届出書は、法人税法第 75 条の４第１項、第 82 条の７第１項、第 82 条の 15 第１項若しくは第 82 条の 23 第１項、地方法人税法第 19 条の３第１項、第 24 条の５第１項若しくは第 24 条の 12 第１項、我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下「防衛財源確保法」といいます。）第 27 条第１項又は消費税法第 46 条の２第１項の規定により電子情報処理組織による申告の特例の対象となる内国法人等（以下「特定法人」といいます。）が、電子情報処理組織（以下「e-Tax」といいます。）を使用して中間（予定）申告書（注）、仮決算の中間申告書（注）、確定申告書若しくは確定申告書に係る期限後申告書又はこれらの申告書に係る修正申告書（以下「納税申告書」といいます。）及び納税申告書の添付書類を提供する場合に、使用してください。

（注）　各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税、各対象会計年度の国際最低課税残余額に対する法人税及び各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税並びに国際最低課税額等に係る特定基準法人税額に対する地方法人税及び国内最低課税額に係る特定基準法人税額に対する地方法人税には、各事業年度の所得に対する法人税及び基準法人税額に対する地方法人税にある中間申告はありませんので、ご注意ください。

2　この届出書は、以下の特定法人に該当する場合に、以下の提出期限内に、納税地の所轄税務署長に提出してください（法人税法第 82 条の７第１項、第 82 条の 15 第１項若しくは第 82 条の 23 第１項又は地方法人税法第 24 条の５第１項若しくは第 24 条の 12 第１項に規定する特定法人を除きます。）。

なお、令和８年４月１日前に設立された内国法人で同日以後最初に開始する防衛特別法人税の課税事業年度（以下の特定法人でなかったその内国法人について通算承認の効力が生じた場合におけるその承認の効力が生じた日の属する課税事業年度を除きます。）開始の日において以下の特定法人であるものは、同日以後１月以内に防衛特別法人税に係る納税申告書等につきこの届出書を提出してください。ただし、令和８年４月１日前にこの届出書を提出している場合には、防衛特別法人税に係る納税申告書等につき改めてこの届出書を提出する必要はありません。

また、法人税法第 82 条の７第１項、第 82 条の 15 第１項若しくは第 82 条の 23 第１項又は地方法人税法第 24 条の５第１項若しくは第 24 条の 12 第１項に規定する特定法人に該当することとなった場合にも、あらかじめ納税地の所轄税務署長に提出してください。ただし、令和８年４月１日前にこの届出書を提出している場合には、各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税、各対象会計年度の国際最低課税残余額に対する法人税及び各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税並びに国際最低課税額等に係る特定基準法人税額に対する地方法人税及び国内最低課税額に係る特定基準法人税額に対する地方法人税に係る納税申告書等につき改めてこの届出書を提出する必要はありません。

	特定法人の区分	提出期限
①	事業年度等の開始の時における内国法人の資本金又は出資金の額（以下「資本金の額等」といいます。）が１億円を超えることとなった法人 ※　消費税についても、事業年度開始の時における資本金の額等で判定します。	資本金の額等が１億円を超えることとなった日から１月以内
	新たに設立された法人でその設立の時における資本金の額等が１億円を超える法人（法人税法第75条の４第１項、地方法人税法第19条の３第１項又は防衛財源確保法第27条第１項に係る届出（以下「法人税関係届出」といいます。）にあっては、公益法人等を除きます。）	設立の日から２月以内
②	通算法人 （①に掲げる法人を除きます。）	通算承認の効力が生じた日等から１月以内
③	相互会社 （②に掲げる法人を除きます。）	設立の日から２月以内
④	投資法人 （①に掲げる法人を除きます。）	設立の日から２月以内
⑤	特定目的会社 （①に掲げる法人を除きます。）	設立の日から２月以内
⑥	国又は地方公共団体（注１）	設立の日（特別会計の会計年度が開始した日）から２月以内
⑦	法人税関係届出の場合で、新たに収益事業を開始した公益法人等でその開始の時における資本金の額等が１億円を超える法人	その開始した日から２月以内
⑧	法人税関係届出の場合で、公益法人等（収益事業を行っていないものに限ります。）に該当していた協同組合等の当該協同組合等に該当することとなった時における出資金の額が１億円を超える場合における当該協同組合等	その該当することとなった日から２月以内

（注１）　国又は地方公共団体は消費税法第 46 条の２第１項に係る届出（以下「消費税関係届出」といいます。）のみ行う必要があります。

（注２）　消費税について、免税事業者に該当する事業者は、上記提出要件に該当する場合であっても、消費税関係届出は不要です。

なお、上記提出要件とは別に、消費税の免税事業者が課税事業者となる場合には、その課税事業者となる課税期間の初日から１月以内に消費税関係届出を行う必要があります。

3　各欄は、次により記載してください。

(1)　「法人番号」欄には法人番号（13桁）を記載してください。
　　なお、提出日時点において、法人番号を有しない場合には、記載不要です。

(2)　（法人税法第75条の４第１項
法人税法第82条の７第１項
法人税法第82条の15第１項
法人税法第82条の23第１項
地方法人税法第19条の３第１項
地方法人税法第24条の５第１項
地方法人税法第24条の12第１項
防衛財源確保法第27条第１項
消費税法第46条の２第１項）の該当条文欄には、該当する番号を記載してください。

(3)　「適用開始事業年度等」欄には、上記(2)の規定に基づきe-Taxによる申告を開始する事業年度等を記載してください。

(4)　「該当条項」欄には、該当有無についての番号を記載のうえ、該当する号数を記載してください。

特定法人の区分		記載すべき号数	該当条項
①	事業年度等の開始の時における資本金の額等が１億円を超える法人 ※　消費税についても、事業年度開始の時における資本金の額等で判定します。	1	法人税法第75条の４第２項 法人税法第82条の７第２項 地方法人税法第19条の３第２項 地方法人税法第24条の５第２項 防衛財源確保法第27条第２項 消費税法第46条の２第２項
②	通算法人 （①に掲げる法人を除きます。）	2	法人税法第75条の４第２項 地方法人税法第19条の３第２項 防衛財源確保法第27条第２項
③	相互会社 （②に掲げる法人を除きます。）	3	法人税法第75条の４第２項 地方法人税法第19条の３第２項 防衛財源確保法第27条第２項
		2	法人税法第82条の７第２項 地方法人税法第24条の５第２項 消費税法第46条の２第２項
④	投資法人 （①に掲げる法人を除きます。）	4	法人税法第75条の４第２項 地方法人税法第19条の３第２項 防衛財源確保法第27条第２項
		3	法人税法第82条の７第２項 地方法人税法第24条の５第２項 消費税法第46条の２第２項
⑤	特定目的会社 （①に掲げる法人を除きます。）	5	法人税法第75条の４第２項 地方法人税法第19条の３第２項 防衛財源確保法第27条第２項
		4	法人税法第82条の７第２項 地方法人税法第24条の５第２項 消費税法第46条の２第２項
⑥	国又は地方公共団体	5	消費税法第46条の２第２項

(5)　「資本金又は出資金の額」欄には、上記(3)で記載した事業年度等の開始の時における資本金の額等を記載してください。

(6)　「設立年月日等」欄には、上記２に記載された当該届出書の提出を行うべき事実が発生した日（資本金の額等が１億円を超えることとなった日又は設立の日等）を記載してください。

(7)　「税理士署名」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。

様式ID	NTA1H0Z970010050

★

e-Taxによる申告が困難である場合の特例の申請書
e-Taxによる申告が困難である場合の特例の取りやめの届出書
（法人税・消費税用）

年　月　日 提出

提出先		F01	税務署長	法人番号		F02		
納税地	郵便番号	F05	—	代表者	郵便番号	P01	—	
	所在地	F06			住所	H08		
	電話番号	F07	— —		電話番号	H09	— —	
フリガナ（法人名）		F03		フリガナ（代表者氏名）		H06		
法人名		F04		代表者氏名		H07		

次に規定する場合に該当することとなったので、e-Taxによる申告が困難である場合の特例を申請します。

↓該当する欄に「１」を、該当しない欄に「２」を記載してください。

G01		法人税法第75条の５第１項	G02		法人税法第82条の８第１項	G03		消費税法第46条の３第１項
G08		法人税法第82条の16第１項	G09		法人税法第82条の24第１項			

申請内容											
特例の適用を受けることが必要となった理由											
特例の指定を受けようとする期間		元号	年	月	日	から		元号	年	月	日	まで
	N01						N02					
電気通信回線の故障、災害その他の理由によりe-Taxを使用することが困難である事情が生じた日		元号	年	月	日							
	N03											

添付書類	確認欄	1：確認	
			電気通信回線の故障、災害その他の理由によりe-Taxを使用することが困難であることを明らかにする書類

次の規定により、e-Taxによる申告が困難である場合の特例の適用をやめますので届け出ます。

↓該当する欄に「１」を、該当しない欄に「２」を記載してください。

G04		法人税法第75条の５第８項	G05		法人税法第82条の８第８項	G06		消費税法第46条の３第８項
G10		法人税法第82条の16第２項	G11		法人税法第82条の24第２項			

届出内容						
特例の承認を受けた日又はその承認があったものとみなされた日		元号	年	月	日	
	N04					
特例の適用を受けることをやめようとする理由						
その他の参考事項						

税理士署名	R01		電話番号（税理士）	— —

税務署整理欄	通信日付印の年月日	F12	（西暦）年	月	日	備考	

e-Taxによる申告が困難である場合の特例の申請書（法人税・消費税用）及び e-Taxによる申告が困難である場合の特例の取りやめの届出書（法人税・消費税用）の記載要領等

1　この申請書及び届出書は、次の場合に使用してください。

(1)　電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織（以下「e-Tax」といいます。）を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、書面により中間（予定）申告書（注）、仮決算の中間申告書（注）、確定申告書若しくは確定申告書に係る期限後申告書又はこれらの申告書に係る修正申告書（以下「納税申告書」といいます。）の提出をすることができると認められるときに、法人税法第75条の５第１項、第82条の８第１項、第82条の16第１項若しくは第82条の24第１項又は消費税法第46条の３第１項の規定により、書面により納税申告書及び納税申告書に添付すべきものとされている書類を提出すること（以下「特例」といいます。）についての承認を受けようとする場合

なお、地方法人税については、地方法人税法第19条の４、第24条の６又は第24条の13の規定により、防衛特別法人税については、我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法第28条の規定により、法人税法の承認を受けることで、特例を適用することができます。

（注）　各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税、各対象会計年度の国際最低課税残余額に対する法人税及び各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税並びに国際最低課税額等に係る特定基準法人税額に対する地方法人税及び国内最低課税額に係る特定基準法人税額に対する地方法人税には、各事業年度の所得に対する法人税及び基準法人税額に対する地方法人税にある中間申告はありませんので、ご注意ください。

(2)　特例の適用を受けることをやめることについて届け出る場合

2　この様式を「e-Taxによる申告が困難である場合の特例の申請書」として使用する場合には、特例の指定を受けようとする期間の開始の日の15日前までに、添付書類を添えて、納税地の所轄税務署長に提出してください。

なお、特例の適用を受けることが必要となった理由が生じた日が、納税申告書の提出期限の15日前の日以後であり、当該提出期限が特例の指定を受けようとする期間内の日であるときは、その指定を受けようとする期間の開始の日が提出期限となります。

(注)　この特例（法人税法第75条の５第１項若しくは第82条の８第１項又は消費税法第46条の３第１項の規定により、書面により納税申告書及び納税申告書に添付すべきものとされている書類を提出しようとする場合に限ります。）の適用を受けようとするためには、申請書は提出期限までに納税地の所轄税務署へ到達する必要があります（平成18年国税庁告示第７号）。

3　特例の適用をやめようとするときは、「e-Taxによる申告が困難である場合の特例の取りやめの届出書」として、納税地の所轄税務署長に提出してください。

4　各欄は、次により記載してください。

(1)　この様式の使用目的に応じて、「e-Taxによる申告が困難である場合の特例の申請書」又は「e-Taxによる申告が困難である場合の特例の取りやめの届出書」の文言を抹消してください。

(2)　（法人税法第75条の５第１項／法人税法第82条の８第１項／法人税法第82条の16第１項／法人税法第82条の24第１項／消費税法第46条の３第１項）の該当条文欄には、該当する番号を記載してください。

(3)　「特例の適用を受けることが必要となった理由」欄には、e-Taxを使用することが困難となった電気通信回線の故障又は災害等の事情をできるだけ詳細に記載してください。

(4)　「特例の指定を受けようとする期間」欄には、書面で納税申告書を提出する期間を記載してください。

(5)　「電気通信回線の故障、災害その他の理由によりe-Taxを使用することが困難である事情が生じた日」欄には、特例の適用を受けることが必要となった理由が生じた日を記載してください。

(6)　「添付書類」欄は、上記(3)の事情を明らかにする書類を添付した上で、確認欄に「１」を記載してください。

(7)　（法人税法第75条の５第８項／法人税法第82条の８第８項／法人税法第82条の16第２項／法人税法第82条の24第２項／消費税法第46条の３第８項）の該当条文欄には、該当する番号を記載してください。

(8)　「特例の承認を受けた日又はその承認があったものとみなされた日」欄には、納税地の所轄税務署長から、法人税法第75条の５第４項若しくは第82条の８第４項（第82条の16第２項又は第82条の24第２項において準用する場合を含みます。）又は消費税法第46条の３第４項の規定に基づき書面により通知された特例の承認を受けた日又は法人税法第75条の５第５項若しくは第82条の８第５項（第82条の16第２項又は第82条の24第２項において準用する場合を含みます。）又は消費税法第46条の３第５項の規定により特例の承認があったものとみなされた日を記載してください。

(9)　「特例の適用を受けることをやめようとする理由」欄には、特例の適用を受けることをやめようとする理由を具体的に記載してください。

(10)　「税理士署名」欄は、この申請書及び届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。

5　留意事項

○　みなし承認

この申請書を提出した場合において、指定を受けようとする期間の開始の日までに承認又は却下の処分がなかったときは、その日においてその承認があったものと、指定を受けようとする期間につき指定があったものと、それぞれみなされます。

様式ＩＤ	NTA0HOM080010050

組織再編成に係る主要な事項の明細書

事業年度	・　・ ・　・	法人名		付表

1 提出対象法人の区分、組織再編成の態様及び組織再編成の日

区分

被合併法人	：01	現物分配法人	：08
合併法人	：02	被現物分配法人	：09
分割法人	：03	（適格現物分配）	
分割承継法人	：04	株式交換完全親法人	：10
現物出資法人（株式交付以外）	：05	株式交換完全子法人	：11
		株式移転完全親法人	：12
被現物出資法人（株式交付以外）	：06	株式移転完全子法人	：13
株式交付親会社	：07		

態様

合併	：01	株式交付	：07
分割型分割（単独新設分割型分割以外）	：02	現物分配（株式分配以外）	：08
単独新設分割型分割	：03	株式分配	：09
分社型分割	：04	株式交換	：10
中間型分割	：05	株式移転	：11
現物出資（株式交付以外）	：06		

		組織再編成の日				
			元号	年	月	日
G01		G02		N01				

2 相手方の区分、名称及び所在地

区分

合併法人	：01	被現物分配法人	：08
被合併法人	：02	現物分配法人	：09
分割承継法人	：03	株式交換完全子法人	：10
分割法人	：04	株式交換完全親法人	：11
被現物出資法人	：05	株式移転完全子法人	：12
現物出資法人（株式交付以外）	：06	株式移転完全親法人	：13
株式交付子会社	：07		

G03	

名称		所在地	
E01		E02	

3 移転した（又は交付した）資産又は負債の明細

資産・負債の種類		価額等		株式交付にあっては左の算定根拠	
E03		G04		E07	
E04		G05			
E05		G06			
E06		G07			

4 移転を受けた資産又は負債の明細

資産・負債の種類		価額等	
E08		G08	
E09		G09	
E10		G10	
E11		G11	

適格判定に係る主要な事項

5 適格区分

区分 適格　：1 その他：2	G12		（法第２条第	E12		号	E13		該当）

6 株式保有関係

令第４条の３第	E14		項　第	E15		号　該当	株式の保有割合	組織再編成前		組織再編成後	
							直接保有	C01	%	C02	%
							間接保有	C03	%	C04	%

7 従業者の数

組織再編成前			組織再編成後		
G13		人	G14		人

8 組織再編成前の主要事業等

E16		継続 該当　：1 非該当：2	G15		関連 該当　：1 非該当：2	G16	

9 関連事業

E17	

10 事業規模

指標			左の指標による規模の比較	
売上金額　：1 資本金の額又は出資金の額：2 従業者の数　：3 その他　：4	G17		E19	
「その他」の場合の指標	E18			

11 特定役員等の役職名及び氏名

組織再編成前の役職名		組織再編成後の役職名		氏名	
E20		E21		E22	

12 支配株主の株式の保有状況

氏名又は名称		旧株数			新株継続保有見込の有無 有：1 無：2	
E23		G18		株	G19	
E24		G20		株	G21	
E25		G22		株	G23	
（合計）		G24		株		
被合併法人等の発行済株式等の数		G25		株		

源泉所得税及び復興特別所得税の加算税賦課決定通知書及び納税告知書

住所（所在地）		税目		本税	円
		信託の名称		重加算税	
		納期等の区分			
氏名（法人名）	様（御中）	徴定区分			
		法定納期限	納期等の区分及び納付すべき税額の内訳のとおりです。	延滞税	
		納期限		（本税等の内訳は、納期等の区分及び納付すべき税額の内訳のとおりです。）	

国税収納命令官
税務署長

この通知により新たに納付すべき税額は、上記の納期限までに日本銀行（本店・支店・代理店・歳入代理店（郵便局を含む。））又は当税務署（一定の場合　指定を受けたコンビニエンスストアに納付を委託できます。）に納付してください。なお、その他の納付手続きにつきましては、国税庁ホームページをご確認ください。

不服申立て等について

【不服申立てについて】
◎　この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に、　　税務署長　に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、　　国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。
◎　再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】
◎　審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
◎　取消訴訟の被告とすべき者は国　代表者　法務大臣）となります。
◎　取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
◎　取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
（1）審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
（2）更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
（3）審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

国税収納整理資金

【納付書】　領収済通知書

税目番号　　税務署名　税務署　　税務署番号　　お問い合わせ番号

国庫金

税目　　税

信託の名称

証券受領　全部　一部

（徴定区分）　（徴定順位）　（回数）

税務署整理欄　　（元号）　（年度）　（信託区分番号）

◎この用紙は直接機械で処理しますので汚したり折り曲げたりしないでください。

郵便番号	
住所（所在地）	
電話番号	－　　－
氏名（法人名）	様(御中)
フリガナ	

pay-easy
②納付番号　④納付区分
①収納機関番号　00200　③確認番号　「納税用確認番号」を入力してください。

本税	千百十億千百十万千百十円
重加算税	
加算税（該当項目に○印）不納付　無申告　過少申告	
利子税	
延滞税	
合計額	◎合計額の金額頭部には必ず「￥」字を記載してください。

（納期等の区分）
（自）（元号）　年　月　日
（至）（元号）　年　月　日

（申告区分）
該当項目に○印を付してください。
予定1期 1　予定2期 2　中間申告 3　確定申告 4
5 修正申告　6 更正　7 決定　9 その他

証券番号　振出人　　内証券受領　　円
あて先

◎左の欄の「納付番号」等は電子納税にご利用いただく番号です。

左記の合計額を領収しました。
（領収年月日及び領収者名）

◎コンビニでは使用しません。

◎納付書は、裏面の「納付書等の使い方」を確認のうえご使用ください。

（切り離さずに金融機関・郵便局に提出してください。）

領収控　兼　払込取扱票

国庫金

税務署名　税務署　　氏名（法人名）　様(御中)

税目	
納期等の区分	
合計額	円

国税収納整理資金
お問い合わせ番号
証券番号・振出人
証券受領　全部　一部
内証券受領　円

領収・受託年月日及び領収・受託者名
（金融機関／コンビニ本部控）
上記の合計額を領収（受託）しました。

コンビニエンスストア用バーコード

収納代行	
バーコード有効期限	

＊金融機関では上記有効期限後も使用できます。

払込取扱票

氏名（法人名）　様(御中)

税務署名　お問い合わせ番号

税目	
納期等の区分	
合計額	円

受託年月日及び受託者名
（コンビニ店舗控）
上記の合計額を受託しました。

バーコードのないもの・有効期限後のもの及び金額を訂正したものは、コンビニエンスストアでは使用できません。

＊金融機関では使用しません。

（切り離さずに金融機関・郵便局に提出してください。）

領収証書　兼　払込金受領証

国庫金

氏名（法人名）　様(御中)

税目	
納期等の区分	
本税	必ずご確認ください。　円
重加算税	
加算税	
利子税	
延滞税	
合計額	円

税務署名　税務署

国税収納整理資金
お問い合わせ番号

収納代行
証券受領　全部　一部
内証券　円

領収・受託年月日及び領収・受託者名
（納税者用／収入印紙不要）
左記の合計額を領収（受託）しました。

＊領収・受託年月日及び領収・受託者名が表示されているかお確かめください。

お問い合わせ番号

納期等の区分及び納付すべき税額の内訳

納期等の区分		納付年月日	法定納期限	本税	不納付加算税等		延滞税
所得種類	年月分				区分	税額	
				円			

○　本税欄のかっこ書の金額は、不納付加算税等及び延滞税の計算基礎額を示したものですから、納付を要しません。　○　不納付加算税等欄の区分欄の「重」は、重加算税を示します。

○　原則として、不納付加算税は本税額の５％（納税の告知を受けることなく法定納期限後に納付された場合において、その納付が、調査があったことにより納税の告知があるべきことを予知してされたものではないとき）又は１０％、重加算税は本税額の３５％、４５％又は５５％となります（国税通則法第６７条、第６８条、第１１８条、第１１９条、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第８条第５項）。

源泉所得税及び復興特別所得税の加算税賦課決定通知書及び納税告知書

1　使用目的

「源泉所得税及び復興特別所得税の加算税賦課決定通知書及び納税告知書」(FCC3P1A, FCC3P2A, FCC3P3A, FCC3P4A, FCC3P5A, FCG5PC2)(以下「通知書」という。)は、①国税通則法第36条第1項第２号の規定による源泉所得税及び復興特別所得税の本税の納税の告知、②国税通則法第67条に規定する不納付加算税及び③同法第68条第３項に規定する重加算税の賦課決定を行った場合に、賦課決定した加算税額等を源泉徴収義務者に通知するために使用する。

2　出力対象

「源泉所得税の本税徴収・加算税賦課決定決議書」(FCG5PA1)(以下「本税徴収決議書」という。)又は「不納付加算税賦課決定決議書(特殊文書発送件名簿)」(FCC3PA2)(以下「加算税賦課決定決議書」という。)(以下これらを「決議書」という。)により決裁を受けたものを対象として出力する。

3　出力時期

決議書により決裁を受けた後、出力する。

なお、本税徴収決議書に係るものについては、通知書の出力前に「特殊文書発送件名簿出力」画面から発送要及び施行年月日の入力を行うことに留意する。

4　出力順序

次の決議書の区分に応じて、それぞれに掲げる順序で出力する。

(1)　本税徴収決議書

①施行年月日、②調査区分、③決定区分、④共通番号＋枝番号

(注)　本税徴収決議書の出力順と同じである。

(2)　加算税賦課決定決議書

決議番号

(注)　加算税賦課決定決議書の出力順と同じである。

5　出力要領

(1)　出力様式

本税の納税の告知、不納付加算税及び重加算税の賦課決定を行ったものについて、その源泉徴収義務者の名称、賦課決定した加算税額等を印字して、通知書の形式で一件別に出力する。

なお、通知書は上段部分に通知証、中段部分に「領収済通知書」、下段部分に「領収控兼払込取扱票」、「払込取扱票」及び「領収証書兼払込金受領書」の構成により出力する。また、通知書裏面の上段部分には通知書の本税等の内訳（以下「通知書裏面」という。）を印字する。

(2)　主な出力項目の内容

イ　通知書（共通部分）

項　　目	内　　容
標　　題	当該通知書が、源泉所得税に係る本税又は加算税のみの場合には標題の「及び復興特別所得税」に「＊」(アスタリスク）を印字して抹消する。 また、当該通知書が、強制徴収に係る本税のみの場合には標題の「加算税賦課決定通知書及び」に「＊」(アスタリスク）を印字して抹消する。
住所（所在地）及び氏名（法人名）	賦課決定通知を行う源泉徴収義務者の住所（所在地）及び氏名（法人名）を印字する。この場合、住所（所在地）又は氏名(法人名)が最大印字文字数を超えるとき又は補完表示があるときは、その項目は印字しない。 なお、各項目の最大文字数は次のとおりである。 住所（所在地）：　上段部分(通知書)　漢字75文字 中段部分(領収済通知書)　漢字50文字 氏名（法人名）：　上段部分(通知書)　漢字45文字 中段部分(領収済通知書)　漢字44文字 下段部分(領収控兼払込取扱票)　漢字43文字 下段部分(払込取扱票)　漢字20文字 下段部分(領収証書兼払込金受領証)　漢字43文字 ※　法人格で先頭が組織区分の場合は、改行される。

項　　目	内　　容
税　　目	「源泉所得税」又は「源泉所得税及復興特別所得税」を印字する。
信託の名称	何も印字しない。
納期等の区分	賦課決定を行う年月分の（自）（至）を印字する。
徴定区分	「告知」(34) を印字する。
法定納期限	「内訳は裏面のとおりです。」を印字する。
納期限	国税通則法施行令第８条第１項の規定による納期限を印字する。
本税	本税徴収を行う本税の合計額を印字する。したがって、法定納期限後に自主納付された本税について加算税の賦課決定を行う場合には、加算税の算出の基礎となる本税額（通知書裏面の「本税」欄に出力された（　）書の金額）は印字しない。
重加算税	賦課決定を行った重加算税の合計額を印字する。
不納付加算税	賦課決定を行った不納付加算税の合計額を印字する。
告知額計	賦課決定を行った本税、重加算税及び不納付加算税の合計額を印字する。
延滞税	通知書裏面の「延滞税」欄に出力された金額の合計額を印字する。
内訳説明及び補完表示	（本税等の内訳は裏面のとおりです。）を印字する。 また、住所（所在地）又は氏名（法人名）に印字されない箇所がある場合には、「＊」（アスタリスク）を印字する。
主文	処分の種類ごとに次の定型文を印字する。
①　期限後納付に係る不納付加算税を賦課決定する場合（期限後自主納付）	◎　貴法人（あなた）が納付した本通知書の「納期等の区分及び納付すべき税額の内訳」の「本税」の金額は、法定納期限までに納付されませんでした。このことについて正当な理由があると認められませんので、国税通則法第67条第２項の規定により計算した不納付加算税を決定し、徴収します。 ◎　上記のとおり納付してください。
②　期限後納付に係る不納付加算税を賦課決定する場合（調査による自主納付）	◎　貴法人（あなた）が納付した本通知書の「納期等の区分及び納付すべき税額の内訳」の「本税」の金額は、法定納期限までに納付されませんでした。このことについて正当な理由があると認められませんので、国税通則法第67条第１項の規定により計算した不納付加算税を決定し、徴収します。 ◎　上記のとおり納付してください。
③　本税の納税の告知と合わせて不納付加算税を賦課決定する場合	◎　今回納税の告知を行う本通知書の「納期等の区分及び納付すべき税額の内訳」の「本税」の金額は、法定納期限までに納付されていませんでした。このことについて正当な理由があると認められませんので、国税通則法第67条第１項の規定により計算した不納付加算税を決定し、徴収します。 本税の納税の告知の理由は別紙のとおりです。 ◎　上記のとおり納付してください。
④　本税の納税の告知をする場合（加算税の賦課決定なし）	◎　本税の納税の告知の理由は別紙のとおりです。 ◎　上記のとおり納付してください。

項　　目		内　　容
	⑤　重加算税の賦課決定がある場合	◎　上記のとおり、「重加算税」及び「不納付加算税」の納付すべき税額を決定し、徴収します。 本税の納税の告知及び加算税賦課決定の理由は別紙のとおりです。 ◎　上記のとおり納付してください。
	⑥　本税の納税の告知をする場合（重加算税の賦課決定のみ）	◎　上記のとおり、重加算税の納付すべき税額を決定し、徴収します。 本税の納税の告知及び加算税賦課決定の理由は別紙のとおりです。 ◎　上記のとおり納付してください。
	⑦　重加算税及び不納付加算税を賦課決定する場合（調査自主）	◎　上記のとおり、「重加算税」及び「不納付加算税」の納付すべき税額を決定し、徴収します。 加算税賦課決定の理由は別紙のとおりです。 ◎　上記のとおり納付してください。
	⑧　重加算税のみを賦課決定する場合（調査自主）	◎　上記のとおり、重加算税の納付すべき税額を決定し、徴収します。 加算税賦課決定の理由は別紙のとおりです。 ◎　上記のとおり納付してください。
	⑨　本税の納税の告知と調査自主納付が混在する場合（不納付加算税のみ）	◎　本通知書の「納期等の区分及び納付すべき税額の内訳」の「本税」の金額は、法定納期限までに納付されていませんでした。 このことについて正当な理由があると認められませんので、国税通則法第67条第１項の規定により計算した不納付加算税を決定し、徴収します。 本税の納税の告知の理由は別紙のとおりです。 ◎　上記のとおり納付してください。
第　　号		本税徴収決議書又は加算税賦課決定決議書の決議番号を印字する。
年　月　日		「特殊文書発送件名簿出力」又は「加算税賦課決定情報入力」の各画面から入力した施行年月日を印字する。
国税収納命令官		通知書を出力する税務署名及び出力時点における税務署長名を印字する。
官　　印		税務署長印を印字する。
納付場所及び不服申立て等について		納付場所及び教示文を印字する。

ロ　領収済通知書

項　　目	内　　容
年　　度	所属する会計年度を印字する。
税務署名及び税務署番号	通知書を出力する税務署名及び税務署番号を印字する。 （注）税務署番号は、管理事務提要様式編別表《局署番号等一覧表》の「日銀用コード」欄参照。
お問い合わせ番号	お問い合わせ番号を印字する。
合　　計　　額	賦課決定を行った本税、重加算税、不納付加算税及び延滞税の合計額を印字する。

ハ　領収控兼払込取扱票等

項　　目	内　　容
コンビニエンス	合計額が30万円以下の場合、コンビニエンスストア用のバーコードを印字す

項　　目	内　　容
ストア用バーコード	る。 また、合計額が30万円を超える場合は、「コンビニエンスストアでは納付できません。金融機関又は当税務署で納付してください。」の注意書を印字する。
収　納　代　行	コンビニエンス納付に係る収納代行業者名を印字する。
バーコード有効期限	コンビニエンス納付に係るバーコード有効期限を印字する。

ニ　通知書裏面

項　　目		内　　容
お問い合わせ番号		お問い合わせ番号（通知書と同じ。）を印字する。
納期等の区分	所　得　種　類	所得種類に応じて、次表の「名称」欄のとおり表示する。 名称／所得種類：給与／俸給・給料等；退職／退職手当等；報酬／報酬・料金等；公的年金／公的年金等；生命保険／生命・損害保険契約等；非居住者／非居住者・外国法人；利子／利子等；匿名組合／匿名組合契約；配当／配当等；定期積金／定期積金等；懸賞金等／懸賞金等；上場株式／上場株式等；償還差益／償還差益
	年　月　分	支払年月を印字する
納付年月日		法定納期限後に自主納付された本税の納付年月日を印字する。 (注)　本税徴収のときは印字しない。
法定納期限		「納期等の区分」の「年月分」欄のそれぞれの支払年月に応じた法定納期限を印字する。
本　　税		本税徴収を行う本税額を「納期等の区分」ごとにそれぞれ印字する。 なお、法定納期限後に自主納付された本税について、加算税の賦課決定を行う場合には、加算税の算出の基礎となる本税額を（　　）書きで印字する。
不納付加算税等	区　　分	重加算税の賦課決定を行う場合には「重」と表示する。
	税　　額	「本税」欄に出力された金額（万円未満の端数切り捨て）に基づき５％（期限後自主納付）、10％（非違分）又は35％（重加算税賦課分）の加算税率を乗じた加算税額を印字する。
延　　滞　　税		次の算式により計算した金額を印字する。 $\frac{\text{本税額(万円未満の端数切り捨て)} \times \text{延滞税の割合} \times \text{期間（日数）}}{365} = \text{延滞税額}$ (注)１　期間（日数）は、「法定納期限」欄に出力された日の翌日から「納付年月日」欄に出力された日までの期間（日数）（不納付加算税に係るものは１年を限度とする。）である。 ２　本税徴収を行う場合は印字しない。 ３　延滞税の割合は、年7.3％（納期限の翌日から２月を経過した日以後は14.6％）となる。 ただし、平成12年１月１日以後の延滞税の割合は、年単位（１月１日～12月31日）で、以下のとおり適用することになる。

項　　目	内　　容
	(1)　平成12年１月１日から平成25年12月31日までの期間に対応する延滞税の割合 イ　納期限の翌日から２月を経過する日まで……年「前年の11月30日の日本銀行が定める基準割引率＋４％」 ロ　納期限の翌日から２月を経過した日以後……年「14.6％」 (2)　平成26年１月１日以後の期間に対応する延滞税の割合 イ　納期限の翌日から２月を経過する日まで……年「7.3％」と「特例基準割合＋１％」のいずれか低い割合 ロ　納期限の翌日から２月を経過した日以後……年「14.6％」と「特例基準割合＋7.3％」のいずれか低い割合 （注）　特例基準割合とは、各年の前々年の10月から前年の９月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に、年１％の割合を加算した割合をいう。 ４　延滞税の額が1,000円未満の場合は、納付する必要はない。 延滞税の額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

６　記載事項

国税局の職員の調査に基づいて行う処分である場合には、通知書の「住所（所在地）」欄上部の余白に「この通知に係る処分は、○○国税局の職員の調査に基づいて行いました。」と記載する。

７　留意事項

○　処分の理由書の作成

主文の項目のうち③～⑨については、別途ＯＡシステムにより処分の理由書（納税の告知、重加算税、不納付加算税の理由を記載した書面）を作成することに留意する。

住　所 または 所在地	
氏　名 または 名　称	様（御中）

年　月　日

税務署長

源泉所得税の 納期の特例申請の承認通知書

年　　月　　日に提出された源泉所得税の納期の特例適用についての申請は、承認しましたから通知します。

源泉所得税の納期の特例申請の承認通知書

1　使用目的

「源泉所得税の納期の特例申請の承認通知書」(FCB7PB1)は、納期の特例の承認申請を承認（みなし承認を除く。)する場合に、当該源泉徴収義務者にその旨を通知するために使用する。

2　出力対象

「納特決裁結果等入力」画面から「納期特例区分」欄を「１　承認」とし、「決裁年月日」(みなし承認年月日が表示されている。)の変更入力及び「発送日付」(承認日）の入力を行ったものを対象として出力する。

（注）この通知書は、上記入力を行うことにより、「処理結果リスト（納特)」とともに自動的に作成される。

3　出力時期

納期の特例の承認申請について、承認する旨の通知を行う場合に出力する。

4　出力要領

(1)　出力様式

納期の特例の承認申請を承認する源泉徴収義務者ごとに、住所、氏名等を印字して通知書の形式で１件別に出力する。

(2)　主な出力項目の内容

項　　目	内　　容
通　知　年　月　日	「納特決裁結果等入力」画面から入力した発送日付を印字する。
提　出　年　月　日	「源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書」の提出年月日を印字する。
補　完　表　示	宛名の補完が必要な者については、通知書の右下に「＊」と表示する。この場合、「宛名」欄に住所及び氏名を印字しないので、補完記入する。

5　留意事項

○　法人課税信託の名称の併記

法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書に、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載する。

住　所 又　は 所在地	
氏　名 又　は 名　称	様（御中）

年　月　日

税務署長

源泉所得税の 納期の特例申請の却下通知書

年　　月　　日に提出された源泉所得税の納期の特例適用についての申請は、次葉の理由により却下しましたから通知します。

処分の理由

不服申立て等について

【不服申立てについて】

○　この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して３月以内に税務署長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

○　再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して１月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

○　審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。

○　取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者　法務大臣）となります。

○　取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過したときは、提起することができません。

○　取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。

(1) 審査請求がされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

(2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。

(3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

源泉所得税の納期の特例申請の却下通知書

1　使用目的

「源泉所得税の納期の特例申請の却下通知書」(FCB7PB2) は、納期の特例の承認申請を却下する場合に、当該源泉徴収義務者にその旨を通知するために使用する。

2　出力対象

「納特決裁結果等入力」画面から「納期特例区分」欄を「２　却下」とし、「決裁年月日」及び「発送日付」を入力したものを対象として出力する。

（注）この通知書は、上記入力を行うことにより、「処理結果リスト（納特）」とともに自動的に作成される。

3　出力時期

納期の特例の承認申請について、却下する旨の通知を行う場合に出力する。

4　出力要領

(1)　出力様式

納期の特例の承認申請を却下する源泉徴収義務者ごとに、住所、氏名等を印字して通知書の形式で１件別に出力する。

(2)　主な出力項目の内容

項　　目	内　　容
通　知　年　月　日	「納特決裁結果等入力」画面から入力した発送日付を印字する。
提　出　年　月　日	「源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書」の提出年月日を印字する。
教　　示	「･･･３月以内に　　税務署長に対して･･･」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を印字する。 また、「･･･（提出先は　　）･･･」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所の支部の首席国税審判官名を印字する。
補　完　表　示	宛名の補完が必要な者については、通知書の右下に「＊」と表示する。この場合、「宛名」欄に住所及び氏名を印字しないので、補完記入する。

5　留意事項

○　法人課税信託の名称の併記

法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等に、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載する。

住　所 又　は 所在地	
氏　名 又　は 名　称	様（御中）

年　月　日

税務署長

源泉所得税の 納期の特例の 承認取消通知書

年　　月　　日に承認した源泉所得税の納期の特例適用については、次葉の理由によりその承認を取り消しましたから通知します。

処分の理由

不服申立て等について

【不服申立てについて】

○　この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して３月以内に税務署長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

○　再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して１月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

○　審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。

○　取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者　法務大臣）となります。

○　取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過したときは、提起することができません。

○　取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。

(1) 審査請求がされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

(2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。

(3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

源泉所得税の納期の特例の承認取消通知書

1　使用目的

「源泉所得税の納期の特例の承認取消通知書」(FCB7PB3) は、納期の特例の適用を受けていた源泉徴収義務者についてその承認を取り消した場合に、当該源泉徴収義務者にその旨を通知するために使用する。

2　出力対象

納期の特例の承認を受けている源泉徴収義務者のうち、当該承認を受けるために必要な要件に該当しなくなったため、「納特決裁結果等入力」画面から「納期特例区分」欄を「４　取消一号」又は「５　取消三号」と入力した者を対象として出力する。

（注）この通知書は、上記入力を行うことにより、「処理結果リスト（納特）」とともに自動的に作成される。

3　出力時期

納期の特例の承認について、その承認を取り消した旨の通知を行う場合に出力する。

4　出力要領

(1)　出力様式

納期の特例を取り消した源泉徴収義務者ごとに、住所、氏名等を印字して通知書の形式で１件別に出力する。

(2)　主な出力項目の内容

項　　目	内　　容
通　知　年　月　日	「納特決裁結果等入力」画面から入力した発送日付を印字する。
承　認　年　月　日	取り消した納期の特例の承認について、その承認を受けた日を印字する。
教　　示	「･･･３月以内に　　税務署長に対して･･･」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を印字する。 また、「･･･（提出先は　　）･･･」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所の支部の首席国税審判官名を印字する。
補　完　表　示	宛名の補完が必要な者については、通知書の右下に「＊」と表示する。この場合、「宛名」欄に住所及び氏名を印字しないので、補完記入を行う。

5　留意事項

○　法人課税信託の名称の併記

法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等に、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

お問い合わせ番号	

令和　　年分年末調整による不足額徴収繰延承認（却下）通知書

給与等の支払者	住所又は所在地	〒
	氏名又は名称	様

徴収繰延承認申請者	所属部課名		申請年月日	
	住所			
	氏名			

繰延承認を受けようとする額	給与の最終支払月中に支払われる給与 A	Aに対する源泉徴収税額 B	年末調整による不足額 C	給与の最終支払月中に支払われる税引手取額（A－B－C） D	給与の最終支払月の前月までの税引手取額の平均月割額 E	平均月割額の７割相当額（E×70%） F	平均月割額の７割と最終支払月の手取額との差額（F－D） G	年末調整による不足額のうちその年徴収すべき不足額（C－G） H	徴収繰延を受けようとする額とその月別徴収額 C又は(C－H)の１/２	備考
									承認額　　円 １月　　円 ２月　　円	

上記の者から令和　　年　　月　　日 に提出された年末調整による不足額の徴収繰延承認の申請は、承認（却下）しましたから通知します。

税務署長

（処分の理由）

不服申立て等について

【不服申立てについて】

○　この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して３月以内に税務署長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

○　再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して１月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

○　審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。

○　取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者　法務大臣）となります。

○　取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過したときは、提起することができません。

○　取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。

(1) 審査請求がされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

(2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。

(3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

年末調整による不足額徴収繰延承認（却下）通知書

1　使用目的

「年末調整による不足額徴収繰延承認（却下）通知書」は、源泉徴収義務者に承認又は却下の内容を通知する際に使用する。

2　記載要領

項　　目	記　　載　　要　　領
標題及び通知文の「承認（却下）」の文言	決裁結果に応じて、「承認」又は「却下」の字句を抹消する。
処分の理由	申請に係る事項について申請のとおりに承認する場合には「(処分の理由)」の字句を抹消し、申請に係る事項について却下する場合には却下の理由を記入する。
教示	「･･･３月以内に　　税務署長に対して･･･」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「･･･（提出先は　　国税不服審判所首席国税審判官）･･･」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、承認通知を行う場合は、教示文を送付しない。

3　留意事項

○　法人課税信託の名称の併記

法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等に、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

お問い合わせ番号	

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

税務署長

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿様

地方公共団体の互助会が行う職員の相互扶助制度に関する承認申請の承認通知書

貴互助会から　　付でされた職員の相互扶助制度に関する承認申請については、その制度が所得税法施行令第208条第２号に掲げる要件に該当するので、これを承認します。

地方公共団体の互助会が行う職員の相互扶助制度に関する承認申請の承認通知書

１　使用目的

「地方公共団体の互助会が行う職員の相互扶助制度に関する承認申請の承認通知書」は、地方公共団体の互助会が行う職員の相互扶助制度に関する承認申請について、申請者に承認の通知を行う際に使用する。

２　記載要領

項　　目	記　　載　　要　　領
本文の「貴互助会から　　付でされた」の空白欄	地方公共団体の互助会が行う職員の相互扶助制度に関する承認申請書の提出年月日を記入する。

３　留意事項

○　法人課税信託の名称の併記

法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等に、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

お問い合わせ番号	

税務署長

様

地方公共団体の互助会が行う職員の相互扶助制度に関する承認申請の却下通知書

貴互助会から　　付でされた職員の相互扶助制度に関する承認申請については、以下に掲げる理由により、その制度が所得税法施行令第208条第２号に掲げる要件に該当しないので、これを却下します。

（処分の理由）

不服申立て等について

【不服申立てについて】

○　この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して３月以内に税務署長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

○　再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して１月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

○　審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。

○　取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者　法務大臣）となります。

○　取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過したときは、提起することができません。

○　取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。

(1) 審査請求がされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

(2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。

(3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

地方公共団体の互助会が行う職員の相互扶助制度に関する承認申請の却下通知書

１　使用目的

「地方公共団体の互助会が行う職員の相互扶助制度に関する承認申請の却下通知書」は、地方公共団体の互助会が行う職員の相互扶助制度に関する承認申請について、申請者に却下の通知を行う際に使用する。

２　記載要領

項　　目	記　　載　　要　　領
本文の「貴互助会から　　付でされた」の空白欄	地方公共団体の互助会が行う職員の相互扶助制度に関する承認申請書の提出年月日を記入する。
（却下通知書の）「処分の理由」欄	承認を受けるために必要な要件を欠くと認められる事実を記入する。
教　　示	「･･･３月以内に　　税務署長に対して･･･」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「･･･（提出先は　　国税不服審判所首席国税審判官）･･･」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

３　留意事項

○　法人課税信託の名称の併記

法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等に、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

お問い合わせ番号	

税務署長

様

地方公共団体の互助会が行う職員の相互扶助制度に関する承認の取消通知書

貴互助会が行う職員の相互扶助制度に関する承認は、以下の理由により、その制度が所得税法施行令第208条第２号に掲げる要件に該当しないこととなったので、令和　　年　　月　　日以後これを取り消します。

（処分の理由）

不服申立て等について

【不服申立てについて】

○　この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して３月以内に税務署長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

○　再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して１月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

○　審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。

○　取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者　法務大臣）となります。

○　取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過したときは、提起することができません。

○　取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。

(1) 審査請求がされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

(2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。

(3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

地方公共団体の互助会が行う職員の相互扶助制度に関する承認の取消通知書

１　使用目的

「地方公共団体の互助会が行う職員の相互扶助制度に関する承認の取消通知書」（以下「通知書」という。）は、地方公共団体の互助会が行う職員の相互扶助制度に関する承認について、申請者に当該承認を取り消した旨を通知する際に使用する。

２　記載要領

項　　目	記　　載　　要　　領
本文の「令和　年　月　日以後」の空白欄	地方公共団体の互助会が行う職員の相互扶助制度に関する承認の取消しの施行年月日（通知書の右上の日付）を記入する。
処　分　の　理　由	承認を受けるために必要な要件を欠くに至ったと認められる事実を記入する。
教　　示	「･･･３月以内に　　税務署長に対して･･･」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「･･･（提出先は　　国税不服審判所首席国税審判官）･･･」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

３　留意事項

○　法人課税信託の名称の併記

法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等に、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

お問い合わせ番号	

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

税務署長

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿様

特定退職金共済団体に関する　　通知書

から　　付でされた特定退職金共済団体に関する申請については、　　の退職金共済規程が所得税法施行令第73条第１項及び第２項に規定する要件の全てに該当するので、これを承認します。

特定退職金共済団体に関する承認・変更承認通知書

1　使用目的

「特定退職金共済団体に関する承認・変更承認通知書」は、特定退職金共済団体に関する承認申請又は変更承認申請に対して、申請者に承認の旨を通知する際に使用する。

2　記載要領

項　　目	記　　載　　要　　領
標題の「特定退職金共済団体に関する　通知書」の空白欄	その承認の種類に応じて「承認」又は「変更承認」と記入する。
本文の「　　から」の空白欄	その申請者の態様に応じて「貴会」、「貴会議所」のように記入する。
本文の「　　付でされた」の空白欄	特定退職金共済団体に関する承認申請書又は特定退職金共済団体に関する変更承認申請書の提出年月日を記入する。
本文の「特定退職金共済団体に関する　申請」の空白欄	その承認の種類に応じて「承認」又は「変更承認」と記入する。
該　当　条　項	申請者が一般社団法人又は一般財団法人以外の場合には、「及び第２項」の部分を抹消する。

3　留意事項

○　法人課税信託の名称の併記

法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等に、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

お問い合わせ番号	

税務署長

様

特定退職金共済団体に関する　　申請の却下通知書

から　　付でされた特定退職金共済団体に関する申請については、以下の理由により、　　の退職金共済規程が所得税法施行令第73条第１項及び第２項に規定する要件に該当しないので、これを却下します。

（処分の理由）

特定退職金共済団体に関する承認・変更承認申請の却下通知書

１　使用目的

「特定退職金共済団体に関する承認・変更承認申請の却下通知書」は、特定退職金共済団体に関する承認申請又は変更承認申請に対して、申請者に却下の旨を通知する際に使用する。

２　記載要領

項　　目	記　　載　　要　　領
標題及び本文の「特定退職金共済団体に関する　　申請」の空白欄	その承認の種類に応じて「承認」又は「変更承認」と記入する。
本文「　　から」の空白欄	その申請者の態様に応じて「貴会」、「貴会議所」のように記入する。
本文の「　　付でされた」の空白欄	特定退職金共済団体に関する承認申請書又は特定退職金共済団体に関する変更承認申請書の提出年月日を記入する。
該当条項	申請者が一般社団法人又は一般財団法人以外の場合には、「及び第２項」の部分を抹消する。
処分の理由	特定退職金共済団体に関する承認申請又は特定退職金共済団体に関する変更承認申請を却下する理由を記入する。
教　　示	「･･･３月以内に　　税務署長に対して･･･」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「･･･（提出先は　　国税不服審判所首席国税審判官）･･･」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

３　留意事項

○　法人課税信託の名称の併記

法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等に、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

お問い合わせ番号	

税務署長

様

特定退職金共済団体に関する承認の取消通知書

の特定共済団体に関する承認は、以下の理由により　　以後これを取消します。

（処分の理由）

不服申立て等について

【不服申立てについて】

○　この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して３月以内に税務署長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

○　再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して１月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

○　審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。

○　取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者　法務大臣）となります。

○　取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過したときは、提起することができません。

○　取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。

(1) 審査請求がされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

(2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。

(3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予・還付申請書（災免用）給与等・公的年金等・報酬等の記載要領等

1　この申請書を提出して、源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予又は還付を受けることができる人は、災害（注１）により、自分（配偶者その他の親族でその年中の合計所得金額の見積額が基礎控除の額以下であるものを含みます。）の住宅（注２）又は家財（注３）について、その価額の50%以上の損害（注４）を受けた人で、かつ、被災した日において見積もったその年中の合計所得金額が1,000万円以下の人です。

なお、この徴収猶予などの措置によらないで、雑損失（注５）があることによる徴収猶予の措置を受けることもできますが、この措置についての詳細は、雑損失用の申請書の説明をご覧ください。

2　この申請書を提出して、徴収猶予又は還付を受けることができる源泉所得税及び復興特別所得税は

⑴　給与等（給料、賞与など）又は公的年金等に対する源泉所得税及び復興特別所得税（徴収猶予と還付）

⑵　所得税法第204条第１項第１号から第６号までに規定する所得（以下「報酬等」といいます。）に対する源泉所得税及び復興特別所得税（徴収猶予）です。なお、⑴の給与等には日雇給与（注６）を含みます。

3　徴収猶予又は還付の内容は

⑴　給与等又は公的年金等の徴収猶予又は還付は、次のとおりです。

表面の③の金額	徴収を猶予される期間	還付される金額
500万円以下の場合	被災した日からその年12月31日までの期間	その年１月１日から被災した日までの間に支払を受けた給与等又は公的年金等について徴収された税額
500万円を超え750万円以下の場合	イ　その年６月30日以前に被災した場合 被災した日から６か月間	ありません。
	ロ　その年７月１日以後に被災した場合 被災した日からその年12月31日までの期間	その年７月１日から被災した日までの間に支払を受けた給与等又は公的年金等について徴収された金額
	ハ　イ、ロの方法にかえて、被災した日からその年12月31日までの間に支払を受ける給与等又は公的年金等に対する税額の半額の徴収猶予を受けることもできます。	このハの徴収猶予を受けた場合には、その年１月１日から被災した日までの間に支払を受けた給与等又は公的年金等について徴収された税額の半額が還付されます。
750万円を超え1,000万円以下の場合	被災した日から３か月間（その年10月１日以後に災害を受けた場合には、その日から12月31日まで）	ありません。

なお、日雇給与について申請が承認されたときは、証票が交付されますから、給与等の支払を受ける際、その証票を給与等の支払者に呈示すれば、証票に記載されている猶予期間中は、源泉所得税及び復興特別所得税は徴収されません。

⑵　報酬等の徴収猶予は、次のとおりです。

表面の③の金額	徴収を猶予される期間
500万円以下の場合	被災した日からその年12月31日までの期間
500万円を超え750万円以下の場合	イ　その年６月30日以前に災害を受けた場合被災した日から６か月間 ロ　その年７月１日以後に災害を受けた場合被災した日からその年12月31日までの期間
750万円を超え1,000万円以下の場合	被災した日から３か月間（その年10月１日以後に災害を受けた場合には、その日から12月31日まで）

4　この申請書の提出先や提出期限などは

⑴　この申請書の提出先は

イ　給与等又は公的年金等について徴収猶予を受けようとする申請の場合は、その給与等又は公的年金等の支払者を経由して申請者の納税地の所轄税務署長（注７）に（給与等又は公的年金等の支払者ごとに別葉で申請してください。）

ただし、日雇給与について徴収猶予を受けようとする申請の場合は、直接、申請者の納税地の所轄税務署長に（日雇給与について還付を受けようとするときは、徴収された税額を証する書類を添付してください。）

ロ　報酬等について徴収猶予を受けようとする申請の場合は、直接、申請者の納税地の所轄税務署長にそれぞれ提出してください。

⑵　この申請書の提出期限は特に定められていませんが、徴収猶予される税額は、３の徴収猶予期間内の給与等、公的年金等又は報酬等に対する税額のうち、

イ　給与等については、この申請書を給与等又は公的年金等の支払者に提出した時後に支払を受けるものから

ただし、日雇給与については、この申請書を納税地の所轄税務署長に提出し、交付を受けた徴収猶予の認証の呈示をして支払を受けるものから

ロ　報酬等については、この申請書を納税地の所轄税務署長に提出した時後に支払を受けるものからそれぞれ徴収猶予されることになりますから、なるべく早く提出してください。

5　申請が承認され又は却下されたときは、それぞれ所轄税務署長から申請者と支払者とにその旨通知されます。

ただし、給与等（日雇給与を除く。）又は公的年金等の還付申請に対する承認、却下と、報酬等の徴収猶予申請に対する却下の通知並びに日雇給与の徴収猶予申請及び還付申請に対する承認、却下の通知は、支払者に通知されません。

6　給与等又は公的年金等の支払者がこの申請書を受け取ったときは、その記載内容を検討し、「給与等、公的年金等の支払者の個人番号又は法人番号」欄（表面３欄）に支払者の個人番号又は法人番号を記載し、給与等又は公的年金等の支払者証明欄（表面４欄）に所要の記載をしたうえ、申請者の納税地の所轄税務署長に提出してください（支払者の源泉所得税の納税地の所轄税務署長に提出しても構いません。）。

なお、徴収猶予の申請書を提出した人が、徴収猶予を受ける適格者であると認められるとき（表面の①又は②が50%以上で、③が1,000万円以下であるとき）は、申請書が提出された日後支払う給与等又は公的年金等に対する源泉所得税及び復興特別所得税の徴収を猶予して差し支えありません。

この場合、後日税務署長から徴収猶予の却下又は申請した猶予期間と異なる猶予期間の承認の通知があったときは、それぞれその通知に基づいて補正し、徴収不足となった税額は、追加納付しなければなりません。

7　申請者の確定申告について

この申請書を提出して給与等又は公的年金等について徴収を猶予され又は還付を受けた場合には、その徴収猶予、還付を受けた給与等又は公的年金等については、全て確定申告で税額の清算をすることになっています（年末調整は行うことはできません。）。

（注）１　「災害」には、震災、風水害等のいわゆる天災のほか、人為的災害で自分の意思によらない災害（例えば、失火による焼失）を含みます。

２　「住宅」とは、自分（配偶者その他の親族でその年中の合計所得金額の見積額が基礎控除の額以下であるものを含みます。）が常時起居する家屋をいい、必ずしも生活の本拠である家屋であることを要しません。したがって、同一人が同時に２以上の住宅を有することもあり得ますが、現に起居している家屋であっても、常時起居しない別荘のようなものは住宅とはなりません。

なお、常時起居している家屋に付属する倉庫、物置等の附属建物は住宅に含まれます。

３　「家財」とは、自分（配偶者その他の親族でその年中の合計所得金額の見積額が基礎控除の額以下であるものを含みます。）の日常生活に通常必要とする家具、什器、衣服、書籍その他の家庭用動産をいい、書画、骨董、娯楽品等の生活に必要な程度を超えるものは含まれません。

４　「損害」額は、申請者（配偶者その他の親族でその年中の合計所得金額の見積額が基礎控除の額以下であるものを含みます。）の有する住宅の全部又は家財について、被災時における時価により、各別に計算（個々に計算することが困難な場合は、税務署にご相談ください。）し、住宅又は家財の全部について支払を受けた保険金又は損害賠償金（まだ現実に支払を受けていないときは、支払を受けられる見積額）があるときは、住宅又は家財の別にしたがい、それぞれ上記について計算した金額から控除して計算します。

５　「雑損失」とは、震災、風水害、火災等の災害又は盗難若しくは横領により資産（事業用の資産や生活に通常必要でない資産は除かれます。）について受けた損害額（保険金などで補てんされた金額は除かれます。）が、その人の合計所得金額の１割を超えるときのその超過額をいいます。

６　「日雇給与」とは、継続して同一の雇用主に雇用されない人が、労働した日又は時間によって算定され、かつ、労働した日において支払を受ける給与等（日額表丙欄により源泉徴収される給与等）をいいます。

７　給与等又は公的年金等の支払者の源泉所得税の納税地の所轄税務署長に提出しても構いません（この場合でも、申請書の名宛人は、申請者の納税地の所轄税務署長としてください。）。

お問い合わせ番号	

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

税務署長

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿様

令和　　年分源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予・還付申請の　　通知書

あなたから、　　付でされた令和　　年分源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予・還付の申請については、下記のとおり　　しましたから通知します。

記

承認の内容		所得の種類	
還付税額	円	徴収猶予の期間	自 至
徴収猶予税額	上記の期間内に支払を受ける　　に対する税額の　　額		
給与等・公的年金等・報酬等の支払者名			
処分の理由			

不服申立て等について

【不服申立てについて】

○　この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して３月以内に税務署長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

○　再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して１月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

○　審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。

○　取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者　法務大臣）となります。

○　取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過したときは、提起することができません。

○　取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。

(1) 審査請求がされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

(2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。

(3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予・還付申請の承認・却下通知書

1　使用目的

源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予・還付申請に対する処分の内容を申請者に通知する場合に使用する。

2　記載要領

項　　目	記　　載　　要　　領
標題及び本文の「徴収猶予・還付申請の　　通知書」の空白欄	その処理の内容に応じて「承認」又は「却下」と記載する。
本文の「　　付でされた」の空白欄	源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予・還付請求書（災免用）－給与等・公的年金等・報酬等の提出年月日を記載する。
承認の内容 所得の種類 徴収猶予税額	該当項目を記載する。
処分の理由	例えば､「損害額が法定額に達しないため」又は「所得金額が法定額を超過するため」等その理由を記載する。
教　　示	「･･･３月以内に　　税務署長に対して･･･」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記載する。 また、「･･･（提出先は　　国税不服審判所首席国税審判官）･･･」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記載する。 なお、承認する場合は、教示文を送付しない。

3　留意事項

(1)　日雇給与の徴収猶予申請に対する承認は、この通知書による通知を行わずに証明書を交付する。
ただし、却下の場合は、この通知書により通知する。

(2)　この通知書は、直接申請者に送付する。

お問い合わせ番号：

令和　　年分源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予証明書

住　所

氏　名

上記の者が、令和　　年　　月　　日から令和　　年　　月　　日までの間に支払を受ける日雇給与に対する所得税法第 185 条第１項第３号に規定する所得税及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第 28 条第２項に規定する復興特別所得税については、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の規定により、その徴収を猶予することとしたから、同期間中に同人に支払う日雇給与については、当該所得税及び復興特別所得税を徴収する必要がないことを証明する。

令和　　年　　月　　日

税 務 署 長

お問い合わせ番号	

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

税務署長

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿様

令和　　年分源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予に関する通知書

あなたが下記の者から徴収する令和　　年分給与等・公的年金等・報酬等に対する源泉所得税及び復興特別所得税について、同人から徴収猶予の申請があり、これに対し下記のように処理することとしましたから、承認のあった分については、「徴収を猶予する税額」欄記載の税額の徴収を猶予してください。

なお、申請が却下されたもの又は申請した猶予期間と異なる期間により承認があったものについて、すでに同人の申請に基づいて徴収を猶予している場合には、この通知に基づいて補正し、徴収不足となった税額は、速やかに徴収して納付してください。

（注）　給与等に関して徴収猶予をした申請者については、その税額の精算は本人の確定申告によって行うことになりますから、年末調整を行う必要はありません。

なお、確定申告をしなければならない旨本人にもご指導くださるようお願いいたします。

記

申請者	申請内容					処理内容				
	給与等、公的年金等、報酬等の別			徴収猶予、還付の別		承認、却下の別		徴収を猶予する期間	徴収を猶予する税額	
住所 氏名	給与	年金	報酬	猶予	還付	承認	却下		全額	半額
								（自） （至）		
								（自） （至）		
								（自） （至）		

（注）　徴収を猶予する税額欄の「全額」及び「半額」は、徴収を猶予する期間内に支払を受ける給与等に対する税額の全額及び半額をいいます。

源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予に関する通知書

1　使用目的

「源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予に関する通知書」は、源泉徴収義務者に対して徴収猶予の承認を行なった者及びその内容等について通知する際に使用する。

2　記載要領

項　　目		記　　載　　要　　領
申請内容	給与等、公的年金等、報酬等の別	該当欄に○印を付す。
	徴収猶予、還付の別	該当欄に○印を付す。
処理内容	承認、却下の別	該当欄に○印を付す。
	徴収を猶予する期間	徴収を猶予する期間（(自)及び(至)）を記載する。
	徴収を猶予する税額	該当欄に○印を付す。

（表面）

お問い合わせ番号：

証　　明　　書

住 所 又 は 居 所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏 名 （ 名 称 ） ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

上記の者は、所得税法施行令第 323 条に規定する要件を備えていると認められますから、この証明書の発行の日から［　　年　　月　　日］までの間に上記の者に支払う映画又は演劇の俳優その他の芸能人の役務の提供を内容とする事業に係る当該役務の提供に関する報酬又は料金については、その支払者は所得税法第 204 条第１項の規定による源泉徴収を行う必要はありません。

令和　　年　　月　　日

＿＿＿＿＿＿税務署長

（裏面）

注　　意

1　この証明書は、映画、演劇の俳優、映画監督、舞台監督、演出家、放送演技者、音楽指揮者、楽士、舞踊家、講談師、落語家、浪曲師、漫談家、漫才家、腹話術師、歌手、奇術師、曲芸師又は物まね師の役務の提供に関する報酬又は料金の支払を受けるときに、その支払者に提示してください。

2　この証明書の交付を受けた後、次に該当することとなったときは、遅滞なく届け出てください。なお、届出の際にはこの証明書を必ず添付してください。

(1)　所得税法施行令第 323 条に規定する要件に該当しなくなったとき

(2)　氏名（名称）又は住所若しくは居所を変更したとき

3　有効期限を経過したとき又は所轄税務署長から所得税法施行令第 323 条に規定する要件に該当しないこととなった旨の通知を受けたときは、この証明書を必ず返還してください。

4　この証明書の有効期限経過後も引き続き新たな証明書の交付を受けようとする場合には、この証明書の有効期限のおおむね１か月前に、新たな証明書の交付申請書を提出してください。

前回交付年月日	年　　月　　日	証明書番号	～

お問い合わせ番号	

税務署長

様

芸能人の役務提供に関する事業を行う個人事業者に対する所得税の源泉徴収免除証明書を交付できないことの通知書

貴殿は、以下の理由により所得税法施行令第323条に規定する要件を備えていないものと認められますので、　　付で申請のあった芸能人の役務提供に関する事業を行う個人事業者に対する所得税の源泉徴収免除証明書は交付できませんから通知します。

（処分の理由）

不服申立て等について

【不服申立てについて】

○　この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して３月以内に税務署長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

○　再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して１月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

○　審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。

○　取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者　法務大臣）となります。

○　取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過したときは、提起することができません。

○　取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。

(1) 審査請求がされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

(2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。

(3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

芸能人の役務提供に関する事業を行う個人事業者に対する所得税の源泉徴収免除証明書を交付できないことの通知書

1　使用目的

「芸能人の役務提供に関する事業を行う個人事業者に対する所得税の源泉徴収免除証明書を交付できないことの通知書」は、芸能人の役務提供に関する事業を行う個人事業者に対する源泉徴収免除証明書の交付要件に該当しないため、免除証明書を交付できない旨を申請者に通知する際に使用する。

2　記載要領

項　　目	記　　載　　要　　領
本文の「　　付で」の空白欄	芸能人の役務提供に関する事業を行う個人事業者に対する所得税の源泉徴収免除証明書交付（追加）申請書の提出年月日を記入する。
処分の理由	所得税法施行令第 323 条に規定する要件を備えていないものと認定する理由を記入する。
教　　示	「･･･３月以内に　　税務署長に対して･･･」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「･･･（提出先は　　国税不服審判所首席国税審判官）･･･」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

お問い合わせ番号	

税務署長

様

芸能人の役務提供に関する事業を行う個人事業者に対する所得税の源泉徴収免除証明書の失効通知書

貴殿は、以下の理由により所得税法施行令第323条に規定する要件に該当しないこととなったものと認められますから、通知します。

なお、　　に交付した証明書　　は、この通知があった日以後はその効力がありませんから遅滞なく当署に返還してください。

（処分の理由）

不服申立て等について

【不服申立てについて】

○　この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して３月以内に税務署長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

○　再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して１月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

○　審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。

○　取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者　法務大臣）となります。

○　取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過したときは、提起することができません。

○　取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。

(1) 審査請求がされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

(2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。

(3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

芸能人の役務提供に関する事業を行う個人事業者に対する所得税の源泉徴収免除証明書の失効通知書

1　使用目的

「芸能人の役務提供に関する事業を行う個人事業者に対する所得税の源泉徴収免除証明書の失効通知書」は、芸能人の役務提供に関する事業を行う個人事業者に対する所得税の源泉徴収免除証明書の交付要件に該当しないこととなった場合に、失効した旨を申請者に通知する際に使用する。

2　記載要領

項　　目	記　　載　　要　　領
本文の「　　に交付した証明書　　」の空白欄	芸能人の役務提供に関する事業を行う個人事業者に対する所得税の源泉徴収免除証明書の交付年月日及びお問い合わせ番号（KSK2 導入前に発行したものについては証明書番号）を記入する。
処分の理由	所得税法施行令第 323 条に規定する要件に該当しないこととなったものと認定する理由を記入する。
教　　示	「･･･３月以内に　　税務署長に対して･･･」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「･･･（提出先は　　国税不服審判所首席国税審判官）･･･」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

（表面）

お問い合わせ番号：

外国法人に対する源泉徴収の免除証明書

① 外国法人の	本店又は主たる事務所の所在地	
	名　　称	
② 日本における法人税の納税地にある事務所等の	所　在　地	
	名　　称	

③

上記の者は、所得税法施行令第 304 条に規定する要件を備えていると認められますから、この証明書の発行の日から令和　　年　　月　　日までの間に上記の者に支払う所得税法第 161 条第１項第４号（裏面２(5)を参照してください。）、第５号（裏面２(6)を参照してください。）、第６号、第７号、第 10 号、第 11 号、第 13 号又は第 14 号に掲げる国内源泉所得で上記の者の恒久的施設に帰せられるものについては、その支払者は所得税法第 212 条第１項の規定による源泉徴収を行う必要はありません。

令和　　年　　月　　日

税務署長

（裏面）

注　意　事　項

1　この証明書の交付を受けた者は、次のことに注意してください。

(1)　この証明書は、所得税法第 180 条第１項に規定する対象国内源泉所得の支払を受けるときに、その支払者に提示してください。

(2)　証明書の有効期間中に恒久的施設を有しないこととなった場合、又は所得税法施行令第 304 条に規定する要件に該当しなくなった場合には、証明書の交付を受けた税務署長にその旨を記載した届出書を提出するとともに、証明書の提示先にその旨を通知しなければなりません。

この場合、交付を受けている証明書を、税務署長に提出する上記の届出書に添付しなければなりません。

(3)　有効期限を経過したとき又は所轄税務署長から所得税法施行令第 304 条に規定する要件に該当しなくなった旨等の通知を受けたときは、この証明書は必ず返還してください。

(4)　この証明書を対象国内源泉所得の支払者に提示した場合には、その支払者の氏名又は名称及びその住所、事務所、事業所その他その対象国内源泉所得の支払の場所並びに証明書の提示年月日を帳簿に記載しなければなりません。

(5)　証明書の記載事項を訂正したときは、証明書は無効となります。

2　この証明書の提示を受けた者は、次のことに注意してください。

(1)　提示を受けた証明書が有効であるかどうかを確認してください。

(2)　記載事項を訂正したものは、証明書として無効ですから、それを提示した者に支払う対象国内源泉所得については、源泉徴収の免除はできません。

(3)　この証明書は、次の場合に効力を失います。

①　有効期限を経過したとき

②　この証明書が効力を失ったことについて、官報により公示されたとき

(4)　この証明書が有効であることを確認した場合には、支払に関する書類その他の帳簿に提示を受けた相手方の氏名又は名称及び証明書の有効期限を記載しておく必要があります。

(5)　所得税法第 161 条第１項第４号に掲げる国内源泉所得にあっては、同号に規定する事業に係る恒久的施設以外の恒久的施設に帰せられるものに限ります。

(6)　所得税法第 161 条第１項第５号に掲げる国内源泉所得については、所得税法第 13 条第１項ただし書に規定する信託で国内にある営業所に信託されたものの信託財産に帰せられるものに限ります。

（表面）

お問い合わせ番号：

外国銀行等の国外営業所に支払う所得の源泉徴収の免除証明書

① 外国法人の	本店又は主たる事務所の所在地	
	名　　称	
② 日本における法人税の納税地にある事務所等の	所　在　地	
	名　　称	

③

上記の者は、所得税法施行令第 304 条各号に規定する要件を備えていると認められますから、この証明書の発行の日から令和　　年　　月　　日までの間に上記の者の国外営業所に支払う租税特別措置法第８条第１項各号に掲げる所得については、その支払者は所得税法第 212 条第１項の規定による源泉徴収を行う必要はありません。

令和　　年　　月　　日

税務署長

（裏面）

注　意　事　項

1　この証明書の交付を受けた者は、次のことに注意してください。

(1)　この証明書は、貴社の国外営業所が租税特別措置法第８条第１項に規定する特例の対象となる国内源泉所得の支払を受けるときに、その支払者に提示してください。

(2)　証明書の有効期間中に国外営業所を有しないこととなった場合、又は所得税法施行令第 304 条に規定する要件に該当しなくなった場合には、証明書の交付を受けた税務署長にその旨を記載した届出書を提出するとともに、証明書の提示先にその旨を通知しなければなりません。

この場合、交付を受けている証明書を、税務署長に提出する上記の届出書に添付しなければなりません。

(3)　有効期限を経過したとき又は所轄税務署長から所得税法施行令第 304 条に規定する要件に該当しなくなった旨等の通知を受けたときは、この証明書は必ず返還してください。

(4)　この証明書を国内源泉所得の支払者に提示した場合には、その支払者の氏名又は名称及びその住所、事務所、事業所その他その国内源泉所得の支払の場所並びに証明書の提示年月日を帳簿に記載しなければなりません。

(5)　証明書の記載事項を訂正したときは、証明書は無効となります。

2　この証明書の提示を受けた者は、次のことに注意してください。

(1)　提示を受けた証明書が有効であるかどうかを確認してください。

(2)　記載事項を訂正したものは、証明書として無効ですから、それを提示した者に支払う租税特別措置法第８条第１項各号に規定する所得については、源泉徴収の免除はできません。

(3)　この証明書は、次の場合に効力を失います。

①　有効期限を経過したとき

②　この証明書が効力を失ったことについて、官報により公示されたとき

(4)　この証明書が有効であることを確認した場合には、支払に関する書類その他の帳簿に提示を受けた相手方の氏名又は名称及び証明書の有効期限を記載しておく必要があります。

（表面）

お問い合わせ番号：

非居住者に対する源泉徴収の免除証明書

① 非居住者の	住所	
	氏名	
② 日本における所得税の納税地にある事務所等の	所在地	
	名称	

③

上記の者は、所得税法施行令第330条に規定する要件を備えていると認められますから、この証明書の発行の日から令和　　年　　月　　日までの間に上記の者に支払う所得税法第161条第１項第４号（裏面２(5)を参照してください。）、第６号、第７号、第10号、第11号、第12号イ（給与に係る部分を除きます。）又は第14号に掲げる国内源泉所得（一定のものを除きます。裏面２(6)を参照してください。）で上記の者の恒久的施設に帰せられるものについては、その支払者は所得税法第 212 条第１項の規定による源泉徴収を行う必要はありません。

令和　　年　　月　　日

税務署長

（裏面）

注　意　事　項

1　この証明書の交付を受けた者は、次のことに注意してください。

(1)　この証明書は、所得税法第 214 条第１項に規定する対象国内源泉所得の支払を受けるときに、その支払者に提示してください。

(2)　証明書の有効期間中に恒久的施設を有しないこととなった場合、又は所得税法施行令第 330 条に規定する要件に該当しなくなった場合には、証明書の交付を受けた税務署長にその旨を記載した届出書を提出するとともに、証明書の提示先にその旨を通知しなければなりません。

この場合、交付を受けている証明書を、税務署長に提出する上記の届出書に添付しなければなりません。

(3)　有効期限を経過したとき又は所轄税務署長から所得税法施行令第 330 条に規定する要件に該当しなくなった旨等の通知を受けたときは、この証明書は必ず返還してください。

(4)　この証明書を対象国内源泉所得の支払者に提示した場合には、その支払者の氏名又は名称及びその住所、事務所、事業所その他その対象国内源泉所得の支払の場所並びに証明書の提示年月日を帳簿に記載しなければなりません。

(5)　証明書の記載事項を訂正したときは、証明書は無効となります。

2　この証明書の提示を受けた者は、次のことに注意してください。

(1)　提示を受けた証明書が有効であるかどうかを確認してください。

(2)　記載事項を訂正したものは、証明書として無効ですから、それを提示した者に支払う対象国内源泉所得については、源泉徴収の免除はできません。

(3)　この証明書は、次の場合に効力を失います。

①　有効期限を経過したとき

②　この証明書が効力を失ったことについて、官報により公示されたとき

(4)　この証明書が有効であることを確認した場合には、支払に関する書類その他の帳簿に提示を受けた相手方の氏名又は名称及び証明書の有効期限を記載しておく必要があります。

(5)　所得税法第 161 条第１項第４号に掲げる国内源泉所得にあっては、同号に規定する事業に係る恒久的施設以外の恒久的施設に帰せられるものに限ります。

(6)　国内源泉所得のうち源泉徴収の免除の対象とならない「一定のもの」とは、次のものをいいます。

①　所得税法第 161 条第１項第 11 号に掲げる使用料又は対価で同法第 204 条第１項第１号に掲げる報酬又は料金に該当するもの

②　所得税法第 161 条第１項第 12 号イに掲げる報酬で同法第 204 条第１項第５号に掲げる人的役務の提供に関する報酬又は料金に該当するもの以外のもの

③　所得税法第 161 条第１項第 14 号に掲げる年金でその支払額が 25 万円以上のもの

お問い合わせ番号	

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

税務署長

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿様

外国法人に対する源泉徴収の免除証明書を交付できないことの通知書

貴社は、以下の理由により　　に規定する要件を備えていないものと認められますので、　　付で申請のあった外国法人に対する源泉徴収の免除証明書は交付できませんから通知します。

（処分の理由）

不服申立て等について

【不服申立てについて】

○　この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して３月以内に税務署長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

○　再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して１月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

○　審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。

○　取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。

○　取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過したときは、提起することができません。

○　取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。

(1) 審査請求がされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

(2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。

(3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

外国法人に対する源泉徴収の免除証明書を交付できないことの通知書

1　使用目的

「外国法人に対する源泉徴収の免除証明書を交付できないことの通知書」は、外国法人に対する源泉徴収の免除証明書の交付要件に該当しないため、免除証明書を交付できない旨を申請者に通知する際に使用する。

2　記載要領

項　　目	記　　載　　要　　領
本文の「空白の箇所」	申請の種類に応じて「所得税法第 180 条」又は「租税特別措置法施行令第３条の３」と記入する。
本文の「　　付」の空白欄	外国法人に対する源泉徴収の免除証明書の交付（追加）申請書の提出年月日を記入する。
処分の理由	所得税法第 180 条又は租税特別措置法施行令第３条の３に規定する要件を備えていないと認定する理由を記入する。
教　　示	「･･･３月以内に　　税務署長･･･」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「･･･（提出先は　　国税不服審判所首席国税審判官）･･･」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3　留意事項

○　法人課税信託の名称の併記

法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等に、受託者の法人名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

お問い合わせ番号	

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

税務署長

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿様

非居住者に対する源泉徴収の免除証明書を交付できないことの通知書

貴殿は、以下の理由により所得税法第214条に規定する要件を備えていないものと認められますので、　　付で申請のあった非居住者に対する源泉徴収の免除証明書は交付できませんから通知します。

（処分の理由）

不服申立て等について

【不服申立てについて】

○　この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して３月以内に税務署長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

○　再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して１月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

○　審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。

○　取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。

○　取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過したときは、提起することができません。

○　取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。

(1)　審査請求がされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

(2)　更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。

(3)　審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

非居住者に対する源泉徴収の免除証明書を交付できないことの通知書

1　使用目的

「非居住者に対する源泉徴収の免除証明書を交付できないことの通知書」は、非居住者に対する源泉徴収の免除証明書の交付要件に該当しないため、免除証明書を交付できない旨を申請者に通知する際に使用する。

2　記載要領

項　　目	記　　載　　要　　領
本文の「　　付」の空白欄	非居住者に対する源泉徴収の免除証明書の交付（追加）申請書の提出年月日を記入する。
処　分　の　理　由	所得税法第 214 条に規定する要件を備えていないと認定する理由を記入する。
教　　示	「･･･３月以内に　　税務署長･･･」の空白部分には、処分の対象となる個人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「･･･（提出先は　　国税不服審判所首席国税審判官）･･･」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3　留意事項

○　法人課税信託の名称の併記

法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等に、受託者の氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

お問い合わせ番号	

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

税務署長

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿様

所得税法施行令第304条に規定する要件に該当しないこととなり、又は所得税法第180条第１項に規定する外国法人に該当しなくなったことの通知書

貴社は、以下の理由により所得税法施行令第304条に規定する要件に該当しないこととなり、又は所得税法第180条第１項に規定する外国法人に該当しなくなったので所得税法第180条第３項の規定に基づき通知します。

（処分の理由）

不服申立て等について

【不服申立てについて】

○　この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して３月以内に税務署長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

○　再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して１月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

○　審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。

○　取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。

○　取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過したときは、提起することができません。

○　取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。

(1) 審査請求がされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

(2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。

(3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

所得税法施行令第 304 条に規定する要件に該当しないこととなり、又は所得税法第 180 条第１項に規定する外国法人に該当しなくなったことの通知書

１　使用目的

「所得税法施行令第 304 条に規定する要件に該当しないこととなり、又は所得税法第 180 条第１項に規定する外国法人に該当しなくなったことの通知書」は、外国法人に対する源泉徴収の免除証明書の交付要件に該当しないこととなったことなどについて免除証明書の交付を受けている外国法人に対し通知するために使用する。

２　記載要領

(1) 「･･･３月以内に　　税務署長･･･」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。

また、「･･･（提出先は　　国税不服審判所首席国税審判官）･･･」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

(2) 「処分の理由」には、所得税法施行令第 304 条に規定する要件に該当しないこととなったと認定する理由又は所得税法第 180 条第１項に規定する外国法人に該当しなくなったと認定する理由を記入する。

３　留意事項

○　法人課税信託の名称の併記

法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等に、受託者の法人名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

お問い合わせ番号	

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

税務署長

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿様

所得税法施行令第330条に規定する要件に該当しないこととなり、又は
所得税法第214条第１項に規定する非居住者に該当しなくなったことの通知書

貴殿は、以下の理由により所得税法施行令第330条に規定する要件に該当しないこととなり、又は所得税法第214条第１項に規定する非居住者に該当しなくなったので所得税法第214条第３項の規定に基づき通知します。

（処分の理由）

不服申立て等について

【不服申立てについて】

○　この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して３月以内に税務署長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

○　再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して１月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

○　審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。

○　取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。

○　取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過したときは、提起することができません。

○　取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。

(1) 審査請求がされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

(2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。

(3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

所得税法施行令第 330 条に規定する要件に該当しないこととなり、又は所得税法第 214 条第１項に規定する非居住者に該当しなくなったことの通知書

１　使用目的

「所得税法施行令第 330 条に規定する要件に該当しないこととなり、又は所得税法第 214 条第１項に規定する非居住者に該当しなくなったことの通知書」は、非居住者に対する源泉徴収の免除証明書の交付要件に該当しないこととなったことなどについて免除証明書の交付を受けている非居住者に対し通知するために使用する。

２　記載要領

(1)　「･･･３月以内に　　税務署長･･･」の空白部分には、処分の対象となる非居住者の納税地を管轄する税務署名を記入する。

また、「･･･（提出先は　　国税不服審判所首席国税審判官）･･･」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

(2)　「処分の理由」には、所得税法施行令第 330 条に規定する要件に該当しないこととなったと認定する理由又は所得税法第 214 条第１項に規定する非居住者に該当しなくなったと認定する理由を記入する。

３　留意事項

○　法人課税信託の名称の併記

法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等に、受託者の氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

お問い合わせ番号	

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

税務署長

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿様

租税条約に関する芸能人等の役務提供事業の対価に係る源泉徴収税額を還付できないことの通知書

から　　付で請求のあった租税条約に関する芸能人等の役務提供事業の対価に係る源泉徴収税額は、以下の理由により還付できませんから通知します。

（処分の理由）

不服申立て等について

【不服申立てについて】

○　この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して３月以内に税務署長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

○　再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して１月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

○　審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。

○　取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者　法務大臣）となります。

○　取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過したときは、提起することができません。

○　取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。

(1) 審査請求がされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

(2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。

(3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

租税条約に関する芸能人等の役務提供事業の対価に係る源泉徴収税額を還付できないことの通知書

1　使用目的

「租税条約に関する芸能人等の役務提供事業の対価に係る源泉徴収税額を還付できないことの通知書」は、提出された租税条約に関する芸能人等の役務提供事業の対価に係る還付請求書に対して、その請求を却下した旨を請求者に通知する際に使用する。

2　記載要領

項　　目	記　　載　　要　　領
本文の「　　から」の　空　白　欄	申請者が法人の場合は「貴社」と、個人の場合は「貴殿」と記入する。
本文の「　　付」の　空　白　欄	租税条約に関する芸能人等の役務提供事業の対価に係る還付請求書の提出年月日を記入する。
処　分　の　理　由	租税条約に関する芸能人等の役務提供事業の対価に係る還付請求を却下する理由を記入する。
教　　示	「･･･３月以内に　　税務署長に対して･･･」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記記入する。 また、「･･･（提出先は　　国税不服審判所首席国税審判官）･･･」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

お問い合わせ番号	

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

税務署長

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿様

勤労者財産形成　　貯蓄契約に係る災害等の事由の確認申出に対する確認の通知書

あなたから　　付でされた下記の勤労者財産形成　　貯蓄契約に係る災害等の事由についての確認申出については、これを確認したのでこの旨通知します。

記

・災害等の事由の生じた日

・災害等の事由の内容

・貯蓄の種類

・契約日

・契約者番号

・金融機関名

勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄契約に係る災害等の事由の確認申出に対する確認の通知書の記載例等

1　使用目的

「勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄契約に係る災害等の事由の確認申出に対する確認の通知書」は、提出された「勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄契約に係る災害等の事由についての確認申出書」に対して、その確認ができた旨を申出者に通知する際に使用する。

2　記載要領

項　　目	内　　容
本文の「　　付でされた」の空白欄	「勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄契約に係る災害等の事由についての確認申出書」の提出年月日を記入する。
災害等の事由の生じた日	勤労者財産形成住宅（年金）契約に係る災害等の事由が生じた年月日を記入する。
災害等の事由の内容	勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄契約に係る災害等の事由の内容（租税特別措置法施行令第２条の 25 の２第１号から第５号又は同令第２条の 31 において準用する第２条の 25 の２第１号から第５号）を記入する。
貯蓄の種類	貯蓄の種類（勤労者財産形成住宅貯蓄又は勤労者財産形成年金貯蓄）を記入する。
契約日	勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄契約を締結した年月日を記入する。
契約者番号	勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄契約に係る契約者番号（口座番号、証券番号等）を記入する。
金融機関名	勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄契約を締結している金融機関、証券会社、生命保険会社及び農業協同組合等の営業所を記入する。

お問い合わせ番号	

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

税務署長

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿様

勤労者財産形成　　貯蓄契約に係る災害等の事由の確認申出に対する確認できない旨の通知書

あなたから　　付でされた勤労者財産形成　　貯蓄契約に係る災害等の事由についての確認申出については、以下の理由によりこれを確認することができませんので、この旨通知します。

（処分の理由）

不服申立て等について

【不服申立てについて】

○　この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して３月以内に税務署長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

○　再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して１月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

○　審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。

○　取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者　法務大臣）となります。

○　取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過したときは、提起することができません。

○　取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。

(1) 審査請求がされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

(2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。

(3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄契約に係る災害等の事由の確認申出に対する確認できない旨の通知書の記載要領等

1　使用目的

「勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄契約に係る災害等の事由の確認申出に対する確認できない旨の通知書」は、提出された「勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄契約に係る災害等の事由についての確認申出書」に対して、その確認ができない旨を申出者に通知する際に使用する。

2　記載要領

項　　目	内　　容
本文の「　　付でされた」の空白欄	「勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄契約に係る災害等の事由についての確認申出書」の提出年月日を記入する。
「(処分の理由)」欄	災害等の事由について、確認できない理由を記入する。
教　　示	「･･･３月以内に　　税務署長に対して･･･」の空白部分には、処分の対象となる申出者の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「･･･（提出先は　　国税不服審判所首席国税審判官）･･･」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

お問い合わせ番号	

国 税 庁 長 官

様

適格外国仲介業者の承認通知書（承認）

貴社から　　付でされた租税特別措置法第５条の２、同法第５条の３及び同法第41条の13の３に規定する適格外国仲介業者の承認申請については、これを承認しましたから通知します。

お問い合わせ番号	

国 税 庁 長 官

様

適格外国仲介業者の承認申請の却下通知書（却下）

貴社から　　付でされた租税特別措置法第５条の２、同法第５条の３及び同法第41条の13の３に規定する適格外国仲介業者の承認申請については、以下の理由により却下しましたから通知します。

（処分の理由）

□　申請書類に不備又は不実の記載があること

□　国税の滞納があり、かつ、その滞納税額の徴収が著しく困難であること

□　振替国債、振替地方債、特定振替社債等及び特定振替割引債に関する帳簿の備付け、記録若しくは保存を行うこと又は特定口座管理機関若しくは特定間接口座管理機関に対して非課税適用申告書を提出した者の氏名等の通知を行うことが困難と認められること

□　その他（　　）

不服申立て等について

【不服申立てについて】

○　この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して３月以内に国税庁長官に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

○　審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。

○　取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者　法務大臣）となります。

○　取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過したときは、提起することができません。

○　取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。

(1) 審査請求がされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

(2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。

(3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

お問い合わせ番号	

国 税 庁 長 官

様

適格外国仲介業者の承認取消通知書（取消）

貴社は、租税特別措置法第５条の２第８項、同法第５条の３第９項及び同法第41条の13の３第12項に規定する以下の事実が生じたものと認められますから、同法第５条の２第９項、同法第５条の３第９項及び同法第41条の13の３第12項の規定に基づき適格外国仲介業者の承認を取り消しましたから通知します。

（該当の事実）

□　遅滞なく税務署長から求められた書類を提出しなかったこと

□　申請書類に不備又は不実の記載があること

□　国税の滞納があり、かつ、その滞納税額の徴収が著しく困難であること

□　振替国債、振替地方債、特定振替社債等及び特定振替割引債に関する帳簿の備付け、記録若しくは保存を行うこと又は特定口座管理機関若しくは特定間接口座管理機関に対して非課税適用申告書を提出した者の氏名等の通知を行うことが困難と認められること

□　その他（　　）

不服申立て等について

【不服申立てについて】

○　この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して３月以内に国税庁長官に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

○　審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。

○　取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者　法務大臣）となります。

○　取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過したときは、提起することができません。

○　取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。

(1) 審査請求がされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

(2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。

(3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

お問い合わせ番号	

国 税 庁 長 官

様

適格口座管理機関の承認通知書（承認）

貴社から　　付でされた租税特別措置法第５条の３及び同法第41条の13の３に規定する適格口座管理機関の承認申請については、これを承認しましたから通知します。

お問い合わせ番号	

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

国 税 庁 長 官

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿様

適格口座管理機関の承認申請の却下通知書（却下）

貴社から　　付でされた租税特別措置法第５条の３及び同法第41条の13の３に規定する適格口座管理機関の承認申請については、以下の理由により却下しましたから通知します。

（処分の理由）

□　申請書類に不備又は不実の記載があること

□　適格口座管理機関による振替記載等を受けている特定振替社債等の銘柄等の通知を行うこと又は支払調書を提出することが困難と認められること

□　その他（　　）

不服申立て等について

【不服申立てについて】

○　この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して３月以内に国税庁長官に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

○　審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。

○　取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者　法務大臣）となります。

○　取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過したときは、提起することができません。

○　取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。

(1) 審査請求がされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

(2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。

(3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

お問い合わせ番号	

国 税 庁 長 官

様

適格口座管理機関の承認取消通知書（取消）

貴社は、租税特別措置法第５条の３第５項及び同法第41条の13の３第８項に規定する以下の事実が生じたものと認められますから、同法第５条の３第６項及び同法第41条の13の３第９項の規定に基づき適格口座管理機関の承認を取り消しましたから通知します。

（該当の事実）

□　申請書類に不備又は不実の記載があること

□　適格口座管理機関による振替記載等を受けている特定振替社債等の銘柄等の通知を行うこと又は支払調書を提出することが困難と認められること

□　その他（　　）

不服申立て等について

【不服申立てについて】

○　この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して３月以内に国税庁長官に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

○　審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。

○　取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者　法務大臣）となります。

○　取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過したときは、提起することができません。

○　取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。

(1) 審査請求がされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

(2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。

(3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

お問い合わせ番号	

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

税務署長

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿様

本店等一括提供に係る承認通知書

付でされた本店等一括提供に係る承認申請については、承認しましたから通知します。

本 店 等 一 括 提 供 に 係 る 承 認 通 知 書

1　使用目的

「本店等一括提供に係る承認通知書」は、本店等一括提供に係る承認申請について、申請者に承認の通知を行う際に使用する。

2　記載要領

項　　目	内　　容
本文の「　　付でされた」の空白欄	本店等一括提供に係る承認申請書の提出年月日を記入する。

お問い合わせ番号	

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

税務署長

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿様

本店等一括提供に係る承認申請の却下通知書

付でされた本店等一括提供に係る承認申請については、以下に掲げる理由により、却下します。

（処分の理由）

不服申立て等について

【不服申立てについて】

○　この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して３月以内に税務署長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

○　再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して１月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

○　審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。

○　取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者　法務大臣）となります。

○　取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過したときは、提起することができません。

○　取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。

(1) 審査請求がされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

(2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。

(3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

本店等一括提供に係る承認申請の却下通知書

1　使用目的

「本店等一括提供に係る承認申請の却下通知書」は、本店等一括提供に係る承認申請について、申請者に却下の通知を行う際に使用する。

2　記載要領

項　　目	内　　容
本文の「　　付でされた」の空白欄	本店等一括提供に係る承認申請書の提出年月日を記入する。
（却下通知書の）「(処分の理由)」欄	承認を受けるために必要な要件を欠くと認められる事実を記入する。
教　　示	「･･･３月以内に　　税務署長に対して･･･」の空白部分には、処分の対象となる金融商品取引業者等の営業所の所在地を管轄する税務署名を記入する。 また、「･･･（提出先は　　国税不服審判所首席国税審判官）･･･」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

お問い合わせ番号	

非課税適用確認書

申請者の	フリガナ	
	氏　　名	
	生年月日	
勘定設定期間	（非課税管理勘定）平成　年　月　日から令和　年　月　日までの期間 （累積投資勘定）　平成　年　月　日から令和　年　月　日までの期間	
整理番号（ＮＩＳＡ）		
参　考　事　項		

（備考）

上記の申請者については、旧租税特別措置法第37条の14第10項第1号に該当することを確認しました。

税務署長

非課税適用確認書

1　使用目的

「非課税適用確認書」は、非課税適用確認書の交付申請書を提出した申請者に対し、当該申請書を提出した金融商品取引業者等の営業所の長を経由して、旧租税特別措置法第 37 条の 14 第 10 項第１号に定める書類を交付する際に使用する。

（注）この「非課税適用確認書」は、提出された非課税適用確認書の交付申請書に係る勘定設定期間が平成 30 年１月１日から令和５年 12 月 31 日までの期間又は平成 30 年１月１日から令和 19 年 12 月 31 日までの期間である場合に使用する。

2　作成対象

「非課税適用確認書」は、非課税適用確認書の交付申請書が提出された場合に作成する。

3　作成要領

項　　目	内　　容
申請者のフリガナ	申請者のフリガナを記載する。
申請者の氏名	申請者の氏名を記載する。
申請者の生年月日	申請者の生年月日を記載する。
勘定設定期間	勘定設定期間を記載する。
整理番号（NISA）	非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置専用の整理番号を記載する。
参考事項	金融商品取引業者等から提供された申請事項のうち、営業所使用欄に記録された内容を記載する。
年月日	非課税適用確認書を作成した年月日を印字する。
税務署名	非課税適用確認書を交付する税務署の名称を記載する。
税務署長名	非課税適用確認書の作成時点における税務署長名を記載する。

お問い合わせ番号	

非課税適用確認書の交付を行わない旨の通知書

申請者の	フリガナ	
	氏　　名	
	生年月日	
	住　　所	
勘定設定期間	（非課税管理勘定）　から　までの期間 （累積投資勘定）　から　までの期間	
参　考　事　項		

（備考）

上記の申請者については、非課税適用確認書の交付の申請がありましたが、次に掲げる理由から、非課税適用確認書の交付を行いません。

（理由）

税務署長

非課税適用確認書の交付を行わない旨の通知書

1　使用目的

「非課税適用確認書の交付を行わない旨の通知書」は、非課税適用確認書の交付申請書を提出した申請者に対し、当該申請書を提出した金融商品取引業者等の営業所の長を経由して、旧租税特別措置法第 37 条の 14 第 10 項第２号に定める書面を交付する際に使用する。

2　作成対象

「非課税適用確認書の交付を行わない旨の通知書」は、提出された非課税適用確認書の交付申請書が重複申請に該当する場合等に作成する。

（注）上記のほか、以下の場合にも作成対象となる。

1　申請者が、非課税口座を設定しようとする年の１月１日において 20 歳以上でない場合

2　未成年者口座を開設している申請者が、非課税口座を設定しようとする年の１月１日に 20 歳である場合において、同日前に非課税適用確認書の交付申請書を提出した場合

3　作成要領

項　目	内　容
申請者のフリガナ	申請者のフリガナを記載する。
申請者の氏名	申請者の氏名を記載する。
申請者の生年月日	申請者の生年月日を記載する。
申請者の住所	申請者の住所を記載する。
勘定設定期間	勘定設定期間を記載する。
参考事項	金融商品取引業者等から提供された申請事項のうち、営業所使用欄に記録された内容を記載する。
理由	次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める定型文を記載する。 １　２《作成対象》に該当する場合 旧租税特別措置法第 37 条の 14 第 10 項第２号に該当するため。 ２　２《作成対象》の（注）１に該当する場合 申請者から提出された非課税適用確認書の交付申請書は、旧租税特別措置法第 37 条の 14 に定める要件（同条第５項第１号に規定する年齢制限）を満たしていないことから、当該申請書には効力がないため。 ３　《作成対象》の（注）２に該当する場合 申請者について、現に租税特別措置法第 37 条の 14 の２第５項第１号に規定する未成年者口座が開設されているため。
年月日	非課税適用確認書の交付を行わない旨の通知書の作成年月日を記載する。
税務署名	非課税適用確認書の交付を行わない旨の通知書を交付する税務署の名称を記載する。
税務署長名	非課税適用確認書の交付を行わない旨の通知書の作成時点における税務署長名を記載する。
同時の重複申請分である旨	同時の重複申請に係る非課税適用確認書の交付を行わない旨の通知書には、次の定型文を記載する。 あなたからの非課税適用確認書の交付申請については、２以上の金融商品取引業者等から税務署長へ同時重複して申請が行われています。 そのため、非課税適用確認書は他の金融商品取引業者等（この通知書を交付した金融商品取引業者等以外の金融商品取引業者等）に交付されており、その金融商品取引業者等からあなたに対して、非課税口座開設の意思確認の連絡があります。

お問い合わせ番号	

未成年者非課税適用確認書の交付を行わない旨の通知書

申請者の	フリガナ	
	氏　　名	
	生年月日	
	住　　所	
参　考　事　項		

（備考）

上記の申請者については、未成年者非課税適用確認書の交付の申請がありましたが、次に掲げる理由から、未成年者非課税適用確認書の交付を行いません。

（理由）

税務署長

未成年者非課税適用確認書の交付を行わない旨の通知書

1　使用目的

「未成年者非課税適用確認書の交付を行わない旨の通知書」は、未成年者非課税適用確認書の交付申請書を提出した申請者に対し、当該申請書を提出した金融商品取引業者等の営業所の長を経由して、租税特別措置法第 37 条の 14 の２第 16 項第２号に定める書面を交付する際に使用する。

2　作成対象

「未成年者非課税適用確認書の交付を行わない旨の通知書」は、提出された未成年者非課税適用確認書の交付申請書が重複申請に該当する場合等に作成する。

（注）　申請者が、未成年者口座を設定しようとする年の１月１日において 20 歳未満（又はその年中に出生）でない場合も出力対象となる。

3　作成要領

項　　目	内　　容
申請者のフリガナ	申請者のフリガナを記載する。
申請者の氏名	申請者の氏名を記載する。
申請者の生年月日	申請者の生年月日を記載する。
申請者の住所	申請者の住所を記載する。
勘定設定期間	勘定設定期間を記載する。
参考事項	金融商品取引業者等から提供された申請事項のうち、営業所使用欄に記録された内容を記載する。
理由	次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める定型文を記載する。 １　２《作成対象》に該当する場合 租税特別措置法第 37 条の 14 の２第 16 項第２号に該当するため。 ２　２《作成対象》の（注）に該当する場合 申請者から提出された未成年者非課税適用確認書の交付申請書は、租税特別措置法第 37 条の 14 の２に定める要件（同条第５項第１号に規定する年齢制限）を満たしていないことから、当該申請書には効力がないため。
年月日	未成年者非課税適用確認書の交付を行わない旨の通知書の作成年月日を記載する。
税務署名	未成年者非課税適用確認書の交付を行わない旨の通知書を交付する税務署の名称を記載する。
税務署長名	未成年者非課税適用確認書の交付を行わない旨の通知書の作成時点における税務署長名を記載する。
官印	税務署長印を記載する。
同時の重複申請分である旨	同時の重複申請に係る未成年者非課税適用確認書の交付を行わない旨の通知書には、次の定型文を記載する。 あなたからの未成年者非課税適用確認書の交付申請については、２以上の金融商品取引業者等から税務署長へ同時重複して申請が行われています。 そのため、未成年者非課税適用確認書は他の金融商品取引業者等（この通知書を交付した金融商品取引業者等以外の金融商品取引業者等）に交付されており、その金融商品取引業者等からあなたに対して、未成年者口座開設の意思確認の連絡があります。

お問い合わせ番号	

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

税務署長

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿様

未成年者口座管理契約に係る災害等事由の確認申出に対する確認の通知書

あなたから　　付でされた下記の未成年者口座管理契約に係る災害等事由についての確認申出については、これを確認したので、その旨通知します。

記

・　災害等事由の生じた日　（　　）

・　災害等事由の内容（租税特別措置法施行令第25条の13の８第８項第　　号該当）

・　金融商品取引業者等の営業所の名称

未成年者口座管理契約に係る災害等事由の確認申出に対する確認の通知書の記載例等

1　使用目的

「未成年者口座管理契約に係る災害等事由の確認申出に対する確認の通知書」は、未成年者口座管理契約に係る災害等事由の確認申出書に対して、その確認ができた旨の通知を申出者に通知する際に使用する。

2　記載要領

項　　目	内　　容
本文の「　　付でされた」の空白欄	未成年者口座管理契約に係る災害等事由についての確認申出書の提出年月日を記入する。
災害等事由の生じた日	未成年者口座管理契約に係る災害等事由が生じた年月日を記入する。
災害等事由の内容	未成年者口座管理契約に係る災害等事由の内容（租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の８第８項第１号から第５号）を記入する。
金融商品取引業者等の営業所の名称	申出者が未成年者口座を開設している金融商品取引業者等の営業所の名称を記入する。

お問い合わせ番号	

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

税務署長

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿様

未成年者口座管理契約に係る災害等事由の確認申出に対する確認できない旨の通知書

あなたから　　付でされた未成年者口座管理契約に係る災害等事由についての確認申出については、以下の理由によりこれを確認することができませんので、この旨通知します。

（処分の理由）

不服申立て等について

【不服申立てについて】

○　この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して３月以内に税務署長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

○　再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して１月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

○　審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。

○　取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者　法務大臣）となります。

○　取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過したときは、提起することができません。

○　取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。

(1) 審査請求がされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

(2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。

(3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

未成年者口座管理契約に係る災害等事由の確認申出に対する確認できない旨の通知書の記載要領等

1　使用目的

「未成年者口座管理契約に係る災害等事由の確認申出に対する確認できない旨の通知書」は、未成年者口座管理契約に係る災害等事由の確認申出書に対して、その確認ができない旨の通知を申出者に通知する際に使用する。

2　記載要領

項　　目	内　　容
本文の「　　付でされた」の空白欄	未成年者口座管理契約に係る災害等事由についての確認申出書の提出年月日を記入する。
(確認できない旨の通知書)「(処分の理由)」欄	災害等事由について、確認できない理由を記入する。 なお、確認申請書の提出日が提出期限（災害等事由が生じた日から 11 カ月を経過する日）を徒過していた場合には、その旨を記入する。
教　　示	「･･･３月以内に　　税務署長に対して･･･」の空白部分には、処分の対象となる申請者の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「･･･（提出先は　　国税不服審判所首席国税審判官）･･･」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

追加様式

様式ID	NTA1GEZ310010050

給与支払事務所等の開設・移転・廃止届出書

F01	

税務署長殿

所得税法第 230 条の規定により次のとおり届け出ます。

事務所開設者			
	郵便番号	F05	—
	住所又は本店所在地	F06	
	電話番号	F07	— —
	フリガナ	F03	
	氏名又は名称	F04	
	個人番号又は法人番号	F02	
	フリガナ	H06	
	代表者氏名	H07	

※「住所又は本店所在地」欄は、個人の方は申告所得税の納税地、法人の方は本店所在地（外国法人の場合には国外の本店所在地）を記載してください。

○届出内容

届出書種別	G01		※次の区分に基づいて数字を記載してください。（開設：1、移転：2、廃止：3）

		元号	年	月	日
開設・移転・廃止年月日	N01				
給与支払を開始する年月日	N02				

※「元号」欄は、次の区分に基づいて数字を記載してください。（令和：5、平成：4）

○届出の内容及び理由

開設・移転・廃止の内容	G02		※「開設・移転・廃止の内容」欄は、次の区分に基づいて数字を記載してください。（開業又は法人の設立：1、「開業又は法人の設立」以外の開設：2、所在地の移転：3、既存の給与支払事務所等への引継ぎ：4、廃業又は清算結了：5、休業：6、その他：7）
その他の内容	E01		

○既存の給与支払事務所等への引継ぎ理由

※「法人の合併」「法人の分割」「支店等の閉鎖」「その他」欄は、次の区分に基づいて数字を記載してください。（1：該当、2：非該当）

法人の合併	G03		法人の分割	G04		支店等の閉鎖	G05		その他	G06	
その他の理由	E02										

○給与支払事務所等について

	開設・異動前		異動後	
フリガナ	E03		E08	
氏名又は名称	E04		E09	
郵便番号	P01	—	P02	—
住所又は所在地	E05		E10	
電話番号	T01	— —	T02	— —
フリガナ	E06		E11	
責任者氏名	E07		E12	

給与等の支払を受ける者の数	G12		人	税額の有無	G13		※税額が「有」の場合「1」を記載

その他参考事項	E13	

税理士署名	R01	

税務署整理欄	通信日付印の年月日		（西暦）年	月	日	備考	
		F12					
	個人番号カード ・ 運転免許証 ・ その他（ ）					番号確認	K21		身元確認	K22	

給与支払事務所等の開設・移転・廃止届出書の記載要領等

1　この届出書は、給与等の支払事務を取り扱う事務所等（以下「給与支払事務所等」といいます。）を開設、移転又は廃止した日から１か月以内にその給与支払事務所等の所在地の所轄税務署長（移転の場合には、移転前の事務所等の所在地の所轄税務署長）に提出してください。

2　各欄は、次により記載してください。

⑴　「届出内容」の「届出書種別」欄に、該当する届出区分の数字を記載してください。

⑵　「事務所開設者」の各欄には、届出者の住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地（外国法人の場合には国外の本店所在地）、氏名又は名称、個人番号又は法人番号及び法人の場合は代表者の氏名をそれぞれ記載してください。

⑶　「給与支払を開始する年月日」欄は、給与支払事務所等を開設した月中に給与の支払が開始されない場合に、給与の支払を開始した日（又は開始予定日）を記載してください。

⑷　「届出の内容及び理由」欄は、該当する区分の数字を記載してください。

給与支払事務所等の名称の変更など届出事項に異動があった場合は、「その他の内容」欄に異動した届出事項を記入し、「給与支払事務所等について」欄に異動の内容を記載してください。

⑸　「給与支払事務所等について」の各欄には、届出の内容及び理由に基づき所要の事項を記載してください。

⑴注　給与支払事務所等の移転があった場合、移転前の支払に係る源泉所得税の納税地は、この届出書に記載された移転後の給与支払事務所等の所在地とされます。

そのため、法人の合併又は分割の場合は、被合併法人又は分割法人の源泉所得税の納税地は、合併法人又は分割承継法人の給与支払事務所等（本店又は支店等）の所在地に引き継がれることになります。

また、支店等の給与支払事務所等は、事務所開設者が廃業又は清算結了しない限り廃止したことにはならないため、支店等を閉鎖した場合のその納税地は、他の給与支払事務所等（本店又は他の支店等）の所在地に引き継がれることになります。

【既存の給与支払事務所等への引継ぎをする場合の理由別の記載事項】

引継理由	引継ぎをする前の給与支払事務所等	引継先の給与支払事務所等
法人の合併	被合併法人（被合併法人の本店及び支店等）	合併法人の本店又は支店等
法人の分割	分割法人（分割法人の本店及び支店等）	分割承継法人の本店又は支店等
支店等の閉鎖	閉鎖される支店等	閉鎖される支店等の給与支払事務を引き継ぐ本店又は他の支店等

⑹　「その他参考事項」欄は、法人成りにより個人の事業を廃止した場合のその廃止した事業に係る事業主、納税地、整理番号、外国法人である場合の国内における主たる事務所、外国法人の国外の本店が清算結了した場合のその旨及び清算結了年月日など、参考となる事項を記載してください。

⑺　「税理士署名」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。

⑻　「税務署整理欄」は、記載しないでください。

3　留意事項

○　法人課税信託の名称の併記

法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、この届出書を提出する場合には、申請書等の「氏名又は名称」の欄には、受託者の氏名又は法人の名称のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税及び国内最低課税額に係る特定基準法人税額に対する地方法人税の更正の請求書

税務署受付印

※整理番号	

令和　年　月　日

税務署長殿

□□ 内国法人 / 外国法人

納税地	〒 電話（　　）　－
本店又は主たる事務所の所在地	
(フリガナ) 法人名	
法人番号	
(フリガナ) 代表者氏名	
代表者住所	〒
恒久的施設等を通じて行う事業の経営の責任者氏名	
事業種目	業

（国税通則法第23条 / 法人税法第82条の26（同法第145条の9において準用する場合を含む。） / 地方法人税法第24条の15）の規定に基づき、自令和　年　月　日 至令和　年　月　日（対象会計年度 / 課税対象会計年度）の確定申告に係る課税標準等について下記のとおり更正の請求をします。

記

区分			この請求前の金額	更正の請求金額
法人税額	課税標準国内最低課税額	1		000 円
	法人税額	2	00円	00
地方法人税額	課税標準国内最低課税法人税額	3		000
	地方法人税額	4	00円	00

（更正の請求をする理由等）

修正申告書提出年月日	令和　年　月　日	添付書類	
更正決定通知書受理年月日	令和　年　月　日		

還付を受けようとする金融機関等

1　銀行等の預金口座に振込みを希望する場合
銀行・金庫・組合・漁協・農協 ＿＿＿＿ 本店・支店・出張所・本所・支所 ＿＿＿＿
預金　口座番号 ＿＿＿＿

2　ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合
貯金口座の記号番号 ＿＿＿＿ －

3　郵便局等の窓口での受取を希望する場合
郵便局名等 ＿＿＿＿

税理士署名	

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		番号		整理簿		備考		通信日付印	年　月　日	確認	

（令和８年４月１日以後開始対象会計年度等分）

各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税及び国内最低課税額に係る特定基準法人税額に対する地方法人税の更正の請求書の記載要領等

【令和８年４月１日以後開始対象会計年度等分】

1　この請求書は、次に掲げる事実に該当する場合等に、国税通則法第23条、法人税法第82条の26（同法第145条の９において準用する場合を含みます。）、地方法人税法第24条の15の規定に基づいて更正の請求をするときに使用するものです。

(1)　税務署に提出した申告書に記載した課税標準等又は税額等の計算が、法人税又は地方法人税に関する法律の規定に従っていなかったため又は当該計算に誤りがあったために、納付すべき税額が過大となっている場合

(2)　修正申告書を提出した場合又は更正、決定を受けた場合に、その修正申告又は更正、決定に伴い、その後の対象会計年度又は課税対象会計年度で決定を受けた対象会計年度の法人税額又は課税対象会計年度の地方法人税額が過大となる場合

2　この請求書は、次の区分に応じてそれぞれの提出期限までに提出する必要があります。

区　　分	提　　出　　期　　限
(1)　国税通則法第 23 条第１項の規定に基づいて提出する場合	請求の基になる申告の法定申告期限（申告期限の延長申請に対する延長の処分があった場合は、その延長後の申告期限）から５年以内
(2)　国税通則法第 23 条第２項の規定に基づいて提出する場合	国税通則法第 23 条第２項の各号に掲げる事実に該当した日の翌日から起算して２月以内
(3)　法人税法第 82 条の 26（同法第 145 条の９において準用する場合を含む。）又は地方法人税法第 24 条の 15 の規定に基づいて提出する場合	請求の基因となる修正申告書を提出した日又は更正決定の通知を受けた日の翌日から起算して２月以内

3　この請求書には、取引の記録等に基づいて請求の理由の基礎となる事実を証明する書類を添付してください。

4　この請求書の各欄は、次により記載します。

(1)　「この請求前の金額」欄には、請求の基になる確定申告書（当該申告書に関し更正又は決定があった場合には、更正決定通知書）に記載された該当項目の金額を移記してください。

(2)　「更正の請求金額」欄には、請求に基づいて更正がなされた場合の金額を、確定申告書の記載方法に準じて計算の上、記載してください。

(3)　「更正の請求をする理由等」欄には、請求をする理由及び請求をするに至った事情について記載するほか、その他参考となる事項がある場合はこれを付記してください。

(4)　「修正申告書提出年月日」欄又は「更正決定通知書受理年月日」欄は、法人税法第 82 条の 26 又は地方法人税法第 24 条の 15 の規定に基づいて更正の請求を行う場合に記載してください。

(5)　「還付を受けようとする金融機関等」欄には、還付金の支払を受ける場合に、取引銀行等の預金口座への振込みを希望されるときは、その取引銀行等の名称等、預金の種類及びその口座番号を記載してください。ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望されるときは、その貯金口座の記号番号を記載してください。また、ゆうちょ銀行又は郵便局窓口での受取を希望される場合には、支払を受けるのに便利な郵便局名等を記載してください。

(6)　「税理士署名」欄は、この請求書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。

各対象会計年度の国際最低課税残余額に対する法人税及び国際最低課税残余額に係る特定基準法人税額に対する地方法人税の更正の請求書

税務署受付印

※整理番号	

令和　年　月　日

税務署長殿

□□ 内国法人 / 外国法人

納税地	〒 電話（　　）　－
本店又は主たる事務所の所在地	
(フリガナ) 法人名	
法人番号	
(フリガナ) 代表者氏名	
代表者住所	〒
恒久的施設等を通じて行う事業の経営の責任者氏名	
事業種目	業

（国税通則法第23条
法人税法第82条の18（同法第145条の５において準用する場合を含む。）
地方法人税法第24条の８第２項）の規定に基づき、自令和　年　月　日 至令和　年　月　日（対象会計年度 / 課税対象会計年度）の確定申告に係る

課税標準等について下記のとおり更正の請求をします。

記

区分			この請求前の金額	更正の請求金額
法人税額	課税標準国際最低課税残余額	1		000 円
	法人税額	2	00円	00
地方法人税額	課税標準国際最低課税法人税額	3		000
	地方法人税額	4	00円	00

（更正の請求をする理由等）

修正申告書提出年月日	令和　年　月　日	添付書類	
更正決定通知書受理年月日	令和　年　月　日		

還付を受けようとする金融機関等

1　銀行等の預金口座に振込みを希望する場合
銀行・金庫・組合・漁協・農協 ＿＿＿＿ 本店・支店・出張所・本所・支所
＿＿＿＿ 預金　口座番号 ＿＿＿＿

2　ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合
貯金口座の記号番号 ＿＿＿＿ －

3　郵便局等の窓口での受取を希望する場合
郵便局名等 ＿＿＿＿

税理士署名	

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		番号		整理簿		備考		通信日付印	年　月　日	確認	

（令和８年４月１日以後開始対象会計年度等分）

各対象会計年度の国際最低課税残余額に対する法人税及び国際最低課税残余額に係る特定基準法人税額に対する地方法人税の更正の請求書の記載要領等

【令和８年４月１日以後開始対象会計年度等分】

1　この請求書は、次に掲げる事実に該当する場合等に、国税通則法第23条、法人税法第82条の18（同法第145条の５において準用する場合を含みます。）、地方法人税法第24条の８第２項の規定に基づいて更正の請求をするときに使用するものです。

(1)　税務署に提出した申告書に記載した課税標準等又は税額等の計算が、法人税又は地方法人税に関する法律の規定に従っていなかったため又は当該計算に誤りがあったために、納付すべき税額が過大となっている場合

(2)　修正申告書を提出した場合又は更正、決定を受けた場合に、その修正申告又は更正、決定に伴い、その後の対象会計年度又は課税対象会計年度で決定を受けた対象会計年度の法人税額又は課税対象会計年度の地方法人税額が過大となる場合

2　この請求書は、次の区分に応じてそれぞれの提出期限までに提出する必要があります。

区　　分	提　　出　　期　　限
(1)　国税通則法第 23 条第１項の規定に基づいて提出する場合	請求の基になる申告の法定申告期限（申告期限の延長申請に対する延長の処分があった場合は、その延長後の申告期限）から５年以内
(2)　国税通則法第 23 条第２項の規定に基づいて提出する場合	国税通則法第 23 条第２項の各号に掲げる事実に該当した日の翌日から起算して２月以内
(3)　法人税法第 82 条の 18（同法第 145 条の５において準用する場合を含む。）又は地方法人税法第 24 条の８第２項の規定に基づいて提出する場合	請求の基因となる修正申告書を提出した日又は更正決定の通知を受けた日の翌日から起算して２月以内

3　この請求書には、取引の記録等に基づいて請求の理由の基礎となる事実を証明する書類を添付してください。

4　この請求書の各欄は、次により記載します。

(1)　「この請求前の金額」欄には、請求の基になる確定申告書（当該申告書に関し更正又は決定があった場合には、更正決定通知書）に記載された該当項目の金額を移記してください。

(2)　「更正の請求金額」欄には、請求に基づいて更正がなされた場合の金額を、確定申告書の記載方法に準じて計算の上、記載してください。

(3)　「更正の請求をする理由等」欄には、請求をする理由及び請求をするに至った事情について記載するほか、その他参考となる事項がある場合はこれを付記してください。

(4)　「修正申告書提出年月日」欄又は「更正決定通知書受理年月日」欄は、法人税法第 82 条の 18 又は地方法人税法第 24 条の８第２項の規定に基づいて更正の請求を行う場合に記載してください。

(5)　「還付を受けようとする金融機関等」欄には、還付金の支払を受ける場合に、取引銀行等の預金口座への振込みを希望されるときは、その取引銀行等の名称等、預金の種類及びその口座番号を記載してください。ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望されるときは、その貯金口座の記号番号を記載してください。また、ゆうちょ銀行又は郵便局窓口での受取を希望される場合には、支払を受けるのに便利な郵便局名等を記載してください。

(6)　「税理士署名」欄は、この請求書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。

納税地	
法人名等	
代表者又は清算人氏名	様

年　　月　　日

税務署長

各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税額等の通知書及び加算税の賦課決定通知書

自　　年　　月　　日
至　　年　　月　　日　対象会計年度分の国内最低課税額に対する法人税について、下記のとおり法人税額等の　　及び加算税の賦課決定をしたから通知します。なお、この通知は更正の請求に基づいて行った処分です。

記

区分		申告又は更正前の金額	更正又は決定の金額
課税標準国内最低課税額	1	円	円
法人税額	2		
既に納付の確定した本税額	3		
差引納付すべき又は減少（－印）する法人税額	4		

この通知により納付すべき又は減少(－印)する税額	
本税の額	円
無申告加算税	
過少申告加算税	
重加算税	

賦課した加算税の額の計算明細			
区分		加算税の基礎となる税額	加算税の額
申告加算税	賦課決定額	円	円
	変更決定後の賦課決定額		
重加算税	賦課決定額		
	変更決定後の賦課決定額		

この通知書に係る処分は、　　の職員の調査に基づいて行いました。

1　この通知により新たに納付すべき税額は、＿＿＿年＿＿月＿＿日までに納付してください。なお、納付手続につきましては、国税庁ホームページをご確認ください。

　なお、この通知により還付金が発生する場合で、他に未納の税額がないときは、還付金をお支払いしますので、後日、改めてお知らせします。

2　本税等と併せて納付すべき延滞税は、次の「延滞税の額の計算方法」により計算して納付してください。

3　延滞税の額の計算方法

納付すべき本税の額（注）1	×	延滞税の割合（注）2	×	期間（日数）（注）3 ／ 法定納期限の翌日から完納の日まで	＝	延滞税の額（注）4

365

（注）1　本税の額が１０，０００円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。
　　本税の額に１０，０００円未満の端数があるときは、これを切り捨てて計算してください。

2　令和３年１月１日以後の延滞税の割合は、年単位（１／１～１２／３１）で以下のとおり適用することになります。

・　納期限の翌日から２月を経過する日まで・・・　年「７．３％」と「延滞税特例基準割合（※）＋１％」のいずれか低い割合

・　納期限の翌日から２月を経過した日以後・・・　年「１４．６％」と「延滞税特例基準割合（※）＋７．３％」のいずれか低い割合

（※）各年の前々年の９月から前年の８月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を１２で除して得た割合として各年の前年の１１月３０日までに財務大臣が告示する割合に、年１％の割合を加算した割合

3　次の場合には、延滞税の額の計算の基礎となる「期間（日数）」に特例が設けられていますからご注意ください。

①　期限内申告書を提出している場合で確定申告期限から１年を経過した日以降に更正等があったとき又は期限後申告書を提出している場合でその提出日の翌日から起算して１年を経過した日以降に更正等があったとき（偽りその他不正の行為により税金を免れ、又は還付を受けた法人に対する更正については、この特例の適用はありません。）

②　期限内申告書又は期限後申告書を提出した後に減額更正がされ、その後更に増額更正等があった場合（当該期限内申告書又は期限後申告書に係る税額に達するまでの部分に限ります。）

4　延滞税の額が１，０００円未満の場合は、納付する必要はありません。
　　延滞税の額に１００円未満の端数があるときは、これを切り捨ててください。

4　この更正又は決定が、申告期限から１年を経過してされた場合で、その国税を一時に納付することができないと認められるときは、原則として納期限内にされた申請により、１年以内の期間、納税の猶予が認められます。

不服申立て等について

【不服申立てについて】

○　この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して３月以内に税務署長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

○　再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して１月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

○　審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。

○　取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者　法務大臣）となります。

○　取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過したときは、提起することができません。

○　取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。

(1) 審査請求がされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

(2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。

(3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

不服申立て等について

【不服申立てについて】

○　この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して３月以内に国税局長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

○　再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して１月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

○　審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。

○　取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者　法務大臣）となります。

○　取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過したときは、提起することができません。

○　取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。

(1) 審査請求がされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

(2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。

(3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

納　税　地	
法 人 名 等	
代表者又は清算人氏名	様

年　　月　　日

税 務 署 長

各対象会計年度の国際最低課税残余額に対する法人税額等の通知書及び加算税の賦課決定通知書

自　　年　　月　　日
至　　年　　月　　日　対象会計年度分の国際最低課税残余額に対する法人税について、下記のとおり法人税額等の　　及び加算税の賦課決定をしたから通知します。なお、この通知は更正の請求に基づいて行った処分です。

記

区　　分		申告又は更正前の金額	更正又は決定の金額
課税標準国際最低課税残余額	1	円	円
法　人　税　額	2		
既に納付の確定した本税額	3		
差引納付すべき又は減少（－印）する法人税額	4		

この通知により納付すべき又は減少(－印)する税額	
本　税　の　額	円
無申告加算税	
過少申告加算税	
重　加　算　税	

賦課した加算税の額の計算明細			
区　　分		加算税の基礎となる税額	加算税の額
申告加算税	賦課決定額	円	円
	変更決定後の賦課決定額		
重加算税	賦課決定額		
	変更決定後の賦課決定額		

この通知書に係る処分は、　　の職員の調査に基づいて行いました。

1　この通知により新たに納付すべき税額は、＿＿＿年＿＿月＿＿日までに納付してください。なお、納付手続につきましては、国税庁ホームページをご確認ください。

　なお、この通知により還付金が発生する場合で、他に未納の税額がないときは、還付金をお支払いしますので、後日、改めてお知らせします。

2　本税等と併せて納付すべき延滞税は、次の「延滞税の額の計算方法」により計算して納付してください。

3　延滞税の額の計算方法

納付すべき本税の額（注）1	×	延滞税の割合（注）2	×	期間（日数）（注）3 ／ 法定納期限の翌日から完納の日まで	＝	延滞税の額（注）4

365

（注）1　本税の額が１０，０００円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。
　　本税の額に１０，０００円未満の端数があるときは、これを切り捨てて計算してください。

2　令和３年１月１日以後の延滞税の割合は、年単位（１／１～１２／３１）で以下のとおり適用することになります。

・　納期限の翌日から２月を経過する日まで・・・　年「７．３％」と「延滞税特例基準割合（※）＋１％」のいずれか低い割合

・　納期限の翌日から２月を経過した日以後・・・　年「１４．６％」と「延滞税特例基準割合（※）＋７．３％」のいずれか低い割合

（※）各年の前々年の９月から前年の８月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を１２で除して得た割合として各年の前年の１１月３０日までに財務大臣が告示する割合に、年１％の割合を加算した割合

3　次の場合には、延滞税の額の計算の基礎となる「期間（日数）」に特例が設けられていますからご注意ください。

①　期限内申告書を提出している場合で確定申告期限から１年を経過した日以降に更正等があったとき又は期限後申告書を提出している場合でその提出日の翌日から起算して１年を経過した日以降に更正等があったとき（偽りその他不正の行為により税金を免れ、又は還付を受けた法人に対する更正については、この特例の適用はありません。）

②　期限内申告書又は期限後申告書を提出した後に減額更正がされ、その後更に増額更正等があった場合（当該期限内申告書又は期限後申告書に係る税額に達するまでの部分に限ります。）

4　延滞税の額が１，０００円未満の場合は、納付する必要はありません。
　　延滞税の額に１００円未満の端数があるときは、これを切り捨ててください。

4　この更正又は決定が、申告期限から１年を経過してされた場合で、その国税を一時に納付することができないと認められるときは、原則として納期限内にされた申請により、１年以内の期間、納税の猶予が認められます。

不服申立て等について

【不服申立てについて】

○　この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して３月以内に税務署長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

○　再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して１月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

○　審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。

○　取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者　法務大臣）となります。

○　取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過したときは、提起することができません。

○　取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。

(1) 審査請求がされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

(2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。

(3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

不服申立て等について

【不服申立てについて】

○　この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して３月以内に国税局長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

○　再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して１月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

○　審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。

○　取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者　法務大臣）となります。

○　取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過したときは、提起することができません。

○　取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。

(1) 審査請求がされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

(2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。

(3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

納　税　地	
法 人 名 等	
代表者又は 清算人氏名	様

年　　月　　日

税務署長

各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税の加算税の賦課決定通知書

次のとおり各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税に係る加算税を賦課決定します。

対象会計年度	区　　分		加算税の計算の基礎となる税額	加算税の額
自　年　月　日 至　年　月　日	申告加算税	賦課決定額	円	円
		変更決定後の賦課決定額		
		この通知により納付すべき加算税の額又は減少（－印）する加算税の額		
	重加算税	賦課決定額		
		変更決定後の賦課決定額		
		この通知により納付すべき加算税の額又は減少（－印）する加算税の額		
自　年　月　日 至　年　月　日	申告加算税	賦課決定額		
		変更決定後の賦課決定額		
		この通知により納付すべき加算税の額又は減少（－印）する加算税の額		
	重加算税	賦課決定額		
		変更決定後の賦課決定額		
		この通知により納付すべき加算税の額又は減少（－印）する加算税の額		
自　年　月　日 至　年　月　日	申告加算税	賦課決定額		
		変更決定後の賦課決定額		
		この通知により納付すべき加算税の額又は減少（－印）する加算税の額		
	重加算税	賦課決定額		
		変更決定後の賦課決定額		
		この通知により納付すべき加算税の額又は減少（－印）する加算税の額		

この処分は、　　国税局の職員の調査に基づいて行いました。

この通知により新たに納付すべき加算税の額は、_____年____月____日までに納付してください。なお、納付手続につきましては、国税庁ホームページをご確認ください。

不服申立て等について

【不服申立てについて】

○　この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して３月以内に税務署長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

○　再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して１月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

○　審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。

○　取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者　法務大臣）となります。

○　取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過したときは、提起することができません。

○　取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。

(1) 審査請求がされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

(2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。

(3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

不服申立て等について

【不服申立てについて】

○　この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して３月以内に国税局長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

○　再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して１月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

○　審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。

○　取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者　法務大臣）となります。

○　取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過したときは、提起することができません。

○　取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。

(1) 審査請求がされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

(2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。

(3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

納　税　地	
法 人 名 等	
代表者又は 清算人氏名	様

年　　月　　日

税務署長

各対象会計年度の国際最低課税残余額に対する法人税の加算税の賦課決定通知書

次のとおり各対象会計年度の国際最低課税残余額に対する法人税に係る加算税を賦課決定します。

対象会計年度	区　　分		加算税の計算の基礎となる税額	加算税の額
自　年　月　日 至　年　月　日	申　告 加算税	賦課決定額	円	円
		変更決定後の賦課決定額		
		この通知により納付すべき加算税の額又は減少（－印）する加算税の額		
	重　加 算　税	賦課決定額		
		変更決定後の賦課決定額		
		この通知により納付すべき加算税の額又は減少（－印）する加算税の額		
自　年　月　日 至　年　月　日	申　告 加算税	賦課決定額		
		変更決定後の賦課決定額		
		この通知により納付すべき加算税の額又は減少（－印）する加算税の額		
	重　加 算　税	賦課決定額		
		変更決定後の賦課決定額		
		この通知により納付すべき加算税の額又は減少（－印）する加算税の額		
自　年　月　日 至　年　月　日	申　告 加算税	賦課決定額		
		変更決定後の賦課決定額		
		この通知により納付すべき加算税の額又は減少（－印）する加算税の額		
	重　加 算　税	賦課決定額		
		変更決定後の賦課決定額		
		この通知により納付すべき加算税の額又は減少（－印）する加算税の額		

この処分は、　　国税局の職員の調査に基づいて行いました。

この通知により新たに納付すべき加算税の額は、_____年____月____日までに納付してください。なお、納付手続につきましては、国税庁ホームページをご確認ください。

不服申立て等について

【不服申立てについて】

○　この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して３月以内に税務署長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

○　再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して１月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

○　審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。

○　取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者　法務大臣）となります。

○　取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過したときは、提起することができません。

○　取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。

(1) 審査請求がされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

(2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。

(3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

不服申立て等について

【不服申立てについて】

○　この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して３月以内に国税局長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

○　再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して１月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

○　審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。

○　取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者　法務大臣）となります。

○　取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過したときは、提起することができません。

○　取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。

(1) 審査請求がされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

(2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。

(3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

更　正　の　理　由

貴法人の国内最低課税額に対する法人税の申告書について、調査の結果、課税標準国内最低課税額又は税額の計算に誤りがあると認められますから、次のとおり、申告書に記載された課税標準国内最低課税額を更正し又は税額を更正しました。

更　正　の　理　由

貴法人の国際最低課税残余額に対する法人税の申告書について、調査の結果、課税標準国際最低課税残余額又は税額の計算に誤りがあると認められますから、次のとおり、申告書に記載された課税標準国際最低課税残余額を更正し又は税額を更正しました。

更　正　の　理　由

貴法人の国内最低課税額に対する法人税の申告書及び同添付書類に記載された事項によりますと、法令の規定に従っていないことが明らかなものや計算誤りがありますので、次のとおり、申告課税標準国内最低課税額を更正し又は税額を更正しました。

更　正　の　理　由

貴法人の国際最低課税残余額に対する法人税の申告書及び同添付書類に記載された事項によりますと、法令の規定に従っていないことが明らかなものや計算誤りがありますので、次のとおり、申告課税標準国際最低課税残余額を更正し又は税額を更正しました。

納　税　地	
法 人 名 等	
代表者又は 清算人氏名	様

年　　月　　日

税 務 署 長

国際最低課税額に係る特定基準法人税額に対する地方法人税額等の　　通知書

及び加算税の賦課決定通知書

自　　年　　月　　日
至　　年　　月　　日　課税対象会計年度分の国際最低課税額に係る特定基準法人税額に対する地方法人税について下記のとおり地方法人税額等の　　及び加算税の賦課決定をしたから通知します。なお、この通知は更正の請求に基づいて行った処分です。

記

区　　分		申告又は更正前の金額	更正又は決定の金額
課税標準国際最低課税法人税額	1	円	円
地方法人税額	2		
既に納付の確定した本税額	3		
差引納付すべき又は減少（－印）する地方法人税額	4		

この通知により納付すべき又は減少(－印)する税額	
本 税 の 額	円
無申告加算税	
過少申告加算税	
重 加 算 税	

賦課した加算税の額の計算明細			
区　　分		加算税の基礎となる税額	加算税の額
申告加算税	賦課決定額	円	円
	変更決定後の賦課決定額		
重加算税	賦課決定額		
	変更決定後の賦課決定額		

この通知書に係る処分は、　　の職員の調査に基づいて行いました。

1　この通知により新たに納付すべき税額は、＿＿＿年＿＿月＿＿日までに納付してください。なお、納付手続につきましては、国税庁ホームページをご確認ください。

　なお、この通知により還付金が発生する場合で、他に未納の税額がないときは、還付金をお支払いしますので、後日、改めてお知らせします。

2　本税等と併せて納付すべき延滞税は、次の「延滞税の額の計算方法」により計算して納付してください。

3　延滞税の額の計算方法

納付すべき本税の額（注）1	×	延滞税の割合（注）2	×	期間（日数）（注）3 ／ 法定納期限の翌日から完納の日まで	＝	延滞税の額（注）4

365

（注）1　本税の額が１０，０００円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。
　　本税の額に１０，０００円未満の端数があるときは、これを切り捨てて計算してください。

2　令和３年１月１日以後の延滞税の割合は、年単位（１／１～１２／３１）で以下のとおり適用することになります。

・　納期限の翌日から２月を経過する日まで・・・　年「７．３％」と「延滞税特例基準割合（※）＋１％」のいずれか低い割合

・　納期限の翌日から２月を経過した日以後・・・　年「１４．６％」と「延滞税特例基準割合（※）＋７．３％」のいずれか低い割合

（※）各年の前々年の９月から前年の８月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を１２で除して得た割合として各年の前年の１１月３０日までに財務大臣が告示する割合に、年１％の割合を加算した割合

3　次の場合には、延滞税の額の計算の基礎となる「期間（日数）」に特例が設けられていますからご注意ください。

①　期限内申告書を提出している場合で確定申告期限から１年を経過した日以降に更正等があったとき又は期限後申告書を提出している場合でその提出日の翌日から起算して１年を経過した日以降に更正等があったとき（偽りその他不正の行為により税金を免れ、又は還付を受けた法人に対する更正については、この特例の適用はありません。）

②　期限内申告書又は期限後申告書を提出した後に減額更正がされ、その後更に増額更正等があった場合（当該期限内申告書又は期限後申告書に係る税額に達するまでの部分に限ります。）

4　延滞税の額が１，０００円未満の場合は、納付する必要はありません。
　　延滞税の額に１００円未満の端数があるときは、これを切り捨ててください。

4　この更正又は決定が、申告期限から１年を経過してされた場合で、その国税を一時に納付することができないと認められるときは、原則として納期限内にされた申請により、１年以内の期間、納税の猶予が認められます。

不服申立て等について

【不服申立てについて】

○　この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して３月以内に税務署長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

○　再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して１月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

○　審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。

○　取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者　法務大臣）となります。

○　取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過したときは、提起することができません。

○　取消訴訟は､審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。

(1) 審査請求がされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

(2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。

(3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

不服申立て等について

【不服申立てについて】

○　この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して３月以内に国税局長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

○　再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して１月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

○　審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。

○　取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者　法務大臣）となります。

○　取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過したときは、提起することができません。

○　取消訴訟は､審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。

(1) 審査請求がされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

(2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。

(3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

納　税　地	
法 人 名 等	
代表者又は清算人氏名	様

年　　月　　日

税 務 署 長

国内最低課税額に係る特定基準法人税額に対する地方法人税額等の　　通知書及び加算税の賦課決定通知書

自　　年　　月　　日
至　　年　　月　　日　課税対象会計年度分の国内最低課税額に係る特定基準法人税額に対する地方法人税について下記のとおり地方法人税額等の　　及び加算税の賦課決定をしたから通知します。なお、この通知は更正の請求に基づいて行った処分です。

記

区　　分		申告又は更正前の金額	更正又は決定の金額
課税標準国内最低課税法人税額	1	円	円
地方法人税額	2		
既に納付の確定した本税額	3		
差引納付すべき又は減少（－印）する地方法人税額	4		

この通知により納付すべき又は減少(－印)する税額	
本　税　の　額	円
無申告加算税	
過少申告加算税	
重　加　算　税	

賦課した加算税の額の計算明細			
区　　分		加算税の基礎となる税額	加算税の額
申告加算税	賦課決定額	円	円
	変更決定後の賦課決定額		
重加算税	賦課決定額		
	変更決定後の賦課決定額		

この通知書に係る処分は、　　の職員の調査に基づいて行いました。

1　この通知により新たに納付すべき税額は、＿＿＿年＿＿月＿＿日までに納付してください。なお、納付手続につきましては、国税庁ホームページをご確認ください。

　なお、この通知により還付金が発生する場合で、他に未納の税額がないときは、還付金をお支払いしますので、後日、改めてお知らせします。

2　本税等と併せて納付すべき延滞税は、次の「延滞税の額の計算方法」により計算して納付してください。

3　延滞税の額の計算方法

納付すべき本税の額（注）1	×	延滞税の割合（注）2	×	期間（日数）（注）3 ／ 法定納期限の翌日から完納の日まで	＝	延滞税の額（注）4

365

（注）1　本税の額が１０，０００円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。
　　本税の額に１０，０００円未満の端数があるときは、これを切り捨てて計算してください。

2　令和３年１月１日以後の延滞税の割合は、年単位（１／１～１２／３１）で以下のとおり適用することになります。

・　納期限の翌日から２月を経過する日まで・・・　年「７．３％」と「延滞税特例基準割合（※）＋１％」のいずれか低い割合

・　納期限の翌日から２月を経過した日以後・・・　年「１４．６％」と「延滞税特例基準割合（※）＋７．３％」のいずれか低い割合

（※）各年の前々年の９月から前年の８月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を１２で除して得た割合として各年の前年の１１月３０日までに財務大臣が告示する割合に、年１％の割合を加算した割合

3　次の場合には、延滞税の額の計算の基礎となる「期間（日数）」に特例が設けられていますからご注意ください。

①　期限内申告書を提出している場合で確定申告期限から１年を経過した日以降に更正等があったとき又は期限後申告書を提出している場合でその提出日の翌日から起算して１年を経過した日以降に更正等があったとき（偽りその他不正の行為により税金を免れ、又は還付を受けた法人に対する更正については、この特例の適用はありません。）

②　期限内申告書又は期限後申告書を提出した後に減額更正がされ、その後更に増額更正等があった場合（当該期限内申告書又は期限後申告書に係る税額に達するまでの部分に限ります。）

4　延滞税の額が１，０００円未満の場合は、納付する必要はありません。
　　延滞税の額に１００円未満の端数があるときは、これを切り捨ててください。

4　この更正又は決定が、申告期限から１年を経過してされた場合で、その国税を一時に納付することができないと認められるときは、原則として納期限内にされた申請により、１年以内の期間、納税の猶予が認められます。

不服申立て等について

【不服申立てについて】

○　この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して３月以内に税務署長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

○　再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して１月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

○　審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。

○　取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者　法務大臣）となります。

○　取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過したときは、提起することができません。

○　取消訴訟は､審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。

(1) 審査請求がされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

(2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。

(3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

不服申立て等について

【不服申立てについて】

○　この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して３月以内に国税局長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

○　再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して１月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

○　審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。

○　取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者　法務大臣）となります。

○　取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過したときは、提起することができません。

○　取消訴訟は､審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。

(1) 審査請求がされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

(2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。

(3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

納　税　地	
法 人 名 等	
代表者又は 清算人氏名	様

年　　月　　日

税 務 署 長

国際最低課税残余額に係る特定基準法人税額に対する地方法人税額等の　　通知書及び加算税の賦課決定通知書

自　　年　　月　　日
至　　年　　月　　日　課税対象会計年度分の国際最低課税残余額に係る特定基準法人税額に対する地方法人税について下記のとおり地方法人税額等の　　及び加算税の賦課決定をしたから通知します。なお、この通知は更正の請求に基づいて行った処分です。

記

区　　分		申告又は更正前の金額	更正又は決定の金額
課税標準国際最低課税法人税額	1	円	円
地方法人税額	2		
既に納付の確定した本税額	3		
差引納付すべき又は減少（－印）する地方法人税額	4		

この通知により納付すべき又は減少(－印)する税額	
本　税　の　額	円
無申告加算税	
過少申告加算税	
重　加　算　税	

賦課した加算税の額の計算明細			
区　　分		加算税の基礎となる税額	加算税の額
申告加算税	賦課決定額	円	円
	変更決定後の賦課決定額		
重加算税	賦課決定額		
	変更決定後の賦課決定額		

この通知書に係る処分は、　　の職員の調査に基づいて行いました。

1　この通知により新たに納付すべき税額は、＿＿＿年＿＿月＿＿日までに納付してください。なお、納付手続につきましては、国税庁ホームページをご確認ください。

　なお、この通知により還付金が発生する場合で、他に未納の税額がないときは、還付金をお支払いしますので、後日、改めてお知らせします。

2　本税等と併せて納付すべき延滞税は、次の「延滞税の額の計算方法」により計算して納付してください。

3　延滞税の額の計算方法

納付すべき本税の額（注）1	×	延滞税の割合（注）2	×	期間（日数）（注）3 ／ 法定納期限の翌日から完納の日まで	＝	延滞税の額（注）4

365

（注）1　本税の額が１０，０００円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。
　　本税の額に１０，０００円未満の端数があるときは、これを切り捨てて計算してください。

2　令和３年１月１日以後の延滞税の割合は、年単位（１／１～１２／３１）で以下のとおり適用することになります。

・　納期限の翌日から２月を経過する日まで・・・　年「７．３％」と「延滞税特例基準割合（※）＋１％」のいずれか低い割合

・　納期限の翌日から２月を経過した日以後・・・　年「１４．６％」と「延滞税特例基準割合（※）＋７．３％」のいずれか低い割合

（※）各年の前々年の９月から前年の８月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を１２で除して得た割合として各年の前年の１１月３０日までに財務大臣が告示する割合に、年１％の割合を加算した割合

3　次の場合には、延滞税の額の計算の基礎となる「期間（日数）」に特例が設けられていますからご注意ください。

①　期限内申告書を提出している場合で確定申告期限から１年を経過した日以降に更正等があったとき又は期限後申告書を提出している場合でその提出日の翌日から起算して１年を経過した日以降に更正等があったとき（偽りその他不正の行為により税金を免れ、又は還付を受けた法人に対する更正については、この特例の適用はありません。）

②　期限内申告書又は期限後申告書を提出した後に減額更正がされ、その後更に増額更正等があった場合（当該期限内申告書又は期限後申告書に係る税額に達するまでの部分に限ります。）

4　延滞税の額が１，０００円未満の場合は、納付する必要はありません。
　　延滞税の額に１００円未満の端数があるときは、これを切り捨ててください。

4　この更正又は決定が、申告期限から１年を経過してされた場合で、その国税を一時に納付することができないと認められるときは、原則として納期限内にされた申請により、１年以内の期間、納税の猶予が認められます。

不服申立て等について

【不服申立てについて】

○　この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して３月以内に税務署長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

○　再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して１月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

○　審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。

○　取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者　法務大臣）となります。

○　取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過したときは、提起することができません。

○　取消訴訟は､審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。

(1) 審査請求がされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

(2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。

(3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

不服申立て等について

【不服申立てについて】

○　この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して３月以内に国税局長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

○　再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して１月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

○　審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。

○　取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者　法務大臣）となります。

○　取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過したときは、提起することができません。

○　取消訴訟は､審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。

(1) 審査請求がされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

(2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。

(3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

納　税　地	
法 人 名 等	
代表者又は 清算人氏名	様

年　　月　　日

税務署長

国際最低課税額に係る特定基準法人税額に対する地方法人税の加算税の賦課決定通知書

次のとおり国際最低課税額に係る特定基準法人税額に対する地方法人税に係る加算税を賦課決定します。

課税対象会計年度	区　　分		加算税の計算の基礎となる税額	加算税の額
自　年　月　日 至　年　月　日	申告加算税	賦課決定額	円	円
		変更決定後の賦課決定額		
		この通知により納付すべき加算税の額又は減少(－印)する加算税の額		
	重加算税	賦課決定額		
		変更決定後の賦課決定額		
		この通知により納付すべき加算税の額又は減少(－印)する加算税の額		
自　年　月　日 至　年　月　日	申告加算税	賦課決定額		
		変更決定後の賦課決定額		
		この通知により納付すべき加算税の額又は減少(－印)する加算税の額		
	重加算税	賦課決定額		
		変更決定後の賦課決定額		
		この通知により納付すべき加算税の額又は減少(－印)する加算税の額		
自　年　月　日 至　年　月　日	申告加算税	賦課決定額		
		変更決定後の賦課決定額		
		この通知により納付すべき加算税の額又は減少(－印)する加算税の額		
	重加算税	賦課決定額		
		変更決定後の賦課決定額		
		この通知により納付すべき加算税の額又は減少(－印)する加算税の額		

この処分は、　　国税局の職員の調査に基づいて行いました。

この通知により新たに納付すべき加算税の額は、_____年____月____日までに納付してください。なお、納付手続につきましては、国税庁ホームページをご確認ください。

不服申立て等について

【不服申立てについて】

○　この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して３月以内に税務署長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

○　再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して１月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

○　審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。

○　取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者　法務大臣）となります。

○　取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過したときは、提起することができません。

○　取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。

(1) 審査請求がされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

(2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。

(3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

不服申立て等について

【不服申立てについて】

○　この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して３月以内に国税局長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

○　再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して１月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

○　審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。

○　取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者　法務大臣）となります。

○　取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過したときは、提起することができません。

○　取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。

(1) 審査請求がされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

(2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。

(3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

納　税　地	
法 人 名 等	
代表者又は 清算人氏名	様

年　　月　　日

税務署長

国内最低課税額に係る特定基準法人税額に対する地方法人税の加算税の賦課決定通知書

次のとおり国内最低課税額に係る特定基準法人税額に対する地方法人税に係る加算税を賦課決定します。

課税対象会計年度	区　　分		加算税の計算の基礎となる税額	加算税の額
自　年　月　日 至　年　月　日	申告加算税	賦課決定額	円	円
		変更決定後の賦課決定額		
		この通知により納付すべき加算税の額又は減少(－印)する加算税の額		
	重加算税	賦課決定額		
		変更決定後の賦課決定額		
		この通知により納付すべき加算税の額又は減少(－印)する加算税の額		
自　年　月　日 至　年　月　日	申告加算税	賦課決定額		
		変更決定後の賦課決定額		
		この通知により納付すべき加算税の額又は減少(－印)する加算税の額		
	重加算税	賦課決定額		
		変更決定後の賦課決定額		
		この通知により納付すべき加算税の額又は減少(－印)する加算税の額		
自　年　月　日 至　年　月　日	申告加算税	賦課決定額		
		変更決定後の賦課決定額		
		この通知により納付すべき加算税の額又は減少(－印)する加算税の額		
	重加算税	賦課決定額		
		変更決定後の賦課決定額		
		この通知により納付すべき加算税の額又は減少(－印)する加算税の額		

この処分は、　　国税局の職員の調査に基づいて行いました。

この通知により新たに納付すべき加算税の額は、_____年____月____日までに納付してください。なお、納付手続につきましては、国税庁ホームページをご確認ください。

不服申立て等について

【不服申立てについて】

○　この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して３月以内に税務署長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

○　再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して１月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

○　審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。

○　取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者　法務大臣）となります。

○　取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過したときは、提起することができません。

○　取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。

(1) 審査請求がされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

(2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。

(3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

不服申立て等について

【不服申立てについて】

○　この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して３月以内に国税局長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

○　再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して１月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

○　審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。

○　取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者　法務大臣）となります。

○　取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過したときは、提起することができません。

○　取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。

(1) 審査請求がされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

(2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。

(3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

納　税　地	
法 人 名 等	
代表者又は 清算人氏名	様

年　　月　　日

税務署長

国際最低課税残余額に係る特定基準法人税額に対する地方法人税の加算税の賦課決定通知書

次のとおり国際最低課税残余額に係る特定基準法人税額に対する地方法人税に係る加算税を賦課決定します。

課税対象会計年度	区　　分		加算税の計算の基礎となる税額	加算税の額
自　年　月　日 至　年　月　日	申告加算税	賦課決定額	円	円
		変更決定後の賦課決定額		
		この通知により納付すべき加算税の額又は減少(－印)する加算税の額		
	重加算税	賦課決定額		
		変更決定後の賦課決定額		
		この通知により納付すべき加算税の額又は減少(－印)する加算税の額		
自　年　月　日 至　年　月　日	申告加算税	賦課決定額		
		変更決定後の賦課決定額		
		この通知により納付すべき加算税の額又は減少(－印)する加算税の額		
	重加算税	賦課決定額		
		変更決定後の賦課決定額		
		この通知により納付すべき加算税の額又は減少(－印)する加算税の額		
自　年　月　日 至　年　月　日	申告加算税	賦課決定額		
		変更決定後の賦課決定額		
		この通知により納付すべき加算税の額又は減少(－印)する加算税の額		
	重加算税	賦課決定額		
		変更決定後の賦課決定額		
		この通知により納付すべき加算税の額又は減少(－印)する加算税の額		

この処分は、　　国税局の職員の調査に基づいて行いました。

この通知により新たに納付すべき加算税の額は、_____年____月____日までに納付してください。なお、納付手続につきましては、国税庁ホームページをご確認ください。

不服申立て等について

【不服申立てについて】

○　この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して３月以内に税務署長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

○　再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して１月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

○　審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。

○　取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者　法務大臣）となります。

○　取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過したときは、提起することができません。

○　取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。

(1) 審査請求がされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

(2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。

(3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

不服申立て等について

【不服申立てについて】

○　この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して３月以内に国税局長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

○　再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して１月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

○　審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。

○　取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者　法務大臣）となります。

○　取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過したときは、提起することができません。

○　取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。

(1) 審査請求がされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

(2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。

(3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

更　正　の　理　由

貴法人の特定基準法人税額に対する地方法人税の申告書について、調査の結果、課税標準特定法人税額又は税額の計算に誤りがあると認められますから、次のとおり、申告書に記載された課税標準特定法人税額又は税額を更正しました。

更　正　の　理　由

貴法人の国内最低課税額に係る特定基準法人税額に対する地方法人税の申告書について、調査の結果、課税標準国内最低課税法人税額又は税額の計算に誤りがあると認められますから、次のとおり、申告書に記載された課税標準国内最低課税法人税額又は税額を更正しました。

更　正　の　理　由

貴法人の国際最低課税残余額に係る特定基準法人税額に対する地方法人税の申告書について、調査の結果、課税標準国際最低課税法人税額又は税額の計算に誤りがあると認められますから、次のとおり、申告書に記載された課税標準国際最低課税法人税額又は税額を更正しました。

更　正　の　理　由

貴法人の特定基準法人税額に対する地方法人税の申告書及び同添付書類に記載された事項によりますと、法令の規定に従っていないことが明らかなものや計算誤りがありますので、次のとおり、課税標準特定法人税額又は税額を更正しました。

更　正　の　理　由

貴法人の国際最低課税額に係る特定基準法人税額に対する地方法人税の申告書について、調査の結果、課税標準国際最低課税法人税額又は税額の計算に誤りがあると認められますから、次のとおり、申告書に記載された課税標準国際最低課税法人税額又は税額を更正しました。

更　正　の　理　由

貴法人の国際最低課税額に係る特定基準法人税額に対する地方法人税の申告書及び同添付書類に記載された事項によりますと、法令の規定に従っていないことが明らかなものや計算誤りがありますので、次のとおり、課税標準国際最低課税法人税額又は税額を更正しました。

更　正　の　理　由

貴法人の国内最低課税額に係る特定基準法人税額に対する地方法人税の申告書及び同添付書類に記載された事項によりますと、法令の規定に従っていないことが明らかなものや計算誤りがありますので、次のとおり、課税標準国内最低課税法人税額又は税額を更正しました。

更　正　の　理　由

貴法人の国際最低課税残余額に係る特定基準法人税額に対する地方法人税の申告書及び同添付書類に記載された事項によりますと、法令の規定に従っていないことが明らかなものや計算誤りがありますので、次のとおり、課税標準国際最低課税法人税額又は税額を更正しました。

納　税　地	
法 人 名 等	
代表者又は 清算人氏名	様

年　　月　　日

税務署長

防衛特別法人税額等の　　通知書及び加算税の賦課決定通知書

自　　年　　月　　日
至　　年　　月　　日 課税事業年度分の防衛特別法人税について下記のとおり防衛特別法人税額等の　　及び加算税の賦課決定をしたから通知します。

記

区分				申告又は更正前の金額	更正又は決定の金額
課税標準法人税額の計算	基準法人税額	所得の金額に対する法人税額	1	円	円
		課税留保金額に対する法人税額	2		
	基礎控除額		3		
	基礎控除残額		4		
	課税標準法人税額		5		
（1―3）に係る防衛特別法人税額			6		
税額控除超過額相当額の加算額			7		
（2―4）に係る防衛特別法人税額			8		
防衛特別法人税額計			9		
分配時調整外国税相当額及び外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額			10		
仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除防衛特別法人税額			11		
外国税額の控除額			12		
差引防衛特別法人税額			13		
外国税額の還付金額			14		
欠損繰戻し	還付金額		15		
	減少する還付加算金		16		
差引合計防衛特別法人税額			17		
既に納付の確定した防衛特別法人税額			18		
差引納付すべき又は減少（－印）する防衛特別法人税額			19		
同上のうち仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う	還付防衛特別法人税額		20		
	繰越控除される防衛特別法人税額		21		

この通知により納付すべき又は減少（－印）する税額	
本税の額	円
無申告加算税額	
過少申告加算税額	
重加算税額	

賦課した加算税の額の計算明細			
区分		加算税の基礎となる税額	加算税の額
申告加算税	賦課決定額	円	円
	変更決定後の賦課決定額		
重加算税	賦課決定額		
	変更決定後の賦課決定額		

この通知書に係る処分は、　　の職員の調査に基づいて行いました。

1　納付すべき税額は、同封の納付書により　　年　　月　　日までに金融機関等（郵便局を含む。）又は当税務署へ納付 (注) してください。

（注）　納付書表面にバーコードが表示されている場合は、コンビニエンスストアに納付を委託できます。

利用可能なコンビニエンスストアについては、バーコードが表示されている納付書の裏面でご確認ください。

2　本税等と併せて納付すべき延滞税は、次の「延滞税の額の計算方法」により計算して納付してください。

3　延滞税の額の計算方法（国税通則法第６０条、第６１条、第１１８条及び第１１９条）

納付すべき本税の額 (注) 1	×	延滞税の割合 (注) 2	×	期間（日数） (注) 3 / 法定納期限の翌日から完納の日まで	＝	延滞税の額 (注) 4

３６５

（注）１　本税の額が１０，０００円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。

本税の額に１０，０００円未満の端数があるときは、これを切り捨てて計算してください。

２　延滞税の割合は、年単位（１／１～１２／３１）で、以下のとおり適用することになります。

①　納期限の翌日から２月を経過する日まで・・・　年「７．３％」と「延滞税特例基準割合（※）＋１％」のいずれか低い割合

②　納期限の翌日から２月を経過した日以後・・・　年「１４．６％」と「延滞税特例基準割合（※）＋７．３％」のいずれか低い割合

（※）各年の前々年の９月から前年の８月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を１２で除して得た割合として各年の前年の１１月３０日までに財務大臣が告示する割合に、年１％の割合を加算した割合

３　次の場合には、延滞税の額の計算の基礎となる「期間（日数）」に特例が設けられていますからご注意ください。

①　期限内申告書を提出している場合で確定申告期限から１年を経過した日以降に更正等があったとき又は期限後申告書を提出している場合でその提出した日の翌日から起算して１年を経過した日以降に更正等があったとき（偽りその他不正の行為により税金を免れ、又は還付を受けた法人に対する更正については、この特例の適用はありません。）（国税通則法第６１条第１項）

②　期限内申告書又は期限後申告書を提出した後に減額更正がされ、その後更に増額更正等があった場合（当該期限内申告書又は期限後申告書に係る税額に達するまでの部分に限ります。）（国税通則法第６１条第２項）

③　欠損金の繰戻しに係る還付金の額が減少する場合（国税通則法施行令第２５条第１号）

④　期限後申告書に係る還付金の額が減少する場合（国税通則法施行令第２５条第３号）

４　延滞税の額が１，０００円未満の場合は、納付する必要はありません。

延滞税の額に１００円未満の端数があるときは、これを切り捨ててください。

4　さきに、我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法第２５条第４項の規定により、申告書の提出期限が延長されている場合には、その延長期間中は利子税がかかりますので、本税等と併せて納付してください。

5　この更正又は決定が、申告期限から１年を経過してされた場合で、その国税を一時に納付することができないと認められるときは、原則として納期限内にされた申請により、１年以内の期間、納税の猶予が認められます。

6　内容にご不明な点がありましたら遠慮なく当税務署にお問い合わせください。

不服申立て等について

【不服申立てについて】

○　この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して３月以内に税務署長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

○　再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して１月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

○　審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。

○　取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者　法務大臣）となります。

○　取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過したときは、提起することができません。

○　取消訴訟は､審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。

(1) 審査請求がされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

(2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。

(3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

不服申立て等について

【不服申立てについて】

○　この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して３月以内に国税局長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

○　再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して１月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

○　審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。

○　取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者　法務大臣）となります。

○　取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過したときは、提起することができません。

○　取消訴訟は､審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。

(1) 審査請求がされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

(2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。

(3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

納　税　地	
法 人 名 等	
代表者又は 清算人氏名	様

年　　月　　日

税務署長

防衛特別法人税の加算税の賦課決定通知書

次のとおり防衛特別法人税に係る加算税を賦課決定します。

課税事業年度	区　　分		加算税の計算の基礎となる税額	加算税の額
自　　年　月　日 至　　年　月　日 （　　）	申　告 加算税	賦課決定額	円	円
		変更決定後の賦課決定額		
		この通知により納付すべき加算税の額又は減少（－印）する加算税の額		
	重　加 算　税	賦課決定額		
		変更決定後の賦課決定額		
		この通知により納付すべき加算税の額又は減少（－印）する加算税の額		
自　　年　月　日 至　　年　月　日 （　　）	申　告 加算税	賦課決定額		
		変更決定後の賦課決定額		
		この通知により納付すべき加算税の額又は減少（－印）する加算税の額		
	重　加 算　税	賦課決定額		
		変更決定後の賦課決定額		
		この通知により納付すべき加算税の額又は減少（－印）する加算税の額		
自　　年　月　日 至　　年　月　日 （　　）	申　告 加算税	賦課決定額		
		変更決定後の賦課決定額		
		この通知により納付すべき加算税の額又は減少（－印）する加算税の額		
	重　加 算　税	賦課決定額		
		変更決定後の賦課決定額		
		この通知により納付すべき加算税の額又は減少（－印）する加算税の額		

この通知により新たに納付すべき加算税の額は、　　年　　月　　日までに納付してください。
なお、納付手続につきましては、国税庁ホームページをご確認ください。

この処分は、　　の職員の調査に基づいて行いました。

不服申立て等について

【不服申立てについて】

○　自　　年　月　日 自　　年　月　日 又は 自　　年　月　日
　　至　　年　月　日、至　　年　月　日　　至　　年　月　日

課税事業年度分の処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して３月以内に　　に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、　　国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

○　再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して１月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

○　審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。

○　取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者　法務大臣）となります。

○　取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過したときは、提起することができません。

○　取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。

(1) 審査請求がされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

(2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。

(3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

更　正　の　理　由
貴法人備付けの帳簿書類を調査した結果、課税標準又は税額等の計算に誤りがあると認められますから、次のとおり、申告書に記載された課税標準又は税額等を更正しました。

更　正　の　理　由

貴法人の防衛特別法人税の申告書について、調査の結果、課税標準又は税額等の計算に誤りがあると認められますから、次のとおり、申告書に記載された課税標準又は税額等を更正しました。

更　正　の　理　由
わが国が締結した租税条約に規定する権限のある当局間の協議による合意に基づき、次のとおり、申告書に記載された課税標準又は税額等を更正しました。

更　正　の　理　由

貴法人の防衛特別法人税の申告書及び同添付書類に記載された事項によりますと、法令の規定に従っていないことが明らかなものや計算誤りがありますので、次のとおり、課税標準又は税額等を更正しました。

源泉所得税及び復興特別所得税の加算税賦課決定通知書及び納税告知書

（所在地）住所	
（法人名）氏名	様（御中）

税目		本税	円
信託の名称		重加算税	
納期等の区分		加算税区分名称	
徴定区分		告知額計	
法定納期限	内訳は以下のとおりです。	延滞税	
納期限		本税等の内訳は以下のとおりです。	

国税収納命令官
税務署長

この通知により新たに納付すべき税額は、メッセージボックスに格納される「納付区分番号通知」より納付手続を進めることができます。
なお、その他の納付手続につきましては、国税庁ホームページをご確認ください。
《納付場所》日本銀行（本店・支店・代理店・歳入代理店（郵便局を含む。））又は当税務署（一定の場合、指定を受けたコンビニエンスストアに納付を委託できます。）

不服申立て等について

【不服申立てについて】
◎　この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して３月以内に、京　橋　税務署長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、東京国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。
◎　再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して１月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。
【取消しの訴えについて】
◎　審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
◎　取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者　法務大臣）となります。
◎　取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過したときは、提起することができません。
◎　取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
（１）審査請求がされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。
（２）更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
（３）審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

納期等の区分及び納付すべき税額の内訳

納期等の区分		納付年月日	法定納期限	本税	不納付加算税等		延滞税
所得種類	年月分				区分	税額	
				円		円	円

○　本税欄のかっこ書の金額は、不納付加算税等及び延滞税の計算基礎額を示したものですから、納付を要しません。
○　不納付加算税等欄の区分欄の「重」は、重加算税を示します。
○　原則として、不納付加算税は本税額の５％（納税の告知を受けることなく法定納期限後に納付された場合において、その納付が、調査があったことにより納税の告知があるべきことを予知してされたものではないとき）又は１０％、重加算税は本税額の３５％、４５％又は５５％となります（国税通則法第６７条、第６８条、第１１８条、第１１９条、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第８条第５項）。

様式ID	NTA1GEZ280010040

★

源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書

F01	

税務署長殿

郵便番号	F05	—
住所又は本店所在地	F06	
電話番号	F07	— —
フリガナ	F03	
氏名又は名称	F04	
法人番号	F02	
フリガナ	H06	
代表者氏名	H07	

※ 個人の方は個人番号の記載は不要です。

次の給与支払事務所等につき、所得税法第216条の規定による源泉所得税の納期の特例についての承認を申請します。

給与支払事務所等に関する事項	給与支払事務所等の所在地 ※申請者の住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地と給与支払事務所等の所在地とが異なる場合に記載してください。	郵便番号	P01	—				
		住　所	E01					
		電話番号	T01	— —				
	給与等の支払を受ける者の数 ※０人の場合は「０」と記載		G01		人	税額の有無 ※税額が「有」の場合「１」を記載	G02	
	臨時に雇用している者の数 ※「給与等の支払を受ける者の数」の外書として記載 ※０人の場合は「０」と記載		G03		人	税額の有無 ※税額が「有」の場合「１」を記載	G04	
	現に国税の滞納があり又は最近において著しい納付遅延の事実がある場合で、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その理由の詳細		E02					
	その他参考事項		E03					

税　理　士　署　名	R01	

税務署整理欄	通信日付印の年月日		（西暦）年	月	日	備考	
		F12					

源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書の記載要領等

1　源泉所得税の納期の特例の制度について

⑴　源泉所得税の納期の特例の適用を受けることができるのは、給与等の支払を受ける人の人数が常時 10 人未満である源泉徴収義務者です。

（注）「常時 10 人未満」というのは平常の状態において 10 人に満たないということであって、多忙な時期等において臨時に雇い入れた人があるような場合には、その人数を除いた人数が 10 人未満であることです。

⑵　⑴に該当する源泉徴収義務者がこの特例の適用を受けようとする場合には、所轄の税務署長に申請し、その承認を受けなければなりません。

（注）この申請書を提出した月の翌月末日までに税務署長から承認又は却下の通知がなければ、この申請書を提出した月の翌月末日に承認があったものとされ、その申請の翌々月の納付分からこの特例が適用されます。

（例）　申請書を提出した月が２月中の場合

（給与等）		（納期限）
２月支給分	→	３月 10 日まで
３月～６月支給分	→	７月 10 日まで

⑶　この特例が適用されるのは、次に掲げる源泉所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税に限られます。したがって、この特例の承認を受けた源泉徴収義務者であっても、次に掲げる所得以外の所得について源泉徴収した所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税は、通常の例により支払った月の翌月 10 日までに納付しなければなりません。

イ　給与等及び退職手当等（非居住者に対して支払った給与等及び退職手当等を含みます。）について源泉徴収した所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税

ロ　弁護士（外国法事務弁護士を含みます。）、司法書士、土地家屋調査士、公認会計士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、測量士、建築士、不動産鑑定士、技術士、計理士、会計士補、企業診断員（企業経営の改善及び向上のための指導を行う者を含みます。）、測量士補、建築代理士（建築代理士以外の者で建築に関する申請若しくは届出の書類を作成し、又はこれらの手続を代理することを業とするものを含みます。）、不動産鑑定士補、火災損害鑑定人若しくは自動車等損害鑑定人（自動車又は建設機械に係る損害保険契約の保険事故に関して損害額の算定又はその損害額の算定に係る調査を行うことを業とする者をいいます。）又は技術士補（技術士又は技術士補以外の者で技術士の行う業務と同一の業務を行う者を含みます。）の業務に関する報酬・料金について源泉徴収した所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税

⑷　この特例の承認を受けた場合には、次に掲げる期限までに、源泉徴収した所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税を納付しなければなりません。

（支給期間）		（納期限）
１月～６月支給分	→	７月 10 日まで
７月～12 月支給分	→	翌年１月 20 日まで

⑸　納期の特例について承認を受けていた源泉徴収義務者については、給与等の支払を受ける人が常時 10 人以上となった場合には、その旨を遅滞なく税務署長に届け出なければなりません。

（注）滞納や著しい納付遅延があるような源泉徴収義務者については、この特例の承認を受けられないことがあります。また、この承認を受けても、滞納したり、納付遅延をしますと、この特例の承認を取り消されることがありますから、そのようなことがないよう特にご注意願います。

2　各欄の記載方法

⑴　「住所又は本店所在地」欄には申請者の住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地を、「氏名又は名称」欄には申請者の氏名又は名称を、「法人番号」欄には申請者（個人を除きます。）の法人番号を記載してください。また、法人の場合は、「代表者氏名」欄に、代表者の氏名を記載してください。

⑵　「給与支払事務所等の所在地」欄は、申請者の住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地と給与支払事務所等の所在地とが異なる場合に記載してください。

⑶　「給与の支払を受ける者の数」欄及び「臨時に雇用している者の数」欄には、申請の日前６か月間の各月末の人員を記載してください。

⑷　「現に国税の滞納があり又は最近において著しい納付遅延の事実がある場合で、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その理由の詳細」欄は、該当する場合に限り必要事項を記載してください。

⑸　「税理士署名」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合は、その税理士等が署名してください。

⑹　「税務署整理欄」は、記載しないでください。

3　留意事項

○　法人課税信託の名称の併記

法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「氏名又は名称」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

国 税 還 付 金 支 払 内 訳 書

殿

国税資金支払命令官
税務署長

あなたから支払の請求のありました＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿外に対する還付金及び還付加算金支払額の内訳は下記のとおりです。

記

住所	氏名	年末調整による超過額A	Aのうち現在までに充当又は還付した額		差引残存過納額 (A−B) C	年末調整を行った年月日	※ 還付加算金		※ 還付額合計 (C＋D) E
			月日	金額 B			日数	金額 D	
		円	・	円	円	・ ・	日	円	円
			・			・ ・			
			・			・ ・			
			・			・ ・			
			・			・ ・			
			・			・ ・			
			・			・ ・			
			・			・ ・			
合計（　　名）		円	／	円	円	／	／	円	円

（規格A4）

様式ID	NTA1VGX748010010

★

□　特定寄附信託申告書
□　特定寄附信託異動申告書

提出先	F01		税務署長　殿

個人番号													
氏名													
郵便番号				—									
住所又は居所													
生年月日	元号	年	月	日									

特定寄附信託申告書の記載事項

上記提出者は、租税特別措置法第４条の５により特定寄附信託契約を締結するにあたり、当該信託の信託財産につき生ずる利子等の所得税非課税措置の適用を受けるため、本申告書を提出します。

信託の元本の金額	円		
うち寄附金として支出する金額	円	（年間）	円
うち委託者に交付する金額	円	（年間）	円
信託契約締結年月日	年　月　日	信託契約期間	年

特定寄附信託異動申告書の記載事項

上記提出者は、租税特別措置法施行令第２条の35第10項により、すでに提出した特定寄附信託申告書（および特定寄附信託異動申告書）に記載した氏名又は住所若しくは居所又は個人番号を変更いたしましたので、本申告書を提出します。

変更前の個人番号													
変更前の氏名													
変更前の住所又は居所													
信託契約締結年月日	年　月　日				信託契約期間				年				
受託者は、下記書類と上記変更後の氏名又は住所若しくは居所又は個人番号が同一であることを確認しました。													
確認書類													
備考													

受託者

法人番号	F02	
名称	F04	
営業所名称		
所在地	F06	

特定寄付信託（異動）申告書の記載要領等

1　特定寄附信託契約に基づき設定された信託の信託財産につき生ずる公社債若しくは預貯金の利子又は合同運用信託の収益の分配のうち一定のものについて、当該特定寄附信託契約の契約書の写しを添付し、当該特定寄附信託契約に係る特定寄附信託の受託者の営業所等を経由し、当該特定寄附信託の受託者の営業所等の所在地の所轄税務署長に提出してください。

なお、特定寄附信託申告書に記載した居住者の氏名、住所若しくは居所又は個人番号を変更した場合には、遅滞なく、異動事項を記載した申告書を、当該特定寄附信託の受託者の営業所等を経由し、当該特定寄附信託の受託者の営業所等の所在地の所轄税務署長に提出してください。

⑴　特定寄附信託契約とは、居住者が、信託会社との間で締結したその居住者を受益者とする信託契約で、その信託財産を特定寄附金のうち民間の団体が行う公益を目的とする事業に資する一定の寄附金として支出することを主たる目的とすること等の要件が定められているものをいいます。

2　各欄は、次により記載してください。

⑴　該当する申告書の□にレ印を記載してください

⑵　居住者の「氏名」及び「個人番号」等を記載してください。

⑶　（特定寄附信託申告書の場合）「特定寄附信託申告書の記載事項」を記載してください。

⑷　（特定寄附信託異動申告書の場合）「特定寄附信託異動申告書の記載事項」を記載してください。

⑸　「受託者」の名称等を記載してください。

様式ID	NTA1GEZ630010020

★

財産形成非課税住宅貯蓄に関する届出書

F01	

税務署長殿

勤務先の	所在地	F06	
	名称		
	長の氏名		
賃金の支払者の	所在地	F33	
	名称	F04	
	個人番号又は法人番号	F02	
事務代行先の	所在地		
	名称		
	法人番号		

租税特別措置法施行令第２条の25第7項の規定により、次のとおり届け出ます。

勤労者財産形成促進法第６条第４項第１号ホ、第２号リ又は第３号リに規定する契約を最初に締結した日	令和　　年　　月　　日
財産形成非課税住宅貯蓄申告書を最初に受理した日	令和　　年　　月　　日

財産形成非課税住宅貯蓄に関する届出書の記載要領等

1　財産形成住宅貯蓄の非課税制度を受けるために、勤務先の長は、勤労者が提出する財産形成非課税住宅貯蓄申告書を最初に受理したとき（既に財産形成非課税年金貯蓄申告書を受理している場合を除く。）に、その受理した日の属する月の翌月十日までに、当該勤務先の所在地の所轄税務署長に提出してください。

2　各欄は、次により記載してください。

⑴　勤務先、賃金支払者、事務代行先の「所在地」等を記載してください。

⑵　「勤労者財産形成促進法第６条第４項第１号ホ、第２号リ又は第３号リに規定する契約を最初に締結した日」及び「財産形成非課税住宅貯蓄申告書を最初に受理した日」欄に、日付を記載してください。

様式ID	NTA1GEZ635010020

★

財産形成非課税年金貯蓄に関する届出書

F01	

税務署長殿

勤務先の	所在地	F06	
	名称		
	長の氏名		
賃金の支払者の	所在地	F33	
	名称	F04	
	個人番号又は法人番号	F02	
事務代行先の	所在地		
	名称		
	法人番号		

租税特別措置法施行令第２条の31において準用する同令第２条の25第７項の規定により、次のとおり届け出ます。

勤労者財産形成促進法第６条第２項第１号ニ、第２号ト又は第３号トに規定する契約を最初に締結した日	年　月　日
財産形成非課税年金貯蓄申告書を最初に受理した日	年　月　日

財産形成非課税年金貯蓄に関する届出書の記載要領等

1　財産形成住宅貯蓄の非課税制度を受けるために、勤務先の長は、勤労者が提出する財産形成非課税住宅貯蓄申告書を最初に受理したとき（既に財産形成非課税住宅貯蓄申告書を受理している場合を除く。）に、その受理した日の属する月の翌月十日までに、当該勤務先の所在地の所轄税務署長に提出してください。

2　各欄は、次により記載してください。

⑴　この届出書を提出する税務署名を記載してください。

⑵　勤務先、賃金の支払者、事務代行先の「所在地」等を記載してください。

⑶　「勤労者財産形成促進法第６条第２項第１号ニ、第２号ト又は第３号トに規定する契約を最初に締結した日」及び「財産形成非課税年金貯蓄申告書を最初に受理した日」欄に、日付を記載してください。

削除様式

様式ID	NTA1H0Z090010101

★

欠損金の繰戻しによる還付請求書

（令和４年４月１日前開始事業年度分）

年　月　日　提出

提出先		F01		税務署長	法人番号		F02		
納税地	郵便番号	F05	-	電話番号 F07	- -	代表者氏名	郵便番号	F36	-
	所在地	F06					住所	H08	
フリガナ（法人名）		F03			フリガナ（代表者氏名）			H06	
法人名		F04			代表者氏名			H07	
事業種目		H02							

所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）による改正前の法人税法（以下「令和２年旧法人税法」といいます。）第80条の規定に基づき下記のとおり欠損金の繰戻しによる法人税額の還付を請求します。

欠損事業年度		元号	年	月	日		元号	年	月	日	還付所得事業年度		元号	年	月	日		元号	年	月	日
	自					至						自					至				

区分			請求金額（円）	※　金額（円）
欠損事業年度の欠損金額	欠損金額	(1)		
	同上のうち還付所得事業年度に繰り戻す欠損金額	(2)		
還付所得事業年度の所得金額	所得金額	(3)		
	既に欠損金の繰戻しを行った金額	(4)		
	差引所得金額((３)－(４))	(5)		
還付所得事業年度の法人税額	納付の確定した法人税額	(6)	00	
	仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額	(7)		
	控除税額	(8)		
	使途秘匿金額に対する税額	(9)	00	
	課税土地譲渡利益金額に対する税額	(10)		
	リース特別控除取戻税額	(11)		
	法人税額((６)＋(７)＋(８)－(９)－(10)－(11))	(12)		
	既に欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額	(13)		
	差引法人税額((12)－(13))	(14)		
還付金額((14)×(2)／(5))		(15)		

請求期限	元号	年	月	日	確定申告提出年月日	元号	年	月	日

還付を受けようとする金融機関等				
ゆうちょ以外	金融機関名			
	金融機関区分		1:銀行 2:金庫 3:組合 4:農協 5:漁協	
	支店名			
	本支店区分		1:本店 2:支店 3:本所 4:支所 5:出張所	
	預金種類		1:普通 2:当座 3:納税準備 4:通知 5:別段 6:貯蓄 9:その他	
	口座番号			
ゆうちょ	郵便局名（窓口受取）			郵便局
	記号番号			

税理士署名	R01		電話番号（税理士）	R02	- -

税務署整理欄	通信日付印の年月日	F12	（西暦）年	月	日	備考	

欠損金の繰戻しによる還付請求書の記載要領等

（　単　体　申　告　用　）

【令和４年４月１日前開始事業年度等分】

1　この還付請求書は、次に掲げる場合に使用してください。

(1)　所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号。以下「令和２年改正法」といいます。）による改正前の法人税法（以下「令和２年旧法」といいます。）第 80 条第１項の規定により、各事業年度において生じた欠損金額をその事業年度開始の日前１年以内に開始したいずれかの事業年度に繰り戻し、法人税額の還付を請求する場合

（注）平成４年４月１日から令和６年３月 31 日までの間に終了する各事業年度において生じた欠損金額については、次の①から③までのみが対象となりますので、ご注意ください。

①　次のイからニまでに掲げる法人の欠損金額（新型コロナ税特法第７条、令和２年改正法第 16 条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「令和２年旧措置法」といいます。）第 66 条の 12、令和２年改正法第 15 条の規定による改正前の租税特別措置法第 66 条の 13）

イ　普通法人（投資法人、特定目的会社及び受託法人（令和２年旧法第４条の７に規定する受託法人をいいます。以下同じです。）を除きます。）のうち、その事業年度終了の時において資本金の額若しくは出資金の額が１億円（令和２年２月１日から令和４年１月 31 日までの間に終了する各事業年度（以下「特例事業年度」といいます。）については、10 億円）以下であるもの（次の(ｲ)又は(ﾛ)に掲げる法人に該当するものを除きます。）又は資本若しくは出資を有しないもの（次の(ｲ)(ⅱ)に掲げる法人を除きます。）

(ｲ)　大法人（次に掲げる法人をいいます。以下同じです。）との間にその大法人による完全支配関係がある普通法人

(ⅰ)　資本金の額又は出資金の額が５億円以上（特例事業年度については、10 億円超）である法人

(ⅱ)　保険業法第２条第５項に規定する相互会社及び同条第 10 項に規定する外国相互会社

(ⅲ)　受託法人

(ﾛ)　普通法人との間に完全支配関係がある全ての大法人が有する株式及び出資の全部をその全ての大法人のうちいずれか一の法人が有するものとみなした場合においてそのいずれか一の法人とその普通法人との間にそのいずれか一の法人による完全支配関係があることとなるときのその普通法人

ロ　公益法人等又は協同組合等

ハ　認可地縁団体、管理組合法人、団地管理組合法人、法人である政党等、防災街区整備事業組合、特定非営利活動法人、マンション建替組合、マンション敷地売却組合

ニ　人格のない社団等

②　平成 22 年 10 月１日以後に解散が行われた法人の清算中に終了する事業年度において生じた欠損金額（令和２年旧措置法第 66 条の 12、令和２年改正法第 15 条の規定による改正前の租税特別措置法第 66 条の 13、所得税法等の一部を改正する法律（平成 22 年法律第６号）附則第 93 条）

③　次のイからハまでに掲げる要件を満たす欠損金額（特定設備廃棄等欠損金額）（令和２年改正法第 15 条の規定による改正前の租税特別措置法第 66 条の 13、令和２年改正法附則第 91 条）

イ　青色申告書を提出し、農業競争力強化支援法第 19 条第１項に規定する認定事業再編事業者（同法第２条第５項に規定する事業再編の実施と併せて施設の撤去又は設備の廃棄を行う場合のその施設又は設備（以下「対象設備」といいます。）が記載された同法第 18 条第１項に規定する事業再編計画（以下「特定事業再編計画」といいます。）について令和２年３月 31 日以前に同条第１項の認定を受けたものに限ります。）である法人（①に掲げる法人を除きます。）であること。

ロ　平成 29 年８月１日以後に終了する事業年度（令和２年旧措置法第 46 条の２並びに同条の規定に係る同法第 52 条の２第１項及び第４項並びに同法第 52 条の３第１項から第３項まで、第 11 項及び第 12 項の規定の適用を受ける事業年度を除きます。）において生じた欠損金額であること。

ハ　ロのうち、法人が、その有する国内にある減価償却資産でその事業再編促進対象事業（農業競争力強化支援法第２条第７項に規定する事業再編促進対象事業をいいます。）の用に供されていたものにつき、ロの事業年度においてイの認定に係る特定事業再編計画（同法第 19 条第１項の規定による変更の認定があった場合には、その変更後のもの）に基づく設備廃棄等（その特定事業再編計画に記載された対象設備について同法第２条第５項に規定する事業再編の実施と併せて行われる撤去又は廃棄をいいます。）を行った場合のその設備廃棄等を行ったことにより生じた損失の額のうち、農業競争力強化支援法施行規則第 20 条第１項各号列記以外の部分の合計額に達するまでの金額であること。

(2)　令和２年旧法第 80 条第４項の規定により、次に掲げる解散等の事実（以下「解散等の事実」といいます。）が生じた場合に、その事実が生じた日前１年以内に終了したいずれかの事業年度又は同日の属する事業年度において生じた欠損金額をこれらの事業年度開始の日前１年以内に開始したいずれかの事業年度に繰り戻し、法人税額の還付を請求する場合

イ　解散（適格合併による解散を除きます。）

ロ　事業の全部の譲渡

ハ　更生手続の開始

ニ　事業の全部の相当期間の休止又は重要部分の譲渡（これらの事実が生じたことにより繰越欠損金の損金算入の適用を受けることが困難になると認められるものに限ります。）

ホ　再生手続開始の決定

なお、令和４年４月１日以後に開始する事業年度のうち、連結子法人の連結親法人事業年度が同日前に開始した事業年度において生じた欠損金額について欠損金の繰戻しによる法人税額の還付を請求する場合には、「欠損金の繰戻しによる還付請求書」（令和４年４月１日以後開始事業年度分）ではなく、この請求書を使用してください。

2　欠損金の繰戻しによる法人税額の還付は、欠損金の繰戻しの対象となる所得金額及び法人税額の生じた事業年度（以下「還付所得事業年度」といいます。）から、その欠損金額の生じた事業年度（以下「欠損事業年度」といいます。）まで連続して青色申告書である確定申告書を提出している場合に限って請求することができます。

3　この請求書は、次の提出期限までに、納税地の所轄税務署長に提出してください。この場合において、還付所得事業年度が２以上あるときには、別葉に作成して提出してください。

(1)　上記１(1)の場合（法第 80 条第１項の規定により提出する場合）　欠損事業年度の確定申告書の提出時

上記の欠損事業年度の確定申告書はその提出期限までに提出する必要がありますが、やむを得ない事情によってその提出期限までに提出することができなかったものと税務署長が認めた場合には、期限後提出のものでも有効に取り扱われることになっていますので、このような場合には、その事情の詳細を記載した書類を添付してこの請求書を提出してください。

(2)　上記１(2)の場合（法第 80 条第４項の規定により提出する場合）　解散等の事実が生じた日以後１年以内

4　この請求書の各欄は、次により記載します。

(1)　「※　金額（円）」の各欄は、記載しないでください。

(2)　「欠損事業年度の欠損金額」の各欄

イ　「欠損金額（１）」欄には、欠損事業年度において生じた欠損金額（申告書別表一の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された欠損金額）を記載してください。

ロ　「同上のうち還付所得事業年度に繰り戻す欠損金額（２）」欄には、欠損事業年度の欠損金額のうち還付所得事業年度に繰戻しをしようとする金額を記載してください。

なお、次の場合には、上記の「（１）」欄の金額は、それぞれ次に定める金額を控除した金額となります。

(ｲ)　その欠損事業年度において生じた災害損失欠損金額について災害損失の繰戻しによる法人税額の還付を請求する場合

その法人のその還付所得事業年度に係る「災害損失の繰戻しによる還付請求書」の「同上のうち還付所得事業年度に繰り戻す災害損失欠損金額（２）」欄に記載した金額

(ﾛ)　この請求書に記載した還付所得事業年度以外の還付所得事業年度について欠損金又は災害損失の繰戻しによる法人税額の還付を請求する場合

その法人のその還付所得事業年度に係るこの請求書の「（２）」欄に記載した金額

また、１(1)(注)③の特定設備廃棄等欠損金額の場合には、欠損事業年度の欠損金額（災害損失欠損金額について欠損金の繰戻しを行った場合には、その災害損失欠損金額を除いた金額）のうち当該特定設備廃棄等欠損金額を超える部分の金額はないものとしてください。

（注）　「（２）」欄の金額は、この請求書を提出する日までに確定した「差引所得金額（５）」欄の金額が限度となりますからご注意ください。

(3)　「還付所得事業年度の所得金額」の各欄

イ　「所得金額（３）」欄には、還付所得事業年度の所得金額（申告書別表一の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された所得金額ですが、その事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された更正後の所得金額）を記載してください。

ロ　「既に欠損金の繰戻しを行った金額（４）」欄には、次の場合にそれぞれ次の金額を記載してください。

(ｲ)　還付所得事業年度について、既に欠損金又は災害損失の繰戻しによりその一部の法人税額の還付を受けている場合　その法人のその還付所得事業年度に係るこの請求書の「（２）」欄の金額又は「災害損失の繰戻しによる還付請求書」の「（２）」欄の金額

(ﾛ)　還付所得事業年度につき災害損失の繰戻しによる法人税額の還付を請求する場合　その法人のその還付所得事業年度に係る「災害損失の繰戻しによる還付請求書」の「（２）」欄に記載した金額

(4)　「還付所得事業年度の法人税額」の各欄

イ　「納付の確定した法人税額（６）」欄には、還付所得事業年度の申告書別表一の「差引所得に対する法人税額」欄の金額を記載しますが、その事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「差引所得に対する法人税額」欄に記載された更正後の法人税額を記載してください。

ロ　「仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額（７）」欄には、還付所得事業年度において法人税額から控除した仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額があった場合に、その金額を記載してください。

ハ　「控除税額（８）」欄には、還付所得事業年度において法人税額から控除した所得税額、昭和 42 年５月 31 日までに解散し又は合併した内国法人から受けるみなし配当の 25%相当額及び外国税額の合計額を記載してください。

なお、還付所得事業年度において法人税額から控除できないため還付を請求した所得税額等については、これに含まれないことになりますからご注意ください。

ニ　「使途秘匿金額に対する税額（９）」欄には、令和２年旧措置法第 62 条第１項《使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例》の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。

ホ　「課税土地譲渡利益金額に対する税額(10)」欄には、令和２年旧措置法第３章第５節の２《土地の譲渡等がある場合の特別税率》の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。

ヘ　「リース特別控除取戻税額(11)」欄には、還付所得事業年度の申告書別表一の「連結納税の承認を取り消

された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額」欄の金額を記載してください。

ト　「既に欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額(13)」欄には、還付所得事業年度について既に欠損金又は災害損失の繰戻しにより、その一部の法人税額の還付を受けている場合に、その還付を受けた法人税額（還付加算金は含みません。）を記載してください。

(5)　「還付金額(15)」欄には、$\left((14) \times \frac{(2)}{(5)} \right)$ の算式によって計算した金額（１円未満の端数が生じた場合は切り捨てます。）を記載してください。

(6)　「還付を受けようとする金融機関等」欄には、還付金の支払を受ける場合に、取引銀行等の預金口座への振込みを希望されるときは、その取引銀行等の名称等、預金の種類及びその口座番号を記載してください。ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望されるときは、その貯金口座の記号番号を記載してください。また、ゆうちょ銀行又は郵便局窓口での受取りを希望される場合には、支払を受けるのに便利な郵便局名等を記載してください。

(7)　「税理士署名」欄は、この請求書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。

5　留意事項

(1)　法人課税信託の名称の併記

法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。なお、受託者が個人である場合には、「代表者氏名」及び「代表者住所」をそれぞれ「氏名」及び「住所」と読み替えて記載してください。

(2)　地方法人税の額の還付

地方法人税については、税務署長が法人税を還付する場合に、地方法人税の額でその還付の時において確定しているものがあるときは、法人税の還付金の額に 100 分の 10.3（令和元年９月 30 日以前に開始した還付所得事業年度については 100 分の 4.4）を乗じて計算した金額に相当する金額を併せて還付することとされていますので、特段の手続は不要です（令和２年改正法による改正前の地方法人税法第 23 条第１項）。

様式ID	NTA1H0Z900010031

★

災害損失の繰戻しによる還付請求書

（令和４年４月１日前開始事業年度等分）

年　月　日　提出

提出先	F01		税務署長	法人番号	F02		
納税地 郵便番号	F05	—		連絡先 郵便番号	F36	—	
納税地 所在地	F06			連絡先 住所	H08		
納税地 電話番号	F07	— —		連絡先 電話番号	H09	— —	
フリガナ（法人名）	F03			フリガナ（代表者氏名）	H06		
法人名	F04			代表者氏名	H07		
事業種目	H02						

所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）による改正前の法人税法第80条の規定に基づき次のとおり災害損失の繰戻しによる法人税額の還付を請求します。

災害欠損事業年度	自（元号）　年　月　日 至（元号）　年　月　日	左記の「災害欠損事業年度」について、確定申告の場合には「１」、仮決算の中間申告の場合には「２」を記載してください。	番号
還付所得事業年度	自（元号）　年　月　日 至（元号）　年　月　日	災害の詳細	
災害のあった日	（元号）　年　月　日		

区分			請求金額（円）	※金額
災害欠損事業年度の災害損失欠損金額	災害損失欠損金額	(1)		
	同上のうち還付所得事業年度に繰り戻す災害損失欠損金額	(2)		
還付所得事業年度の所得金額	所得金額	(3)		
	既に災害損失又は欠損金の繰戻しを行った金額	(4)		
	差引所得金額（(３)－(４)）	(5)		
還付所得事業年度の法人税額	納付の確定した法人税額	(6)	00	
	仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額	(7)		
	控除税額	(8)		
	使途秘匿金額に対する税額	(9)	00	
	課税土地譲渡利益金額に対する税額	(10)		
	リース特別控除取戻税額	(11)		
	法人税額((６)＋(７)＋(８)－(９)－(10)－(11))	(12)		
	既に災害損失又は欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額	(13)		
	差引法人税額((12)－(13))	(14)		
還付金額((14)×(2)／(5))		(15)		

請求期限	令和　年　月　日	確定申告書等提出年月日	元号	年	月	日

還付を受けようとする金融機関等				
ゆうちょ以外	金融機関名			
	金融機関区分		1:銀行 2:金庫 3:組合 4:農協 5:漁協	
	支店名			
	本支店区分		1:本店 2:支店 3:本所 4:支所 5:出張所	
	預金種類		1:普通 2:当座 3:納税準備 4:通知 5:別段 6:貯蓄 9:その他	
	口座番号			
ゆうちょ	郵便局名（窓口受取）			郵便局
	記号番号		—	

税理士署名	R01		電話番号（税理士）	R02	— —

税務署整理欄	通信日付印の年月日	F12	（西暦）年	月	日	備考	

災害損失の繰戻しによる還付請求書の記載要領等
【令和４年４月１日前開始事業年度等分】

１　この還付請求書は、法人が所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号。以下「令和２年改正法」といいます。）による改正前の法人税法（以下「令和２年旧法」といいます。）第80条《災害損失の繰戻しによる法人税額の還付》の規定によって、災害のあった日から同日以後１年を経過する日までの間に終了する各事業年度又は災害のあった日から同日以後６月を経過する日までの間に終了する令和２年旧法第72条第１項に規定する期間（当該期間について仮決算の中間申告書を提出する場合の当該期間に限ります。以下「中間期間」といいます。）において生じた災害損失欠損金額を、その災害損失欠損金額に係る事業年度又は中間期間（以下「災害欠損事業年度」といいます。）開始の日前１年（当該災害欠損事業年度に係る確定申告書等が青色申告書である場合には、前２年）以内に開始したいずれかの事業年度に繰り戻し、法人税額の還付を請求する場合に使用します。

なお、この還付請求書には「災害損失欠損金額に関する明細書（付表）」を添付して提出してください。

２　災害損失の繰戻しによる法人税額の還付は、法人が災害損失の繰戻しの対象となる所得金額及び法人税額の生じた事業年度（以下「還付所得事業年度」といいます。）から、災害欠損事業年度の前事業年度までの各事業年度について連続して確定申告書を提出している場合に限って請求をすることができます。

３　この還付請求書は、災害欠損事業年度の確定申告書等の提出と同時に（仮決算の中間申告において災害損失の繰戻しによる法人税額の還付を請求する場合には、仮決算の中間申告書の提出期限までに、その仮決算の中間申告書の提出と同時に）納税地の所轄税務署長に提出してください。

なお、この災害欠損事業年度の確定申告書等はその提出期限までに提出する必要がありますが、やむを得ない事情によってその提出期限までに提出することができなかったものと税務署長が認めた場合には、期限後提出のものでも有効に取り扱われることになっていますので、このような場合には、その事情の詳細を記載した書類を添付してこの還付請求書を提出してください。

また、２以上の還付所得事業年度の所得に対する法人税額について還付を請求する場合には、その還付所得事業年度ごとに、還付請求書を別葉にしてください。

４　この還付請求書の各欄は、次により記載します。

⑴　「※金額」の各欄は、記載しないでください。

⑵　「災害欠損事業年度」欄には、この還付請求が仮決算の中間申告によるものである場合は、その仮決算の中間申告に係る中間期間を記載してください。

また、この還付請求が確定申告又は仮決算の中間申告のいずれによるものであるかの区分に応じて、該当する番号を記載してください。

⑶　「災害の詳細」欄には、その災害の生じた場所、種類（震災、風水害、火災等）など災害の内容を具体的に記載してください。

なお、災害の呼称がある場合は、その災害の呼称を記載してください。

⑷　「災害欠損事業年度の災害損失欠損金額」の各欄

イ　「災害損失欠損金額（１）」欄には、「災害損失欠損金額に関する明細書（付表）」の「（１）」の欄に記載した金額を記載してください。

ロ　「同上のうち還付所得事業年度に繰り戻す災害損失欠損金額（２）」欄には、災害欠損事業年度の災害損失欠損金額のうち還付所得事業年度に繰戻しをしようとする金額を記載してください。

（注）　「（１）」欄の金額は、この還付請求書に記載した還付所得事業年度以外の還付所得事業年度について災害損失の繰戻しによる法人税額の還付を請求する場合には、その還付所得事業年度に係るこの還付請求書の「（２）」欄に記載した金額を控除した金額となります。なお、「（２）」欄の金額は、この還付請求書を提出する日までに確定した「差引所得金額（５）」欄の金額が限度となりますからご注意ください。

⑸　「還付所得事業年度の所得金額」の各欄

イ　「所得金額（３）」欄には、還付所得事業年度の申告書別表一の「１」欄に記載された所得金額を記載しますが、その事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された更正後の所得金額を記載してください。

ロ　「既に災害損失又は欠損金の繰戻しを行った金額（４）」欄には、還付所得事業年度について、既に災害損失又は欠損金の繰戻しによりその一部の法人税額の還付を受けている場合に、その還付所得事業年度に係るこの還付請求書の「（２）」欄の金額又は「欠損金の繰戻しによる還付請求書」の「同上のうち還付所得事業年度に繰り戻す欠損金額（２）」欄の金額を記載してください。

⑹　「還付所得事業年度の法人税額」の各欄

イ　「納付の確定した法人税額（６）」欄には、還付所得事業年度の申告書別表一の「差引所得に対する法人税額」

欄の金額を記載しますが、その事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「差引所得に対する法人税額」欄に記載された更正後の法人税額を記載してください。

ロ　「仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額（７）」欄には、還付所得事業年度において法人税額から控除した仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額があった場合に、その金額を記載してください。

ハ　「控除税額（８）」欄には、還付所得事業年度において法人税額から控除した所得税額、昭和42年５月31日までに解散し又は合併した内国法人から受けるみなし配当の25％相当額及び外国税額の合計額を記載してください。

なお、還付所得事業年度において法人税額から控除できないため還付を請求した所得税額等については、これに含まれないことになりますからご注意ください。

ニ　「使途秘匿金額に対する税額（９）」欄には、令和２年改正法第16条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「令和２年旧措置法」といいます。）第62条第１項《使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例》の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。

ホ　「課税土地譲渡利益金額に対する税額(10)」欄には、令和２年旧措置法第３章第５節の２《土地の譲渡等がある場合の特別税率》の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。

ヘ　「リース特別控除取戻税額(11)」欄には、還付所得事業年度の申告書別表一の「連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額」欄の金額を記載してください。

ト　「既に災害損失又は欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額(13)」欄には、還付所得事業年度について、既に災害損失又は欠損金の繰戻しにより、その法人税額の一部の還付を受けている場合に、その還付を受けた法人税額（還付加算金は含みません。）を記載してください。

(7)　「還付金額(15)」欄には、$\left((14) \times \frac{(2)}{(5)} \right)$ の算式によって計算した金額（１円未満の端数が生じた場合は切り捨てます。）を記載してください。

(8)　「請求期限」欄には、仮決算の中間申告において災害損失の繰戻しによる法人税額の還付を請求する場合において、その仮決算の中間申告書の提出期限を記載してください。

（注）　各事業年度において還付を請求する場合には、この欄の記載は不要です。

(9)　「還付を受けようとする金融機関等」欄には、還付金の支払を受ける場合に、取引銀行等の預金口座への振込みを希望されるときは、その取引銀行等の名称等、預金の種類及びその口座番号を記載してください。ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望されるときは、その貯金口座の記号番号を記載してください。また、ゆうちょ銀行又は郵便局窓口での受取りを希望される場合には、支払を受けるのに便利な郵便局名等を記載してください。

(10)　「税理士署名」欄は、この還付請求書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。

５　留意事項

(1)　法人課税信託の名称の併記

法人税法第２条第29号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。なお、受託者が個人である場合には、「代表者氏名」及び「代表者住所」をそれぞれ「氏名」及び「住所」と読み替えて記載してください。

(2)　地方法人税の額の還付

地方法人税については、税務署長が法人税を還付する場合に、地方法人税の額でその還付の時において確定しているものがあるときは、法人税の還付金の額に100分の10.3（令和元年９月30日以前に開始した還付所得事業年度については100分の4.4）を乗じて計算した金額に相当する金額を併せて還付することとされていますので、特段の手続は不要です（令和２年改正法による改正前の地方法人税法第23条第１項）。

様式ID	NTA0H0Z990010010

令和２年改正法附則第35条第２項の適用を受ける場合の還付所得事業年度の所得金額とされる金額及び法人税額とされる金額に関する明細書

事業年度		元号	年	月	日	法人名	
	(自)						
	(至)						

前２年内事業年度（還付所得連結事業年度）		元号	年	月	日	～		元号	年	月	日
	(自)						(至)				

還付所得事業年度の法人税額とされる金額及び所得金額とされる金額（令２法律第８号改正法附則第35条第２項）の計算

法人名				連結親法人					計
所得金額の計算	連結所得金額	還付所得連結事業年度の連結所得金額	(1)						円
		既に災害損失又は連結欠損金の繰戻しを行った金額	(2)						
		差引（(1)－(2)）	(3)						
	個別所得金額	還付所得連結事業年度の個別所得金額	(4)	円	円	円	円	円	
	還付所得事業年度の所得金額とされる金額（(3の計)×(4)／(4の計)）		(5)						
法人税額の計算	還付所得連結事業年度の法人税額	納付の確定した法人税額	(6)						
		仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額	(7)						
		控除税額	(8)						
		使途秘匿金額に対する税額	(9)						
		課税土地譲渡利益金額に対する税額	(10)						
		連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額	(11)						
		法人税額（(6)+(7)+(8)－(9)－(10)－(11)）	(12)						
		既に災害損失又は連結欠損金の繰戻しにより還付を受けた金額	(13)						
		差引法人税額（(12)－(13)）	(14)						
	個別帰属額の差引法人税額に係る負担額	差引連結所得に対する連結法人税個別帰属額	(15)						
		(8)に係る個別帰属額	(16)						
		(9)に係る個別帰属額	(17)						
		(10)に係る個別帰属額	(18)						
		(11)に係る個別帰属額	(19)						
		(12)に係る個別帰属額（(15)+(16)－(17)－(18)－(19)）	(20)						
		(13)に係る個別帰属額	(21)						
		(14)に係る個別帰属額（(20)－(21)）（マイナスの場合は０）	(22)						
	還付所得事業年度の法人税額とされる金額（(14の計)×(22)／(22の計)）		(23)						

令和２年改正法附則第35条第２項の適用を受ける場合の還付所得事業年度の所得金額とされる金額及び法人税額とされる金額に関する明細書の記載要領等

１　この明細書は、連結納税制度から通算制度に移行した内国法人（旧連結法人）の移行後に生じた欠損金又は災害損失について、その欠損金又は災害損失が生じた法人税法第80条第１項（同条第５項において準用する場合を含みます。）に規定する欠損事業年度（以下「欠損事業年度」といいます。）開始の日前２年以内に開始した各事業年度（以下「前２年内事業年度」といいます。）が連結事業年度である場合に、その内国法人が、所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号。以下「令和２年改正法」といいます。）附則第35条第２項の規定によって法人税額及び所得金額があるものとされたいずれかの前２年内事業年度に繰り戻して法人税額の還付を請求するときに作成し、次の場合に応じてそれぞれ次に掲げる書類に添付して提出してください。

(1)　欠損金の繰戻しによる法人税額の還付を請求する場合
　「欠損金の繰戻しによる還付請求書」

(2)　災害損失の繰戻しによる法人税額の還付を請求する場合
　「災害損失の繰戻しによる還付請求書」

２　この明細書の「前２年内事業年度（還付所得連結事業年度）」欄には、欠損金又は災害損失を繰り戻す前２年内事業年度（連結事業年度に限るものとし、災害損失の繰戻しによる法人税額の還付を請求しない場合には、欠損事業年度開始の日前１年以内に開始した各事業年度に限ります。以下同じです。）を記載してください。

　なお、２以上の前２年内事業年度の法人税額について還付を請求する場合には、その前２年内事業年度ごとに、この明細書を作成してください。

３　この明細書の「還付所得事業年度の法人税額とされる金額及び所得金額とされる金額（令和２年改正法附則第35条第２項）の計算」の各欄は、その内国法人及びその前２年内事業年度終了の日においてその内国法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人について、次により記載してください。

(1)　「法人名」には、前２年内事業年度終了の日における各連結法人の法人名を記載し、同日における連結法人の法人名（旧法人名）がこの明細書の提出日現在における法人名と異なる場合にはその旧法人名を括弧書で（旧：○○）等と記載してください。

(2)　「所得金額の計算」の各欄

イ　「連結所得金額」の各欄

(ｲ)　「還付所得連結事業年度の連結所得の金額（１）」欄には、その還付所得連結事業年度（連結欠損金の繰戻しの対象となる連結所得金額及び法人税額の生じた連結事業年度をいいます。以下同じです。）の申告書別表一の二の「連結所得金額又は連結欠損金額（１）」欄に記載された連結所得金額（その還付所得連結事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「連結所得金額又は連結欠損金額」欄に記載された更正後の連結所得金額）を記載してください。

(ﾛ)　「既に災害損失又は連結欠損金の繰戻しを行った金額（２）」欄には、還付連結所得事業年度について、既に災害損失（連結事業年度において生じたものに限ります。）又は連結欠損金の繰戻しによりその一部の法人税額の還付を受けている場合に、その繰戻しを行った災害損失欠損金額又は連結欠損金額を記載してください。

ロ　「個別所得金額」の「還付所得連結事業年度の個別所得金額（４）」欄には、その還付所得連結事業年度の「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書」の「個別所得金額又は個別欠損金額（１）」欄に記載された個別所得金額（その還付所得連結事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「連結所得金額又は連結欠損金額」欄に記載された更正後の連結所得金額に基づく「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書」の「個別所得金額又は個別欠損金額（１）」欄に記載されるべき更正後の個別所得金額）を記載し、個別欠損金額の場合には０と記載してください。

（※）　「還付所得事業年度の所得金額とされる金額（５）」欄に記載した金額を、次に掲げる場合に応じてそれぞれ次に定める明細書及び請求書の各欄に記載してください。

①　欠損金の繰戻しによる法人税額の還付を請求する場合　「通算法人の繰戻しの対象となる欠損金額とされる金額に関する明細書」の「前１年内事業年度の所得金額（８）」欄及び「欠損金の繰戻しによる還付請求書」の「還付所得事業年度の所得金額」の「所得金額（３）」欄

②　災害損失の繰戻しによる法人税額の還付を請求する場合　「通算法人の繰戻しの対象となる災害損失欠損金額とされる金額に関する明細書」の「前２年内事業年度の所得金額（５）」欄又は「前２年内事業年度の所得金額（８）」欄及び「災害損失の繰戻しによる還付請求書」の「還付所得事業年度の所得金額」の「所得金額（３）」欄

（注）　この明細書を作成する内国法人が欠損事業年度において通算法人でない場合又はこの明細書を作成する通算法人の欠損事業年度終了の日がその通算法人に係る通算親法人の事業年度又は法第72条第１項に規定する期間（その期間について仮決算の中間申告書を提出する場合のその期間に限ります。）終了の日でない場合には、「通算法人の繰戻しの対象となる欠損金額とされる金額に関する明細書」及び「通算法人の繰戻しの対象となる災害損失欠損金額とされる金額に関する明細書」の提出は不要です。

(3)　「法人税額の計算」の各欄

イ　「還付所得連結事業年度の法人税額」の各欄

(ｲ)　「納付の確定した法人税額（６）」欄には、還付所得連結事業年度の申告書別表一の二の「差引連結所得に対する法人税額」欄の金額を記載しますが、その連結事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「差引連結所得に対する法人税額」欄に記載された更正後の法人税額を記載してください。

(ﾛ)　「仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額（７）」欄には、還付所得連結事業年度において法人税額から控除した仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額があった場合に、その金額を記載してください。

(ﾊ)　「控除税額（８）」欄には、還付所得連結事業年度において法人税額から控除した所得税額及び外国税額の合計額を記載してください。

なお、還付所得連結事業年度において法人税額から控除できないため還付を請求した所得税額等については、これに含まれないことになりますからご注意ください。

(ﾆ)　「使途秘匿金額に対する税額（９）」欄には、令和２年改正法第16条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「令和２年旧措置法」といいます。）第68条の67第１項の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。

(ﾎ)　「課税土地譲渡利益金額に対する税額（10）」欄には、令和２年旧措置法第３章第18節の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。

(ﾍ)　「連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額（11）」欄には、還付所得連結事業年度の申告書別表一の二の「連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額」欄の金額を記載してください。

(ﾄ)　「既に災害損失又は連結欠損金の繰戻しにより還付を受けた金額（13）」欄には、還付所得連結事業年度について既に連結欠損金又は災害損失の繰戻しにより、その一部の法人税額の還付を受けている場合に、その還付を受けた法人税額（還付加算金は含みません。）を記載してください。

ロ　「差引法人税額に係る個別帰属額のうち負担額」の各欄は、それぞれ次により記載してください。

(ｲ)　「差引連結所得に対する連結法人税個別帰属額（15）」欄には、その前２年内事業年度の「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書」の「差引連結所得に対する連結法人税個別帰属額（12）」欄に記載した金額を記載してください。

(ﾛ)　「（８）に係る個別帰属額（16）」欄には、その前２年内事業年度の「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書」の「所得税の額の個別帰属額（33）」欄に記載した金額と「外国税額の個別帰属額（34）」欄に記載した金額との合計額を記載してください。

(ﾊ)　「（９）に係る個別帰属額（17）」欄には、その前２年内事業年度の「各連結法人税の個別帰属額の届出書」の「連結法人税個別帰属額計（10）」欄の外書に記載した金額を記載してください。

(ﾆ)　「（10）に係る個別帰属額（18）」欄には、その前２年内事業年度の「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書」の「同上に対する税額（７）」欄に記載した金額を記載してください。

(ﾎ)　「（11）に係る個別帰属額（19）」欄には、その前２年内事業年度の「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書」の「連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された連結法人税額の特別控除額の加算額の個別帰属額（５）」欄に記載した金額を記載してください。

(ﾍ)　「（13）に係る個別帰属額（21）」欄には、その前２年内事業年度後の連結事業年度において生じた連結欠損金又は災害損失連結欠損金について既に繰り戻して法人税額の還付を受けている場合に、次の（算式）により計算した金額を記載してください。

（算式）

「（13）」欄に記載した金額　×　欠損連結事業年度又は災害欠損連結事業年度の申告書別表七の二付表一の「連結欠損金当期発生額に係る個別帰属額（24）」欄に記載した金額 ／ 欠損連結事業年度又は災害欠損連結事業年度の申告書別表七の二付表一の「各連結法人の連結欠損金当期発生額に係る個別帰属額の合計額（26）」欄に記載した金額

（※）「還付所得事業年度の法人税額とされる金額（23）」欄には、次に定める請求書の各欄に記載してください。

① 欠損金の繰戻しによる法人税額の還付を請求する場合 「欠損金の繰戻しによる還付請求書」の「還付所得事業年度の所得金額」の「法人税額（12）」欄

② 災害損失の繰戻しによる法人税額の還付を請求する場合 「災害損失の繰戻しによる還付請求書」の「還付所得事業年度の所得金額」の「法人税額（12）」欄

様式ID	NTA1H0S120010071

★

連結欠損金の繰戻しによる還付請求書

年　月　日 提出

提出先	F01		税務署長	法人番号	F02		
納税地 郵便番号	F05	—		代表者 郵便番号	F36	—	
納税地 所在地	F06			代表者 住所	H08		
納税地 電話番号	F07	— —		代表者 電話番号	H09	— —	
フリガナ（法人名）	F03			フリガナ（代表者氏名）	H06		
法人名	F04			代表者氏名	H07		
事業種目	H02						

所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）による改正前の法人税法（以下「令和2年旧法人税法」といいます。）第81条の31の規定に基づき下記のとおり連結欠損金の繰戻しによる法人税額の還付を請求します。

記

欠損連結事業年度	自（元号）　年　月　日 至（元号）　年　月　日	還付所得連結事業年度	自（元号）　年　月　日 至（元号）　年　月　日

区分			請求金額（円）	※　金額（円）
欠損連結事業年度の連結欠損金額	連結欠損金額	(1)		
	同上のうち還付所得連結事業年度に繰り戻す連結欠損金額	(2)		
還付所得連結事業年度の連結所得金額	連結所得金額	(3)		
	既に連結欠損金の繰戻しを行った金額	(4)		
	差引連結所得金額 ((3)-(4))	(5)		
還付所得連結事業年度の法人税額	納付の確定した法人税額	(6)	00	
	仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額	(7)		
	控除税額	(8)		
	使途秘匿金額に対する税額	(9)	00	
	課税土地譲渡利益金額に対する税額	(10)		
	連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額	(11)		
	法人税額 ((6) ＋ (7) ＋ (8)-(9)-(10)-(11))	(12)		
	既に連結欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額	(13)		
	差引法人税額 ((12)-(13))	(14)		
還付金額 ((14) × (2) / (5))		(15)		

請求期限	令和　年　月　日	連結確定申告書提出年月日	元号　年	月　日

還付を受けようとする金融機関等	ゆうちょ以外	金融機関名	
		金融機関区分	1:銀行 2:金庫 3:組合 4:農協 5:漁協
		支店名	
		本支店区分	1:本店 2:支店 3:本所 4:支所 5:出張所
		預金種類	1:普通 2:当座 3:納税準備 4:通知 5:別段 6:貯蓄 9:その他
		口座番号	
	ゆうちょ	郵便局名（窓口受取）	郵便局
		記号番号	

この請求書が次の場合に該当するときは、次のものを添付してください。

1　期限後提出の場合には、連結確定申告書をその提出期限までに提出することができなかった事情の詳細を記載した書類

2　令和２年旧法人税法第81条の31第４項の規定に基づくものである場合には、解散等の事実発生年月日及びその事実の詳細を記載した書類

3　所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）附則第105条第２項に規定する特定設備廃棄等欠損金額に係る請求である場合には、農業競争力強化支援法施行規則第20 条第１項の証明に係る同条第２項の申請書の写し及び当該証明に係る証明書の写し

税理士署名	R01		電話番号（税理士）	R02	— —

※記載不要税務署整理欄	通信日付印の年月日	F12	（西暦）年	月	日	備考	

連結欠損金の繰戻しによる還付請求書の記載要領等

1　この請求書は、次に掲げる場合に使用してください。

(1)　所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）（以下「令和２年改正法」といいます。）による改正前の法人税法（以下「令和２年旧法」といいます。）第 81 条の 31 第１項の規定により、各連結事業年度において生じた連結欠損金額をその連結事業年度開始の日前１年以内に開始したいずれかの連結事業年度に繰り戻し、法人税額の還付を請求する場合

(注)平成 14 年４月１日から令和６年３月 31 日までの間に終了する各連結事業年度において生じた連結欠損金額については、次の①又は②のみが対象となりますので、ご注意ください。

①　連結親法人（次のイ又はロに掲げるものに限ります。）の連結欠損金額（新型コロナ税特法第８条、令和２年改正法第 16 条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「令和２年旧措置法」といいます。）第 68 条の 97、令和２年改正法第 15 条の規定による改正前の租税特別措置法第 68 条の 98）

イ　普通法人（令和２年旧法第４条の７に規定する受託法人（以下「受託法人」といいます。）を除きます。）である連結親法人のうち、その連結事業年度終了の時において資本金の額又は出資金の額が１億円（令和２年２月１日から令和４年１月 31 日までの間に終了する各連結事業年度（以下「特例連結事業年度」といいます。）については、10 億円）以下であるもの（次の㈠又は㈡に掲げる法人に該当するものを除きます。）又は資本若しくは出資を有しないもの（保険業法第２条第５項に規定する相互会社（以下「相互会社」といいます。）を除きます。）

㈠　大法人（次に掲げる法人をいいます。以下同じです。）との間にその大法人による完全支配関係がある普通法人

ⅰ　資本金の額又は出資金の額が５億円以上（特例連結事業年度については、10 億円超）である法人

ⅱ　相互会社及び保険業法第２条第 10 項に規定する外国相互会社

ⅲ　受託法人

㈡　普通法人との間に完全支配関係がある全ての大法人が有する株式及び出資の全部をその全ての大法人のうちいずれか一の法人が有するものとみなした場合においてそのいずれか一の法人とその普通法人との間にそのいずれか一の法人による完全支配関係があることとなるときのその普通法人

ロ　協同組合等である連結親法人

②　次のイからハまでに掲げる要件を満たす連結欠損金額（特定設備廃棄等欠損金額）（令和２年改正法第 15 条の規定による改正前の租税特別措置法第 68 条の 98、令和２年改正法附則第 105 条）

イ　連結親法人（①に掲げる法人を除きます。）又はその連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、農業競争力強化支援法第 19 条第１項に規定する認定事業再編事業者（同法第２条第５項に規定する事業再編の実施と併せて施設の撤去又は設備の廃棄を行う場合のその施設又は設備（以下「対象設備」といいます。）が記載された同法第 18 条第１項に規定する事業再編計画（以下「特定事業再編計画」といいます。）について令和２年３月 31 日以前に同条第１項の認定を受けたものに限ります。）であること。

ロ　平成 29 年８月１日以後に終了する連結事業年度において生じた連結欠損金額であること。

ハ　ロのうち、連結親法人又はその連結子法人（令和２年旧措置法第 68 条の 33 並びに同条の規定に係る同法第 68 条の 40 第１項及び第４項並びに同法第 68 条の 41 第１項から第３項まで、第 11 項及び第 12 項の規定の適用を受ける連結法人を除きます。）が、その有する国内にある減価償却資産でその事業再編促進対象事業（農業競争力強化支援法第２条第７項に規定する事業再編促進対象事業をいいます。）の用に供されていたものにつき、ロの連結事業年度においてイの認定に係る特定事業再編計画（同法第 19 条第１項の規定による変更の認定があった場合には、その変更後のもの）に基づく設備廃棄等（その特定事業再編計画に記載された対象設備について同法第２条第５項に規定する事業再編の実施と併せて行われる撤去又は廃棄をいいます。）を行った場合のその設備廃棄等を行ったことにより生じた損失の額のうち、農業競争力強化支援法施行規則第 20 条第１項各号列記以外の部分の合計額に達するまでの金額の合計額であること。

(2)　令和２年旧法第 81 条の 31 第４項の規定により、連結親法人につき次に掲げる解散等の事実（以下「解散等の事実」といいます。）が生じた場合に、その事実が生じた日前１年以内に終了したいずれかの連結事業年度又は同日の属する連結事業年度において生じた連結欠損金額をこれらの連結事業年度開始の日前１年以内に開始したいずれかの連結事業年度に繰り戻し、法人税額の還付を請求する場合

イ　解散（適格合併による解散を除きます。）

ロ　更生手続の開始
ハ　再生手続開始の決定

2　連結欠損金の繰戻しによる法人税額の還付請求は、連結欠損金額の繰戻しの対象となる連結所得金額及び法人税額の生じた連結事業年度（以下「還付所得連結事業年度」といいます。）から、その連結欠損金額の生じた連結事業年度（以下「欠損連結事業年度」といいます。）までの各連結事業年度について、連続して連結確定申告書を提出している場合に限って請求することができます。

3　この請求書は、次の提出期限までに、納税地の所轄税務署長に提出してください。この場合において、還付所得連結事業年度が２以上あるときには、別葉に作成して提出してください。

(1)　上記１(1)の場合（令和２年旧法第 81 条の 31 第１項の規定により提出する場合）　欠損連結事業年度の連結確定申告書の提出時

上記の欠損連結事業年度の連結確定申告書はその提出期限までに提出する必要がありますが、やむを得ない事情によって欠損連結事業年度の連結確定申告書をその提出期限までに提出することができなかったものと税務署長が認めた場合には、期限後提出のものでも有効に取り扱われることになっていますので、このような場合には、その事情の詳細を記載した書類を添付してこの請求書を提出してください。

(2)　上記１(2)の場合（令和２年旧法第 81 条の 31 条第４項の規定により提出する場合）　解散等の事実が生じた日以後１年以内（連結親法人の連結納税の承認取消し等に係る例外あり。）

4　この請求書の各欄は、次により記載します。

(1)　「※　金額（円）」欄は、記載しないでください。

(2)　「欠損連結事業年度の連結欠損金額」の各欄

イ　「連結欠損金額(１)」欄には、欠損連結事業年度において生じた連結欠損金額（申告書別表一の二の「連結所得金額又は連結欠損金額」欄に記載された連結欠損金額）を記載してください。

ロ　「同上のうち還付所得連結事業年度に繰り戻す連結欠損金額(２)」欄には、欠損連結事業年度の連結欠損金額のうち還付所得連結事業年度に繰戻しをしようとする金額を記載してください。

なお、次の場合には、上記の「(１)」欄の金額は、それぞれ次に定める金額を控除した金額となります。

(ｲ)　その欠損連結事業年度において生じた災害損失欠損金額について連結欠損金の繰戻しによる法人税額の還付を請求する場合

その連結親法人のその還付所得連結事業年度に係る「連結法人の災害損失の繰戻しによる還付請求書」の「同上のうち還付所得連結事業年度に繰り戻す災害損失欠損金額(２)」欄に記載した金額

(ﾛ)　この請求書に記載した還付所得連結事業年度以外の還付所得連結事業年度について連結欠損金又は災害損失の繰戻しによる法人税額の還付を請求する場合

その連結親法人のその還付所得連結事業年度に係るこの請求書の「(２)」欄に記載した金額

また、１(1)(注)②の特定設備廃棄等欠損金額の場合には、欠損連結事業年度の連結欠損金額（災害損失欠損金額について連結欠損金の繰戻しを行った場合には、その災害損失欠損金額のうち当該連結親法人又はその連結子法人に帰せられる金額を除いた金額）のうち当該特定設備廃棄等欠損金額を超える部分の金額はないものとしてください。

（注）「(２)」欄の金額は、この請求書を提出する日までに確定した「差引連結所得金額(５)」欄の金額が限度となりますからご注意ください。

(3)　「還付所得連結事業年度の連結所得金額」の各欄

イ　「連結所得金額(３)」欄には、還付所得連結事業年度の連結所得金額（申告書別表一の二の「連結所得金額又は連結欠損金額」欄に記載された連結所得金額ですが、その連結事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「連結所得金額又は連結欠損金額」欄に記載された更正後の連結所得金額）を記載してください。

ロ　「既に連結欠損金の繰戻しを行った金額(４)」欄には、次の場合にそれぞれ次の金額を記載してください。

(ｲ)　還付所得連結事業年度について、既に連結欠損金又は災害損失の繰戻しによりその一部の法人税額の還付を受けている場合

その連結親法人のその還付所得連結事業年度に係るこの請求書の「(２)」欄の金額又は「連結法人の災害損失の繰戻しによる還付請求書」の「(２)」欄の金額

(ﾛ)　還付所得連結事業年度につき災害損失の繰戻しによる法人税額の還付を請求する場合
その連結親法人のその還付所得連結事業年度に係る「連結法人の災害損失の繰戻しによる還付請求書」の「(２)」欄に記載した金額

(4)　「還付所得連結事業年度の法人税額」の各欄

イ　「納付の確定した法人税額(６)」欄には、還付所得連結事業年度の申告書別表一の二の「差引連結所得に対する法人税額」欄の金額を記載しますが、その連結事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「差引連結所得に対する法人税額」欄に記載された更正後の法人税額を記載してください。

ロ　「仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額(７)」欄には、還付所得連結事業年度において法人税額から控除した仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額があった場合に、その金額を記載してください。

ハ　「控除税額(８)」欄には、還付所得連結事業年度において法人税額から控除した所得税額及び外国税額の合計額を記載してください。

なお、還付所得連結事業年度において法人税額から控除できないため還付を請求した所得税額等については、これに含まれないことになりますからご注意ください。

ニ　「使途秘匿金額に対する税額(９)」欄には、令和２年旧措置法第 68 条の 67 第１項（使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例）の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。

ホ　「課税土地譲渡利益金額に対する税額(10)」欄には、令和２年旧措置法第３章第 18 節（連結法人の土地の譲渡等がある場合の特別税率）の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。

ヘ　「連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額(11)」欄には、還付所得連結事業年度の申告書別表一の二の「連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額」欄の金額を記載してください。

ト　「既に連結欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額(13)」欄には、還付所得連結事業年度について既に連結欠損金又は災害損失の繰戻しにより、その一部の法人税額の還付を受けている場合に、その還付を受けた法人税額（還付加算金は含みません。）を記載してください。

(5)　「還付金額(15)」欄には、((14)×(２)／(５)) の算式によって計算した金額（１円未満の端数が生じた場合は切り捨てます。）を記載してください。

(6)　「還付を受けようとする金融機関等」欄には、還付金の支払を受ける場合に、取引銀行等の預貯金口座への振込みを希望されるときは、その取引銀行等の名称等、預貯金の種類及びその口座番号を記載してください。ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望されるときは、その貯金口座の記号番号を記載してください。また、ゆうちょ銀行又は郵便局窓口での受け取りを希望される場合には、支払を受けるのに便利な郵便局名等を記載してください。

(7)　「税理士署名」欄は、この請求書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。

5　留意事項

○　地方法人税の額の還付

地方法人税については、税務署長が法人税を還付する場合に、地方法人税の額でその還付の時において確定しているものがあるときは、法人税の還付金の額に 100 分の 10.3（令和元年９月 30 日以前に開始した還付所得連結事業年度については 100 分の 4.4）を乗じて計算した金額に相当する金額を併せて還付することとされていますので、特段の手続は不要です（令和２年改正法による改正前の地方法人税法第 23 条第１項）。

（正　本）

法第　　号

令和　　年　　月　　日

納税地	
法人名	
代表者名	殿

税 務 署 長
財務事務官

㊞

連結欠損金の繰戻しによる還付請求（の一部）に理由がない旨の通知書

貴法人から令和　　年　月　日付でされた（欠損連結事業年度）自平成・令和　　年　　月　　日
至平成・令和　　年　　月　　日

（還付連結事業年度）自平成・令和　　年　　月　　日
至平成・令和　　年　　月　　日についての連結欠損金の繰戻しによる還付請求については、調査した結果、下記理由により請求（の一部）に理由がないと認められるので通知します。

記

（理由）

この通知に係る処分は、　　の職員の調査に基づいて行いました。

（規格A4）

02.06 改正

不服申立て等について

【不服申立てについて】

○　この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して３月以内に税務署長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

○　再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して１月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

○　審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。

○　取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者　法務大臣）となります。

○　取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過したときは、提起することができません。

○　取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。

(1) 審査請求がされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

(2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。

(3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

不服申立て等について

【不服申立てについて】

○　この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して３月以内に国税局長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官)に対して審査請求をすることができます。

○　再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して１月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

○　審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。

○　取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者　法務大臣）となります。

○　取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過したときは、提起することができません。

○　取消訴訟は､審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。

(1) 審査請求がされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

(2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。

(3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

連結欠損金の繰戻しによる還付請求（の一部）に理由がない旨の通知書

1 使用目的

「連結欠損金の繰戻しによる還付請求（の一部）に理由がない旨の通知書」は、連結欠損金の繰戻しによる還付請求書が期限後の請求等適法なものでない場合及び還付請求があった法人税の全額、又は一部について還付を要しないもので、その請求の理由がなく、還付を要しない場合に使用する。

2 記載要領

項　　目	内　　容
本　　文	「……（の一部）……」の括弧書きの箇所については、還付請求があった法人税の全部についての理由がなく、還付しないときは、これを抹消する。
理　　由	その処分の理由を簡潔かつ具体的に、例えば、「欠損連結事業年度の連結欠損金額×××円が××××円に更正されたことによる。」とか、「……欠損連結事業年度の連結欠損金額×××円が連結所得金額×××円に更正されたことによる。」、「還付請求書がその提出期限　（×月×日）までに提出されなかったことによる。」等のように記入する。
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、　　の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1)　税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2)国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。
教　　示	処分の内容に応じて、次のとおり記載する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。）。 (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「･･･３月以内に　　税務署長に対して･･･」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記載する。 また、「･･･（提出先は　　国税不服審判所首席国税審判官）･･･」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記載する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「･･･３月以内に　　国税局長に対して･･･」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記載する。 また、「･･･（提出先は　　国税不服審判所首席国税審判官）･･･」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記載する。

様式ID	NTA1HOS150010031

★

連結法人の災害損失の繰戻しによる還付請求書

年　月　日　提出

提出先	F01		税務署長	法人番号	F02		
納税地 郵便番号	F05	—		代表者 郵便番号	F36	—	
納税地 所在地	F06			代表者 住所	H08		
納税地 電話番号	F07	— —		代表者 電話番号	H09	— —	
フリガナ（法人名）	F03			フリガナ（代表者氏名）	H06		
法人名	F04			代表者氏名	H07		
事業種目	H02						

所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）による改正前の法人税法第81条の31の規定に基づき下記のとおり災害損失の繰戻しによる法人税額の還付を請求します。

記

災害欠損連結事業年度	自（元号）　年　月　日 至（元号）　年　月　日	左記の「災害欠損連結事業年度」について、確定申告の場合には「１」、仮決算の中間申告の場合には「２」を記載してください。	番号
還付所得連結事業年度	自（元号）　年　月　日 至（元号）　年　月　日	災害の詳細	
災害のあった日	（元号）　年　月　日		

区分			請求金額（円）	※　金額
災害欠損連結事業年度の災害損失欠損金額	災害損失欠損金額	(1)		
	同上のうち還付所得連結事業年度に繰り戻す災害損失欠損金額	(2)		
還付所得連結事業年度の連結所得金額	連結所得金額	(3)		
	既に災害損失又は連結欠損金の繰戻しを行った金額	(4)		
	差引連結所得金額 ((3)-(4))	(5)		
還付所得連結事業年度の法人税額	納付の確定した法人税額	(6)	00	
	仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額	(7)		
	控除税額	(8)		
	使途秘匿金額に対する税額	(9)	00	
	課税土地譲渡利益金額に対する税額	(10)		
	連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額	(11)		
	法人税額 ((6) ＋ (7) ＋ (8)-(9)-(10)-(11))	(12)		
	既に災害損失又は連結欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額	(13)		
	差引法人税額 ((12)-(13))	(14)		
還付金額 ((14) × (2) / (5))		(15)		

請求期限	令和　年　月　日	連結確定申告書等提出年月日	（元号）　年　月　日

還付を受けようとする金融機関等 ゆうちょ以外	金融機関名		
	金融機関区分		1:銀行 2:金庫 3:組合 4:農協 5:漁協
	支店名		
	本支店区分		1:本店 2:支店 3:本所 4:支所 5:出張所
	預金種類		1:普通 2:当座 3:納税準備 4:通知 5:別段 6:貯蓄 9:その他
	口座番号		
ゆうちょ	郵便局名（窓口受取）		郵便局
	記号番号	—	

税理士署名	R01		電話番号（税理士）	R02	— —

※記載不要 税務署整理欄	通信日付印の年月日		（西暦）年	月	日	備考	
		F12					

連結法人の災害損失の繰戻しによる還付請求書の記載の仕方

1　この還付請求書は、連結親法人が所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）（以下「令和２年改正法」といいます。）による改正前の法人税法第81条の31の規定によって、災害のあった日から同日以後１年を経過する日までの間に終了する各連結事業年度又は災害のあった日から同日以後６月を経過する日までの間に終了する同法第81条の20第１項に規定する期間（当該期間について仮決算の連結中間申告書を提出する場合の当該期間に限ります。以下「中間期間」といいます。）において生じた災害損失欠損金額を、その災害損失欠損金額に係る連結事業年度又は中間期間（以下「災害欠損連結事業年度」といいます。）開始の日前２年以内に開始したいずれかの連結事業年度に繰り戻し、法人税額の還付を請求する場合に使用します。

なお、この請求書には「連結法人の災害損失欠損金額に関する明細書（付表）」を添付して提出してください。

2　災害損失の繰戻しによる法人税額の還付は、連結親法人が災害損失欠損金額の繰戻しの対象となる連結所得金額及び法人税額の生じた連結事業年度（以下「還付所得連結事業年度」といいます。）から、災害欠損連結事業年度の前連結事業年度までの各連結事業年度について連続して連結確定申告書を提出している場合に限って請求をすることができます。

3　この還付請求書は、災害欠損連結事業年度の連結確定申告書等の提出と同時に（仮決算の連結中間申告において災害損失の繰戻しによる法人税額の還付を受けようとする場合には、仮決算の連結中間申告書の提出期限までに、その仮決算の連結中間申告書の提出と同時に）納税地の所轄税務署長に提出してください。

なお、２以上の還付所得連結事業年度の連結所得に対する法人税額について還付を受けようとする場合には、その還付所得連結事業年度ごとに、還付請求書を別葉にしてください。

4　この還付請求書の各欄は、次により記載します。

(1)　「※　金額」の各欄は、記載しないでください。

(2)　「災害欠損連結事業年度」には、この還付請求が仮決算の連結中間申告によるものである場合は、その仮決算の連結中間申告に係る中間期間を記載します。

また、この還付請求が連結確定申告又は仮決算の連結中間申告のいずれによるものであるかの区分に応じて、該当する番号を記載してください。

(3)　「災害の詳細」欄には、その災害の生じた場所、種類（震災、風水害、火災等）など災害の内容を具体的に記載してください。

なお、災害の呼称がある場合は、その災害の呼称を記載してください。

(4)　「災害欠損連結事業年度の災害損失欠損金額」の各欄

イ　「災害損失欠損金額(１)」欄には、「連結法人の災害損失欠損金額に関する明細書（付表）」の「(１)」の欄に記載した金額を記載してください。

ロ　「同上のうち還付所得連結事業年度に繰り戻す災害損失欠損金額(２)」欄には、災害欠損連結事業年度の災害損失欠損金額のうち還付所得連結事業年度に繰戻しをしようとする金額を「差引連結所得金額(５)」欄の金額を限度として記載してください。

（注）　この還付請求書に記載した還付所得連結事業年度以外の還付所得連結事業年度の連結所得に対する法人税額につき還付を受けようとする場合には、その還付を受けようとする金額の基礎とする災害損失欠損金額に相当する金額を控除した残額が還付の対象とする限度額となります。

(5)　「還付所得連結事業年度の連結所得金額」の各欄

イ　「連結所得金額(３)」欄には、還付所得連結事業年度の申告書別表一の二の「１」欄に記載された連結所得金額を記載しますが、その連結事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「連結所得金額又は連結欠損金額」欄に記載された更正後の連結所得金額を記載します。

ロ　「既に災害損失又は連結欠損金の繰戻しを行った金額(４)」欄には、還付所得連結事業年度について、既に災害損失又は連結欠損金の繰戻しにより、その一部の法人税額の還付を受けている場合にその繰戻しを行った災害損失欠損金額又は連結欠損金額を記載してください。

(6)　「還付所得連結事業年度の法人税額」の各欄

イ　「納付の確定した法人税額(６)」欄には、還付所得連結事業年度の申告書別表一の二の「差引連結所得に対する法人税額」欄の金額を記載しますが、その連結事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「差引連結所得に対する法人税額」欄に記載された更正後の法人税額を記載してください。

ロ　「仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額(７)」欄には、還付所得連結事業年度において法人税額から控除した仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額があった場合に、その金額を記載してください。

ハ　「控除税額(８)」欄には、還付所得連結事業年度において法人税額から控除した所得税額及び外国税額の合

計額を記載します。

なお、還付所得連結事業年度において法人税額から控除できないため還付を請求した所得税額等については、これに含まれませんので注意してください。

ニ 「使途秘匿金額に対する税額(９)」欄には、令和２年改正法第16条の規定による改正前の租税特別措置法第68条の67第１項の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。

ホ 「課税土地譲渡利益金額に対する税額(10)」欄には、令和２年改正法第16条の規定による改正前の租税特別措置法第３章第18節の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。

ヘ 「連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額(11)」欄には、還付所得連結事業年度の申告書別表一の二の「連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額」欄の金額を記載してください。

ト 「既に災害損失又は連結欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額(13)」欄には、還付所得連結事業年度について既に災害損失又は連結欠損金の繰戻しにより、その法人税額の一部の還付を受けている場合に、その還付を受けた法人税額（還付加算金は含みません。）を記載してください。

(7) 「還付金額(15)」欄には、 $(14)\times\frac{(2)}{(5)}$ の算式によって計算した金額（１円未満の端数が生じた場合は切り捨てます。）を記載してください。

(8) 「請求期限」欄には、仮決算の連結中間申告において災害損失の繰戻しによる法人税の還付を受けようとする場合において、仮決算の連結中間申告書の提出期限を記載してください。

（注） 各連結事業年度で適用を受けようとする場合には、この欄の記載は不要です。

(9) 「還付を受けようとする金融機関等」欄には、還付金の支払を受ける場合に、取引銀行等の預金口座への振込みを希望されるときは、その取引銀行等の名称等、預金の種類及びその口座番号を記載してください。ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望されるときは、その貯金口座の記号番号を記載してください。また、ゆうちょ銀行又は郵便局窓口での受取りを希望される場合には、支払を受けるのに便利な郵便局名等を記載してください。

(10) 「税理士署名」欄は、この請求書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。

５ 留意事項

○ 地方法人税の額の還付

地方法人税については、税務署長が法人税を還付する場合に、地方法人税の額でその還付の時において確定しているものがあるときは、法人税の還付金の額に100分の10.3（令和元年９月30日以前に開始した還付所得連結事業年度については100分の4.4）を乗じて計算した金額に相当する金額を併せて還付することとされていますので、特段の手続は不要です（令和２年改正法による改正前の地方法人税法第23条第１項）。

様式ＩＤ	NTA0HOS160010010

連結法人の災害損失欠損金額に関する明細書

連結事業年度	・　・ ・　・	法人名		付表

災害損失欠損金額及び還付所得連結事業年度に繰り戻す金額の明細

災害損失欠損金額 (8)	(1)	Q01	円	(2)の内訳	繰り戻す還付所得連結事業年度				繰り戻す災害損失欠損金額 (3)	
						平/令　・　・ 平/令　・　・	①	Q03	円	
(1)のうち前2年以内に開始する還付所得連結事業年度に繰り戻す金額	(2)	Q02				平/令　・　・ 平/令　・　・	②	Q04		

災害損失欠損金額の計算

連結欠損金額（別表四の二「55の①」）	(4)	Q05		
各連結法人の差引災害により生じた損失の額の合計額	(5)	Q06		
仮決算の連結中間申告による還付を受けるべき金額の計算の基礎となった災害損失欠損金額	(6)	Q07		
(5)　－　(6)　（マイナスの場合は0）	(7)	Q08		
(4)　と　(7)　のいずれか少ない金額	(8)	Q09		

連結法人名	

各連結法人の個別災害損失金額の計算

災害を受けた資産の別				棚卸資産 ①		固定資産（固定資産に準ずる繰延資産を含む。） ②		計 ①＋② ③	
災害により生じた損失の額	資産の滅失等により生じた損失の額	(9)	Q10	円	Q16	円	Q22	円	
	被害資産の原状回復のための費用等に係る損失の額	(10)	Q11		Q17		Q23		
	被害の拡大又は発生の防止のための費用に係る損失の額	(11)	Q12		Q18		Q24		
	計 (9)＋(10)＋(11)	(12)	Q13		Q19		Q25		
保険金又は損害賠償金等の額		(13)	Q14		Q20		Q26		
差引災害により生じた損失の額 (12)－(13)		(14)	Q15		Q21		Q27		

連結法人の災害損失欠損金額に関する明細書の記載の仕方

1　この明細書は、連結親法人が所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）による改正前の法人税法第81条の31の規定によって、災害のあった日から同日以後１年を経過する日までの間に終了する各連結事業年度又は災害のあった日から同日以後６月を経過する日までの間に終了する同法第81条の20第１項に規定する期間（当該期間について仮決算の連結中間申告書を提出する場合の当該期間に限ります。以下「中間期間」といいます。）において生じた災害損失欠損金額を、その災害損失欠損金額に係る連結事業年度又は中間期間(以下「災害欠損連結事業年度」といいます。)開始の日前２年以内に開始したいずれかの連結事業年度（以下「還付所得事業年度」といいます。）に繰り戻し、法人税額の還付を請求する場合に、「連結法人の災害損失の繰戻しによる還付請求書」に添付して提出してください。

2　「災害損失欠損金額及び還付所得連結事業年度に繰り戻す金額の明細書」の各欄は、次により記載します。

⑴　「災害損失欠損金額（１）」欄には、「災害損失欠損金額の計算」欄の「（８）」欄の金額を記載してください。

⑵　「(1)のうち前２年以内に開始する還付所得連結事業年度に繰り戻す金額（２）」欄には、「（１）」欄のうち当該連結事業年度又は中間期間開始の日前２年以内に開始する還付所得連結事業年度（以下「前２年以内還付所得連結事業年度」といいます。）に繰戻しをしようとする金額を前２年以内還付所得連結事業年度の連結所得の金額の合計額を限度として記載してください。

（注）　前２年以内還付所得連結事業年度の連結所得について、当該連結事業年度前に既に法人税法第81条の31《連結欠損金の繰戻しによる還付》の規定の適用を受けている場合、この「（２）」欄の金額は、前２年以内還付所得連結事業年度の連結所得の金額の合計額からこれらの規定の適用を受けた部分の連結所得の金額を控除した額を限度として記載することとなります。

⑶　「繰り戻す災害損失欠損金額（３）」には、「（２）」欄に記載した金額の内訳として、前２年以内還付所得連結事業年度の各還付所得連結事業年度に災害損失欠損金額の繰戻しをしようとする金額をそれぞれ記載してください。

3　「災害損失欠損金額の計算」の各欄は、次により記載します。

⑴　「連結欠損金額（４）」欄には、別表四の二の「連結所得金額又は連結欠損金額　55の①」欄の金額を記載してください。

⑵　「各連結法人の差引災害により生じた損失の額の合計額（５）」欄には、各連結法人ごとに記載した「各連結法人の個別災害損失金額の計算」の欄の「差引災害により生じた損失の額(14)」欄に記載した金額の合計額を記載してください。

⑶　「仮決算の連結中間申告による還付を受けるべき金額の計算の基礎となった災害損失欠損金額（６）」欄には、連結中間申告において災害損失金額の繰戻しをした場合のその災害損失金額を記載してください。

4　「各連結法人の個別災害損失金額の計算」の各欄は、棚卸資産と固定資産（固定資産に準ずる繰延資産を含みます。）とに区分して、次により記載しますが、申告書別表七の二付表三（平成29年４月１日前終了事業年度分については、申告書別表七（一）の「災害により生じた損失の額の計算」）の各欄を記載し、当該明細書を添付している場合には、重ねて記載する必要はありません。

なお、連結法人が２以上の場合には、各連結法人ごとに記載してください。

⑴　「災害により生じた損失の額」の「資産の滅失等により生じた損失の額（９）」欄には、災害によりその棚卸資産等が滅失し、若しくは損壊したこと又は災害による価値の減少に伴いその棚卸資産等の帳簿価額を減額したことにより生じた損失の額（その滅失、損壊又は価値の減少によるその資産の取壊し又は除去の費用その他の付随費用に係る損失の額を含みます。）を記載してください。

⑵　「災害により生じた損失の額」の「被害資産の原状回復のための費用等に係る損失の額(10)」欄は、災害によりその棚卸資産等が損壊し、又はその価値が減少し、その他災害によりその棚卸資産等を事業の用に供することが困難となった場合において、その災害のやんだ日の翌日から１年を経過した日の前日までに支出する災害により生じた土砂その他の障害物を除去するための費用、その棚卸資産等の原状回復のための修繕費又はその棚卸資産等の損壊若しくは価値の減少を防止するための費用その他これらに類する費用に係る損失の額を記載してください。

⑶　「災害により生じた損失の額」の「被害の拡大又は発生の防止のための費用に係る損失の額(11)」欄には、災害によりその棚卸資産等につき現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合

において、その棚卸資産等に係る被害の拡大又は発生を防止するため緊急に必要な措置を講ずるための費用に係る損失の額を記載してください。

⑷　「保険金又は損害賠償金等の額(13)」欄には、保険金等により補填される金額がある場合には、その金額を記載してください。

（正　本）

法第　　号

令和　　年　　月　　日

納税地	
法人名	
代表者氏名	殿

税 務 署 長
財務事務官

㊞

連結法人の災害損失の繰戻しによる還付請求（の一部）に理由がない旨の通知書

貴法人から　令和　　年　　月　　日付でされた（災害欠損連結事業年度）自　平成・令和　　年　　月　　日 至　平成・令和　　年　　月　　日

（還付所得連結事業年度）自　平成・令和　　年　　月　　日 至　平成・令和　　年　　月　　日についての連結法人の災害損失繰戻しによる還付請求については、調査した結果、下記理由により請求（の一部）に理由がないと認められるので通知します。

記

（理由）

この通知に係る処分は、　　の職員の調査に基づいて行いました。

（規格Ａ４）

02.06 改正

不服申立て等について

【不服申立てについて】

○　この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して３月以内に税務署長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官)に対して審査請求をすることができます。

○　再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して１月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

○　審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。

○　取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者　法務大臣）となります。

○　取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過したときは、提起することができません。

○　取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。

(1) 審査請求がされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

(2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。

(3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

不服申立て等について

【不服申立てについて】

○　この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して３月以内に国税局長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

○　再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して１月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

○　審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。

○　取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者　法務大臣）となります。

○　取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過したときは、提起することができません。

○　取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。

(1) 審査請求がされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

(2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。

(3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

連結法人の災害損失の繰戻しによる還付請求（の一部）に理由がない旨の通知書

1 使用目的

「連結法人の災害損失の繰戻しによる還付請求（の一部）に理由がない旨の通知書」は、災害損失の繰戻しによる還付請求が連結確定申告書又は仮決算の連結中間申告書の提出と同時にされたものでない場合及び還付請求があった法人税の全額、又は一部について還付を要しないもので、その請求の理由がなく、還付を要しない場合に使用する。

2 記載要領

項　　目	内　　容
本　　文	「……（の一部）……」の括弧書の箇所については、還付請求があった法人税の全部についての理由がなく、還付しないときは、これを抹消する。
理　　由	その処分の理由を簡潔かつ具体的に、例えば、「当該連結事業年度の連結欠損金額×××円が××××円に更正されたことによる。」とか、「……当該連結事業年度の連結欠損金額×××円が連結所得金額×××円に更正されたことによる。」、「還付請求書が連結確定申告書と同時に提出されなかったことによる。」等のように記入する。
調査担当者	「この通知に係る処分は、　　の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1)　税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2)国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。
教　　示	処分の内容に応じて、次のとおり記載する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。）。 (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「･･･２月以内に　　税務署長に対して･･･」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記載する。 また、「･･･（提出先は　　国税不服審判所首席国税審判官）･･･」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記載する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「･･･２月以内に　　国税局長に対して･･･」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記載する。 また、「･･･（提出先は　　国税不服審判所首席国税審判官）･･･」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記載する。

処分の理由　　別紙

/　　—

処分の理由　　別紙

本納税告知書の「納期等の区分及び納付すべき税額の内訳」の「本税」の金額は、同封しています「源泉所得税及び復興特別所得税の調査結果について」のとおり、貴法人（あなた）が納付すべき俸給・給料等（賞与）、税理士報酬等の支払に係る源泉所得税及び復興特別所得税であり、法定納期限までに納付がされていないと認められますので、国税通則法第 36 条の規定により納税の告知を行います。

（以下余白）

様式ID	NTA1VHX070010010

法人税の課税標準とされないこととなる国内源泉所得の明細書

年　月　日 提出

提出先	F01		税務署長	法人番号	F02		
本店又は主たる事務所の所在地	郵便番号	-	電話番号	- -	フリガナ（代表者氏名）	H06	
	所在地				代表者氏名	H07	
フリガナ（外国法人の名称）	F03						
外国法人の名称	F04						

平成30年改正前の租税特別措置法第67条の16第３項（外国組合員に対する課税の特例）の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

特例適用申告書の提出年月日	（元号）　年　月　日	変更申告書の提出年月日	（元号）　年　月　日
（フリガナ）			
投資組合の名称			
国内事務所等の所在地			
（フリガナ）			
配分の取扱者の氏名又は名称			

国内源泉所得の種類及び金額	種類	金額
		円
		円
		円
		円
		円
		円
		円
		円
		円
		円

その他参考となるべき事項	

税理士署名	R01		電話番号（税理士）	R02	- -

税務署整理欄	通信日付印の年月日		（西暦）年	月	日	備考	
		F12					

法人税の課税標準とされないこととなる国内源泉所得の明細書の記載要領等

1　この明細書は、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第 67 条の 16 第１項（外国組合員の課税の特例）の規定の適用により法人税法（以下「法」といいます。）第 141 条（外国法人に係る各事業年度の所得に対する法人税の課税標準）に規定する各事業年度の所得に対する法人税の課税標準とされないこととなる法第 138 条第１項（国内源泉所得）又は平成 26 年改正前の法人税法（以下「旧法」といいます。）第 138 条（国内源泉所得）に規定する国内源泉所得について、その明細を届け出る場合に使用してください。

2　この明細書は、措置法第 67 条の 16 第３項に規定する外国法人が同項に規定する国内源泉所得に係る所得の金額を有することになった日を含む事業年度の確定申告書の提出期限までに、所轄税務署長に提出してください。

3　この明細書の各欄は、次により記載します。

(1)　「外国法人の名称」欄には、措置法第 67 条の 16 第３項に規定するこの明細書を提出する外国法人の名称を記載してください。

(2)　「本店又は主たる事務所の所在地」欄には、当該外国法人の本店又は主たる事務所の所在地を記載してください。

(3)　「特例適用申告書の提出年月日」及び「変更申告書の提出年月日」欄には、特例適用投資組合契約（当該外国法人が締結している措置法第 67 条の 16 第２項において準用する措置法第 41 条の 21 第１項の規定の適用に係る同条第２項第１号に規定する投資組合契約をいいます。）に係る措置法第 67 条の 16 第２項において準用する措置法第 41 条の 21 第３項に規定する特例適用申告書及び措置法第 67 条の 16 第２項において準用する措置法第 41 条の 21 第７項に規定する変更申告書の提出年月日を記載します。

(4)　「投資組合の名称」欄には、特例適用投資組合契約によって成立する投資組合（措置法第 41 条の 21 第２項第２号に規定する投資組合をいいます。）の名称を記載してください。

(5)　「国内事務所等の所在地」欄には、当該投資組合の国内にある事務所、事務所その他これらに準ずるもの（これらが２以上あるときは、そのうち主たるものとします。以下「国内事務所等」といいます。）を記載してください。

　なお、当該投資組合の主たる事務所が国外にある場合におけるその国外にある主たる事務所の所在地及び当該国内事務所等の所在地と特例適用投資組合契約に係る措置法第 41 条の 21 第３項に規定する納税地とが異なる場合にはその納税地を記載してください。

(6)　「配分の取扱者の氏名又は名称」欄には、特例適用投資組合契約に係る措置法第 41 条の 21 第３項に規定する配分の取扱者の氏名又は名称を記載してください。

(7)　「国内源泉所得の種類及び金額」欄には、措置法第 67 条の 16 第１項の規定の適用により法第 141 条に規定する各事業年度の所得に対する法人税の課税標準とされないこととなる法第 138 条第１項又は旧法第 138 条に規定する国内源泉所得の種類及び金額を記載してください。

(8)　「税理士署名」欄は、この請求書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。